

# 廿日市市地域防災計画

(資料編)

令和5年5月

廿日市市防災会議



## 廿日市市地域防災計画（資料編） 目次

資料 1	災害の種類	1
資料 2	過去の主な台風	2
資料 3	過去の主な災害	
	（1）風水害による被害	3
	（2）豪雪による被害	3
資料 4	芸予地震（3月24日）による本市の被害	4
資料 5	平成30年7月豪雨による本市の被害	8
資料 6	急傾斜地崩壊危険区域等	
	（1）急傾斜地崩壊危険箇所	9
	（2）急傾斜地崩壊危険区域	19
資料 7	土石流危険溪流一覧表	21
資料 8	がけ崩れ注意箇所	
	（1）崩壊土砂流出危険地区	29
	（2）山腹崩壊危険地区	32
資料 9	地すべり防止（指定）区域等一覧表	36
資料 10	土砂災害防止法（指定）区域一覧表	37
資料 11	雪崩危険箇所一覧表	62
資料 12	水防注意箇所（河川）	
	（1）重要水防箇所	63
	（2）砂防河川	65
資料 13	水防注意箇所（ため池）	68
資料 14	調整池一覧表	71
資料 15	観測施設	
	（1）気象観測所一覧表	73
	（2）水位観測所一覧表	74
	（3）計測震度計一覧表	74
資料 16	備蓄計画	
	（1）食糧及び生活必需品の確保	75
資料 17	水防資機材保管一覧表	76
資料 18	雨水ポンプ場・雨水調整池一覧表	77
資料 19	市内指定文化財	78
資料 20	消防機械配置一覧表	79
資料 21	消防施設一覧	80
資料 22	消防水利の状況	81
資料 23	管径別消火栓	81
資料 24	防災行政無線設備設置場所一覧表	82
資料 25	消防団配置一覧表	85

資料 26	IP 無線及び消防救急デジタル無線の設置状況	89
資料 27	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	90
資料 28	福祉避難所一覧	93
資料 29	応急仮設住宅建設候補地一覧	94
資料 30	公園一覧表	95
資料 31	廿日市市内医療機関一覧	100
資料 32	災害拠点病院	101
資料 33	災害対策車両協力依頼先	101
資料 34	陸上建設機械等一覧表	103
資料 35	臨時ヘリポート設置箇所一覧表	104
資料 36	宿泊・野営可能場所一覧表	105
資料 37	気象予報用語解説表	106
資料 38	震度階級表	107
資料 39	被災者に必要となる防災業務一覧	112
資料 40	災害リスク区域内の要配慮者利用施設	114
資料 41	廿日市市防災会議条例	116
資料 42	廿日市市防災会議運営規程	117
資料 43	令和 5 年度廿日市市防災会議委員名簿	118
資料 44	廿日市市災害対策本部条例	119
資料 45	応急対策職員派遣制度に関する要綱	120
資料 46	県内市町村の災害時の相互応援に関する協定書 (広島県及び県内各市町)	138
資料 47	災害時の医療救護活動に関する協定書 (社団法人佐伯地区医師会)	141
資料 48	災害時における施設の利用に関する覚書 (日本赤十字広島看護大学)	145
資料 49	災害時における被災車両の撤去等に関する協定 (社団法人日本自動車連盟中国本部)	146
資料 50	災害時における応急措置等の協力に関する協定 (廿日市市建設協会、有田建設株式会社、河井建設工業株式会社)	148
資料 51	災害時における応急措置等の協力に関する協定 (廿日市市造園緑化建設業協会)	154
資料 52	災害時等における緊急放送による市民への情報提供に関する協定書 (株式会社 FM はつかいち)	156
資料 53	災害時における情報交換に関する協定書 (国土交通省中国地方整備局)	158
資料 54	災害時におけるライフライン復旧活動支援拠点としての土地の使用に関する協定 (広島市)	159

資料 55	災害時における提供協力に関する協定書……………	163
	(株式会社アペックス西日本)	
資料 56	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定……………	166
	(海ネット共助会員)	
資料 57	災害時における救援物資の提供協力に関する協定書……………	170
	(株式会社伊藤園)	
資料 58	災害相互支援協定書……………	172
	(京都府宮津市及び宮城県松島町)	
資料 59	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い……………	176
	(中国電力株式会社廿日市営業所)	
資料 60	災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書……………	179
	(株式会社イズミ)	
資料 61	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書……………	181
	(株式会社イズミ)	
資料 62	避難所施設利用に関する協定書……………	183
	(市内の広島県立高等学校)	
資料 63	福祉避難所の設置運営に関する協定書……………	185
	(インマヌエルホーム外 2 6 施設)	
資料 64	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書……………	188
	(宮島旅館組合)	
資料 65	災害時における避難誘導等に関する協定書……………	194
	(一般社団法人宮島観光協会及び宮島旅館組合)	
資料 66	日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱……………	196
	(日本水道協会広島県支部)	
資料 67	警察署庁舎使用不能時における施設使用に関する協定書……………	201
	(広島県廿日市警察署)	
資料 68	災害時における避難所等への食糧供給に関する協定書……………	203
	(越智製パン株式会社)	
資料 69	災害時における L P ガス等の調達及び供給に関する協定書……………	205
	(広島県 L P ガス協会広島西地区協議会)	
資料 70	災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書……………	208
	(生活協同組合ひろしま)	
資料 71	災害情報の放送に関する協定書……………	210
	(株式会社ちゅピ C O M ふれあい)	
資料 72	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書……………	212
	(株式会社アクティオ)	
資料 73	災害発生時における廿日市市と廿日市市内郵便局の協力に関する協定書……………	214
	(廿日市市内郵便局)	

資料 74	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書……………	216
	(株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ)	
資料 75	災害時等における車両提供に関する協定書……………	218
	(吉和神楽団)	
資料 76	災害時における災害応急対策業務に関する協定書……………	220
	(全日本高速道路レッカー事業協同組合)	
資料 77	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書……………	222
	(広島県厚生農業協同組合連合会)	
資料 78	日本赤十字社広島県支部廿日市地区災害救援用自動車の使用に関する覚書……………	224
	(日本赤十字社広島県支部廿日市地区)	
資料 79	災害時における物資供給に関する協定書……………	225
	(NPO 法人コメリ災害対策センター)	
資料 80	災害時における物資の供給に関する協定書……………	227
	(株式会社ジュンテンドー)	
資料 81	災害に係る情報発信等に関する協定……………	230
	(ヤフー株式会社)	
資料 82	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書……………	232
	(広島県)	
資料 83	災害発生時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書……………	235
	(広島県行政書士会)	
資料 84	災害時等における電気自動車等の支援に関する協定書……………	237
	(広島三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社)	
資料 85	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書……………	241
	(宮島ボートレース企業団)	
資料 86	災害時における物資供給に関する協定……………	244
	(株式会社ナフコ)	
資料 87	大規模災害時の支援協力に関する協定……………	247
	(一般社団法人建設コンサルタント協会中国支部)	
資料 88	大規模災害時の支援協力に関する協定……………	249
	(一般社団法人広島県測量設計業協会)	
資料 89	廿日市市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定……………	251
	(地方共同法人日本下水道事業団)	
資料 90	災害時における応急措置等の応援に関する協定書……………	255
	(第一環境株式会社広島支店)	
資料 91	災害に係る情報発信等に関する協定書……………	258
	(株式会社テレビ新広島)	
資料 92	防災パートナーシップに関する協定書……………	260
	(広島テレビ放送株式会社)	

資料 93	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書……………	262
	(日本赤十字広島看護大学)	
資料 94	廿日市市被災者生活サポートボランティアセンターの設置運営等に関する協定書……………	264
	(社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会)	

※協定相手の名称については、協定締結時のもので掲載





# 1 災害の種類

市域を襲う暴風雨は主に台風によるものであって、台風の中心が豊後水道、北九州を通過して来襲すると、その強度にもよるが相当の風水害が起きる。台風の中心が、山口県以西朝鮮海峡を通過して日本海に入る際は、強い南風と100mm台の雨が一兩日にわたって降る。また台風の進行が遅く九州、四国の南部で停滞するような時には、大雨が降り続き水害をみている。更に台風の中心が紀伊水道付近を北上する場合は、当地方の雨は割合早くあがるが、後に北西の強い風がある。

〔台風の経路別の大雨時の雨量分布〕

台風による雨は、進路、規模、速度及び西日本付近の前線の有無により、県内の雨量及び雨量分布も変化するが、主として台風の経路との関係を述べる。大雨をもたらした台風の経路を大別すると次のように三つの型に分類される。

- 1 九州を縦断（又は斜断）して瀬戸内に入り日本海に抜ける場合、県下に大雨をもたらすことが最も多く（豊後水道を通過する台風も含む）なっている。中でも県の西部（又は西方）を通過し、日本海に抜ける時は台風の規模も考慮しなければならないが、多雨域は西部山間部で、雨量が非常に多い傾向がある。すなわち総雨量は大体200～300mmの範囲のことが多く、特に昭和25年9月12～14日のキジヤ台風で365mm（吉和）が観測された。時期的には9月の例が最も多い。台風が県の東部（又は東方）を通過する時は、多雨域は西部山間部であるが、総雨量は100～200mmの範囲が多く（200mmを超えることはない）、特に四国沖に前線がないときは、100mm前後と雨量は少なくなっている。
- 2 四国沖を北東進して四国東部（又は紀伊半島）に上陸する場合、この進路では大雨になる例数が比較的少なく、多雨域は北西及び北東山間部で、総雨量は大体150～200mm（200mmを超えることはない）となっている。
- 3 九州西方海上を北東進して日本海に抜ける場合、この進路でも大雨を降らす例が少なく、特徴がはっきりしないが、多雨域は西～北西山間部で総雨量は大体150～250mmの範囲となっている。

以上の例の他、梅雨期に台風が台湾付近にあっても、台風による南東の随伴気流が梅雨前線を刺激して、県西部で大雨をみることがある。

〔過去における災害の状況〕

本市域の災害中最も大きいものは、主として夏期から秋期にかけて来襲する台風によるものである。特に台風の中心が豊後水道、北九州を通過して来襲する場合はその強度にもよるが非常に大きな被害を被る。過去で台風の中心付近が本市域を通過したもので昭和17年、昭和20年、昭和26年等でいずれも甚大な被害をもたらしている。その他の災害としては、近年は規模の大きな災害が発生し、平成11年6月29日には日雨量177.5ミリを記録した土砂災害や、平成13年3月24日に発生した震度5強、マグニチュード6.7を記録した芸予地震があげられる。いずれの場合も甚大な被害を受け、このことから示すように、今後、本市においても規模の大きな災害についても十分対処できる体制を備えておく必要がある。

## 2 過去の主な台風

※過去の災害を伴った主な台風

	最低気圧		最大風速 (10分間平均)			最大瞬間風速			1 時間 最大雨量		3 時間 最大雨量	
	mb (hpA)	日時分	風向	風速 (m/s)	日時分	風向	風速 (m/s)	日時分	mm	日時分	mm	日時
昭25. 9. 13 キジヤ台風	990.6	14. 03. 03	SSE	28.1	14. 04. 25	SE	34.8	14. 04. 07	12.3	12. 23. 10	30.2	13. 01
昭26. 10. 14 ルース台風	966.3	14. 23. 27	S	33.9	15. 00. 25	S	49.0	15. 00. 37	26.2	14. 24. 00	51.5	14. 24
昭29. 9. 14 ジューン台風	970.8	13. 24. 00	SSW	26.2	14. 04. 20	SSW	32.7	14. 03. 14	14.3	14. 01. 07	25.4	14. 03
昭29. 9. 26 洞爺丸台風	970.3	26. 06. 15	NNW	15.5	26. 07. 10	NNW	28.2	26. 07. 13	16.2	26. 07. 00	27.3	26. 07
昭30. 9. 30 ルイス台風	985.7	30. 07. 41	S	29.2	30. 11. 20	S	36.4	30. 11. 14	10.7	30. 05. 30	18.2	30. 07
昭34. 9. 17 サラ台風	991.8	17. 14. 48	S	25.7	17. 16. 40	S	36.8	17. 15. 21	14.9	17. 11. 05	20.8	17. 12
昭38. 8. 10 ベス台風	990.5	9. 18. 44	S	17.9	10. 12. 00	S	23.0	10. 11. 57	11.0	10. 08. 12	22.5	10. 09
昭45. 8. 15 台風 9 号	986.0	15. 06. 57	SSE	28.2	15. 06. 50	SSE	40.0	15. 06. 43	11.5	15. 06. 00	31.0	15. 06
昭45. 8. 21 台風 10 号	976.2	21. 12. 08	N	21.3	21. 11. 00	N	32.7	21. 10. 40	16.5	21. 12. 00	38.0	31. 13
平 3. 9. 27 台風 19 号	970.2	27. 19. 18	S	36.0	27. 20. 10	SSE	58.9	27. 19. 13	3.0	27. 19. 00	5.0	27. 19
平11. 9. 24 台風 18 号	979.1	24. 09. 49	SSE	32.1	24. 10. 00	SSE	49.6	24. 09. 47	24.0	24. 09. 30	40.5	24. 10
平16. 9. 7 台風 18 号	971.5	7. 13. 36	S	24.9	7. 13. 36	S	51.8	7. 13. 14	53.5	7. 15. 00	57.0	7. 13
平17. 9. 6 台風 14 号	992.4	6. 22. 48	S	10.7	6. 23. 00	S	33.8	6. 24. 00	34.0	6. 22. 00	83.5	6. 22

※ 平16. 9. 7 台風18号については、大野町消防本部でのデータ  
 ※ 平17. 9. 6 台風14号については、湿度計調整中のため、欠測

### 3 過去の主な災害

#### (1) 風水害による被害

(単位 千円)

台風別区分 被害内容	キジャ台風 昭和25. 9		ルース台風 昭和26. 10		27年災害 昭和27. 6		西日本豪雨 昭和28. 6		台風12・13号 昭和29. 9		台風22号 昭和30. 9		台風9号 昭和38. 8		
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	
人	死者、行方不明	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	負傷者	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
住家	流失、全壊	—	—	7	4,258	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	床上浸水、半壊	—	—	471	5,995	—	—	—	21	279	—	—	—	—	
田畑	田の流失、埋没	69a	195	2,152a	6,450	—	—	—	20a	52	—	—	—	—	
	田の冠水	1,438a	2,208	4,205a	3,275	1,131a	952	—	1,002a	98	—	—	565a	57	
	畑の流失、埋没	20a	21	764a	1,135	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	畑の冠水	506a	72	932a	660	—	—	—	—	—	—	—	119a	22	
公共土木施設	道路	975m	3,921	3,211m	15,221	20m	653	18m	4,195	71m	1,775	47m	559	1,024m	13,042
	橋梁	2ヶ所	825	37ヶ所	8,857	—	—	—	—	1ヶ所	500	—	—	3ヶ所	900
	河川	1,657m	6,322	4,775m	182,838	75m	1,012	19m	3,682	627m	23,171	137m	8,115	983m	1,187
	海岸堤防	—	—	2,005m	153,775	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農林水産施設	農道	1,768m	1,897	1,770m	5,324	—	—	—	—	—	—	—	—	15m	137
	林道	—	—	—	—	125m	623	—	—	—	—	27m	475	—	—
	溜池	—	—	4ヶ所	1,312	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	頭首工	2ヶ所	535	31ヶ所	23,187	2ヶ所	1,340	2ヶ所	1,815	2ヶ所	1,207	1ヶ所	404	6ヶ所	3,214
	水路	1,118m	7,528	4,426m	18,863	164m	1,194	—	—	104m	368	—	—	124m	767
	堤塘	910m	2,691	243m	5,913	—	—	—	—	163m	1,758	—	—	—	—
	樋門	2ヶ所	2,671	—	—	—	—	—	—	1ヶ所	1,381	—	—	—	—
	潮廻	1ヶ所	1,960	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	山崖くずれ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
船舶	—	—	2隻	4,211	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計		28,846		441,274		5,774		9,692		30,589		9,553		19,322	

※ 上記数値は、廿日市地域分のみ、台風18号(平成16.9.7)、台風14号(平成17.9.6)については、廿日市、佐伯及び吉和地域分のみ掲載。

※ 6.29集中豪雨(平成11.6.29)の水路の被害額は、溜池分を含む。

(単位 千円)

台風別区分 被害内容	県西部における雷雨 昭和57. 8. 23		6月29日の集中豪雨 平成11. 6. 29		台風18号 平成16. 9. 7		台風14号 平成17. 9. 6		
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	
人	死者、行方不明	—	—	—	4	—	—	—	
	負傷者	—	—	4	—	24	—	—	
住家	流失、全壊	—	—	3	—	1	—	5	
	床上浸水、半壊	40	—	12	—	20	—	28	
田畑	田の流失、埋没	—	—	499a	6,986	—	—	12.19ha	100.4
	田の冠水	840a	1,092	34a	476	—	—	—	—
	畑の流失、埋没	—	—	—	—	—	—	—	—
	畑の冠水	280a	194	—	—	—	—	—	—
公共土木施設	道路	1,453m	26,580	115ヶ所	176,460	6ヶ所	35,515	72ヶ所	387,670
	橋梁	3ヶ所	664	4ヶ所	6,991	—	—	2ヶ所	190,000
	河川	5,263m	19,351	85ヶ所	159,707	5ヶ所	5,600	103ヶ所	423,900
	海岸堤防	—	—	—	—	1ヶ所	80,000	—	—
農林水産施設	農道	421.8m	1,440	8ヶ所	2,000	4,100	35ヶ所	197,360	
	林道	—	—	11ヶ所	28,150	16,500	78ヶ所	128,750	
	溜池	2ヶ所	182	2ヶ所	—	—	—	—	
	頭首工	7ヶ所	18,902	7ヶ所	20,800	—	—	82ヶ所	251,54
	水路	1,088m	15,014	35ヶ所	117,650	2ヶ所	6,100	—	—
	堤塘	—	—	—	—	—	—	—	—
	樋門	—	—	—	—	—	—	—	—
	潮廻	—	—	—	—	—	—	—	—
	山崖くずれ	—	—	381ヶ所	80,900	1ヶ所	2,000	—	83,250
船舶	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計		83,419		600,120		149,815		1,679,630	

#### (2) 豪雪による被害

昭和38年1月、吉和地域において、記録的な豪雪を観測。その概要は次のとおり。

ア 被害状況(概要)

- ・ 地域外への道路交通網が不通となり、唯一の公共交通機関であるバスについても運行できない事態が発生。県所有のブルドーザーによる除雪を行い、21日ぶりにバスの運行が再開された。
- ・ 営林署十方山事務所の職員等の孤立

イ 降雪量

- ・ 日最大積雪量197cm

#### 4 芸予地震（3月24日）による本市の被害

##### ア 廿日市地域

被害区分		被害内容			備	考
①人	軽 傷 者	4人				
②住家	全 壊	0棟	0世帯	0人		
	半 壊	48棟	54世帯	127人		
	一 部 破 損	2,089棟	2,089世帯	5,744人	市内各所	
③避難	避 難 者	30人	16世帯			
	避難予定者	2人	1世帯			住居を探している者
被害区分		被害内容	被害額（単位：千円）		備	考
④公共建物	小 学 校	10ヶ所	32,215		各小学校（佐方小を除く。）	
	中 学 校	5ヶ所	12,790		全中学校	
	保 育 園	7ヶ所	1,233		廿日市・平良・原・宮園・串戸・阿台東・阿台西	
	社会教育施設	14ヶ所	18,758		10 公民館（宮園公を除く。）、文化ホール、郷土資料室外	
	市 営 住 宅	6ヶ所	10,861		樫原、長橋、住吉、野坂、桜尾、金剛寺	
	自転車駐車場	2ヶ所	500		廿日市駅前、宮内串戸駅前	
	庁 舎	1ヶ所	25,452		2階防火扉、外構陥没、屋外表示盤外	
	消 防 施 設	4ヶ所	3,983		消防庁舎、防火水槽、消防団車庫（2箇所）	
	給食センター	1ヶ所	2,083		ガラス破損・壁剥離	
⑤文 化 財	3ヶ所	1,465		極楽寺・洞雲寺・立善寺		
⑥土木施設	道 路 被 害	160ヶ所	292,030		道路復旧等160箇所、道路清掃7地区、カーブミラー	
	河 川 被 害	9ヶ所	3,530		原（中小路、河野原、上川末）	
	急傾斜地崩壊防止施設被害	1ヶ所	500		金剛寺	
	海岸施設被害	3ヶ所	10,640		阿品海岸	
⑦農林水産施設（その他）	19ヶ所	18,710		農道・林道・里道水路		
⑧その他の	清掃施設被害	3ヶ所	20,860		旧資源選別場、清掃センター、リサイクルプラザ	
	観 光 被 害	1ヶ所	4,122		アルカディアビレッジ、遊歩道、ふるさと会館	
	都 市 施 設 被 害	10ヶ所	25,550		公園緑地、スポーツセンターアリーナ	
		2ヶ所	5,400		浄化センター、扇ポンプ場	
	水道施設被害	12ヶ所	4,700			
	水道（断水）	53戸			25日 2:20 復旧	
	社会体育施設	4ヶ所	2,163		昭北グラウンド、阿品台野球場、阿台東小グラウンド、四季が丘テニスコート	
	そ の 他	39ヶ所	24,457		37集会所、火葬場、第二霊峯墓苑	
⑨被害額合計		522,002		概算金額		

イ 佐伯地域

被害区分		被害内容			備 考
①人	軽 傷 者	1人			
② 住 家	全 壊	0棟	0世帯	0人	
	半 壊	0棟	0世帯	0人	
	一 部 破 損	216棟	216世帯	584人	市内各所
③ 避 難	避 難 者	人	世帯		
	避難予定者	人	世帯		
被害区分		被害内容	被害額 (単位：千円)		備 考
④ 公 共 建 物	小 学 校	4ヶ所	100		玖島、友和、津田、浅原小学校
	中 学 校	1ヶ所	110		佐伯中
	保 育 園	0ヶ所			
	社会教育施設	1ヶ所	2,468		総合スポーツ公園
	市 営 住 宅	0ヶ所			
	自転車駐車場	0ヶ所			
	庁 舎	0ヶ所			
	消 防 施 設	ヶ所			
	給食センター	0ヶ所			
⑤文 化 財	1ヶ所	300			
⑥ 土 木 施 設	道 路 被 害	0ヶ所			
	河 川 被 害	2ヶ所	3,000		
	急傾斜地崩壊防止施設被害	ヶ所			
	海岸施設被害	ヶ所			
⑦ 農林水産施設 (その他)	4ヶ所	23,000		林道外	
⑧ そ の 他	清掃施設被害	1ヶ所	4,200		クリーンセンター
	観 光 被 害	ヶ所			
	都 市 施 設 被 害	ヶ所			
		ヶ所			
	水道施設被害	ヶ所			
	水道 (断水)	戸			即時復旧
	社会体育施設	ヶ所			
	そ の 他	ヶ所	949		集会所
⑨ 被害額合計			34,127		概算金額

ウ 大野地域

被害区分		被害内容			備 考
①人	軽 傷 者	2人			
②住家	全 壊	0棟	0世帯	0人	
	半 壊	6棟	6世帯	6人	
	一 部 破 損	809棟	823世帯	2,222人	市内各所
③避難	避 難 者	人	世帯		
	避難予定者	人	世帯		
被害区分		被害内容	被害額（単位：千円）		備 考
④公共建物	小 学 校	2ヶ所	24,500		大野西・大野東小学校
	中 学 校	1ヶ所	7,000		大野東中学校
	保 育 園	0ヶ所			
	社会教育施設	0ヶ所			
	市 営 住 宅	0ヶ所			
	自転車駐車場	0ヶ所			
	庁 舎	0ヶ所			
	消 防 施 設	0ヶ所			
	給食センター	0ヶ所			
⑤文 化 財	0ヶ所				
⑥土木施設	道 路 被 害	20ヶ所	8,375		
	河 川 被 害	3ヶ所	1,557		
	急傾斜地崩壊防止施設被害	0ヶ所			
	海岸施設被害	1ヶ所	1,000		
⑦農林水産施設（その他）	2ヶ所	1,838			
⑧その他の	清掃施設被害	1ヶ所	340		
	観 光 被 害	ヶ所			
	都市施設被害	2ヶ所	1,320		
		ヶ所			
	水道施設被害	ヶ所			
	水道（断水）	戸			
	社会体育施設	ヶ所			
そ の 他	41ヶ所	111,960		集会所	
⑨被害額合計			157,890		概算金額

エ 宮島地域

被害区分		被害内容			備	考
①人	軽 傷 者	1 人				
②住家	全 壊	1 棟	0 世帯	0 人		
	半 壊	棟	世帯	6 人		
	一 部 破 損	1 0 3 棟	世帯			
③避難	避 難 者	2 4 人	6 世帯			
	避難予定者	人	世帯			
被害区分		被害内容	被害額 (単位：千円)		備	考
④公共建物	小 学 校	1 ケ所	14, 078			
	中 学 校	1 ケ所	20, 988			
	幼 稚 園	1 ケ所	3, 000			
	社会教育施設	0 ケ所				
	市 営 住 宅	0 ケ所				
	自 転 車 駐 車 場	0 ケ所				
	庁 舎	0 ケ所				
	消 防 施 設	0 ケ所				
	給食センター	0 ケ所				
⑤文 化 財	3 1 ケ所	不明				
⑥土木施設	道 路 被 害	3 3 ケ所	15, 240			
	河 川 被 害	1 ケ所	不明			
	急傾斜地崩壊防止施設被害	0 ケ所				
	海岸施設被害	ヶ所				
⑦ 農林水産施設 (その他)	1 8 ケ所	5, 620		港湾施設		
⑧その他	清掃施設被害	ヶ所				
	観 光 被 害	ヶ所				
	都 市 施 設 被 害	ヶ所				
		ヶ所				
	水 道 施 設 被 害	ヶ所				
	水 道 (断 水)	戸				
	社 会 体 育 施 設	ヶ所				
	そ の 他	1 7 ケ所	82, 372		集会所ほか	
⑨ 被 害 額 合 計			141, 298		概算金額	

## 5 平成30年7月豪雨による本市の被害

被害区分		被害内容
住家	半壊（半焼）	3棟
	一部破損	6棟
公共建物	小学校（公）	1箇所
神社・仏閣・文化財		2箇所
公共土木施設	道路被害	33箇所
	河川被害	15箇所
農林水産施設	田（流失・埋没）	1箇所
	畑（流失・埋没）	1箇所
	農道被害	13箇所
	水路被害	18箇所
	林道（路面被害）	32箇所
	水産施設被害	2箇所
その他	崖くずれ	10箇所
	水道施設被害	2箇所



## 6 急傾斜地崩壊危険区域等

### (1) 急傾斜地崩壊危険箇所

市区町村	町村	大字	字	分類	斜面区分	箇所番号	箇所名
廿日市市	地御前	串戸	三丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	537	串戸
廿日市市	佐方	佐方本町		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	541	岩戸山B
廿日市市		河津原	中山谷	急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	550	河津原A
廿日市市		浅原	郷	急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	551	浅原
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	554	友田E
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	555	友田F
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	556	峠A
廿日市市		花原		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	558	花原
廿日市市	宮島町	幸町西表		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	559	幸町西表
廿日市市	宮島町	港町		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	561	港町
廿日市市	大野町	屋田越		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	886	屋田越
廿日市市	大野町	物見山		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	887	物見山A
廿日市市	大野町	福面		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	888	青葉台A
廿日市市	大野町	福面		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	889	青葉台C
廿日市市	大野町	尾中山		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	891	尾中山B
廿日市市	大野町	前空		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	892	前空A
廿日市市	大野町	前空		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	893	前空B
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	894	友田G
廿日市市		峠	中峠	急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	895	峠中峠
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	896	津田B
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	897	友田H
廿日市市		永原	小坂	急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	898	小坂
廿日市市		永原	大久保	急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	899	永原大久保
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	900	峠B
廿日市市	地御前	阿品	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1024	鱈浜2
廿日市市	宮内	西岡迫		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1025	西岡迫
廿日市市	宮内	宮内	東畑口	急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1026	東畑口
廿日市市	原	矢ノ崎		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1027	県立原養護学校
廿日市市	宮内	出ヶ原		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1028	出ヶ原
廿日市市	宮内	西岡迫		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1029	西岡迫A
廿日市市	宮内	六本松		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1030	六本松A
廿日市市	阿品台北			急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1031	阿品台北
廿日市市	地御前			急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1032	地御前
廿日市市	大野町	物見山		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1033	物見山B
廿日市市	大野町	鯛の原		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1034	鯛の原
廿日市市	大野町	前空		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1035	新宮島病院
廿日市市	大野町	物見西	三丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1036	池田保育園
廿日市市		浅原		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1040	浅原A
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1041	峠C
廿日市市		津田	花上	急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1042	花上
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1043	峠D
廿日市市		浅原		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1044	浅原B
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1045	下峠
廿日市市		峠	大宅	急傾斜地崩壊危険箇所 I	人工	1046	佐伯工業団地
廿日市市	地御前	阿品	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1693	阿品
廿日市市	地御前	阿品	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1694	阿品新開
廿日市市	地御前	地御前	四丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1695	南町
廿日市市	地御前	地御前北	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1698	今市B
廿日市市	地御前	地御前	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1699	金剛寺
廿日市市	宮内	東畑口		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1700	東畑口A
廿日市市	宮内	東畑口		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1701	東畑口B
廿日市市	宮内	砂原		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1702	砂原
廿日市市	宮内	針田		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1703	針田A
廿日市市	宮内	北山		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1705	北山A
廿日市市	宮内	河本		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1707	河本B
廿日市市	下平良	伴丈木		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1708	伴丈木B
廿日市市	上平良	郡塚		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1709	郡塚
廿日市市	下平良	平良山手		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1710	砂走A
廿日市市	宮内	峰高	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1711	峰高
廿日市市	平良	堂垣内		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1712	堂垣内
廿日市市	佐方	城内		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1713	城内A
廿日市市	佐方	城内		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1714	城内B
廿日市市	佐方	城内		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1715	城内C
廿日市市	佐方	佐方本町		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1716	岩戸山A
廿日市市	廿日市	桜尾本町		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1717	桜尾本町
廿日市市	宮内	峰高		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1718	峰高
廿日市市	宮内	東谷		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1719	東谷
廿日市市	地御前	阿品	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1720	光ヶ丘
廿日市市	原	長谷		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1721	長谷
廿日市市	原	宇治久保中小路		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1722	宇治久保
廿日市市	上平良	郡塚		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1723	郡塚
廿日市市	宮内	佐原田		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1724	佐原田
廿日市市	大野町	上更地		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1728	上更地
廿日市市	大野町	対巖山		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1729	対巖山
廿日市市	大野町	宮島口	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1730	赤崎A
廿日市市	大野町	宮島口	四丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1731	柿ノ浦A
廿日市市	大野町	田屋		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1733	十井

市区町村	町村	大字	字	分類	斜面区分	箇所番号	箇所名
廿日市市	大野町	熊が浦		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1735	熊が浦
廿日市市	大野町	滝山		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1736	滝山
廿日市市	大野町	水の越		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1737	水の越 A
廿日市市	大野町	下の浜		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1738	瀬田ヶ谷
廿日市市	大野町	下の浜		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1739	薬師ヶ谷
廿日市市	大野町	下の浜		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1740	下の浜 A
廿日市市	大野町	上の浜	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1741	上の浜 A
廿日市市	大野町	原	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1742	沖山 A
廿日市市	大野町	梅原	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1743	梅原
廿日市市	大野町	塩屋	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1745	塩屋 A
廿日市市	大野町	片浜	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1746	片浜
廿日市市	大野町	尾立		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1747	尾立
廿日市市	大野町	鳴川		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1748	鳴川
廿日市市	大野町	深江		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1749	深江 A
廿日市市	大野町	深江		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1750	深江 B
廿日市市	大野町	宮島口上	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1751	福面 A
廿日市市	大野町	対巖山	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1752	福面 B
廿日市市	大野町	宮島口上	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1753	赤崎 B
廿日市市	大野町	早時		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1755	早時 A
廿日市市	大野町	中津岡		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1756	中津岡 A
廿日市市	大野町	原	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1758	串山
廿日市市	大野町	林が原	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1759	林が原 A
廿日市市	大野町	丸石	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1760	丸石
廿日市市	大野町	早時		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1762	早時 B
廿日市市	大野町	別府		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1763	別府
廿日市市	大野町	塩屋	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1765	塩屋 C
廿日市市	大野町	沖塩屋	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1766	沖塩屋 A
廿日市市	大野町	沖塩屋	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1767	沖塩屋 B
廿日市市	大野町	沖塩屋	三丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1768	沖塩屋 C
廿日市市	大野町	深江		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1776	深江 E
廿日市市	大野町	宮島口	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1777	赤崎 D
廿日市市		峠	中峠	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1822	中峠
廿日市市		玖島	正ノ原	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1823	正ノ原
廿日市市		津田	郷	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1824	郷
廿日市市		虫所山	所山	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1827	所山
廿日市市		玖島	川上	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1828	川上
廿日市市		栗栖		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1830	栗栖
廿日市市		玖島	檜原	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1831	檜原
廿日市市		栗栖		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1832	栗栖 A
廿日市市		津田	花上	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1833	花上
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1834	友田
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1835	友田 A
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1836	友田 B
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1837	友田 C
廿日市市		田中原		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1839	田中原
廿日市市		花原		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1840	花原
廿日市市		中津谷		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1841	中津谷
廿日市市		汐原		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1842	汐原
廿日市市		田尻		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1843	田尻
廿日市市	宮島町	網ノ浦		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1847	網ノ浦
廿日市市	宮島町	大元		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1848	大元
廿日市市	宮島町	西大西		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1849	水羽荘
廿日市市	宮島町	西大西		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1850	大西
廿日市市	宮島町	東大西		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1851	東大西
廿日市市	宮島町	中江		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1853	中江 A
廿日市市	宮島町	南町		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1855	紅葉谷
廿日市市	宮島町	南町		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1858	南町 B
廿日市市	宮島町	桜町		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1859	桜町
廿日市市	宮島町	大和		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1862	大和
廿日市市	宮島町	下西連		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1863	下西連
廿日市市	宮島町	東西連		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1865	東西連 A
廿日市市	宮島町	浜之町		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1868	浜之町
廿日市市	宮島町	港町		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1869	港町 A
廿日市市	宮島町	胡町		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1870	胡
廿日市市	宮島町	長浜		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1871	長浜 A
廿日市市	宮島町	杉之浦		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1872	杉之浦
廿日市市	宮島町	室浜		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1874	室浜
廿日市市	宮島町	緑町		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1875	緑町
廿日市市	宮島町	杉之浦		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1877	杉之浦
廿日市市	宮島町	杉之浦		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	1878	ひの木団地
廿日市市	地御前	阿品	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	5046	鱈浜
廿日市市	地御前	阿品	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	5047	田屋
廿日市市	地御前	地御前北	三丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	5048	大神
廿日市市	地御前		二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	5049	今市
廿日市市	地御前		二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	5050	二ツ山
廿日市市	地御前	河本		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	5052	河本
廿日市市	地御前	天神		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	5053	篠尾
廿日市市	佐方本町			急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	5054	佐方
廿日市市	上平良	伴丈木		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	5056	伴丈木
廿日市市	廿日市	桜尾本町		急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然	5057	桜尾本町

市区町村	町村	大字	字	分類	斜面区分	箇所番号	箇所名
廿日市市	阿品	四丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5058	田尻
廿日市市	宮内	向井原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5059	向井原
廿日市市	大野町	丸石	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5060	丸石B
廿日市市		玖島	榎原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5062	榎原A
廿日市市		浅原	本郷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5063	本郷
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5064	津田
廿日市市	宮内	石原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5966	石原
廿日市市	下平良	新宮	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5967	新宮
廿日市市	下平良	平良山手		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5968	砂走B
廿日市市	佐方	清末		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5969	清末
廿日市市	佐方	城内		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5970	城内
廿日市市	宮内	大幸		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5971	大幸
廿日市市	四季が丘	三丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5972	四季が丘
廿日市市	宮内	大林		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5973	大林
廿日市市	宮内	北山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5974	北山
廿日市市	原			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5975	原
廿日市市				急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5976	原A
廿日市市	宮内	大林		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5977	大林A
廿日市市	宮内	渡り果		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5978	渡り果
廿日市市	宮園上	二丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5979	宮園第一配水池
廿日市市	宮園	二丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5980	廿日市変電所
廿日市市	峰高	一丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5981	峰高一丁目
廿日市市	下平良			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5982	下平良
廿日市市	佐方本町			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5983	佐方本町
廿日市市	宮内			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5984	宮内
廿日市市	地御前北	一丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5985	地御前北一丁目
廿日市市	地御前北	三丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5986	地御前北三丁目
廿日市市	宮内	六本松		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5987	六本松
廿日市市	阿品台北			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5988	阿品台北
廿日市市	阿品台山の手			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5989	阿品台山の手
廿日市市	阿品	四丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5990	ふじタウン北
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5991	佐方小学校
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5992	佐方B
廿日市市	地御前北	三丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5993	地御前北三丁目A
廿日市市	地御前	二丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5994	地御前二丁目
廿日市市	地御前	二丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5995	地御前二丁目A
廿日市市	宮内			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5996	速谷集会所
廿日市市	上平良			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5997	上平良
廿日市市	大野町	対巖山	三丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5998	対巖山C
廿日市市	大野町	早時		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	5999	早時C
廿日市市	大野町	三鐘谷		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6000	三鐘谷B
廿日市市	大野町	小高江		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6002	小高江B
廿日市市	大野町	深江		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6003	深江D
廿日市市	大野町	水口		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6004	水口A
廿日市市	大野町	宮島口	四丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6005	柿ノ浦B
廿日市市	大野町	宮島口	三丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6006	赤崎C
廿日市市	大野町	堤		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6007	堤B
廿日市市	大野町	堤		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6008	堤C
廿日市市	大野町	尾立		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6009	尾立B
廿日市市	大野町	沖塩屋	三丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6010	沖塩屋D
廿日市市	大野町	下の浜		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6011	下の浜B
廿日市市	大野町	下の浜		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6012	下の浜C
廿日市市	大野町	早時		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6013	早時E
廿日市市	大野町	池田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6014	池田C
廿日市市	大野町	宮島口	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6015	赤崎E
廿日市市	大野町	中山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6016	敬愛病院
廿日市市	大野町	宮島口西	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6017	宮島口西一丁目
廿日市市	大野町	大手		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6018	物見山
廿日市市	大野町	早時		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6019	早時鼻B
廿日市市		栗栖		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6040	栗栖B
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6041	津田A
廿日市市		玖島	泉水	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6042	玖島泉水
廿日市市		浅原	本郷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6043	本郷A
廿日市市		浅原	保曽原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6044	保曽原
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6045	友田D
廿日市市		峠	土居垣内	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6046	土居垣内
廿日市市		峠	下峠	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6047	峠下峠
廿日市市		峠	大宅	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6048	峠大宅A
廿日市市		玖島	平谷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6049	平谷
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6050	中道
廿日市市		津田	林	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6051	林
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6052	河津原
廿日市市		浅原	戸屋原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6053	戸屋原
廿日市市		玖島	吉末	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6054	吉末
廿日市市		栗栖		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6055	栗栖C
廿日市市		栗栖		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6056	小瀬川温泉
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6057	林東集会所
廿日市市		浅原	林	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6058	林A
廿日市市		浅原	市野	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6059	市野
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6060	ひのき園

市区町村	町村	大字	字	分類	斜面区分	箇所番号	箇所名
廿日市市		嵯	越嵯	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6061	越嵯
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6062	友田D
廿日市市		嵯	大宅	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6063	大宅
廿日市市		永原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6064	永原
廿日市市		嵯		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6065	嵯
廿日市市		玖島	上大町	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6066	上大町
廿日市市		津田	河本	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6067	河本
廿日市市		中津原	中組	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6068	中組
廿日市市		熊崎		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6069	住建美術館
廿日市市		頓原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6070	ふれあいホーム
廿日市市	宮島町	紅葉谷		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6071	紅葉谷駅
廿日市市	宮島町	弥山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6072	樋谷駅
廿日市市	宮島町	弥山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6073	獅子岩駅
廿日市市	宮島町	長浜		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6074	宮島幼稚園
廿日市市	宮島町	杉之浦		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6075	杉ノ浦公民館
廿日市市	宮島町	杉之浦		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6076	第2金岡コーポ
廿日市市	大野町	深江		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	自然	6077	深江F
廿日市市	地御前	四丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	171	神賀
廿日市市	原	長谷		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	172	長谷
廿日市市	宮内	東畑口		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	173	東畑口
廿日市市	宮内	東畑口		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	174	東畑口
廿日市市	宮内	東谷		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	175	東谷
廿日市市		玖島	下大町	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	179	下大町C
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	180	玖島H
廿日市市	大野町	賀撫津		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	466	賀撫津
廿日市市	大野町	早時		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	467	早時B
廿日市市	大野町	堤		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	469	堤B
廿日市市	大野町	堤		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	470	堤B
廿日市市	大野町	沖塩屋	四丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	473	小田島
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	474	津田K
廿日市市		河津原	中組	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	475	河津原中組
廿日市市	原	橋本		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	776	橋本
廿日市市	地御前北	一丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	777	地御前北一丁目
廿日市市	四季が丘上			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	778	四季が丘上
廿日市市	阿品台	五丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	779	阿品台五丁目
廿日市市	阿品台	一丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	780	阿品台一丁目
廿日市市	地御前			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	781	野坂中学校
廿日市市	宮内			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	782	N T T宮内
廿日市市	宮内			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	783	宮内A
廿日市市	佐方	平良山手		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	784	平良山手
廿日市市	大野町	下更地		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	785	下更地A
廿日市市	大野町	早時		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	786	早時A
廿日市市	大野町	池田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	787	池田
廿日市市	大野町	丸石		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	788	丸石A
廿日市市		玖島	中村日浦	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	795	広源寺裏
廿日市市		浅原	市野	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	796	市野B
廿日市市		津田	花上	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	797	津田L
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	798	玖島I
廿日市市		津田	花上	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	799	花上C
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	800	津田M
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	801	津田N
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	802	津田O
廿日市市		河津原	中組	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	803	河津原中組A
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	804	河津原N
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	805	河津原O
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	806	河津原P
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	807	友田L
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	808	津田P
廿日市市		浅原	市野	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	809	浅原(市野)C
廿日市市		浅原	市野	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	810	浅原(市野)D
廿日市市		浅原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	811	浅原E
廿日市市		浅原	保曾原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	812	保曾原C
廿日市市		津田	林	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	813	林C
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	814	友田M
廿日市市		嵯		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	815	嵯M
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	816	友田N
廿日市市		熊崎		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	817	熊崎
廿日市市	宮島町	大町		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人工	818	大町
廿日市市	大野町	下更地		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	870	下更地B
廿日市市	大野町	中山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	872	中山
廿日市市	大野町	早時		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	874	早時D
廿日市市	大野町	堤		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	876	堤E
廿日市市	大野町	深江		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	880	深江C
廿日市市	大野町	三鐘谷		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	882	三鐘谷C
廿日市市	大野町	鯛ノ原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	884	鯛ノ原
廿日市市	大野町	陣場		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	885	陣場
廿日市市	大野町	池田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	886	池田A
廿日市市	大野町	八坂		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	887	八坂
廿日市市	大野町	向原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	888	向原B
廿日市市	大野町	林が原	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	889	林が原B

市区町村	町村	大字	字	分類	斜面区分	箇所番号	箇所名
廿日市市	大野町	林が原	一丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	890	林が原C
廿日市市		飯山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	927	飯山
廿日市市		玖島	下大町	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	929	下大町
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	930	玖島
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	936	津田C
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	938	津田D
廿日市市		浅原	市野	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	940	浅原(市野)
廿日市市		飯山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	946	飯山A
廿日市市		石原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	949	石原
廿日市市		石原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	950	石原
廿日市市		熊崎		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	951	熊崎
廿日市市		駄荷		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	952	駄荷
廿日市市		熊崎		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	953	熊崎
廿日市市		熊崎		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	954	熊崎
廿日市市		大向		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	955	大向
廿日市市		大向		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	956	大向
廿日市市		汐原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	957	汐原
廿日市市		頓原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	958	頓原
廿日市市		頓原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	959	頓原
廿日市市		半坂		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	960	半坂
廿日市市		田尻		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	961	田尻
廿日市市		頓原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	963	頓原
廿日市市		頓原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	964	頓原
廿日市市	宮島町	幸町西浜		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	965	幸町西浜
廿日市市	宮島町	長浜		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	966	長浜B
廿日市市	宮内	西岡泊		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4449	西岡泊
廿日市市	大野町	向原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4452	向原
廿日市市	大野町	下更地		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4454	下更地
廿日市市		玖島	上川上	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4461	上川上
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4463	津田E
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4464	河津原B
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4465	友田I
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4466	玖島A
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4467	玖島B
廿日市市		浅原	本郷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4469	本郷B
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4471	峠E
廿日市市		岩倉		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4472	岩倉
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4473	峠F
廿日市市	宮島町	緑町		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	4476	緑町
廿日市市	上平良	二重原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6801	二重原
廿日市市	原	上川末		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6802	上川末
廿日市市	原	上川末		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6803	上川末A
廿日市市	原	長谷		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6804	長谷A
廿日市市	上平良	河野原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6805	河野原
廿日市市	宮内	辻堂原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6806	辻堂原
廿日市市	原	中伏		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6807	中伏
廿日市市	原			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6808	原
廿日市市	原	中伏		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6809	中伏A
廿日市市	原			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6810	原A
廿日市市	原	後畑		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6811	後畑
廿日市市	原	上川末		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6812	上川末B
廿日市市	原	国実		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6813	国実
廿日市市	原	中小路		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6814	中小路
廿日市市	原	中小路		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6815	中小路A
廿日市市	原	長谷		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6816	長谷A
廿日市市	原	長野		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6817	長野
廿日市市	原			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6818	原病院駐車場
廿日市市	原	森宗		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6819	森宗
廿日市市	上平良			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6820	上平良A
廿日市市	上平良			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6821	上平良B
廿日市市	上平良			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6822	上平良C
廿日市市	上平良			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6823	上平良D
廿日市市	上平良	大原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6824	大原
廿日市市	上平良	大原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6825	大原A
廿日市市	宮内	東谷		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6826	東谷A
廿日市市	宮内	出ヶ原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6827	出ヶ原A
廿日市市	宮内	向井原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6828	向井原A
廿日市市	宮内	向井原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6829	向井原B
廿日市市	宮内	向井原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6830	向井原C
廿日市市	宮内	向井原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6831	向井原D
廿日市市	宮内	野稲原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6832	野稲原
廿日市市	宮内	辻堂原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6833	辻堂原A
廿日市市	宮内	辻堂原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6834	御手洗川
廿日市市	宮内	黒折		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6835	黒折
廿日市市	宮内	辻堂原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6836	御手洗川A
廿日市市	宮内	西畑口		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6837	西畑口
廿日市市	宮内	西畑口		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6838	西畑口A
廿日市市	宮内	西畑口		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6839	東光寺
廿日市市	宮内	西畑口		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6840	下西畑口川
廿日市市	宮内	石原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6841	石原A

市区町村	町村	大字	字	分類	斜面区分	箇所番号	箇所名
廿日市市	宮内	畑口		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6842	畑口
廿日市市	阿品台北	阿品台		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6843	阿品台タウンハウス
廿日市市	阿品	一丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6844	阿品一丁目
廿日市市	阿品	一丁目		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6845	阿品一丁目A
廿日市市	地御前			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6846	地御前A
廿日市市	宮内	陽光台	五丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6847	陽光台五丁目
廿日市市	上平良			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6848	上平良E
廿日市市	上平良			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6849	上平良F
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6850	佐方B
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6851	佐方C
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6852	佐方D
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6853	佐方E
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6854	佐方川
廿日市市	佐方	同免		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6855	同免
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6856	佐方F
廿日市市	宮内	向井原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6857	向井原E
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6858	ふじタウン中
廿日市市	大野町	屋田越		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6859	屋田越A
廿日市市	大野町	沖塩屋	四丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6860	小田島
廿日市市	大野町	対巖山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6861	対巖山B
廿日市市	大野町	上更地		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6862	上更地B
廿日市市	大野町	上更地		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6863	上更地C
廿日市市	大野町	下更地		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6864	下更地A
廿日市市	大野町	水口		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6865	水口B
廿日市市	大野町	高畑		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6866	高畑
廿日市市	大野町	池田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6867	池田B
廿日市市	大野町	屋田越		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6868	屋田越B
廿日市市	大野町	梅原	二丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6869	沖山B
廿日市市	大野町	下の浜		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6870	下の浜F
廿日市市	大野町	上の浜		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6871	上の浜B
廿日市市	大野町	上の浜		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6872	上の浜C
廿日市市	大野町	上の浜		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6873	上の浜D
廿日市市	大野町	戸石川		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6875	永慶寺川
廿日市市	大野町	亀ヶ岡		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6876	亀ヶ岡
廿日市市	大野町	上更地		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6877	上更地D
廿日市市	大野町	宮島口	四丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6878	宮島口四丁目
廿日市市	大野町	早時		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6879	早時F
廿日市市	大野町	高見		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6880	高見
廿日市市	大野町	対巖山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6881	対巖山D
廿日市市	大野町	早時		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6882	早時G
廿日市市	大野町	前空		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6883	前空C
廿日市市	大野町	前空		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6884	前空D
廿日市市	大野町	早時鼻		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6885	早時鼻C
廿日市市	大野町	早時鼻		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6886	早時鼻A
廿日市市	大野町	下の浜		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6887	薬師ヶ谷A
廿日市市	大野町	八坂		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6888	八坂
廿日市市	大野町	下灘		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6889	下灘
廿日市市	大野町	陣場		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6890	陣場A
廿日市市	大野町	中津岡		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6891	中津岡B
廿日市市	大野町	中津岡		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6892	中津岡C
廿日市市	大野町	原	四丁目	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	6893	大野インター北
廿日市市		津田	内山	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7093	内山
廿日市市		浅原	市野	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7094	市野A
廿日市市		埴		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7095	埴G
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7096	虫所山
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7097	虫所山A
廿日市市		玖島	平谷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7098	内野
廿日市市		玖島	平谷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7099	内野A
廿日市市		飯山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7100	飯山B
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7101	虫所山B
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7102	虫所山C
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7103	虫所山D
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7104	虫所山E
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7105	虫所山F
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7106	虫所山G
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7107	虫所山H
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7108	虫所山I
廿日市市		虫所山	助藤	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7109	助藤
廿日市市		玖島	下川上	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7110	下川上
廿日市市		玖島	平谷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7111	平谷
廿日市市		玖島	平谷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7112	平谷A
廿日市市		玖島	平谷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7113	平谷B
廿日市市		玖島	下大町	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7114	下大町
廿日市市		玖島	下大町	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7115	下大町A
廿日市市		玖島	下大町	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7116	下大町B
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7117	玖島C
廿日市市		玖島	中村	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7118	中村
廿日市市		玖島	中村	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7119	玖島中村
廿日市市		玖島	中村	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7120	玖島中村A
廿日市市		玖島	大沢	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7121	玖島大沢

市区町村	町村	大字	字	分類	斜面区分	箇所番号	箇所名
廿日市市		玖島	大沢	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7122	玖島大沢A
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7123	中道
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7124	中道A
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7125	中道B
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7126	中道C
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7127	中道D
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7128	中道E
廿日市市		栗栖		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7129	栗栖D
廿日市市		栗栖		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7130	栗栖E
廿日市市		栗栖		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7131	栗栖F
廿日市市		栗栖		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7132	栗栖G
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7133	津田F
廿日市市		浅原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7134	浅原C
廿日市市		津田	花上	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7135	花上
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7136	河津原C
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7137	河津原D
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7138	河津原E
廿日市市		津田	花上	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7139	花上A
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7140	玖島D
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7141	玖島E
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7142	玖島F
廿日市市		玖島	泉水	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7143	玖島泉水
廿日市市		浅原	市野	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7144	浅原(市野)A
廿日市市		浅原	市野	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7145	浅原(市野)B
廿日市市		浅原	冷川	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7146	浅原(冷川)
廿日市市		浅原	冷川	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7147	浅原(冷川)A
廿日市市		浅原	冷川	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7148	浅原(冷川)B
廿日市市		浅原	成ヶ原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7149	成ヶ原
廿日市市		浅原	小田原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7150	小田原
廿日市市		浅原	本郷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7151	本郷C
廿日市市		浅原	成ヶ原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7152	成ヶ原
廿日市市		浅原	小田原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7153	浅原小田原
廿日市市		浅原	本郷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7154	本郷D
廿日市市		浅原	本郷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7155	本郷E
廿日市市		浅原	冷川	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7156	冷川
廿日市市		浅原	保曽原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7157	保曽原
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7158	峠H
廿日市市		飯山	四和	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7159	盤宮橋
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7160	虫所山I
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7161	虫所山K
廿日市市		虫所山	所山	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7162	所山
廿日市市		虫所山	河面	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7163	河面
廿日市市		虫所山	河面	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7164	河面A
廿日市市		虫所山	大虫	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7165	大虫
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7166	玖島G
廿日市市		玖島	吉末	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7167	吉末A
廿日市市		玖島	吉末	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7168	吉末B
廿日市市		玖島	吉末	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7169	吉末C
廿日市市		玖島	吉末	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7170	吉末D
廿日市市		玖島	吉末	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7171	吉末E
廿日市市		玖島	檜原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7172	檜原A
廿日市市		玖島	下大町	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7173	城の橋
廿日市市		玖島	下大町	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7174	大竹湯来線
廿日市市		玖島	上大町	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7175	上大町A
廿日市市		玖島	上大町	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7176	上大町B
廿日市市		玖島	上大町	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7177	上大町C
廿日市市		玖島	中村	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7178	日浦橋
廿日市市		玖島	中村	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7179	明覚寺
廿日市市		玖島	中村	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7180	中村A
廿日市市		玖島	中村	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7181	中村B
廿日市市		玖島	中村	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7182	中村C
廿日市市		玖島	大沢	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7183	大沢
廿日市市		栗栖		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7184	栗栖川
廿日市市		栗栖		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7185	栗栖川A
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7186	中道川
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7187	中道F
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7188	らかんの里
廿日市市		浅原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7189	浅原B
廿日市市		栗栖	中栗栖	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7190	中栗栖
廿日市市		津田	岩倉	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7191	岩倉A
廿日市市		津田	岩倉	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7192	岩倉B
廿日市市		津田	岩倉	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7193	岩倉ドライブイン
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7194	津田G
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7195	津田H
廿日市市		浅原	林	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7196	林B
廿日市市		浅原	保曽原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7197	保曽原A
廿日市市		浅原	保曽原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7198	保曽原B
廿日市市		津田	猪ノ子	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7199	猪ノ子
廿日市市		津田	須川田	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7200	須川田
廿日市市		浅原	戸屋原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7201	戸屋原A

市区町村	町村	大字	字	分類	斜面区分	箇所番号	箇所名
廿日市市		浅原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7202	浅原C
廿日市市		浅原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7203	浅原D
廿日市市		浅原	本郷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7204	本郷A
廿日市市		浅原	成ヶ原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7205	成ヶ原橋
廿日市市		浅原	成ヶ原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7206	成ヶ原A
廿日市市		浅原	成ヶ原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7207	成ヶ原B
廿日市市		浅原	小田原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7208	小田原A
廿日市市		浅原	小田原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7209	小田原B
廿日市市		浅原	小田原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7210	小田原C
廿日市市		浅原	猪ノ迫	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7211	猪ノ迫
廿日市市		浅原	猪ノ迫	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7212	猪ノ迫A
廿日市市		浅原	猪ノ迫	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7213	猪ノ迫B
廿日市市		浅原	猪ノ迫	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7214	猪ノ迫C
廿日市市		浅原	成ヶ原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7215	成ヶ原C
廿日市市		浅原	冷川	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7216	冷川
廿日市市		浅原	冷川	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7217	冷川A
廿日市市		浅原	原手	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7218	原手
廿日市市		浅原	市野	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7219	市野A
廿日市市		浅原	市野	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7220	市野B
廿日市市		津田	花上	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7221	花上A
廿日市市		津田	花上	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7222	花上B
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7223	津田I
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7224	津田J
廿日市市		津田	別府	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7225	別府
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7226	河津原F
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7227	鷹の巣ゴルフクラブ
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7228	本谷橋
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7229	河津原G
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7230	河津原H
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7231	神宮川
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7232	河津原橋
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7233	河津原I
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7234	河津原J
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7235	友田I
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7236	友田J
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7237	河津原K
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7238	河津原L
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7239	河津原M
廿日市市		河津原	中山	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	7240	中山
廿日市市		峠	大向井	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14261	大向井
廿日市市		友田	岩組	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14262	岩組
廿日市市		友田		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14263	友田K
廿日市市		浅原	成ヶ原	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14264	成ヶ原D
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14265	峠I
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14266	峠J
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14267	峠K
廿日市市		峠	中峠	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14268	中峠A
廿日市市		峠	中峠	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14269	中峠B
廿日市市		峠	中峠	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14270	中峠C
廿日市市		永原	大久保	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14271	芸南ニュータウン
廿日市市		峠	下峠	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14272	下峠A
廿日市市		峠	下峠	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14273	町道三和砂谷線
廿日市市		峠	下峠	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14274	最禪寺
廿日市市		峠	下峠	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14275	下峠B
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14276	西山川
廿日市市		友田	大向井	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14277	大向井A
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14278	峠L
廿日市市		浅原	原手	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14279	原手
廿日市市		玖島	平谷	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14280	平谷C
廿日市市		細井原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14281	細井原
廿日市市		細井原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14282	細井原
廿日市市		石原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14283	石原
廿日市市		細井原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14284	細井原
廿日市市		石原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14286	石原
廿日市市		駄荷		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14287	駄荷
廿日市市		駄荷		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14288	駄荷
廿日市市		花原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14289	花原
廿日市市		汐原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14290	汐原
廿日市市		汐原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14291	汐原
廿日市市		頓原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14292	頓原
廿日市市		頓原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14293	頓原
廿日市市		頓原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14294	頓原
廿日市市		汐原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14295	汐原
廿日市市		頓原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14296	頓原
廿日市市		駄荷		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14297	駄荷
廿日市市		熊崎		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14298	熊崎
廿日市市		細井原		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14299	鍛冶屋原川
廿日市市	宮島町	多々良		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14300	多々良
廿日市市	宮島町	中西		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14301	中西
廿日市市	宮島町	滝町		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14302	滝町



市区町村	町村	大字	字	分類	斜面区分	箇所番号	箇所名
廿日市市	宮島町	緑町		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14303	緑町
廿日市市	宮島町	大砂利		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然	14304	大砂利
廿日市市	阿品台西			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	人工	124	阿品台西
廿日市市	陽光台	二丁目		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	人工	125	陽光台二丁目
廿日市市	陽光台	一丁目		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	人工	126	陽光台一丁目
廿日市市	大野町	渡の瀬		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	人工	127	渡の瀬
廿日市市	大野町	松ヶ原		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	人工	128	陽緑台
廿日市市	大野町	亀ヶ岡		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	人工	129	平等大誓会
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	人工	132	自然科学研究所
廿日市市		津田	河本	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	人工	133	河本A
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	人工	134	河津原T
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	人工	135	河津原U
廿日市市	宮島町	大砂利		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	人工	136	大砂利
廿日市市	後畑	東後畑		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	781	東後畑
廿日市市	原	上河本		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	782	上河本
廿日市市	原	下河本		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	783	下河本
廿日市市	原	宇治久保		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	784	宇治久保
廿日市市	原	長野		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	785	長野A
廿日市市	原	長野		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	786	長野B
廿日市市	原	長野		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	787	長野C
廿日市市	原	森宗		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	788	森宗A
廿日市市	原	下ヶ原		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	789	下ヶ原
廿日市市	上平良			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	790	上平良H
廿日市市	上平良			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	791	上平良G
廿日市市	上平良			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	792	上平良I
廿日市市	宮内	向井原		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	793	向井原F
廿日市市	宮内	向井原		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	794	向井原G
廿日市市	宮内	東谷		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	795	東谷
廿日市市	四季が丘			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	796	四季が丘小学校
廿日市市	四季が丘			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	797	四季が丘上A
廿日市市	宮内			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	798	宮内A
廿日市市	宮内	石原		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	799	石原B
廿日市市	宮内	的場		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	800	的場
廿日市市	宮内	東岡泊		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	801	東岡泊
廿日市市	宮内			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	802	宮内B
廿日市市	地御前			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	803	地御前B
廿日市市	宮内			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	804	野坂浄水場
廿日市市	地御前			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	805	地御前C
廿日市市	地御前			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	806	地御前D
廿日市市	地御前			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	807	地御前E
廿日市市	阿品	一丁目		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	808	阿品一丁目
廿日市市	地御前北	三丁目		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	809	地御前北三丁目A
廿日市市	地御前北	一丁目		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	810	地御前北一丁目A
廿日市市	上平良			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	811	上平良I
廿日市市	下広池			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	812	下広池
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	813	佐方G
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	814	佐方H
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	815	佐方I
廿日市市	佐方			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	816	佐方J
廿日市市	新宮	一丁目		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	817	新宮神社
廿日市市	原			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	818	午池山
廿日市市	上平良			急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	819	速谷神社
廿日市市	串戸	六丁目		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	820	峰高公園
廿日市市	大野町	下更地		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	821	下更地C
廿日市市	大野町	戸石川		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	822	永慶寺川A
廿日市市	大野町	戸石川		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	823	永慶寺川B
廿日市市	大野町	下更地		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	824	下更地D
廿日市市	大野町	対巖山		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	825	対巖山F
廿日市市	大野町	福面		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	826	青葉台D
廿日市市	大野町	宮島口		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	827	柿ノ浦C
廿日市市	大野町	屋田越		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	828	屋田越C
廿日市市	大野町	早時		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	829	早時鼻D
廿日市市	大野町	物見西	三丁目	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	830	池田保奇園B
廿日市市	大野町	中津岡		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	831	中津岡D
廿日市市	大野町	三鎗谷		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	832	三鎗谷D
廿日市市	大野町	立見		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	833	立見B
廿日市市	大野町	立見		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	834	立見A
廿日市市	大野町	尾立		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	835	尾立C
廿日市市	大野町	宮島口	四丁目	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	836	宮島口四丁目A
廿日市市	大野町	熊が浦		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	837	熊が浦A
廿日市市		所山	所山	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	935	所山
廿日市市		虫所山	所山	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	936	所山A
廿日市市		虫所山	大虫	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	937	大虫橋
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	938	大峯ランド
廿日市市		玖島	下川上	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	939	下川上
廿日市市		玖島	下川上	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	940	下川上A
廿日市市		玖島	吉末	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	941	吉末F
廿日市市		玖島	吉末	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	942	吉末川
廿日市市		玖島	吉末	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	943	吉末G
廿日市市		玖島	吉末	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所	自然	944	吉末H

市区町村	町村	大字	字	分類	斜面区分	箇所番号	箇所名
廿日市市		玖島	檜原	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	945	檜原B
廿日市市		玖島	檜原	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	946	檜原C
廿日市市		玖島	檜原	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	947	檜原D
廿日市市		玖島	檜原	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	948	檜原E
廿日市市		玖島		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	949	城の橋A
廿日市市		玖島	下大町	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	950	下大町
廿日市市		玖島	下大町	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	951	下大町A
廿日市市		玖島	下大町	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	952	下大町B
廿日市市		玖島	平谷	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	953	平谷D
廿日市市		玖島	上大町	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	954	上大町D
廿日市市		玖島	中村	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	955	中村D
廿日市市		玖島	大沢	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	956	大沢A
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	957	中道川
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	958	針山
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	959	中道F
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	960	中道G
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	961	中道H
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	962	中道I
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	963	中道J
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	964	中道K
廿日市市		中道		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	965	県道119佐伯錦線
廿日市市		栗栖	下栗栖	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	966	下栗栖
廿日市市		津田	岩倉	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	967	岩倉C
廿日市市		津田	岩倉	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	968	岩倉D
廿日市市		津田	河本	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	969	河本
廿日市市		浅原	戸屋原	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	970	戸原川
廿日市市		浅原	冷川	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	971	冷川B
廿日市市		浅原	冷川	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	972	冷川C
廿日市市		浅原	成ヶ原	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	973	成ヶ原D
廿日市市		浅原	本郷	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	974	本郷B
廿日市市		浅原	成ヶ原	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	975	成ヶ原E
廿日市市		玖島	下川上	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	976	県道294虫道・廿日市線
廿日市市		津田	花上	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	977	花上D
廿日市市		津田	花上	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	978	花上E
廿日市市		津田		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	979	津田Q
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	980	河津原Q
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	981	河津原R
廿日市市		峠	越峠	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	982	越峠A
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	983	河津原S
廿日市市		河津原	上谷本町	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	984	上谷本町
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	985	神宮川A
廿日市市		河津原	中山	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	986	中山A
廿日市市		友田	岩組	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	987	岩組A
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	988	峠N
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	989	峠O
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	990	峠P
廿日市市		峠	中峠	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	991	中峠D
廿日市市		峠	中峠	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	992	中峠E
廿日市市		峠	中峠	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	993	中峠F
廿日市市		峠	中峠	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	994	中峠G
廿日市市		峠	中峠	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	995	中峠H
廿日市市		峠	下峠	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	996	下峠C
廿日市市		永原	大久保	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	997	大久保
廿日市市		玖島	正之原	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	998	正之原
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	999	峠Q
廿日市市		玖島	内野	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1000	内野
廿日市市		浅原		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1001	白河しらつこ
廿日市市		峠		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1002	峠R
廿日市市		虫所山	所山	急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1003	所山B
廿日市市		河津原		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1004	佐伯町錦鯉市場
廿日市市		虫所山		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1005	万古溪養魚観光センター
廿日市市	宮島町	江の浦		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1006	江の浦
廿日市市	宮島町	網の浦		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1007	網の浦
廿日市市	宮島町	滝町		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1008	滝町
廿日市市	宮島町	弥七ヶ谷		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1009	弥七ヶ谷
廿日市市	宮島町	杉の浦		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1010	杉の浦
廿日市市	宮島町	包ヶ浦		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1011	包ヶ浦
廿日市市	宮島町	包ヶ浦		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1012	包ヶ浦
廿日市市	宮島町	鷹ノ巣浦		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1013	入浜
廿日市市	宮島町	大砂利		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1014	大砂利
廿日市市	宮島町	緑町		急傾斜地崩壊危険箇所	自然	1015	緑町

※平成12年調査時点

[維持管理課]

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

整理番号	地区名	郡市	大字	字	指定年月日	告示番号	家屋戸数
1	魚の棚地区	廿日市市			昭和45年3月27日	281	10
2	篠尾地区	廿日市市	廿日市 佐方	篠尾・旗の浦・城内	昭和45年9月29日	818	38
3	桜町地区	廿日市市			昭和46年3月30日	338	5
4	中西地区	廿日市市			昭和48年2月16日	109	24
5	二つ山地区	廿日市市	地御前	金剛寺	昭和49年3月29日	244	21
6	大西地区	廿日市市			昭和50年3月25日	294	20
7	檜原地区	廿日市市			昭和50年3月25日	294	8
8	佐方地区	廿日市市	佐方	沖新開・岩戸山	昭和52年11月15日	814	19
9	下ノ浜地区	廿日市市		下ノ浜	昭和53年3月20日	231	37
10	上ノ浜地区	廿日市市		上ノ浜	昭和55年2月13日	125	13
11	土井地区	廿日市市			昭和55年2月13日	125	6
12	赤崎地区	廿日市市			昭和56年3月9日	443	28
13	今市地区	廿日市市	地御前二丁目		昭和56年3月27日	311	10
14	小田島地区	廿日市市			昭和57年10月7日	1055	15
15	福面地区	廿日市市	福面		昭和57年10月7日	1055	6
16	二重原地区	廿日市市	上平良	二重原	昭和58年5月9日	523	7
17	片浜地区	廿日市市			昭和59年1月17日	57	7
18	河本地区	廿日市市	宮内	河本・峰高	昭和59年7月30日	743	10
19	向原地区	廿日市市			昭和59年11月29日	1119	4
20	中之町地区	廿日市市			昭和60年1月28日	104	33
21	伴丈木地区	廿日市市	上平良	伴丈木	昭和61年3月20日	262	8
22	尾立地区	廿日市市			昭和61年12月25日	1130	15
23	尾立地区(追加)	廿日市市			昭和62年11月16日	1050	1
24	鱈浜地区	廿日市市	阿品一丁目		昭和62年11月16日	1050	7
25	胡町地区	廿日市市			昭和63年2月25日	189	5
26	上西連町地区	廿日市市			昭和63年2月25日	189	4
27	田屋地区	廿日市市	阿品一丁目		昭和63年2月25日	189	10
28	東西連町地区	廿日市市			昭和63年2月25日	189	13
29	赤崎B地区	廿日市市			昭和63年12月26日	1280	13
30	早時地区	廿日市市			昭和63年12月26日	1280	15
31	縄田地区	廿日市市			昭和63年12月26日	1280	19
32	浜之町地区	廿日市市			平成元年8月14日	881	24
33	深江B地区	廿日市市	深江・対巖山		平成2年2月8日	150	13
34	対巖山地区	廿日市市			平成2年2月8日	150	15
35	大神地区	廿日市市	地御前	大神	平成2年2月8日	150	10
36	幸町西浜地区	廿日市市			平成2年12月27日	1353	7
37	南町B地区	廿日市市			平成2年12月27日	1353	13
38	中江A地区	廿日市市			平成3年3月25日	439	17
39	北山B地区	廿日市市	宮内	北山・長尾	平成3年8月29日	988	24
40	福面B地区	廿日市市			平成4年2月10日	159	17
41	上更地区	廿日市市			平成4年3月30日	442	10
42	長尾地区	廿日市市	宮内	長尾・宮内4丁目	平成5年8月23日	811	30
43	伴丈木地区(追加)	廿日市市	上平良	伴丈木	平成5年8月23日	811	11
44	柿ノ浦A地区	廿日市市			平成5年12月2日	1191	10
45	福面B地区(追加)	廿日市市			平成5年12月2日	1191	17
46	薬師ヶ谷地区	廿日市市			平成5年12月2日	1191	16
47	南町地区	廿日市市	地御前四丁目		平成6年3月10日	242	5
48	砂原地区	廿日市市	宮内	砂原・針田・長尾・宮迫	平成6年3月28日	340	54
49	郡塚地区	廿日市市	上平良	郡塚	平成7年3月30日	382	6
50	伴丈木地区(追加)	廿日市市	上平良	伴丈木	平成7年3月30日	382	2
51	所山地区	廿日市市			平成7年7月17日	779	12
52	田尻地区	廿日市市	阿品四丁目		平成7年11月9日	1170	6
53	大幸地区	廿日市市	宮内・宮園七丁目	大幸・東岡迫・釜ヶ谷	平成9年6月12日	669	7
54	滝町地区	廿日市市			平成9年6月12日	669	5
55	中津谷地区	廿日市市	中津谷		平成9年6月12日	669	8
56	六本松地区	廿日市市	宮内	六本松・高通	平成9年6月12日	669	17
57	金剛寺地区	廿日市市	地御前二丁目		平成9年11月25日	1187	18
58	原地区	廿日市市	原	宇治久保・宇治窪・中小路	平成9年11月25日	1187	11
59	東西連町地区(追加)	廿日市市			平成11年4月19日	484	3
60	沖山A地区	廿日市市			平成11年11月11日	1046	18
61	沖塩屋A地区	廿日市市			平成12年7月3日	678	21
62	林ヶ原A地区	廿日市市			平成13年1月15日	51	14
63	的場砂原地区	廿日市市	宮園七丁目・宮内	砂原・長尾・大幸	平成13年3月30日	373	28
64	田屋B地区	廿日市市	地御前	木上・田屋	平成13年3月30日	373	7
65	郡塚B地区	廿日市市	上平良	郡塚・菊ヶ迫	平成14年3月28日	343	6
66	木上地区	廿日市市	地御前四丁目		平成14年3月28日	343	12
67	潮原地区	廿日市市		神田	平成14年9月26日	973	11
68	西岡迫地区	廿日市市		西岡迫	平成15年3月31日	456	11
69	二重原地区(追加)	廿日市市	上平良	二重原・寺ヶ迫	平成15年9月1日	1101	2
70	屋代1丁目3地区	廿日市市	佐方4丁目		平成15年12月15日	1531	19
71	物見山B地区	廿日市市		物見山	平成15年12月15日	1531	16
72	対巖山C地区	廿日市市		下更地	平成16年2月26日	270	0
73	魚之棚B地区	廿日市市		魚之棚町	平成16年3月25日	462	7
74	大和地区	廿日市市		魚之棚町	平成16年3月25日	462	6
75	北山C地区	廿日市市			平成16年3月25日	462	32
76	六本松1丁目地区	廿日市市	六本松一丁目		平成17年2月24日	242	15
77	串戸3丁目地区	廿日市市			平成17年9月29日	1086	13

整理番号	地区名	郡市	大字	字	指定年月日	告示番号	家屋戸数
78	南町地区	廿日市市			平成17年9月29日	1086	5
79	沖塩屋B地区	廿日市市			平成17年10月31日	1178	5
80	深江A地区	廿日市市	深江一丁目, 深江二丁目		平成17年10月31日	1178	37
81	北山C地区	廿日市市			平成18年2月27日	189	12
82	沖塩屋D地区	廿日市市	深江一丁目		平成18年10月16日	877	11
83	峠A地区	廿日市市	峠	城山	平成19年3月1日	207	18
84	北山A地区	廿日市市	宮内	北山	平成20年3月31日	341	19
85	河津原A地区	廿日市市	河津原	上中組	平成20年10月6日	818	13
86	檜原地区	廿日市市	玖島		平成23年9月22日	873	15
87	沖塩屋E地区	廿日市市	沖塩屋三丁目		平成24年1月23日	71	5
88	末森地区	廿日市市	上平良	末森	平成24年2月2日	114	8
89	小原地区	廿日市市	津田	東城山	平成24年3月19日	235	6
90	小原地区	廿日市市	津田	上小原	平成24年3月19日	235	6
91	深江C地区	廿日市市	大野	対巖山	平成24年7月9日	612	5
92	東畑口B地区	廿日市市	宮内	東畑口	平成25年11月28日	877	11
93	清末地区	廿日市市	佐方	清末	平成26年2月13日	84	19
94	清末地区	廿日市市	佐方	精石山	平成26年2月13日	84	19
95	北山B地区(追加)	廿日市市	宮内	北山	平成26年2月13日	84	12
96	北山B地区(追加)	廿日市市	宮内	長尾	平成26年2月13日	84	12
97	北山B地区(追加)	廿日市市	宮園二丁目		平成26年2月13日	84	12
98	東畑口B地区(追加)	廿日市市	宮内	東畑口	平成26年6月30日	493	4
99	後原A地区	廿日市市	大野	嵐谷	平成27年2月26日	121	13
100	林ヶ原A地区(追加)	廿日市市		林が原一丁目	平成27年3月2日	126	8
101	林ヶ原A地区(追加)	廿日市市		丸石一丁目	平成27年3月2日	126	8
102	東畑口B地区(追加)	廿日市市	宮内	東畑口	平成28年11月17日	680	10
103	篠尾地区(追加)	廿日市市	天神		平成29年2月13日	61	17
104	早時A地区	廿日市市	大野	早時、前空	平成29年3月21日	163	6
105	深江G地区	廿日市市	深江二丁目		平成30年10月15日	744	18
106	深江G地区	廿日市市	大野	対巖山	平成30年10月15日	744	18
107	砂原A地区	廿日市市			令和2年2月10日	70	10
108	赤崎C地区	廿日市市	宮島口三丁目		令和2年4月13日	475	9
109	赤崎C地区	廿日市市	宮島口上二丁目		令和2年4月13日	475	9
110	新宮神社地区	廿日市市			令和2年9月17日	1007	11
111	水口B地区	廿日市市		水口	令和3年7月1日	652	7
112	水口B地区	廿日市市		裏ヶ嶽	令和3年7月1日	652	7
113	地御前北三丁目地区	廿日市市		大神	令和3年7月1日	651	7
114	二つ山地区(追加)	廿日市市	地御前二丁目		令和3年7月1日	650	9
115	沖塩屋D地区	廿日市市	沖塩屋三丁目		令和3年10月14日	940	7
116	丸石地区	廿日市市	丸石一丁目		令和3年10月14日	941	22
117	丸石地区	廿日市市	丸石二丁目		令和3年10月14日	941	22

[維持管理課]

## 7 土石流危険溪流一覽表

市区町村	町村	字	溪流番号	溪流区分略称	水系名	河川名	溪流名	流域面積
廿日市市		浅原	1-8-100	Ⅱ	小瀬川	市野川	クワバラ谷	0.02
廿日市市		浅原	1-8-101	Ⅱ	小瀬川	市野川	市野西谷	0.03
廿日市市		浅原	1-8-102	Ⅱ	小瀬川	市野川	市野谷	0.14
廿日市市		浅原	1-8-103	Ⅱ	小瀬川	市野川	グイメガ谷	0.22
廿日市市		浅原	1-8-104	Ⅱ	小瀬川	市野川	市野東谷	0.29
廿日市市		浅原	1-8-105	Ⅰ	小瀬川	市野川	本郷中谷	0.04
廿日市市		浅原	1-8-106	Ⅱ	小瀬川	市野川	本郷下谷	0.05
廿日市市		浅原	1-8-107	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	成ヶ原南谷	0.05
廿日市市		浅原	1-8-108	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	猪迫西谷	0.08
廿日市市		浅原	1-8-109	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	猪迫東谷	0.04
廿日市市		浅原	1-8-110	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	平本谷	0.21
廿日市市		浅原	1-8-111	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	冷川瀬戸谷	0.02
廿日市市		浅原	1-8-112	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	冷川谷	0.08
廿日市市		浅原	1-8-113	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	原手北谷	0.14
廿日市市		浅原	1-8-114	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	白河橋谷	0.1
廿日市市		浅原	1-8-115	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	戸谷原上谷	0.02
廿日市市		浅原	1-8-116	Ⅱ	小瀬川	小瀬川	戸谷原中谷	0.01
廿日市市		浅原	1-8-117	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	戸谷原下谷	0.01
廿日市市		浅原	1-8-118	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	保曽原東谷	0.04
廿日市市		飯山	1-8-120	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	飯山西谷	0.05
廿日市市		飯山	1-8-121	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	飯山谷	0.01
廿日市市		飯山	1-8-122	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	飯山上谷	0.01
廿日市市		栗栖	1-8-123	Ⅱ	小瀬川	小瀬川	栗栖西谷	0.03
廿日市市		虫所山	1-8-124	Ⅱ	小瀬川	七瀬川	説教谷	0.04
廿日市市		津田	1-8-125	Ⅰ	小瀬川	七瀬川	岩倉北谷	0.08
廿日市市		津田	1-8-126	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	岩倉東谷	0.5
廿日市市		津田	1-8-127	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	内山西谷	0.05
廿日市市		津田	1-8-128	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	内山谷	0.17
廿日市市		津田	1-8-129	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	内山東谷	0.09
廿日市市		浅原	1-8-13	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	小田原川	0.5
廿日市市		津田	1-8-132	Ⅰ	小瀬川	林川	堀ヶ迫谷	0.03
廿日市市		津田	1-8-133	Ⅱ	小瀬川	小瀬川	仏王寺川	0.1
廿日市市		津田	1-8-134	Ⅱ	小瀬川	小瀬川	猪ノ子西谷	0.09
廿日市市		浅原	1-8-135	Ⅱ	小瀬川	小瀬川	戸屋原南谷	0.04
廿日市市		友田	1-8-136	Ⅰ	小瀬川	玖島川	広原山東谷	0.04
廿日市市		永原	1-8-139	Ⅰ	小瀬川	玖島川	大久保西谷	0.04
廿日市市		永原	1-8-14	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	西ヶ迫川	0.17
廿日市市		永原	1-8-140	Ⅰ	小瀬川	玖島川	大久保中谷	0.03
廿日市市		永原	1-8-141	Ⅱ	小瀬川	玖島川	大久保東谷	0.04
廿日市市		永原	1-8-142	Ⅰ	小瀬川	玖島川	上小坂谷	0.26
廿日市市		永原	1-8-143	Ⅱ	小瀬川	玖島川	西山橋谷	0.05
廿日市市		玖島	1-8-144	Ⅰ	小瀬川	玖島川	正之原谷	0.06
廿日市市		玖島	1-8-145	Ⅱ	小瀬川	玖島川	西大峯南谷	0.5
廿日市市		玖島	1-8-146	Ⅱ	小瀬川	玖島川	上川上谷	0.21
廿日市市		玖島	1-8-147	Ⅱ	小瀬川	玖島川	上川上東谷	0.08
廿日市市		玖島	1-8-148	Ⅱ	小瀬川	玖島川	下川上西谷	0.37
廿日市市		玖島	1-8-149	Ⅰ	小瀬川	玖島川	大峯南谷	0.39
廿日市市		浅原	1-8-15	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	猪ノ迫正木谷	0.14
廿日市市		玖島	1-8-150	Ⅱ	小瀬川	玖島川	下大町南谷	0.03
廿日市市		玖島	1-8-151	Ⅰ	小瀬川	玖島川	平谷谷	0.28
廿日市市		玖島	1-8-152	Ⅱ	小瀬川	玖島川	中村谷	0.12
廿日市市		玖島	1-8-153	Ⅰ	小瀬川	玖島川	中村日裏谷	0.04
廿日市市		玖島	1-8-154	Ⅱ	小瀬川	玖島川	鷹巣南谷	0.28
廿日市市		玖島	1-8-155	Ⅱ	小瀬川	玖島川	下大沢谷	0.13
廿日市市		玖島	1-8-156	Ⅰ	小瀬川	玖島川	泉水南谷	0.02
廿日市市		峠	1-8-157	Ⅰ	小瀬川	玖島川	下峠谷	0.03
廿日市市		峠	1-8-158	Ⅰ	小瀬川	玖島川	中峠谷	0.04
廿日市市		峠	1-8-159	Ⅰ	小瀬川	玖島川	フジイ谷	0.08
廿日市市		浅原	1-8-16	Ⅰ	小瀬川	小瀬川	東ヶ迫川	0.19
廿日市市		峠	1-8-160	Ⅰ	小瀬川	玖島川	柳水谷	0.03
廿日市市		峠	1-8-161	Ⅱ	小瀬川	玖島川	みゆき谷	0.02

市区町村	町村	字	溪流番号	溪流区分略称	水系名	河川名	溪流名	流域面積
廿日市市		峠	1-8-162	I	小瀬川	玖島川	スヒル谷	0.14
廿日市市		峠	1-8-163	I	小瀬川	玖島川	タカギ谷	0.16
廿日市市		峠	1-8-164	I	小瀬川	玖島川	もみじ谷	0.16
廿日市市		峠	1-8-165	I	小瀬川	玖島川	新谷谷	0.61
廿日市市		峠	1-8-166	I	小瀬川	玖島川	テラニシ谷	0.06
廿日市市		峠	1-8-167	I	小瀬川	玖島川	権現東谷	0.61
廿日市市		峠	1-8-169	I	小瀬川	玖島川	大宅南谷	0.03
廿日市市		浅原	1-8-17	I	小瀬川	小瀬川	猪迫川	0.42
廿日市市		峠	1-8-170	I	小瀬川	玖島川	大宅谷	0.04
廿日市市		峠	1-8-171	I	小瀬川	玖島川	シロヤマ谷	0.06
廿日市市		峠	1-8-172	I	小瀬川	玖島川	大宅北谷	0.03
廿日市市		峠	1-8-173	II	小瀬川	玖島川	大向井谷	0.05
廿日市市		峠	1-8-174	I	小瀬川	玖島川	越峠北谷	0.03
廿日市市		峠	1-8-175	I	小瀬川	玖島川	越峠谷	0.05
廿日市市		浅原	1-8-18	I	小瀬川	小瀬川	原出川	0.54
廿日市市		浅原	1-8-19	I	小瀬川	小瀬川	戸屋原川	0.45
廿日市市		浅原	1-8-20	II	小瀬川	小瀬川	河内神社谷	0.12
廿日市市		浅原	1-8-21	II	小瀬川	小瀬川	河内神社東谷	0.02
廿日市市		浅原	1-8-22	I	小瀬川	小瀬川	保曾原川	0.15
廿日市市		津田	1-8-23	I	小瀬川	小瀬川	岩倉谷	0.02
廿日市市		栗栖	1-8-24	I	小瀬川	小瀬川	五所河内	0.18
廿日市市		中道	1-8-25	II	小瀬川	小瀬川	針山谷	0.86
廿日市市		栗栖	1-8-26	I	小瀬川	小瀬川	栗栖川	0.02
廿日市市		栗栖	1-8-27	I	小瀬川	小瀬川	栗栖川	0.1
廿日市市		津田	1-8-28	I	小瀬川	小瀬川	城仙岩倉谷	1.1
廿日市市		津田	1-8-29	I	小瀬川	小瀬川	西須川田谷	0.13
廿日市市		浅原	1-8-30	II	小瀬川	小瀬川	白河川	0.21
廿日市市	大野町	後原	1-8-45	I	小瀬川	玖島川	玖島川支川3	0.19
廿日市市		河津原	1-8-46	I	小瀬川	玖島川	古道谷川	1.86
廿日市市		河津原	1-8-47	I	小瀬川	玖島川	神宮川	2.34
廿日市市		玖島	1-8-48	I	小瀬川	玖島川	西山谷川	0.07
廿日市市		玖島	1-8-49	II	小瀬川	玖島川	吉末川	0.44
廿日市市		玖島	1-8-50	I	小瀬川	玖島川	吉末川	0.25
廿日市市		浅原	1-8-5004	II	小瀬川	小瀬川	ウエハラ谷	0.46
廿日市市		浅原	1-8-5005	II	小瀬川	市野川	市野集会所谷	0.01
廿日市市		浅原	1-8-5006	II	小瀬川	市野川	本郷上谷	0.16
廿日市市		浅原	1-8-5007	I	小瀬川	林川	冷川東谷	0.02
廿日市市		浅原	1-8-5008	I	小瀬川	林川	冷川出店谷	0.06
廿日市市		浅原	1-8-5009	II	小瀬川	林川	猪白峠谷	0.03
廿日市市		浅原	1-8-5010	I	小瀬川	林川	新戸屋原橋谷	0.02
廿日市市		浅原	1-8-5011	II	小瀬川	林川	戸屋原川	0.02
廿日市市		浅原	1-8-5012	II	小瀬川	林川	重山西谷	0.02
廿日市市		浅原	1-8-5013	II	小瀬川	林川	重山東谷	0.08
廿日市市		浅原	1-8-5014	II	小瀬川	林川	保曾原西谷	0.03
廿日市市		浅原	1-8-5015	準	小瀬川	林川	保曾原北谷	0.01
廿日市市		浅原	1-8-5016	I	小瀬川	林川	田代谷	0.37
廿日市市		栗栖	1-8-5017	II	小瀬川	小瀬川	下栗栖川	0.12
廿日市市		栗栖	1-8-5018	I	小瀬川	小瀬川	カジカ谷	0.04
廿日市市		中道	1-8-5019	II	小瀬川	小瀬川	崎ノ瀬神社谷	0.05
廿日市市		中道	1-8-5020	II	小瀬川	小瀬川	中道北谷	0.02
廿日市市		中道	1-8-5021	II	小瀬川	小瀬川	中道中谷	0.05
廿日市市		中道	1-8-5022	II	小瀬川	小瀬川	中道南谷	0.03
廿日市市		中道	1-8-5023	II	小瀬川	小瀬川	越ヶ原西谷	0.03
廿日市市		中道	1-8-5025	II	小瀬川	小瀬川	二の谷川	0.34
廿日市市		中道	1-8-5026	II	小瀬川	小瀬川	広兼谷	0.04
廿日市市		中道	1-8-5027	II	小瀬川	小瀬川	平岩山本谷	0.01
廿日市市		中道	1-8-5028	II	小瀬川	小瀬川	針山東谷	0.11
廿日市市		飯山	1-8-5029	I	小瀬川	小瀬川	飯山東谷	0.05
廿日市市		栗栖	1-8-5030	I	小瀬川	小瀬川	浦和谷	0.06
廿日市市		虫所山	1-8-5031	準	小瀬川	小瀬川	山本西谷	0.05
廿日市市		虫所山	1-8-5032	II	小瀬川	小瀬川	山本東谷	0.01
廿日市市		虫所山	1-8-5033	II	小瀬川	小瀬川	折休谷	0.02
廿日市市		虫所山	1-8-5034	II	小瀬川	大虫川	大虫南谷	0.11
廿日市市		虫所山	1-8-5035	II	小瀬川	大虫川	大虫東谷	0.08

市区町村	町村	字	溪流番号	溪流区分略称	水系名	河川名	溪流名	流域面積
廿日市市		虫所山	1-8-5036	準	小瀬川	大虫川	仁井山谷	0.05
廿日市市		津田	1-8-5038	Ⅱ	小瀬川	林川	別府南谷	0.04
廿日市市		津田	1-8-5039	Ⅱ	小瀬川	林川	上勝成別府谷	0.34
廿日市市		津田	1-8-5040	Ⅱ	小瀬川	林川	津田南谷	0.08
廿日市市		津田	1-8-5041	Ⅱ	小瀬川	林川	林南谷	0.03
廿日市市		津田	1-8-5042	Ⅱ	小瀬川	林川	宮の谷	0.04
廿日市市		津田	1-8-5043	Ⅱ	小瀬川	林川	カメイ谷	0.04
廿日市市		津田	1-8-5044	Ⅱ	小瀬川	林川	猪ノ子東谷	0.04
廿日市市		津田	1-8-5045	Ⅱ	小瀬川	林川	猪ノ子中谷	0.05
廿日市市		浅原	1-8-5046	Ⅱ	小瀬川	林川	本郷東谷	1
廿日市市		友田	1-8-5054	Ⅱ	小瀬川	玖島川	広原川	0.51
廿日市市		友田	1-8-5055	準	小瀬川	玖島川	広原川	0.28
廿日市市		河津原	1-8-5058	I	小瀬川	玖島川	中山西谷	0.01
廿日市市		河津原	1-8-5059	I	小瀬川	玖島川	中山東谷	0.01
廿日市市		河津原	1-8-5060	Ⅱ	小瀬川	玖島川	ノガミ谷	0.01
廿日市市		河津原	1-8-5061	Ⅱ	小瀬川	玖島川	神宮川下支谷	0.02
廿日市市		河津原	1-8-5062	Ⅱ	小瀬川	玖島川	サイトー谷	0.04
廿日市市		河津原	1-8-5063	Ⅱ	小瀬川	玖島川	本谷谷	0.02
廿日市市		河津原	1-8-5064	I	小瀬川	玖島川	イワモト谷	0.03
廿日市市		玖島	1-8-5065	Ⅱ	小瀬川	玖島川	裏虫ノ道谷	0.16
廿日市市		玖島	1-8-5066	Ⅱ	小瀬川	玖島川	西大峯東谷	0.58
廿日市市		玖島	1-8-5067	Ⅱ	小瀬川	玖島川	下川上中谷	0.12
廿日市市		玖島	1-8-5068	Ⅱ	小瀬川	玖島川	ヨシスエ谷	0.1
廿日市市		玖島	1-8-5069	Ⅱ	小瀬川	玖島川	城の橋谷	0.2
廿日市市		玖島	1-8-5070	Ⅱ	小瀬川	玖島川	下大町北谷	0.14
廿日市市		玖島	1-8-5071	Ⅱ	小瀬川	玖島川	下大町北谷	0.09
廿日市市		玖島	1-8-5072	Ⅱ	小瀬川	玖島川	上大町西谷	0.02
廿日市市		玖島	1-8-5073	Ⅱ	小瀬川	玖島川	内野西谷	0.03
廿日市市		玖島	1-8-5077	Ⅱ	小瀬川	玖島川	上大町東谷	0.05
廿日市市		玖島	1-8-5078	Ⅱ	小瀬川	玖島川	上大町南谷	0.29
廿日市市		玖島	1-8-5079	Ⅱ	小瀬川	玖島川	上一丁田谷	0.44
廿日市市		玖島	1-8-5080	Ⅱ	小瀬川	玖島川	上一丁田中谷	0.02
廿日市市		玖島	1-8-5081	Ⅱ	小瀬川	玖島川	中村日浦南谷	0.02
廿日市市		玖島	1-8-5082	Ⅱ	小瀬川	玖島川	中村日浦北谷	0.01
廿日市市		玖島	1-8-5083	Ⅱ	小瀬川	玖島川	モリワキ谷	0.03
廿日市市		玖島	1-8-5084	Ⅱ	小瀬川	玖島川	ヤブモト谷	0.01
廿日市市		玖島	1-8-5085	Ⅱ	小瀬川	玖島川	馬観音谷	0.57
廿日市市		玖島	1-8-5086	Ⅱ	小瀬川	玖島川	大沢口谷	0.03
廿日市市		玖島	1-8-5087	I	小瀬川	玖島川	広源寺谷	0.01
廿日市市		玖島	1-8-5088	Ⅱ	小瀬川	玖島川	上大沢西谷	0.01
廿日市市		玖島	1-8-5089	Ⅱ	小瀬川	玖島川	上大沢中谷	0.01
廿日市市		玖島	1-8-5090	Ⅱ	小瀬川	玖島川	上大沢東谷	0.06
廿日市市		玖島	1-8-5091	Ⅱ	小瀬川	玖島川	平岡谷	0.02
廿日市市		玖島	1-8-5092	I	小瀬川	玖島川	いずみ谷	0.02
廿日市市		玖島	1-8-5093	Ⅱ	小瀬川	玖島川	東正之原上谷	0.09
廿日市市		峠	1-8-5094	I	小瀬川	玖島川	大久保東谷	0.13
廿日市市		峠	1-8-5095	I	小瀬川	玖島川	赤石峠北谷	0.07
廿日市市		峠	1-8-5097	I	小瀬川	玖島川	峠谷	0.08
廿日市市		峠	1-8-5098	Ⅱ	小瀬川	玖島川	ホーマー谷	0.11
廿日市市		峠	1-8-5099	Ⅱ	小瀬川	玖島川	大向井北谷	0.02
廿日市市		玖島	1-8-51	Ⅱ	小瀬川	玖島川	鷹巣西谷	0.14
廿日市市		峠	1-8-5100	Ⅱ	小瀬川	玖島川	大向井中谷	0.01
廿日市市	大野町	奥谷尻	1-8-5105	Ⅱ	小瀬川	玖島川	玖島川支川5	0.06
廿日市市	大野町	後原	1-8-5108	Ⅱ	小瀬川	玖島川	玖島川支川4	0.16
廿日市市		玖島	1-8-52	I	小瀬川	玖島川	大沢川	0.98
廿日市市		玖島	1-8-53	Ⅱ	小瀬川	玖島川	桑原川	0.29
廿日市市		玖島	1-8-54	I	小瀬川	玖島川	岡田川	0.51
廿日市市		玖島	1-8-55	I	小瀬川	玖島川	泉水川	2.62
廿日市市		永原	1-8-56	I	小瀬川	玖島川	小坂川	0.24
廿日市市		永原	1-8-57	I	小瀬川	玖島川	小坂川支川	0.32
廿日市市		永原	1-8-58	I	小瀬川	玖島川	中組谷	0.09
廿日市市		永原	1-8-59	I	小瀬川	玖島川	中組南谷	0.05
廿日市市		永原	1-8-60	I	小瀬川	玖島川	永原谷	0.29
廿日市市		永原	1-8-61	I	小瀬川	玖島川	大久保川	1.06

市区町村	町村	字	溪流番号	溪流区分略称	水系名	河川名	溪流名	流域面積
廿日市市		峠	1-8-62	I	小瀬川	玖島川	下峠東谷	0.12
廿日市市		峠	1-8-63	I	小瀬川	玖島川	峠下川	0.14
廿日市市		峠	1-8-64	I	小瀬川	玖島川	小国原川	0.29
廿日市市		峠	1-8-65	I	小瀬川	玖島川	柳末山川	0.12
廿日市市		峠	1-8-66	I	小瀬川	玖島川	柳末山川	0.12
廿日市市		浅原	1-8-6650	II	小瀬川	小瀬川	鶴頭原谷	0.06
廿日市市		栗栖	1-8-6651	I	小瀬川	小瀬川	新羅漢温泉谷	0.22
廿日市市		虫所山	1-8-6652	II	小瀬川	小瀬川	桧木尾下谷川	0.04
廿日市市		虫所山	1-8-6653	I	小瀬川	小瀬川	桧木尾中谷	0.04
廿日市市		虫所山	1-8-6654	I	小瀬川	小瀬川	桧木尾上谷	0.02
廿日市市		虫所山	1-8-6655	I	小瀬川	小瀬川	四季の森谷	0.26
廿日市市		虫所山	1-8-6656	I	小瀬川	大虫川	大虫谷	0.57
廿日市市		津田	1-8-6658	I	小瀬川	小瀬川	岩倉南谷	0.36
廿日市市		津田	1-8-6659	II	小瀬川	小瀬川	百合野川	0.65
廿日市市		津田	1-8-6660	I	小瀬川	林川	ワカミヤ谷	0.23
廿日市市		津田	1-8-6661	II	小瀬川	八幡迫川	花上東谷	0.23
廿日市市		津田	1-8-6662	準	小瀬川	林川	河本南谷	0.32
廿日市市		津田	1-8-6663	II	小瀬川	小瀬川	西須川田上谷	0.05
廿日市市		河津原	1-8-6664	準	小瀬川	玖島川	乙丸南谷	0.02
廿日市市		河津原	1-8-6665	準	小瀬川	玖島川	乙丸谷	0.09
廿日市市		友田	1-8-6666	II	小瀬川	玖島川	峠ヶ原谷	0.31
廿日市市		河津原	1-8-6667	準	小瀬川	林川	中組北谷	0.18
廿日市市		河津原	1-8-6668	II	小瀬川	玖島川	神宮川上支谷	0.09
廿日市市		友田	1-8-6669	I	小瀬川	玖島川	裏山谷	0.04
廿日市市		永原	1-8-6670	準	小瀬川	玖島川	井出谷	1.96
廿日市市		永原	1-8-6671	準	小瀬川	玖島川	西中組下谷	0.03
廿日市市		永原	1-8-6672	準	小瀬川	玖島川	西中組中谷	0.02
廿日市市		永原	1-8-6673	準	小瀬川	玖島川	西中組上谷	0.05
廿日市市		永原	1-8-6675	準	小瀬川	玖島川	小坂西谷	0.05
廿日市市		玖島	1-8-6676	II	小瀬川	玖島川	上川上西谷	0.15
廿日市市		玖島	1-8-6677	I	小瀬川	玖島川	大峯西谷	0.49
廿日市市		玖島	1-8-6678	I	小瀬川	玖島川	大峯南谷	0.13
廿日市市		玖島	1-8-6679	II	小瀬川	玖島川	下川上東谷	0.12
廿日市市		玖島	1-8-6680	I	小瀬川	玖島川	一丁田橋谷	0.09
廿日市市		玖島	1-8-6681	I	小瀬川	玖島川	上一丁田西谷	0.01
廿日市市		玖島	1-8-6682	II	小瀬川	玖島川	上一丁田東谷	0.01
廿日市市		玖島	1-8-6683	I	小瀬川	玖島川	一丁田谷	0.04
廿日市市		玖島	1-8-6684	II	小瀬川	玖島川	東正之原中谷	0.03
廿日市市		玖島	1-8-6685	準	小瀬川	玖島川	東正之原下谷	0.47
廿日市市		永原	1-8-6686	II	小瀬川	玖島川	小坂下谷	0.02
廿日市市		永原	1-8-6687	II	小瀬川	玖島川	小坂中谷	0.07
廿日市市		永原	1-8-6689	II	小瀬川	玖島川	屈岩谷	0.09
廿日市市		峠	1-8-6690	I	小瀬川	玖島川	土井垣内谷	0.32
廿日市市		峠	1-8-6691	II	小瀬川	玖島川	西土居垣内谷	0.02
廿日市市		峠	1-8-6692	準	小瀬川	玖島川	大向井南谷	0.03
廿日市市		峠	1-8-6693	準	小瀬川	玖島川	権現越峠谷	0.84
廿日市市		峠	1-8-6694	II	小瀬川	玖島川	越峠中谷	0.08
廿日市市		峠	1-8-6695	準	小瀬川	玖島川	越峠南谷	0.1
廿日市市		峠	1-8-6696	II	小瀬川	玖島川	イシカワ谷	0.16
廿日市市		峠	1-8-67	I	小瀬川	玖島川	上峠谷	0.05
廿日市市		峠	1-8-68	I	小瀬川	玖島川	千代田川	0.3
廿日市市		峠	1-8-69	I	小瀬川	玖島川	峠川	0.34
廿日市市		峠	1-8-70	I	小瀬川	玖島川	シズマ谷	0.03
廿日市市		峠	1-8-71	I	小瀬川	玖島川	権現北谷	0.06
廿日市市		峠	1-8-72	I	小瀬川	玖島川	青光川	0.25
廿日市市		峠	1-8-73	I	小瀬川	玖島川	大宅川	0.19
廿日市市		友田	1-8-74	I	小瀬川	玖島川	岩組西谷	0.08
廿日市市		友田	1-8-75	I	小瀬川	玖島川	氏森川	0.27
廿日市市		友田	1-8-76	I	小瀬川	玖島川	岩組東谷	0.05
廿日市市		永原	1-8-77	I	小瀬川	玖島川	氏森川	0.11
廿日市市		浅原	1-8-78	II	小瀬川	市野川	小西川	0.2
廿日市市		津田	1-8-79	I	小瀬川	林川	勝成川	0.56
廿日市市		津田	1-8-80	I	小瀬川	林川	林北谷	0.05
廿日市市		津田	1-8-81	I	小瀬川	林川	江尻川	0.41



市区町村	町村	字	溪流番号	溪流区分略称	水系名	河川名	溪流名	流域面積
廿日市市		津田	1-8-82	I	小瀬川	林川	八幡泊川	0.19
廿日市市		津田	1-8-83	I	小瀬川	林川	道秀原川	0.15
廿日市市		津田	1-8-84	I	小瀬川	林川	別府北谷	0.21
廿日市市		津田	1-8-85	I	小瀬川	林川	別府東谷	0.1
廿日市市		津田	1-8-86	I	小瀬川	林川	花上北谷	0.3
廿日市市		津田	1-8-87	I	小瀬川	林川	林川	2.17
廿日市市		虫所山	1-8-88	I	小瀬川	七瀬川	城仙竹本谷	0.07
廿日市市		虫所山	1-8-89	I	小瀬川	七瀬川	城仙中本谷	0.07
廿日市市		虫所山	1-8-90	I	小瀬川	七瀬川	城仙川	0.7
廿日市市		虫所山	1-8-91	II	小瀬川	大虫川	上奥谷	0.7
廿日市市		虫所山	1-8-92	I	小瀬川	大虫川	助藤谷	0.12
廿日市市		虫所山	1-8-93	II	小瀬川	大虫川	虫道川	1.48
廿日市市		浅原	1-8-99	I	小瀬川	小瀬川	本郷南谷	0.05
廿日市市	吉和	駄荷	1-9-1286	I	太田川	太田川	シノヅカ谷	0.13
廿日市市	吉和	石原	1-9-1287	I	太田川	太田川	石原西谷	0.09
廿日市市	吉和	細井原	1-9-1288	I	太田川	太田川	妙音寺原川支谷	0.03
廿日市市	吉和	田尻	1-9-1289	I	太田川	太田川	田尻東谷	0.41
廿日市市	吉和	頓原	1-9-1290	I	太田川	太田川	小椋谷	0.58
廿日市市	吉和	熊崎	1-9-1292	II	太田川	太田川	速田川	0.26
廿日市市	吉和	駄荷	1-9-149	I	太田川	太田川	駄荷川	0.17
廿日市市	吉和	頓原	1-9-150	I	太田川	太田川	吉和川	0.23
廿日市市	吉和	頓原	1-9-151	I	太田川	太田川	頓原北谷	0.21
廿日市市	吉和	汐原	1-9-152	I	太田川	太田川	汐原川	2.33
廿日市市	吉和	大向	1-9-153	I	太田川	太田川	美濃ノ木川	0.34
廿日市市	吉和	花原	1-9-154	I	太田川	太田川	花原川	0.46
廿日市市	吉和	市垣内	1-9-156	I	太田川	太田川	市垣内川	0.53
廿日市市	吉和	田中原	1-9-157	I	太田川	太田川	速田川	0.33
廿日市市	吉和	熊崎	1-9-158	I	太田川	太田川	熊崎川	0.2
廿日市市	吉和	石原	1-9-5585	I	太田川	太田川	石原谷	0.06
廿日市市	吉和	田尻	1-9-5586	II	太田川	太田川	田尻南谷	0.75
廿日市市	吉和	汐原	1-9-5587	I	太田川	太田川	汐原南谷	0.23
廿日市市	吉和	大向	1-9-5588	I	太田川	太田川	大向東谷	0.12
廿日市市	吉和	熊崎	1-9-5589	I	太田川	太田川	さかえ橋谷	0.03
廿日市市	吉和	石原	1-9-6696	II	太田川	太田川	東熊崎谷	0.1
廿日市市	吉和	石原	1-9-6697	I	太田川	石原川	石原東谷	0.07
廿日市市	吉和	細井原	1-9-6698	I	太田川	鍛冶屋川	鍛冶屋川支谷	0.49
廿日市市	吉和	頓原	1-9-6699	I	太田川	太田川	冠山谷	2.23
廿日市市	原		2-1-5046	II	八幡川	後畑川	後畑川支川1	0.08
廿日市市		玖島	2-1-5055	II	八幡川	末末川	久一谷	0.01
廿日市市			2-1-6707	I	八幡川	後畑川	後畑川支川2	0.02
廿日市市			2-1-6709	準	八幡川	後畑川	後畑川支川3	1.21
廿日市市	大野町	郷	2-18-1	I	永慶寺川	永慶寺川	中津岡川	4.79
廿日市市	大野町	中山	2-18-10	I	永慶寺川	永慶寺川	丸子川	0.13
廿日市市	大野町	中山	2-18-11	I	永慶寺川	永慶寺川	中山川	0.96
廿日市市	大野町	中山	2-18-12	I	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川3	0.08
廿日市市	大野町	中山	2-18-13	I	永慶寺川	永慶寺川	平岩川	0.51
廿日市市	大野町	更地	2-18-14	II	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川12	0.05
廿日市市	大野町	高畑	2-18-15	I	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川10	0.02
廿日市市	大野町	高畑	2-18-16	II	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川9	0.04
廿日市市	大野町	高畑	2-18-17	II	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川8	0.03
廿日市市	大野町	高見	2-18-19	I	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川6	0.03
廿日市市	大野町	高畑	2-18-2	I	永慶寺川	永慶寺川	高畑川	0.07
廿日市市	大野町	中山	2-18-20	I	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川4	0.03
廿日市市	大野町	中山	2-18-21	I	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川2	0.05
廿日市市	大野町	更地	2-18-22	I	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川	0.05
廿日市市	大野町	田屋	2-18-3	I	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川7	0.03
廿日市市	大野町	土井	2-18-4	I	永慶寺川	永慶寺川	土井川	0.05
廿日市市	大野町	防府	2-18-5	I	永慶寺川	永慶寺川	ホウガ裕川	0.06
廿日市市	大野町	千郎原	2-18-5001	準	永慶寺川	永慶寺川	千郎原川	0.36
廿日市市	大野町	中山	2-18-5002	II	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川16	0.04
廿日市市	大野町	中山	2-18-5004	準	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川14	0.02
廿日市市	大野町	下更地	2-18-5006	II	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川11	0.02
廿日市市	大野町	更地	2-18-5007	I	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川13	0.05
廿日市市	大野町	福面一丁目	2-18-5008	準	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川15	0.04

市区町村	町村	字	溪流番号	溪流区分略称	水系名	河川名	溪流名	流域面積
廿日市市	大野町	水口	2-18-6	I	永慶寺川	永慶寺川	水口川支川	0.09
廿日市市	大野町	中山	2-18-6615	準	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川5	0.19
廿日市市	大野町	中山	2-18-6616	準	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川1	0.09
廿日市市			2-18-6700	準	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川17	0.06
廿日市市			2-18-6701	準	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川18	0.05
廿日市市	大野町	高見	2-18-7	I	永慶寺川	永慶寺川	高見川支川	0.15
廿日市市	大野町	高見	2-18-8	I	永慶寺川	永慶寺川	高見西川	0.77
廿日市市	大野町	高見	2-18-9	I	永慶寺川	永慶寺川	高見川	2.11
廿日市市	宮内		2-19-1	II	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川36	0.14
廿日市市	地御前		2-19-10	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川39	0.03
廿日市市		畑口	2-19-11	準	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川37	0.02
廿日市市	宮内		2-19-12	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川34	0.25
廿日市市		黒折	2-19-13	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川30	0.05
廿日市市		馬ヶ原	2-19-14	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川9	0.01
廿日市市		東畑口	2-19-15	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川8	0.07
廿日市市		上三丁目	2-19-16	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川3	0.03
廿日市市		上四丁目	2-19-17	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川2	0.03
廿日市市		上三丁目	2-19-18	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川1	0.07
廿日市市		黒折	2-19-2	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川29	0.35
廿日市市	宮内		2-19-3	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川22	0.51
廿日市市	宮内		2-19-4	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川	2.73
廿日市市	宮内		2-19-5	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川20	0.34
廿日市市	宮内		2-19-5002	II	御手洗川	御手洗川	入野川	0.65
廿日市市	宮内		2-19-5003	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川27	0.44
廿日市市	宮内		2-19-5004	II	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川25	0.02
廿日市市	宮内		2-19-5005	II	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川24	0.6
廿日市市	宮内		2-19-5006	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川23	0.77
廿日市市	宮内		2-19-5007	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川15	0.39
廿日市市	宮内		2-19-5008	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川14	0.28
廿日市市	宮内		2-19-5009	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川11	0.03
廿日市市	宮内		2-19-6	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川18	0.18
廿日市市			2-19-6700	II	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川21	0.03
廿日市市			2-19-6701	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川19	0.03
廿日市市			2-19-6702	II	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川17	0.03
廿日市市			2-19-6703	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川16	0.01
廿日市市			2-19-6704	準	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川26	0.1
廿日市市			2-19-6705	準	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川28	0.09
廿日市市			2-19-6706	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川13	0.02
廿日市市			2-19-6707	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川12	0.05
廿日市市			2-19-6708	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川10	0.07
廿日市市			2-19-6709	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川7	0.4
廿日市市			2-19-6710	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川6	0.01
廿日市市			2-19-6711	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川5	0.03
廿日市市			2-19-6712	準	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川31	0.03
廿日市市			2-19-6713	準	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川32	0.15
廿日市市			2-19-6714	準	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川33	0.08
廿日市市			2-19-6715	準	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川35	0.06
廿日市市			2-19-6716	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川38	0.06
廿日市市	宮内		2-19-7	I	御手洗川	御手洗川	東谷川及び支川	0.94
廿日市市	原		2-1-98	I	八幡川	木末川	後畑川	0.75
廿日市市		的場	2-19-8	I	御手洗川	御手洗川	御手洗川支川4	0.09
廿日市市	上平良		2-20-1	II	可愛川	可愛川	可愛川支川27	0.95
廿日市市	原		2-20-10	I	可愛川	可愛川	可愛川支川18	0.17
廿日市市		川末	2-20-11	I	可愛川	可愛川	可愛川支川17	0.08
廿日市市	原		2-20-12	I	可愛川	可愛川	可愛川支川16	0.06
廿日市市	原		2-20-13	I	可愛川	可愛川	可愛川支川15	0.17
廿日市市		国の実	2-20-14	I	可愛川	可愛川	可愛川支川14	0.05
廿日市市		国の実	2-20-15	I	可愛川	可愛川	可愛川支川13	0.08
廿日市市	原		2-20-16	I	可愛川	可愛川	可愛川支川10	0.2
廿日市市	原		2-20-17	I	可愛川	可愛川	長野川	1.11
廿日市市	原		2-20-18	I	可愛川	可愛川	長野川支川	1.13
廿日市市		長野	2-20-19	I	可愛川	可愛川	可愛川支川26	0.07
廿日市市	上平良		2-20-2	II	可愛川	可愛川	可愛川支川9	0.77
廿日市市	原		2-20-20	I	可愛川	可愛川	可愛川支川8	0.18

市区町村	町村	字	溪流番号	溪流区分略称	水系名	河川名	溪流名	流域面積
廿日市市		長野	2-20-21	I	可愛川	可愛川	可愛川支川7	0.11
廿日市市		橋本	2-20-22	I	可愛川	可愛川	可愛川支川6	0.34
廿日市市		上平良	2-20-23	I	可愛川	可愛川	可愛川支川3	0.16
廿日市市		国の実	2-20-24	I	可愛川	可愛川	可愛川支川2 2	0.04
廿日市市		国の実	2-20-25	I	可愛川	可愛川	可愛川支川1 2	0.02
廿日市市		中小路	2-20-26	I	可愛川	可愛川	可愛川支川1 1	0.06
廿日市市	原		2-20-3	I	可愛川	可愛川	可愛川支川2 4	0.6
廿日市市	原		2-20-4	I	可愛川	可愛川	可愛川支川2 3	0.11
廿日市市	原		2-20-6	II	可愛川	可愛川	大泊川	0.27
廿日市市			2-20-6700	準	可愛川	可愛川	可愛川支川1 9	0.08
廿日市市			2-20-6701	準	可愛川	可愛川	可愛川支川2 0	0.11
廿日市市			2-20-6702	準	可愛川	可愛川	可愛川支川2 1	0.04
廿日市市			2-20-6703	II	可愛川	可愛川	可愛川支川2 5	0.14
廿日市市			2-20-6704	I	可愛川	可愛川	可愛川支川2 8	0.22
廿日市市			2-20-6705	準	可愛川	可愛川	可愛川支川5	0.18
廿日市市			2-20-6706	I	可愛川	可愛川	可愛川支川4	0.05
廿日市市			2-20-6707	準	可愛川	可愛川	可愛川支川1	0.26
廿日市市			2-20-6708	I	可愛川	可愛川	可愛川支川2	0.04
廿日市市	原		2-20-7	II	可愛川	可愛川	大泊川	0.48
廿日市市	原		2-20-8	II	可愛川	可愛川	下田尾川	0.33
廿日市市	原		2-20-9	I	可愛川	可愛川	川末川	0.95
廿日市市	宮島町	滝町	3-228-369	I	その他	白糸川	白糸川支川	0.08
廿日市市	宮島町	滝町	3-228-370	I	その他	白糸川	白糸川	0.58
廿日市市	宮島町	滝町	3-228-371	I	その他	白糸川	白糸川支川	0.06
廿日市市	宮島町	滝町	3-228-908	I	その他	白糸川	白糸川支川1	0.02
廿日市市	宮島町	南町	3-229-372	I	その他	紅葉谷川	紅葉谷川支川1	0.02
廿日市市	宮島町	紅葉谷	3-229-373	I	その他	紅葉谷川	紅葉谷川中尾	1.13
廿日市市	宮島町	宮島	3-230-374	I	その他	縦谷川	縦谷川	0.05
廿日市市	宮島町	宮島	3-231-375	I	その他	ドンドン川	ドンドン川支川1	0.02
廿日市市	宮島町	杉の浦	3-232-376	I	その他	杉の浦川	杉の浦川支川	0.33
廿日市市	宮島町	杉の浦	3-232-377	I	その他	杉の浦川	杉の浦川	0.58
廿日市市	宮島町	杉の浦	3-232-378	I	その他	杉の浦川	杉の浦川支川	0.04
廿日市市	宮島町	杉ノ浦	3-232-910	I	その他	杉の浦川	杉の浦川支川1	0.02
廿日市市	大野町	奴リ谷	3-54-20	I	その他	恵川	出合川	1.29
廿日市市	大野町	松ヶ原	3-54-22	I	その他	恵川	北谷川	0.54
廿日市市	宮島町	厳島	3-546-911	I	その他	その他	多々良川1	0.54
廿日市市	宮島町	多々良	3-547-912	I	その他	その他	多々良川	1.89
廿日市市	宮島町	多々良	3-547-913	II	その他	その他	多々良川2	0.31
廿日市市	宮島町	多々良	3-548-914	I	その他	その他	江の浦川1	0.15
廿日市市	宮島町	厳島	3-548-915	I	その他	大元川	大元川	0.77
廿日市市	宮島町	西大西町	3-548-916	I	その他	その他	大元川1	0.02
廿日市市	宮島町	緑町	3-549-917	I	その他	その他	杉の浦川1	0.01
廿日市市	宮島町	匂ヶ浦	3-550-6619	I	その他	その他	匂ヶ浦川4	0.05
廿日市市	宮島町	匂ヶ浦	3-550-6620	I	その他	その他	匂ヶ浦川3	0.37
廿日市市	宮島町	匂ヶ浦	3-550-918	II	その他	その他	匂ヶ浦川1	0.04
廿日市市	宮島町	匂ヶ浦	3-550-919	I	その他	その他	匂ヶ浦川2	0.1
廿日市市	宮島町	匂ヶ浦	3-550-920	I	その他	その他	匂ヶ浦川	0.3
廿日市市	宮島町	多々良	3-551-5057	II	その他	その他	大砂利川1	1.01
廿日市市	宮島町	多々良	3-551-5058	II	その他	その他	大砂利川2	0.62
廿日市市	大野町	鳴川	3-56-28	I	その他	鳴川	鳴川	0.95
廿日市市	大野町	鳴川	3-57-29	I	その他	その他	東鳴川	0.06
廿日市市	大野町	鳴川	3-57-30	I	その他	その他	中谷川	0.05
廿日市市	大野町	下灘	3-57-31	I	その他	その他	上ノ谷川支川	0.04
廿日市市	大野町	下灘	3-57-32	I	その他	その他	鳴川1	0.05
廿日市市	大野町	下灘	3-57-33	I	その他	下灘川	下灘川	0.11
廿日市市	大野町	八坂	3-58-34	I	その他	下灘川	下灘川支川1	0.02
廿日市市	大野町	鳴川	3-58-35	I	その他	その他	垣の浦川	0.09
廿日市市	大野町	四十八坂	3-59-36	I	その他	清水ヶ峰川	四十八坂川	0.33
廿日市市	大野町	四十八坂	3-59-5049	I	その他	その他	八坂川2	0.14
廿日市市	大野町	八坂	3-59-902	II	その他	その他	八坂川1	0.15
廿日市市	大野町	丸石	3-60-37	I	その他	丸石川	丸石川	0.43
廿日市市	大野町	丸石	3-61-38	I	その他	向原川	向原川	0.13
廿日市市	大野町	丸石	3-61-40	I	その他	青海苔川	青海苔川支川1	0.03
廿日市市	大野町	丸石	3-62-41	準	その他	青海苔川	向原川支川	0.02

市区町村	町村	字	溪流番号	溪流区分略称	水系名	河川名	溪流名	流域面積
廿日市市	大野町	丸石	3-62-42	I	その他	青海苔川	青海苔川	0.46
廿日市市	大野町	塩屋	3-63-43	I	その他	塩屋川	上桐川	0.03
廿日市市	大野町	塩屋	3-63-44	I	その他	塩屋川	塩屋川	0.26
廿日市市	大野町	塩屋	3-63-45	I	その他	塩屋川	東塩屋川	0.1
廿日市市	大野町	原	3-64-46	I	その他	毛保川	西毛保川	0.05
廿日市市	大野町	小山	3-64-47	I	その他	毛保川	小山川	0.01
廿日市市	大野町	小山	3-64-48	I	その他	毛保川	西毛保川	0.02
廿日市市	大野町	滝山	3-64-49	I	その他	毛保川	毛保川	5.49
廿日市市	大野町	毛保	3-64-50	I	その他	毛保川	滝山川	0.25
廿日市市			3-65-6700	I	その他	その他	阿品台川 1	0.06
廿日市市			3-65-6701	I	その他	その他	阿品台川 2	0.01
廿日市市		佐原田	3-65-905	I	その他	その他	地御前川 1	0.07
廿日市市		佐原田	3-65-906	II	その他	その他	地御前川 2	0.02
廿日市市	廿日市		3-66-52	I	その他	佐方川	佐方川支川	0.51
廿日市市	佐方		3-66-53	II	その他	佐方川	佐方川支川 1	0.27
廿日市市	佐方		3-66-54	I	その他	佐方川	佐方川支川 2	0.09
廿日市市	佐方		3-66-55	I	その他	佐方川	佐方川	0.46
廿日市市	宮島町	宮島	3-700-6631	I	その他	その他	長浜川 1	0.01
廿日市市	宮島町	宮島	3-701-6618	I	その他	縦谷川	縦谷川支川	0.06

※平成11年・12年調査時点

[維持管理課]

## 8 がけ崩れ注意箇所

(1) 崩壊土砂流出危険地区  
ア 廿日市地域

番号	地区名	直接保全対象施設		危険度	ランク	危険地概況			備考	
		人家戸数	公共施設			集水面積 (面積) <sub>ha</sub>	溪流延長 (斜面長) <sub>m</sub>	平均 勾配 %		
			種類							数量 <sub>m</sub>
213-1	茶臼山	5			B	8	500	8		
213-2	川末	9			B	6	500	16		
213-3	宇治窪	50	県道	50	A		500	22		
213-4	川末	15			A	8	500	19		
213-5	宇治窪	43	市道	300	A	11	700	13		
213-6	川末	9			B	11	710	12		
213-7	長谷	18			A	18	1,200	10		
213-8	長谷	32	県道	50	A	22	1,200	15		
213-9	長谷	6			B	3	300	18		
213-10	長谷	13	県道	50	A	1	810	13		
213-11	広池	8			B	22	900	10		
213-12	亀ヶ原	6	国道	900	B	15	1,000	13		
213-13	東谷	2	県道	50	C	14	900	12		
213-14	東谷	1			C	13	700	16		
213-15	堂河内	20	市道	300	B	15	1,000	8		
213-17	深山	1			C	6	400	12		
213-18	深山	3	県道	600	B	7	1,100	13		
213-19	深山	9	県道	400	A	18	1,100	13		
213-20	深山	1	県道	500	B	4	400	25		
213-21	深山	2	県道	50	B	15	1,000	19		
213-22	入野	6	市道	200	B	5	600	20		
213-23	入野	20			A	5	300	10		
213-24	河野原					20				
213-25	長谷	10	県道	150	A	5	600	25		

イ 佐伯地域

番号	地区名	直接保全対象施設		危険度	ランク	危険地概況			備考	
		人家戸数	公共施設			集水面積 (面積) <sub>ha</sub>	溪流延長 (斜面長) <sub>m</sub>	平均 勾配 %		
			種類							数量 <sub>m</sub>
1	鬼ヶ城	12	市道	1,000	B	10	700	7		
2	加森山		林道	1,000	C	60	800	9		
3	山西		林道	1,000	C	17	500	10		
4	山西		林道	1,200	C	20	600	16		
5	二ノ尾山	26	県道	500	A	195	800	10		
6	一ノ尾山	11	県道	1,800	A	5	400	19		
7	岩倉山	17	県道	2,200	B	60	900	8		
8	笹ヶ峠	15	県道	300	B	120	1,400	6		
9	三組山	25	県道	1,500	A	9	400	10		
10	板押	7	県道	1,500	B	10	400	23		
11	不知山	10	県道	1,500	A	34	600	9		
12	岩倉上		林道	1,500	C	7	300	9		
13	悪谷	20	市道	1,900	A	116	1,000	9		
14	不知山	50	市道	2,500	A	12	500	14		
15	石ヶツクラヤマ	25	県道	1,500	B	50	500	11		
16	城之岡山	30	公民館	1	A	2	100	18		
17	西山	45	県道	1,500	A	90	600	10		
18	里地山	30	県道	1,500	A	95	300	15		
19	コウツキ山	50	県道	1,500	B	20	250	9		
20	里地山	10	市道	200	A	15	400	22		
21	板押	9	市道	1,200	B	35	800	10		
22	北山	20	県道	1,800	B	3	150	18		
23	大原山	25	県道	1,500	C	27	600	6		
24	戸屋原北	25	県道	1,200	C	7	400	10		

番号	地区名	直接保全対象施設		危険度	ランク	危険地概況			備考	
		人家戸数	公共施設			集水面積 (面積) ha	溪流延長 (斜面長) m	平均 勾配 %		
			種類							数量 m
25	戸屋原北	15	県道	500	C	3	100	17		
26	鷹巣山	40	中学校	1	B	20	800	7		
27	寺迫山	30	県道	700	B	40	600	8		
28	大ツエ山	40	県道	1,000	B	20	500	13		
29	野貝山	30	県道	800	A	94	900	17		
30	寺上	30	県道	800	B	12	400	12		
31	中藪山		公民館	1	A	210	700	11		
32	松平山	17	国道	700	A	14	700	10		
33	中蔵山	17	国道	800	B	3	100	12		
34	青木山	12	国道	800	A	18	600	13		
35	向井山	10	市道	500	B	7	200	9		
36	大山	7	県道	500	B	46	1,100	13		
37	下山	16	市道	300	A	70	1,500	8		
38	槇ヶ峠	35	県道	300	A	40	1,000	9		
39	広原山		市道	800	C	26	800	15		
40	乙丸		市道	1,000	C	84	900	8		
41	小焼	5	市道	1,000	B	70	800	11		
42	苧芋	20	市道	800	B	20	400	10		
43	前中山		国道	800	B	18	800	20		
44	氷水山	3	県道	120		0.3				
45	大谷山	1	一級河川	120		0.5				
325001	黒打山98		国道	500	C	50	1,700	10		
325002	黒打山97		林道	500	C	20	900	13		
325003	黒打山101		国道	500	B	5	500	11		
325004	黒打山101		国道	500	B	5	500	10		
325005	ヤビツカゴ山102		県道	500	C	20	900	15		
325006	東城山		市道	20	C	0.1	20			
325007	永原	11	県道	100	A	30	100	27		

ウ 吉和地域

番号	地区名	直接保全対象施設		危険度	ランク	危険地概況			備考	
		人家戸数	公共施設			集水面積 (面積) ha	溪流延長 (斜面長) m	平均 勾配 %		
			種類							数量 m
1	下山大畑	0	県道	110	C	0.2	110	15		
2	吉和東	0	県道	100	C	0.5	300	15		
3	駄荷	0	県道 林道	1,000 2,000	A	3.9	1,300	14		
4	駄荷	3	県道	200	C		100	15		
5	大向女鹿平	0	県道	500	C	2.1	700	6		
6	大向女鹿平	0	県道	500	C	1.2	500	11		
7	花原女鹿平	5	県道 林道	600 600	A	0.8	500	6		
8	田中原女鹿平	6	役場 県道 林道	1ヶ所 200 400	A	2.2	1,200	14		
9	吉和東	0	県道	500	A	3.9	1,300	6		
10	頓原	7	国道	100	C	2.2	900	15		
11	吉和東	0	県道	100	B	2.9	1,200	14		
12	十方山	0	県道		B	19.0	6,200			
13	立岩	0	県道		A	2.0	1,600	21		
14	立岩	0	県道		A	5.0	2,400	17		
15	立岩	0	県道		A	2.0	1,600	21		

エ 大野地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険度	ランク	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設				集水面積 (面積) <sub>ha</sub>	溪流延長 (斜面長) <sub>m</sub>	平均 勾配 %	
			種類	数量 <sub>m</sub>						
213-1	鴉ヶ岡	5	ダム	1箇所	B	9	1,900	9		
213-2	馬ノ口	9	林道	500	C	0.3	200	21		
213-3	馬ノ口	50	町道	100	B	1	500	21		
213-4	矢草	100	林道	3300	A	22	3,700	17		
213-5	矢草	50	林道	2500	A	11	1,900	9		
213-6	平岩	30	林道	2000	A	4	1,400	21		
213-7	矢草	20	町道	1000	A	5	1,500	9		
213-8	川平	20	県道	1200	A	0.1	100	23		
213-9	奴リ谷		林道	2000	C	0.3	200	23		
213-10	横撫	10	県道	1000	A	1	450	21		
213-11	馬ノ口	15	林道	500	A	1	300	23		
213-12	馬ノ口	20	県道	600	A	1	600	21		
213-13	馬ノ口	60	学校	2箇所	A	7	2,400	9		
213-14	奴リ谷	20	県道	300	A	4	1,200	9		
213-15	横撫	10	町道	200	B	1	400	9		
213-16	嵐谷	2	県道	500	C	3	900	9		
213-17	嵐谷	6	県道	500	A	6	1,300	17		
213-18	経小屋	10	学校	1箇所	A	7	1,500	9		
213-19	経小屋	30	町道	1000	A	2	1,300	23		
213-20	経小屋	70	町道	1000	A	3	1,500	23		
213-21	清水峯	75	国道	500	A	2	1,000	23		
213-22	経小屋	50	町道	300	A	2	800	23		
213-23	経小屋	12	町道	800	A	1	900	21		
213-24	経小屋	20	町道	800	A	1	900	23		
213-25	経小屋	15	町道	800	A	2	1,200	21		

オ 宮島地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険度	ランク	危険地概況			備考
		人家戸数	公共施設				集水面積 (面積) <sub>ha</sub>	溪流延長 (斜面長) <sub>m</sub>	平均 勾配 %	
			種類	数量 <sub>m</sub>						
327-1	緑町	11	県道	300	B	13	500	7		
327-2	東西連町	50	町道	500	B	7	300	17		
327-3	杉之浦	40	町道	1000	B	49	700	7		
327-4	中江町	20	町道	250	A	4	200	22		
327-5	南町	20	町道	500	A	2.5	250	18		
327-6	中西町上	30	町道	500	B	11	350	19		
327-1	杉之浦	15			A	48	600	10	国有林 杉之浦川	
327-2	杉之浦	15			A	48	400	11	国有林 杉之浦川支川-1	
327-3	杉之浦	10	町道	100	A	4	400	11	国有林 杉之浦川支川-2	
327-4	杉之浦	10	県道	200	B	1	100	20	国有林	

[農林水産課]

(2) 山腹崩壊危険地区  
ア 廿日市地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険 ラン ク 度	危険地概況			備考
		人家 戸数	公共施設			集水面積 (面積) ha	溪流延長 (斜面長) m	平均 勾配 %	
			種類	数量 m					
213-1	川末	1	県道	20	C	1	30	60	
213-2	長野	2			C	1	—	40	
213-3	城ヶ谷	2			C	1	20	50	
213-4	東谷	0	県道	50	C	1	30	60	
213-5	東谷	1	県道	50	C	1	80	80	
213-6	高砂	3	県道	70	C	1	30	50	
213-7	入野	1			C	1	—	40	
213-8	高砂	10	県道	200	A	3	40	60	
213-9	ゴコロ	3			C	1	—	50	
213-10	南小浦	2			C	1	20	50	
213-11	南小浦	6			C	1	—	33	
213-12	南尾	4	市道	60	C	1	—	30	
213-13	二重原	1			C	1	30	40	
213-14	南尾	2			C	1	20	50	
213-15	尾野山	8	市道	70	C	1	—	20	
213-16	尾野山	4	市道	70	C	1	25	40	
213-17	法花山	5			C	1	40	40	
213-18	砂走山	1			C	1	—	30	
213-19	砂走山	30			B	1	—	50	
213-20	峰高	3		50	C	1	30	50	
213-21	峰高	4	市道	60	C	1	30	30	
213-22	長尾	34	市道	200	A	2	20	50	
213-23	河本	13	市道	50	B	2	25	40	
213-24	長尾	19	市道	300	B	2	30	40	
213-25	新宮	5	神社	1	C	1	—	30	
213-26	高砂	7	市道	50	B	1	40	70	
213-27	二ツ山	18	市道	90	B	1	—	30	
213-28	高砂	12	市道	60	A	4	40	40	
213-29	高砂	11	市道	140	B	1	50	60	
213-30	入野	1			C	1	—	20	
213-31	入野	3			C	1	—	50	
213-32	地御前一丁目	8			C	1	25	30	
213-33	余田	14			B	2	40	40	
213-34	大神	6	市道	100	C	1	20	40	
213-35	地御前四丁目	21	学校 市道	1 500	B	1	40	40	
213-36	木上	1	福祉施設	1	C	1	—	30	
213-37	田屋	10			B	1	—	30	
213-38	地御前二丁目	1			C	1	—	10	
213-39	地御前二丁目	9	市道	120	C	2	20	23	
213-40	地御前二丁目	11			B	1	50	30	
213-41	地御前二丁目	6			C	1	10	50	
213-42	六本松	6	市道	20	C	0.5	25	30	
213-43	深山	2			C	0.5	20	50	
213-44	高砂	1	県道	50	C	0.5	30	30	
213-45	馬が原	1	県道	50	C	0.5	30	40	



イ 佐伯地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険 ラン ク	危険地概況			備考
		人家 戸数	公共施設			集水面積 (面積) ha	溪流延長 (斜面長) m	平均 勾配 %	
			種類	数量 m					
213-1	稗原	12	市道	400	A	1			
213-2	板押	1	市道	500	C	1			
213-3	立石	2	県道	200	B	1			
213-4	小住		国道	500	C	1			
213-5	氷水山	6	県道	800	A	1			
213-6	所山東	6	郵便局	1	B	1			
213-7	大峰山の内 一ノ尾山	6	県道	300	B	1			
213-8	鶴道山	10	県道	300	A	1			
213-9	里地山	10	市道	300	B	1			
213-10	鶴道山	16	県道	700	C	1			
213-11	城ノ岡山	5	県道	500	C	1			
213-12	金尾松山	6	市道	300	C	1			
213-13	枝折ヶ迫山	7	県道	300	C	1			
213-14	城ノ岡山	7	県道	300	A	2			
213-15	上木山	7	県道	300	C	1			
213-16	上木山	13	県道	600	C	1			
213-17	北山	8	県道	400	C	1			
213-18	桧尾	2	県道	300	C	1			
213-19	不知山	5	県道	600	C	3			
213-20	迫ノ谷	3	市道	300	C	1			
213-21	大原山	11	県道	500	C	1			
213-22	蛭川	3	市道	300	C	1			
213-23	大迫尻	9	市道	400	C	1			
213-24	本谷	5	市道	200	C	1			
213-25	堀ヶ迫	11	県道	200	B	1			
213-26	焼迫	5	県道	200	C	1			
213-27	本谷	11	市道	400	B	1			
213-28	中山	4	県道	300	C	1			
213-29	本谷	8	市道	400	C	1			
213-30	本谷	6	市道	500	C	1			
213-31	中山	5	市道	300	B	1			
213-32	中山	13	県道	300	B	1			
213-33	礼松	5	市道	300	C	1			
213-34	観音山	6	市道	400	C	1			
213-35	里地	7	小学校	1	B	2			
213-36	寺上	13	県道	300	B	1			
213-37	奥ヶ原	6	県道	300	C	1			
213-38	沖地	9	県道	100	C	1			
213-39	大原山	3	県道	300	C	1			
213-40	猪ノ鼻山	6	市道	200	C	1			
213-41	松平山	6	市道	500	C	1			
213-42	杉峠山	6	市道	300	C	1			
213-43	中庫山	11	小学校	1	B	2			
213-44	青木山	5	県道	300	C	1			
213-45	市野上	7	県道	300	C	1			
213-46	中山	2	県道	300	C	1			

番号	地区名	直接保全対象施設		危険度	ランク	危険地概況			備考	
		人家戸数	公共施設			集水面積 (面積) ha	溪流延長 (斜面長) m	平均 勾配 %		
			種類							数量 m
213-47	郷北	13	郵便局	1	B	1				
213-48	虫所山		県道	50		1				
213-49	氷水山	0	県道	30	B	1				
213-50	上ヶ木山	1	県道	20	B	1				
213-51	鶉道山	1	県道	20	B	1				
213-52	氷水山	1	県道	20	B	1				
213-53	青木山	2	県道	50	C	2				
213-54	権現		河川	50	B	1				
213-55	上ヶ木山		農道	6	C	1				
213-56	寺上	1	市道	20	B	1				
213-57	大峯山の内一之尾山	3	市道	30	B	3				
213-58	大峯山の内笹ノ峠	1	県道	10	B	1				
213-59	石ヶツクラ山	1	市道	40	B	1				
213-60	上ヶ木山	4	県道	50	B	1				
213-61	城山	7	市道	40	B	1				
213-62	大宅	3	市道	50	B	1				
213-63	中山	5	河川	20	B	1				
213-64	杉ヶ峠山	2	市道	50	B	1				
213-65	小住	1	県道	20	B	1				
213-66	大峯山の内一之尾山	3	県道	70	A	3				
213-67	札ヶ尾	2	国道	50	C	1				
213-68	打森	1	林道	20	B	1				
213-69	鷹ノ巣山の内鶉道山	1	県道	50	B	2				
213-70	中山	1	市道	50	C	1				
213-71	奥ヶ原	2	県道	40	C	1				
213-72	青木山	1	県道	40	C	1				
213-73	上内山	1	県道	50	C	1				
213-74	奥ヶ原	1	県道	50	C	1				
213-75	中山	1	農道	10	C	1				

ウ 吉和地域

番号	地区名	直接保全対象施設		危険度	ランク	危険地概況			備考	
		人家戸数	公共施設			集水面積 (面積) ha	溪流延長 (斜面長) m	平均 勾配 %		
			種類							数量 m
213-1	吉和西	0	林道	200	C	1				
213-2	熊崎	0	県道	200	A	1				
213-3	駄荷	3	田 林道	1.0ha 300	B	2				
213-4	駄荷城	2	田	1.0ha	B	1				
213-5	中津谷	22	国道 林道 田	200 400 1.0ha	B	3				
213-6	西汐原	2	田	0.5ha	C	1				
213-7	半坂	16	林道	600	B	7				
213-8	大向女鹿平	12	警察 林道 河川	1 300 400	A	1				
213-9	熊崎	15	林道 田 河川	200 0.5ha 200	B	1				
213-10	石原高登	0	国道	200	C	1				
213-11	石原高登	4	林道	200	C	1				
213-12	西汐原	2	国道 林道	200 200	C	1				

番号	地区名	直接保全対象施設			危険 ラ ン ク 度	危険地概況			備考
		人家 戸数	公共施設			集水面積 (面積) ha	溪流延長 (斜面長) m	平均 勾配 %	
			種類	数量 m					
213-13	頓原	6	国道	300	A	3			
213-14	東汐原	1	林道 河川	100 100	B	1			
213-15	篠ヶ原山	0	県道		C	6			

エ 大野地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険 ラ ン ク 度	危険地概況			備考
		人家 戸数	公共施設			集水面積 (面積) ha	溪流延長 (斜面長) m	平均 勾配 %	
			種類	数量 m					
213-1	矢草	0	市道	200	C	2	—	—	
213-2	丸子	5	市道	1500	C	1	—	—	
213-3	中空	7	市道	100	C	1	—	—	
213-4	滝山	4	市道	250	C	1	—	—	
213-5	中空	6	市道	200	C	1	—	—	
213-6	清水峯	100	市道	550	A	2	—	—	
213-7	沖塩屋	30	市道	300	B	1	—	—	
213-8	滝山					3	—	—	
213-9	城山	1	河川	100	C	1	—	—	

オ 宮島地域

番号	地区名	直接保全対象施設			危険 ラ ン ク 度	危険地概況			備考
		人家 戸数	公共施設			集水面積 (面積) ha	溪流延長 (斜面長) m	平均 勾配 %	
			種類	数量 m					
327-1	長浜	6	学校 県道	300	B	1	—	20	
327-2	杉之浦	11	市道	250	B	1	—	50	
327-3	胡町	11	県道	100	B	1	—	40	
327-4	杉之浦	25	市道	400	B	1	—	30	
327-5	港町	20	市道	200	B	1	—	20	
327-6	上西連町	22	市道	300	B	1	—	20	
327-7	杉之浦	20	市道	200	B	1	—	20	
327-8	東西連町	17	市道	250	B	1	—	40	
327-9	魚之棚町	30	公民館 市道	250	B	1	—	20	
327-10	中之町	50	市道	200	B	1	—	20	
327-11	南町	40	役場 市道	250	B	1	—	20	
327-12	西大西	30	市道	150	A	1	—	20	
327-13	南町	20	市道	150	B	1	—	30	
327-14	中西町下	40	市道	400	B	1	—	20	
327-15	滝町	20	市道	150	B	1	—	20	
327-16	中西町上	10	市道	250	B	1	—	60	
327-17	滝町	15	市道	200	A	1	—	50	
327-18	緑町		福祉センター 市道	200	B	1	—	30	
327-19	長浜	5	学校 幼稚園 県道	200	B	1	—	40	
327-1	杉之浦	15	市道		B	7	—		国有林
327-2	長浜-1	20	学校 幼稚園 県道	500	B	5			国有林

[農林水産課]

## 9 地すべり防止（指定）区域等一覧表

### (1) 地すべり防止(指定)区域

番号	指定区域名	所在地		面積 (ha)	保全対象 家屋戸数		指定年月日	告示番号
					家屋 戸数	公共施設等		
1	女鹿平地区	吉和	花原女鹿原、市垣内、田中原女鹿平、西花原、花原山根、花原東、花原貝ノ平、花原道山、市垣内、市惣田、惣田、青木、土居小路	52.06	52	国道、県道、市道、中学校、小学校、保育園	平成4年3月12日	0602

### (2) 地すべり危険箇所

市地区番号	箇所名	所在地		面積 (ha)	保全対象 家屋戸数		箇所番号
					家屋 戸数	公共施設等	
1	女鹿平	吉和	花原女鹿原、市垣内、田中原女鹿平、西花原、花原山根、花原東、花原貝ノ平、花原道山、市垣内、市惣田、惣田、青木、土居小路	52.06	51	国道、県道、市道、中学校、小学校、保育園	7
2	半坂	吉和	半坂	7	14	高速国道	8
3	駄荷	吉和	駄荷	4.6	9	市道	9
4	石原	吉和	石原	10.7	36	国道、市道	10

[ 維持管理課 ]

# 10 土砂災害防止法（指定）区域一覽表

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	阿品台5丁目	I-3-65-6700隣d	阿品(6700隣d)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
土石流	阿品台西	I-3-65-6701隣a	阿品台川(6701隣a)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
土石流	阿品台西	I-3-65-6701隣b	阿品台川(6701隣b)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
土石流	阿品台西	I-3-65-6701	阿品台川(6701)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
土石流	阿品台北	I-3-65-6700隣a	阿品台川(6700隣a)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
土石流	阿品台北	I-3-65-6700隣b	阿品台川(6700隣b)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
土石流	阿品台北	I-3-65-6700	阿品台川(6700)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
土石流	阿品台北	I-3-65-6700隣c	阿品台川(6700隣c)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
土石流	永原	I-1-8-60	永原谷(60)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
土石流	永原	I-1-8-61a	大久保川支川(61a)	H30.12.27	県告932号	変更	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	I-1-8-61b	大久保川支川(61b)	H30.12.27	県告932号	変更	H30.12.27	県告932号	変更
土石流	永原	I-1-8-61c	大久保川(61c)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
土石流	永原	I-1-8-61d	大久保川支川(61d)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
土石流	永原	II-1-8-6689	屈岩谷(6689)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
土石流	永原	II-1-8-6689隣	玖島川支川(6689隣)	H30.12.27	県告932号	変更	H30.12.27	県告932号	変更
土石流	永原	I-1-8-77	氏森川(77)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	II-1-8-141	大久保東谷(141)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	II-1-8-6686	小坂下谷(6686)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	II-1-8-6687	小坂中谷(6687)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	準-1-8-6670	井出谷(6670)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	準-1-8-6675	小坂西谷(6675)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	準-1-8-6685	東正之原下谷(6685)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	I-1-8-47	神宮川(47)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	I-1-8-47隣	神宮川(47隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	I-1-8-56	小坂川(56)	H30.12.27	県告932号	新規			
土石流	永原	I-1-8-57	小坂川支川(57)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	I-1-8-57隣	小坂川支川(57隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	I-1-8-58	中組谷(58)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	I-1-8-59	中組南谷(59)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	I-1-8-59隣	中組南谷(59隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	永原	I-1-8-142	上小坂谷(142)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	下広池	I-2-20-23b	可愛川支川(23b)	H29.02.23	県告83号	新規			
土石流	下平良	I-2-20-23-1	可愛川支川(23-1)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
土石流	下平良	I-2-20-23-2	可愛川支川(23-2)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
土石流	下平良	準-2-20-6707a	可愛川支川(6707a)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
土石流	下平良	準-2-20-6707隣1	可愛川支川(6707隣1)	H28.12.22	県告756号	新規			
土石流	下平良	準-2-20-6707隣2	可愛川支川(6707隣2)	H28.12.22	県告756号	新規	H28.12.22	県告756号	新規
土石流	下平良	準-2-20-6707隣3	可愛川支川(6707隣3)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
土石流	下平良	I-2-20-6708	可愛川支川(6708)	H29.02.23	県告83号	新規			
土石流	下平良	I-2-20-6708隣	可愛川支川(6708隣)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
土石流	河津原	I-1-8-5058	中山西谷(5058)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	河津原	I-1-8-5058隣a	中山西谷(5058隣a)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	河津原	I-1-8-5058隣b	中山西谷(5058隣b)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	河津原	I-1-8-5058隣c	中山西谷(5058隣c)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	河津原	I-1-8-5064	イワモト谷(5064)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	河津原	II-1-8-5063	本谷谷(5063)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	河津原	II-1-8-5062	サイトー谷(5062)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	吉和	I-1-9-1286	シノヅカ谷(1286)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-1288隣	妙音寺原川支谷(1288隣)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-1289	田尻東谷(1289)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-1290	小椋谷(1290)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-149	駄荷川(149)	H30.08.09	県告613号	新規			
土石流	吉和	I-1-9-150	吉和川(150)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-152	汐原川(152)	H30.08.09	県告613号	新規			
土石流	吉和	I-1-9-152隣a	汐原川(152隣a)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-152隣b	汐原川(152隣b)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-153	美濃ノ木川(153)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-153隣a	美濃ノ木川(153隣a)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-153隣b	美濃ノ木川(153隣b)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-154	花原川(154)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-156	市垣内川(156)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-157	速田川(157)	H30.08.09	県告613号	新規			
土石流	吉和	I-1-9-158	熊崎川(158)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-5585隣a	石原谷(5585隣a)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-5585隣b	石原谷(5585隣b)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-5587	汐原南谷(5587)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-5588	大向東谷(5588)	H30.08.09	県告613号	新規			
土石流	吉和	I-1-9-5589	さかえ橋谷(5589)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-6697	石原東谷(6697)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-6698隣	鍛冶屋川支谷(6698隣)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	吉和	I-1-9-6699-1	冠山谷(6699-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	I-1-9-6699-2	冠山谷(6699-2)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	II-1-9-1292	速田川(1292)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	II-1-9-5586	田尻南谷(5586)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	吉和	II-1-9-5586隣	田尻南谷(5586隣)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
土石流	宮園上三丁目	I-2-19-16	御手洗川支川(16)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
土石流	宮園上三丁目	I-2-19-17	御手洗川支川(17)	H28.06.16	県告427号	新規			
土石流	宮園上二丁目	I-2-19-18	御手洗川支川(18)	H28.06.16	県告427号	新規			
土石流	宮島	I-3-230-374	縦谷川(374)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	宮島町	I-3-231-375	ドンドン川支川(375)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-232-376	杉の浦川支川(376)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-232-376隣a	杉の浦川支川(376隣a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-232-376隣b	杉の浦川支川(376隣b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	新規
土石流	宮島町	I-3-232-376隣c	杉の浦川支川(376隣c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-232-377a	杉の浦川(377a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-232-377b	杉の浦川(377b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-232-378	杉の浦川支川(378)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	新規
土石流	宮島町	I-3-232-378隣	杉の浦川支川(378隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-232-910	杉の浦川支川(910)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-228-369	白糸川支川(369)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-228-369隣	白糸川支川(369隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-228-370	白糸川(370)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-228-371	白糸川支川(371)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-228-908	白糸川支川(908)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-229-372	紅葉谷川支川(372)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-229-373a	紅葉谷川中尾(373a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-229-373b	紅葉谷川中尾(373b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-229-373c	紅葉谷川中尾(373c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-229-373d	紅葉谷川中尾(373d)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-548-914隣c	江の浦川(914隣c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-548-915a	大元川(915a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-548-915b	大元川(915b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-548-915c	大元川(915c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-548-915d	大元川(915d)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-548-915隣a	大元川(915隣a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-548-915隣b	大元川(915隣b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告809号	解除
土石流	宮島町	I-3-548-915隣c	大元川(915隣c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-548-916	大元川(916)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-548-916隣a	大元川(916隣a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	新規
土石流	宮島町	I-3-548-916隣b	大元川(916隣b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-549-917	杉の浦川(917)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-549-917隣	杉の浦川(917隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-550-6619	包ヶ浦川(6619)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-550-6620	包ヶ浦川(6620)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-550-919	包ヶ浦川(919)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-550-919隣	包ヶ浦川(919隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-550-920	包ヶ浦川(920)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-550-920隣	包ヶ浦川(920隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-700-6631	長浜川(6631)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-700-6631隣a	長浜川(6631隣a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-700-6631隣b	長浜川(6631隣b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-701-6618	ドンドン川(6618)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	II-3-547-913	多々良川(913)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	II-3-547-913隣	多々良川(913隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	II-3-550-918	包ヶ浦川(918)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	II-3-550-918隣a	包ヶ浦川(918隣a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	II-3-550-918隣b	包ヶ浦川(918隣b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	II-3-550-918隣c	包ヶ浦川(918隣c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	II-3-551-5057a	大砂利川(5057a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	II-3-551-5057b	大砂利川(5057b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-229-373隣b	紅葉谷川中尾(373隣b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-229-373隣c	紅葉谷川中尾(373隣c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告809号	解除
土石流	宮島町	I-3-546-911a	多々良川(911a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-548-914a	江の浦川(914a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-548-914b	江の浦川(914b)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-548-914隣a	江の浦川(914隣a)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	II-3-551-5057隣	大砂利川(5057隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	II-3-551-5058	大砂利川(5058)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-546-911c	多々良川(911c)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮島町	I-3-546-911隣	多々良川(911隣)	R01.10.24	県告833号	変更	R01.10.24	県告833号	変更
土石流	宮内	I-2-19-5007	御手洗川支川15(5007)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-5003a	御手洗川支川27(5003a)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-5003b	御手洗川支川27(5003b)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	宮内	準-2-19-6705	御手洗川支川28(6705)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-5008	御手洗川支川14(5008)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-6706	御手洗川支川13(6706)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-6707	御手洗川支川12(6707)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-2	御手洗川支川29(2)	H29.02.23	県告88号	変更			
土石流	宮内	I-2-19-13	御手洗川支川30(13)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-5009	御手洗川支川11(5009)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-6708	御手洗川支川10(6708)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-14	御手洗川支川9(14)	H26.12.25	県告815号	新規			
土石流	宮内	II-2-19-5002	入野川(5002)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	準-2-19-6712	御手洗川支川31(6712)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	準-2-19-6713	御手洗川支川32(6713)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-6709隣a	御手洗川支川7(6709隣a)	H26.12.25	県告815号	新規			
土石流	宮内	II-2-19-1	御手洗川(1)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-6716	御手洗川支川(6716)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-10	御手洗川支川(10)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	準-2-19-6714	御手洗川(6714)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-12	御手洗川(12)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-3-1	御手洗川支川(3-1)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	I-2-19-3-2	御手洗川支川(3-2)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	I-2-19-4-1	御手洗川(4-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-4-2	御手洗川(4-2)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	I-2-19-4-3	御手洗川(4-3)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	I-2-19-5-1	御手洗川支川(5-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-5-2	御手洗川支川(5-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-6-1	御手洗川支川(6-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-6-2	御手洗川支川(6-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-7-1	東谷川及び支川(7-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	I-2-19-7-2	東谷川及び支川(7-2)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	I-2-19-7-3	東谷川及び支川(7-3)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	II-2-19-5005-1	御手洗川支川(5005-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	II-2-19-5005-2	御手洗川支川(5005-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内	II-2-19-5005-3	御手洗川支川(5005-3)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	II-2-19-5005-4	御手洗川支川(5005-4)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内	II-2-19-5005-5	御手洗川支川(5005-5)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内工業団地	準-2-18-6700隣a	永慶寺川支川(6700隣a)	H29.02.23	県告88号	新規			
土石流	宮内工業団地	準-2-18-6700隣b	永慶寺川支川(6700隣b)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内西畑口	準-2-19-6715	御手洗川(6715)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内畑口	準-2-19-11	御手洗川(11)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内畑口	準-2-19-11隣a	御手洗川支川(11隣a)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	宮内畑口	準-2-19-11隣b	御手洗川支川(11隣b)	H26.12.25	県告815号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
土石流	玖島	I-1-8-55	泉水川(55)	R01.12.26	県告997号	変更	R01.12.26	県告997号	変更
土石流	玖島	I-1-8-156	泉水南谷川(156)	R01.12.26	県告997号	変更			
土石流	玖島	I-1-8-156隣1	玖島川支川(156隣1)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
土石流	玖島	I-1-8-156隣2	玖島川支川(156隣2)	R01.12.26	県告997号	変更	R01.12.26	県告997号	変更
土石流	玖島	I-1-8-144	正之原谷(144)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-149	大峯南谷(149)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-151	平谷谷(151)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-151隣a	平谷谷(151隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-151隣b	平谷谷(151隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-151隣c	平谷谷(151隣c)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	I-1-8-153	中村日浦谷(153)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-48	西山谷川(48)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-48隣a	西山谷川(48隣a)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	I-1-8-48隣b	西山谷川(48隣b)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	I-1-8-48隣c	西山谷川(48隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-48隣d	西山谷川(48隣d)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-48隣e	西山谷川(48隣e)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-48隣f	西山谷川(48隣f)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-50	吉末川(50)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-5087	広源寺谷(5087)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-5092	いざみ谷(5092)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-5092隣a	いざみ谷(5092隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-5092隣b	いざみ谷(5092隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-5092隣c	いざみ谷(5092隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-50隣	吉末川(50隣)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-52	大沢川(52)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-52隣a	大沢川(52隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-52隣b	大沢川(52隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-52隣c	大沢川(52隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-52隣d	大沢川(52隣d)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-54	岡田川(54)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-6677-1	大峯西谷(6677-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	玖島	I-1-8-6677-2	大峯西谷(6677-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-6678	大峯南谷(6678)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-6680	一丁田橋谷(6680)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-6680隣a	一丁田橋谷(6680隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	I-1-8-6680隣b	一丁田橋谷(6680隣b)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	I-1-8-6683	一丁田谷(6683)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-143	西山谷川(143)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-143隣a	西山谷川(143隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-143隣b	西山谷川(143隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-145	西大峯南谷(145)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-145隣a	西大峯南谷(145隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-145隣b	西大峯南谷(145隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-145隣c	西大峯南谷(145隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-146	上川上谷(146)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-146隣a	上川上谷(146隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-146隣b	上川上谷(146隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-146隣c	上川上谷(146隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-146隣d	上川上谷(146隣d)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	II-1-8-146隣e	上川上谷(146隣e)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-147	上川上東谷(147)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-147隣a	上川上東谷(147隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-147隣b	上川上東谷(147隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-148	下川上西谷(148)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-150	上大町東谷(150)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-150隣a	上大町東谷(150隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-150隣b	上大町東谷(150隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-150隣c	上大町東谷(150隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-152	中村谷(152)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-154	鷹巣南谷(154)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-155	下大沢谷(155)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5066	西大峯東谷(5066)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5067	下川上中谷(5067)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5069	城の橋谷(5069)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5070	下大町北谷(5070)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5070隣	下大町北谷(5070隣)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5071	下大町北谷(5071)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5072	上大町西谷(5072)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5072隣	上大町西谷(5072隣)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5073	内野西谷(5073)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5073隣a	内野西谷(5073隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5073隣b	内野西谷(5073隣b)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	II-1-8-5077	上大町東谷(5077)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5077隣a	上大町東谷(5077隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5077隣b	上大町東谷(5077隣b)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	II-1-8-5077隣c	上大町東谷(5077隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5078	上大町南谷(5078)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	II-1-8-5079	上一丁田谷(5079)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5079隣a	上一丁田谷(5079隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5079隣b	上一丁田谷(5079隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5079隣c	上一丁田谷(5079隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5080	上一丁田中谷(5080)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5081	中村日浦南谷(5081)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5083	モリワキ谷(5083)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5084	ヤブモト谷(5084)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5084隣	ヤブモト谷(5084隣)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5089	上大沢中谷(5089)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	II-1-8-5089隣a	上大沢中谷(5089隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5089隣b	上大沢中谷(5089隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5090	上大沢東谷(5090)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5090隣	上大沢東谷(5090隣)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-5093	東正之原上谷(5093)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-51	鷹巣西谷(51)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-53	桑原川(53)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-53隣a	桑原川(53隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-53隣b	桑原川(53隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-53隣c	桑原川(53隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-6679	下川上東谷(6679)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-6679隣a	下川上東谷(6679隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-6679隣b	下川上東谷(6679隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-6679隣c	下川上東谷(6679隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-1-8-6684	東正之原中谷(6684)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-2-1-5055	久一谷(5055)	H30.02.15	県告125号	新規			
土石流	玖島	II-2-1-5055隣a	久一谷(5055隣a)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規



自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	玖島	II-2-1-5055隣b	久一谷(5055隣b)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島	II-2-1-5055隣c	久一谷(5055隣c)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
土石流	玖島、広島市佐伯区湯来町大字白砂	II-1-8-5073隣c	内野西谷(5073隣c)	H30.02.15	県告127号	新規	H30.02.15	県告127号	新規
土石流	玖島、広島市佐伯区湯来町大字白砂	II-1-8-5073隣d	内野西谷(5073隣d)	H30.02.15	県告127号	新規	H30.02.15	県告127号	新規
土石流	栗栖	I-1-8-26	栗栖川(26)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	I-1-8-26隣	栗栖川(26隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	I-1-8-27	栗栖川(27)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	I-1-8-27隣	栗栖川(27隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	I-1-8-5018隣-1	カジカ谷(5018隣-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	I-1-8-5018隣-2	カジカ谷(5018隣-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	II-1-8-123	栗栖西谷(123)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	II-1-8-123隣a	栗栖西谷(123隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	II-1-8-123隣b	栗栖西谷(123隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	II-1-8-5017	下栗栖川(5017)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	I-1-8-6651	新羅漢温泉谷(6651)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	栗栖	I-1-8-6651隣	新羅漢温泉谷(6651隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	原	II-2-20-6703隣	森宗川支川(6703隣)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告832号	変更
土石流	原	I-2-1-6707-1	後畑川支川(6707-1)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	I-2-1-6707-2	後畑川支川(6707-2)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	I-2-1-98-1	後畑川(98-1)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	I-2-1-98-2	後畑川(98-2)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	I-2-1-98-3	後畑川(98-3)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	I-2-1-98-4	後畑川(98-4)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	II-2-1-5046-1	後畑川支川(5046-1)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	II-2-1-5046-2	後畑川支川(5046-2)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	II-2-1-5046隣	後畑川支川(5046隣)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	準-2-1-6707隣-1	後畑川支川(6707隣-1)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	準-2-1-6707隣-2	後畑川支川(6707隣-2)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原	準-2-1-6709	後畑川支川(6709)	H29.03.30	県告223号	新規	H29.03.30	県告223号	新規
土石流	原宇治久保	I-2-20-25	宇治久保川(25)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原宇治久保	I-2-20-14	川末川支川(14)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	新規
土石流	原宇治久保	I-2-20-15	中小路西川(15)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原下河末	I-2-20-12a	川末川支川(12a)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	原下河末	I-2-20-12b	川末川支川(12b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原下河末	I-2-20-13	川末川支川(13)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原下河末	III-2-20-6701a	川末川支川(6701a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原下河末	III-2-20-6701b	川末川支川(6701b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原国実	III-2-20-6702	川末川支川(6702)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原国実	I-2-20-24	川末川支川(24)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原国実	I-2-20-24隣a	川末川支川(24隣a)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	原国実	I-2-20-24隣b	川末川支川(24隣b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原国実	I-2-20-24隣c	川末川支川(24隣c)	R02.03.19	県告272号	変更			
土石流	原上河末	II-2-20-6	大迫川(6)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	新規
土石流	原上河末	II-2-20-7	大迫川(7)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	新規
土石流	原上河末	II-2-20-8	下田尾川(8)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原上河末	I-2-20-10	川末川支川(10)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原上河末	I-2-20-10隣	川末川支川(10隣)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原上河末	I-2-20-11a	川末川支川(11a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原上河末	I-2-20-11b	川末川支川(11b)	H17.09.22	県告1070号	新規			
土石流	原森宗	I-2-20-3a	森宗川(3a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原森宗	I-2-20-3b	森宗川(3b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原森宗	I-2-20-3c	森宗川(3c)	R02.03.19	県告272号	変更			
土石流	原森宗	I-2-20-3d	森宗川(3d)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原森宗	II-2-20-6703a	森宗川支川(6703a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原森宗	II-2-20-6703b	森宗川支川(6703b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原森宗	II-2-20-6703c	森宗川支川(6703c)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原川末	III-2-20-6700	川末川支川(6700)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	新規
土石流	原川末	I-2-20-9a	川末川(9a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原川末	I-2-20-9b	川末川(9b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原川末	I-2-20-9c	川末川(9c)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原川末	I-2-20-9隣a	川末川(9隣a)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	原川末	I-2-20-9隣b	川末川(9隣b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原川末	I-2-20-9隣c	川末川(9隣c)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原中小路	I-2-20-16	迫野谷川(16)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	原中小路	I-2-20-26	迫野谷川支川(26)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長谷	I-2-20-18a	長野川支川(18a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長谷	I-2-20-18b	長野川支川(18b)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	原長谷	I-2-20-18c	長野川支川(18c)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長谷	I-2-20-18d	長野川支川(18d)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長野	I-2-20-19	長野川支川(19)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	原長野	I-2-20-20	河野原川支川(20)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長野	I-2-20-20隣a	河野原川支川(20隣a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	新規
土石流	原長野	I-2-20-20隣b	河野原川支川(20隣b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	原長野	I-2-20-17a	長野川(17a)	H17.09.22	県告1070号	新規			
土石流	原長野	I-2-20-17b	長野川(17b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長野	I-2-20-17c	長野川(17c)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原長野	I-2-20-17d	長野川(17d)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	新規
土石流	原矢ノ崎	I-2-20-4a	矢の崎川(4a)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原矢ノ崎	I-2-20-4b	矢の崎川(4b)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	変更
土石流	原矢ノ崎	I-2-20-4隣	矢の崎川(4隣)	R02.03.19	県告272号	変更	R02.03.19	県告272号	解除
土石流	巖島	I-3-546-911b	多々良川(911b)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	紅葉谷	I-3-229-373隣a	紅葉谷川中尾(373隣a)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	佐方	I-3-66-52	佐方川支川(52)	H28.12.22	県告755号	新規			
土石流	佐方	II-3-66-53	佐方川支川1(53)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
土石流	佐方	I-3-66-54	佐方川支川2(54)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
土石流	佐方	I-3-66-55a	佐方川(55a)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
土石流	佐方	I-3-66-55b	佐方川(55b)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
土石流	佐方	I-3-66-55隣	佐方川(55隣)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
土石流	四季が丘三丁目	I-2-19-6709隣a	御手洗川支川(6709隣a)	H28.06.16	県告428号	新規			
土石流	四季が丘三丁目	I-2-19-6709隣b	御手洗川支川(6709隣b)	H28.06.16	県告428号	新規			
土石流	四季が丘三丁目	I-2-19-6710	御手洗川支川(6710)	H28.06.16	県告428号	新規	H28.06.16	県告428号	新規
土石流	四季が丘三丁目	I-2-19-6709	御手洗川支川(6709)	H28.06.16	県告428号	新規	H28.06.16	県告428号	新規
土石流	四季が丘上	I-2-19-15	御手洗川支川(15)	H28.06.16	県告428号	新規			
土石流	四季が丘二丁目	I-2-19-6711	御手洗川支川(6711)	H28.06.16	県告428号	新規			
土石流	四季が丘二丁目	I-2-19-8	御手洗川支川(8)	H28.06.16	県告428号	新規	H28.06.16	県告428号	新規
土石流	四季が丘二丁目	I-2-19-8隣	御手洗川支川(8隣)	H28.06.16	県告428号	新規	H28.06.16	県告428号	新規
土石流	上平良	I-2-20-23a	可愛川支川(23a)	H29.02.23	県告83号	新規			
土石流	上平良	I-2-20-6706	可愛川支川(6706)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
土石流	上平良	I-2-20-6704c	伴丈木川支川(6704c)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告832号	変更
土石流	上平良	III-2-20-6705a	広池川(6705a)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告808号	解除
土石流	上平良	III-2-20-6705b	広池川(6705b)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告832号	変更
土石流	上平良	II-2-20-1	二重原川(1)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告832号	変更
土石流	上平良	I-2-20-21	河野原川支川(21)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告808号	解除
土石流	上平良	I-2-20-22	河野原川(22)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告832号	変更
土石流	上平良	I-2-20-22隣	河野原川支川(22隣)	R01.10.24	県告832号	変更	R01.10.24	県告832号	新規
土石流	上平良堂垣内	I-2-20-6704a	伴丈木川支川(6704a)	H17.09.22	県告1070号	新規			
土石流	上平良堂垣内	I-2-20-6704b	伴丈木川支川(6704b)	H17.09.22	県告1070号	新規			
土石流	上平良二重原	II-2-20-2	二重原川支川(2)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	上平良二重原	II-2-20-2隣	二重原川支川(2隣)	H17.09.22	県告1070号	新規	H17.09.22	県告1070号	新規
土石流	杉之浦	I-3-232-910隣	杉の浦川支川(910隣)	H18.06.26	県告664号	新規			
土石流	杉之浦	I-3-232-376隣d	杉の浦川支川(376隣d)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	浅原	I-1-8-109	猪道東谷(109)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-110	平本谷(110)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-111	冷川瀬戸谷(111)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-111隣	冷川瀬戸谷(111隣)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-112	冷川谷(112)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-112隣	冷川谷(112隣)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-113	手北谷(113)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-114	白河橋谷(114)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-115	戸屋原上谷(115)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-117	戸屋原下谷(117)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-118	保曽原東谷(118)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-13	小田原川(13)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-14	西ヶ迫川(14)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-14隣a	西ヶ迫川(14隣a)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-14隣b	西ヶ迫川(14隣b)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-16	東ヶ迫川(16)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-17-1	猪迫川(17-1)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-17-2	猪迫川(17-2)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-18	原出川(18)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-18隣	原出川(18隣)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-19	戸屋原川(19)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-22	保曽原川(22)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-5007	冷川東谷(5007)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-5008	冷川出店谷(5008)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	I-1-8-5010	新戸屋原橋谷(5010)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-100	クワバラ谷(100)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-100隣a	クワバラ谷(100隣a)	H30.02.15	県告126号	新規			
土石流	浅原	II-1-8-100隣b	クワバラ谷(100隣b)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-100隣c	クワバラ谷(100隣c)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-101	市野西谷(101)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-102	市野谷(102)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-103	グイメガ谷(103)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-104	市野東谷(104)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-104隣a	市野東谷(104隣a)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-104隣b	市野東谷(104隣b)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	浅原	II-1-8-104隣c	市野東谷(104隣c)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-106	本郷下谷(106)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-106隣	本郷下谷(106隣)	H30.02.15	県告126号	新規			
土石流	浅原	II-1-8-135	戸屋原南谷(135)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-20	河内神社谷(20)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-21	河内神社東谷(21)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-5009	猪白峠谷(5009)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-5011	戸屋原川(5011)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-5012	重山西谷(5012)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-5012隣a	重山西谷(5012隣a)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-5012隣b	重山西谷(5012隣b)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-5013	重山東谷(5013)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-5013隣	重山東谷(5013隣)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-5014	保曾原西谷(5014)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-5046	本郷東谷(5046)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-6650	鶴頭原谷(6650)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	浅原	II-1-8-78	小西川(78)	H30.02.15	県告126号	新規	H30.02.15	県告126号	新規
土石流	多々良	I-3-548-914隣b	江の浦川(914隣b)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	多々良	I-3-547-912	多々良川(912)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	多々良	II-3-551-5057c	大砂利川(5057c)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
土石流	大野	I-2-18-15	永慶寺川支川(15)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	I-2-18-15隣	永慶寺川支川(15隣)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-2-18-21	永慶寺川支川(21)	R04.04.25	県告347号	変更	R04.04.25	県告338号	解除
土石流	大野	I-2-18-6	水口川支川(6)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野	I-2-18-5	ホウガ裕川(5)	H29.02.23	県告85号	新規			
土石流	大野	I-2-18-4	土井川(4)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野	I-2-18-2	高畑川(2)	H29.02.23	県告85号	新規			
土石流	大野	I-2-18-3	永慶寺川支川(3)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野	I-3-54-20隣	出合川(20隣)	H29.11.02	県告592号	変更	H29.11.02	県告592号	変更
土石流	大野	II-1-8-5105	玖島川支川(5105)	R01.12.26	県告996号	変更	R01.12.26	県告996号	変更
土石流	大野	II-1-8-5105隣	玖島川支川(5105隣)	R01.12.26	県告996号	変更	R01.12.26	県告996号	変更
土石流	大野	I-3-57-29	東鳴川(29)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-57-31-1	上ノ谷川支川(31-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	I-3-57-31-2	中谷川(31-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	I-3-57-31-3	中谷川(31-3)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	I-3-57-32	鳴川(32)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-57-33	下灘川(33)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-58-35-1	垣の浦川(35-1)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-58-35-2	下灘川支川(35-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	I-3-59-36-1	四十八坂川(36-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	I-3-59-36-2	八坂川(36-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	I-3-59-36-3	八坂川(36-3)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-59-5049	八坂川(5049)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	I-3-60-37	丸石川(37)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-61-38-1	向原川(38-1)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-61-38-2	向原川(38-2)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-61-40	青海苔川支川(40)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	I-3-62-42	青海苔川(42)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-63-43	上桐川(43)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-63-44	塩屋川(44)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-63-45-1	東塩屋川(45-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	I-3-63-45-2	東塩屋川(45-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	I-3-64-46	西毛保川(46)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-64-47	小山川(47)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	I-3-64-48	西毛保川(48)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-64-50-1	滝山川(50-1)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	I-3-64-50-2	毛保川(50-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	II-2-18-16	永慶寺川支川(16)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
土石流	大野	II-2-18-17	永慶寺川支川(17)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野	準-3-62-41	向原川支川(41)	H29.02.23	県告86号	新規			
土石流	大野, 大竹市玖波3丁目	I-3-56-28	鳴川(28)	H29.02.23	県告87号	新規			
土石流	大野更地	I-2-18-22	永慶寺川支川(22)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野更地	I-2-18-5007隣	永慶寺川支川13(5007隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野更地	I-2-18-5007	永慶寺川支川13(5007)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野更地	準-2-18-5008	永慶寺川支川15(5008)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野更地	準-2-18-5008隣	永慶寺川支川15(5008隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	I-2-18-7a	高見川支川(7a)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	I-2-18-7b	高見川支川(7b)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	I-2-18-7c	高見川支川(7c)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	I-2-18-8a	高見西川(8a)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	I-2-18-8b	高見西川(8b)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	I-2-18-8隣a	高見西川(8隣a)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	I-2-18-8隣b	高見西川(8隣b)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	大野町高見	I-2-18-8隣c	高見西川(8隣c)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	I-2-18-9a	高見川(9a)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	I-2-18-9b	高見川(9b)	H29.02.23	県告85号	新規			
土石流	大野町高見	I-2-18-9c	高見川(9c)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	I-2-18-9d	高見川(9d)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	I-2-18-19	永慶寺川支川(19)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町高見	I-2-18-19隣	永慶寺川支川(19隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町十郎原	準-2-18-5001	十郎原川(5001)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-5004	永慶寺川支川(5004)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-5004隣	永慶寺川支川(5004隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-6615a	永慶寺川支川(6615a)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-6615b	永慶寺川支川(6615b)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-6615c	永慶寺川支川(6615c)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-6615隣	永慶寺川支川(6615隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	準-2-18-6616	永慶寺川支川(6616)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	I-2-18-10	丸子川(10)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	I-2-18-11	中山川(11)	H29.02.23	県告85号	新規			
土石流	大野町中山	I-2-18-11隣	中山川(11隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	I-2-18-12	永慶寺川支川(12)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	I-2-18-12隣	永慶寺川支川(12隣)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	I-2-18-13a	平岩川(13a)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	I-2-18-13b	平岩川(13b)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	I-2-18-20	永慶寺川支川(20)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	大野町中山	II-2-18-5002	永慶寺川支川(5002)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
土石流	地御前	I-2-19-10隣	御手洗川支川(10隣)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
土石流	地御前北3丁目	II-3-65-906	地御前川(906)	H28.06.16	県告429号	新規			
土石流	地御前北3丁目	I-3-65-905	地御前川(905)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
土石流	中道	II-1-8-25-1	針山谷(25-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-25-2	針山谷(25-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-25-3	針山谷(25-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-5019	崎ノ瀬神社谷(5019)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-5020	中道北谷(5020)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-5020隣	中道北谷(5020隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-5021	中道中谷(5021)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-5022	中道南谷(5022)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-5022隣a	中道南谷(5022隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-5022隣b	中道南谷(5022隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-5023	越ヶ原西谷(5023)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-5023隣a	越ヶ原西谷(5023隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-5023隣b	越ヶ原西谷(5023隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-5026	広兼谷(5026)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	中道	II-1-8-5028	針山東谷(5028)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	準-1-8-5031	山本西谷(5031)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	準-1-8-5036-1	仁井山谷(5036-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	準-1-8-5036-2	仁井山谷(5036-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	準-1-8-5036-3	仁井山谷(5036-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	II-1-8-5032	山本東谷(5032)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	II-1-8-5033	折休谷(5033)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	II-1-8-5034-1	大虫南谷(5034-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	II-1-8-5034-2	大虫南谷(5034-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	II-1-8-124	説教谷(124)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	II-1-8-124隣	説教谷(124隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	II-1-8-91	上奥谷(91)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	II-1-8-93-1	虫道川(93-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	II-1-8-93-2	虫道川(93-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	II-1-8-93-3	虫道川(93-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	I-1-8-90-1	城仙川(90-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	I-1-8-90-2	城仙中本谷(90-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	I-1-8-90-3	城仙竹本谷(90-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	I-1-8-90-4	城仙川(90-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	I-1-8-92	助藤谷(92)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	I-1-8-92隣a	助藤谷(92隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	I-1-8-92隣b	助藤谷(92隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	I-1-8-6656-1	大虫谷(6656-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	虫所山	I-1-8-6656-2	大虫谷(6656-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-6660-1	ワカミヤ谷(6660-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-6660-2	ワカミヤ谷(6660-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-6660隣	ワカミヤ谷(6660隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-82	八幡迫川(82)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-83	道秀原川(83)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-84	別府北谷(84)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-85	別府東谷(85)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-87-1	林川(87-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	津田	I-1-8-87-2	林川(87-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-87-3	林川(87-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-87-4	林川(87-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-87-5	林川(87-5)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-87-6	林川(87-6)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-87-7	林川(87-7)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-6653-1	桧木尾中谷(6653-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-6653-2	桧木尾下谷川(6653-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-6653-3	桧木尾下谷川(6653-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-6655-1	四季の森谷(6655-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-6655-2	四季の森谷(6655-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-6655-3	四季の森谷(6655-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-6655-4	桧木尾上谷(6655-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-29	西須川田谷(29)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-29隣	西須川田谷(29隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-125	岩倉北谷(125)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-125隣	岩倉北谷(125隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-127	内山西谷(127)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-127隣a	内山西谷(127隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-127隣b	内山西谷(127隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-128	内山谷(128)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-23	岩倉谷(23)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-23隣a	岩倉谷(23隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	I-1-8-23隣b	岩倉谷(23隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-133	仏王寺川(133)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-134	猪ノ子西谷(134)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-134隣	猪ノ子西谷(134隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5041	林南谷(5041)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5041隣a	林南谷(5041隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5041隣b	林南谷(5041隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5042	宮の谷(5042)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5042隣a	宮の谷(5042隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5042隣b-1	宮の谷(5042隣b-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5042隣b-2	宮の谷(5042隣b-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5042隣b-3	宮の谷(5042隣b-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5042隣c-1	宮の谷(5042隣c-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5042隣c-2	宮の谷(5042隣c-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5043	カメイ谷(5043)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5044	猪ノ子東谷(5044)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-5045	猪ノ子中谷(5045)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-6652隣	桧木尾下谷川(6652隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-6659-1	百合野川(6659-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-6659-2	百合野川(6659-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-6659-3	百合野川(6659-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	津田	II-1-8-6663	西須川田上谷(6663)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	峠	I-1-8-159	フジイ谷(159)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-160	柳水谷(160)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-162	スヒル谷(162)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-163	タカギ谷(163)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-163隣	タカギ谷(163隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-165	新谷谷(165)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-165隣	新谷谷(165隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-166隣	テラニシ谷(166隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-167-1	権現東谷(167-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-167-2	権現東谷(167-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-172	大宅北谷(172)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-174	越峠北谷(174)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-175	越峠谷(175)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	II-1-8-161	みゆき谷(161)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	II-1-8-173	大向井谷(173)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	II-1-8-5098隣	ホーマー谷(5098隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	II-1-8-5099	大向井北谷(5099)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	II-1-8-5100	大向井中谷(5100)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	準-1-8-6692	大向井南谷(6692)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	II-1-8-6691	西土居垣内谷(6691)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	II-1-8-6694	越峠中谷(6694)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-5094	大久保東谷(5094)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-5094隣	大久保東谷(5094隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-5095	赤石峠北谷(5095)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-62	下峠東谷(62)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-62隣	下峠東谷(62隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-63	峠下川(63)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-65	柳水川(65)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
土石流	峠	I-1-8-66	柳末山川(66)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-6690	土井垣内谷(6690)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-66隣	柳末山川(66隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-67	上峠谷(67)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-68	千代田川(68)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-69-1	峠川(69-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-69-2	峠川(69-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-70	シズマ谷(70)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-71	権現北谷(71)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-72	青光川(72)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	峠	I-1-8-73	大宅川(73)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	飯山	I-1-8-5018-1	カジカ谷(5018-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	I-1-8-5018-2	カジカ谷(5018-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	I-1-8-5029	飯山東谷(5029)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	I-1-8-5029隣a	飯山東谷(5029隣a)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	I-1-8-5029隣b	飯山東谷(5029隣b)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	I-1-8-5029隣c	飯山東谷(5029隣c)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	I-1-8-5030-1	浦和谷(5030-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	I-1-8-5030-2	浦和谷(5030-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	I-1-8-5030隣	浦和谷(5030隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	I-1-8-120	飯山西谷(120)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	I-1-8-120隣	飯山西谷(120隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	I-1-8-121	飯山谷(121)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	飯山	I-1-8-122隣	飯山上谷(122隣)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
土石流	平良山手	準-2-20-6707隣4	可愛川支川(6707隣4)	H28.12.22	県告756号	新規	H28.12.22	県告756号	新規
土石流	平良山手	準-2-20-6707隣5	可愛川支川(6707隣5)	H28.12.22	県告756号	新規			
土石流	友田	I-1-8-74	岩組西谷(74)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	I-1-8-74隣a	岩組西谷(74隣a)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	I-1-8-74隣b	岩組西谷(74隣b)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	I-1-8-74隣c	岩組西谷(74隣c)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	I-1-8-75	氏森川(75)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	I-1-8-76	岩組東谷(76)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	I-1-8-76隣	岩組東谷(76隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	I-1-8-6669	裏山谷(6669)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	準-1-8-5055-1	広原川(5055-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	準-1-8-5055-2	広原川(5055-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	準-1-8-6692隣	大向井南谷(6692隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-6666	峠ヶ原谷(6666)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-6666隣a	峠ヶ原谷(6666隣a)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-6666隣b	峠ヶ原谷(6666隣b)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-6666隣c	峠ヶ原谷(6666隣c)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-6666隣d	峠ヶ原谷(6666隣d)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-6666隣e	峠ヶ原谷(6666隣e)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-6666隣f	峠ヶ原谷(6666隣f)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-6668	神宮川上支谷(6668)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-6668隣	神宮川上支谷(6668隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-5054-1	広原川(5054-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-5054-2	広原川(5054-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-5054-3	広原川(5054-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-5061	神宮川下支谷(5061)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-5061隣	神宮川下支谷(5061隣)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-5062隣a	サイト一谷(5062隣a)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	II-1-8-5062隣b	サイト一谷(5062隣b)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
土石流	友田	I-1-8-136	広原山東谷(136)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	阿品1丁目	I-1-1720	光ヶ丘(1720)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品1丁目	I-2-1024	鱒浜2(1024)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品2丁目	I-1-1693-2	阿品(1693-2)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品2丁目	I-1-1693-3	阿品(1693-3)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品2丁目	I-1-1694	阿品新開(1694)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品2丁目	I-1-5058-1	田尻(5058-1)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品2丁目	I-1-1693-4	阿品(1693-4)	H29.02.23	県告84号	新規	H29.02.23	県告84号	新規
がけ崩れ	阿品2丁目	II-1-6858	ふじタウン中(6858)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品2丁目	I-1-1693-1	阿品(1693-1)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品2丁目	I-1-1693	阿品(1693)	R01.11.21	県告903号	変更	R01.11.21	県告903号	変更
がけ崩れ	阿品4丁目	I-1-5990	ふじタウン北(5990)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品4丁目	I-1-5058	田尻(5058)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品一丁目	I-1-5046, 5047	鱒浜(5046, 5047)	R03.11.25	県告1035号	新規	R03.11.25	県告1035号	新規
がけ崩れ	阿品一丁目	II-1-6845	阿品一丁目A(6845)	H30.05.17	県告461号	変更	H30.05.17	県告461号	変更
がけ崩れ	阿品台1丁目	I-1-1720-1	光ヶ丘(1720-1)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台1丁目	I-1-5046-1	鱒浜(5046-1)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台1丁目	II-2-780	阿品台一丁目(780)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台5丁目	II-2-779-1	阿品台五丁目(779-1)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台5丁目	II-2-779	阿品台五丁目(779)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	阿品台山の手	I-1-5989-1	阿品台山の手(5989-1)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品台山の手	I-1-5989-2	阿品台山の手(5989-2)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品台山の手	I-2-889-1	青葉台C(889-1)	H28.09.15	県告555号	新規			
がけ崩れ	阿品台西	I-1-5989	阿品台山の手(5989)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品台西	III-2-124	阿品台西(124)	H28.06.16	県告430号	新規	H28.06.16	県告430号	新規
がけ崩れ	阿品台北	I-2-1031	阿品台北(1031)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台北	I-2-1031-1	阿品台北(1031-1)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台北	I-1-5988	阿品台北(5988)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台北	II-1-6843	阿品台タウンハウス(6843)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台北	I-2-1031-2	阿品台北(1031-2)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台北	I-2-1031-3	阿品台北(1031-3)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	阿品台北	I-2-1031-4	阿品台北(1031-4)	H28.04.21	県告348号	新規	H28.04.21	県告348号	新規
がけ崩れ	永原	II-1-14271	芸南ニュータウン(14271)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
がけ崩れ	永原	II-1-14271-1	芸南ニュータウン(14271-1)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
がけ崩れ	永原	III-1-997	大久保(997)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
がけ崩れ	永原	III-1-997-1	大久保(997-1)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
がけ崩れ	永原	III-1-997-2	大久保(997-2)	H20.05.15	県告496号	新規	H20.05.15	県告496号	新規
がけ崩れ	永原	I-1-6064	永原(6064)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	I-1-6064-1	永原(6064-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	I-2-897-1	友田H(897-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	I-2-897-2	友田H(897-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	I-2-898	小坂(898)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	I-2-898-1	小坂(898-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	I-2-898-2	小坂(898-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	I-2-898-3	小坂(898-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	I-2-899	大久保(899)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	I-2-899-1	大久保(899-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	I-2-899-2	大久保(899-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	I-2-555-1	友田F(555-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	I-2-894	友田G(894)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	II-1-14275-1	下峠B(14275-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	II-1-4465	友田I(4465)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	永原	II-1-4467	玖島B(4467)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	塩屋一丁目	I-1-1745	塩屋A(1745)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	塩屋二丁目	I-1-1765	塩屋C(1765)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	沖塩屋一丁目	I-1-1766	沖塩屋A(1766)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	沖塩屋三丁目	I-1-6010	沖塩屋D(6010)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	下の浜	I-1-6012	下の浜C(6012)	R04.04.25	県告346号	変更	R04.04.25	県告346号	変更
がけ崩れ	下の浜	II-1-6887-1	薬師ヶ谷A(6887-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	下の浜	I-1-1738-1	縄田(1738-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	下の浜	I-1-1739	薬師ヶ谷(1739)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	下の浜	I-1-1740	下の浜A(1740)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	下広池	III-1-812	下広池(812)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下西連	I-1-1863	下西連(1863)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	下西連	I-1-1863-1	下西連(1863-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	下西連	I-1-1863-2	下西連(1863-2)	H18.06.26	県告664号	新規			
がけ崩れ	下平良	I-1-5982-5	下平良(5982-5)	H30.03.29	県告329号	新規	H30.03.29	県告329号	新規
がけ崩れ	下平良	I-1-5982	下平良(5982)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	I-1-5982-1	下平良(5982-1)	R02.03.19	県告271号	変更	R02.03.19	県告271号	変更
がけ崩れ	下平良	I-1-5982-4	下平良(5982-4)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	I-1-5982-3	下平良(5982-3)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	I-1-1710-2	砂走A(1710-2)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	I-1-1710	砂走A(1710)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	I-1-5982-2	下平良(5982-2)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	III-1-812-2	下広池(812-2)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	下平良	III-1-812-3	下広池(812-3)	R03.11.25	県告1034号	新規	R03.11.25	県告1034号	新規
がけ崩れ	下平良	III-1-812-1	下広池(812-1)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	河津原	II-1-7136	河津原C(7136)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	II-1-7137	河津原D(7137)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	II-1-7138	河津原E(7138)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	II-1-7228	本谷橋(7228)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	II-1-7228-1	本谷橋(7228-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	II-1-7232	河津原橋(7232)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	II-1-7237	河津原K(7237)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	II-2-475	中組(475)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	II-2-475-1	中組(475-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	II-2-803	中組A(803)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	II-2-804	河津原N(804)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	III-1-984	河津原(984)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	III-1-985-1	神宮川A(985-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	III-1-986-1	中山A(986-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	III-1-1004	河津原(1004)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	I-2-550	河津原A(550)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	河津原	I-1-6068	中組(6068)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	I-1-1835-3	友田A(1835-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	I-1-1836-1	友田B(1836-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	III-2-134-1	河津原T(134-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	河津原	III-2-134-2	河津原T(134-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	丸石一丁目	I-1-5060	丸石B(5060)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	丸石一丁目	I-1-1760	丸石(1760)	R04.04.25	県告346号	変更	R04.04.25	県告346号	変更
がけ崩れ	丸石五丁目	II-2-788-1	丸石A(788-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	丸石三丁目	II-1-4452	向原(4452)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	丸石四丁目	II-1-888	向原B(888)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	丸石四丁目	II-2-788	丸石A(788)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14283-2	石原(14283-2)	R02.05.28	県告684号	新規	R02.05.28	県告684号	新規
がけ崩れ	吉和	I-1-14288-1	駄荷(14288-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	I-1-1839	田中原(1839)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	I-1-1840	花原(1840)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	I-1-1840-1	花原(1840-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	I-1-1841	中津谷(1841)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	I-1-1842	汐原(1842)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	I-1-1843	田尻(1843)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	I-1-6069	熊崎(6069)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	I-1-6070	吉和(6070)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	I-2-558	花原(558)	H30.08.09	県告613号	新規			
がけ崩れ	吉和	I-2-558-1	花原(558-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14281	細井原(14281)	H30.08.09	県告613号	新規			
がけ崩れ	吉和	II-1-14282-1	細井原(14282-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14283	石原(14283)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14283-1	石原(14283-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14284	細井原(14284)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14284-1	細井原(14284-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14286	石原(14286)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14287	駄荷(14287)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14288	駄荷(14288)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14289	花原(14289)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14289-1	花原(14289-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14290	汐原(14290)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14296	頓原(14296)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14297	駄荷(14297)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14299-1	鍛冶屋原川(14299-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14299-2	鍛冶屋原川(14299-2)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14299-3	鍛冶屋原川(14299-3)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14299-4	鍛冶屋原川(14299-4)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14299-5	鍛冶屋原川(14299-5)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-14299-6	鍛冶屋原川(14299-6)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-6070-1	吉和(6070-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-949-1	石原(949-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-951	熊崎(951)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-952	駄荷(952)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-953	熊崎(953)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-954	熊崎(954)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-955-1	大向(955-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-956	大向(956)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-957	汐原(957)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-958-1	頓原(958-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-959	頓原(959)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-960	半坂(960)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-960-1	半坂(960-1)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-960-2	半坂(960-2)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-1-961	田尻(961)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	吉和	II-2-817	熊崎(817)	H30.08.09	県告613号	新規	H30.08.09	県告613号	新規
がけ崩れ	宮園一丁目	I-1-5980-2	廿日市変電所(5980-2)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園九丁目	I-1-5971-1	大幸(5971-1)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園四丁目	I-1-5980-1	廿日市変電所(5980-1)	H28.06.16	県告427号	新規			
がけ崩れ	宮園上一丁目	I-1-5980	廿日市変電所(5980)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園上三丁目	I-1-5972-3	四季が丘(5972-3)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園上三丁目	I-1-5972-4	四季が丘(5972-4)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園上三丁目	I-1-5972-5	四季が丘(5972-5)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園上三丁目	I-1-5972-6	四季が丘(5972-6)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園上三丁目	I-1-5979	宮園第一配水池(5979)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮園二丁目	I-1-1705-1	北山A(1705-1)	H28.06.16	県告427号	新規			
がけ崩れ	宮園二丁目	I-1-1705-2	北山A(1705-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮園六丁目	I-1-1703-3	針田A(1703-3)	H28.06.16	県告427号	新規	H28.06.16	県告427号	新規
がけ崩れ	宮島口三丁目	I-1-6006	赤崎C(6006)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	宮島口三丁目	I-1-6006-1	赤崎C(6006-1)	R04.02.24	県告97号	変更	R04.02.24	県告97号	変更





自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	宮内	I-1-1700	東畑口A(1700)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	I-1-1701	東畑口B(1701)	R05.01.26	県告80号	変更	R05.01.26	県告80号	変更
がけ崩れ	宮内	II-1-6841	石原A(6841)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	I-1-5966	石原(5966)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内	I-1-1724-4	佐原田(1724-4)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	I-1-5059	向井原(5059)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	I-1-5059-1	向井原(5059-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	I-1-5059-2	向井原(5059-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	I-1-5977	大林A(5977)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	I-1-5977-1	大林A(5977-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	I-1-5977-2	大林A(5977-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	III-1-797	四季が丘上A(797)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	I-1-1719	東谷(1719)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	I-1-1719-1	東谷(1719-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	I-2-1028	出ヶ原(1028)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	I-2-1028-1	出ヶ原(1028-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-1-6826	東谷A(6826)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-1-6827	出ヶ原A(6827)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-1-6828	向井原A(6828)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-1-6828-1	向井原A(6828-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-1-6829	向井原B(6829)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-1-6830	向井原C(6830)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-1-6831	向井原D(6831)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-1-6832	野稲原(6832)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-1-6832-1	野稲原(6832-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-1-6857	向井原E(6857)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-2-175	東谷(175)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-2-175-1	東谷(175-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	II-2-175-2	東谷(175-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	III-1-793	向井原F(793)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	III-1-793-1	向井原F(793-1)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	III-1-793-2	向井原F(793-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内	III-1-803	地御前B(803)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内1丁目	I-1-5981-2	峰高1丁目(5981-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内1丁目	I-1-5981-3	峰高1丁目(5981-3)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内4丁目	I-1-1718	峰高(1718)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内4丁目	I-1-1711	峰高(1711)	H26.12.25	県告815号	新規			
がけ崩れ	宮内4丁目	I-1-1705	北山A(1705)	H28.02.12	県告64号	変更	H28.02.12	県告64号	変更
がけ崩れ	宮内工業団地	I-1-1724-2	佐原田(1724-2)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内工業団地	I-1-1724-3	佐原田(1724-3)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	II-1-6837	西畑口(6837)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	II-1-6838	西畑口A(6838)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	II-1-6838-1	西畑口A(6838-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	II-1-6839	東光寺(6839)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	II-1-6840	下西畑口川(6840)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	II-1-6840-1	下西畑口川(6840-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	II-1-6840-2	下西畑口川(6840-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	II-1-6840-3	下西畑口川(6840-3)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内西畑口	II-1-6840-4	下西畑口川(6840-4)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内辻堂原	II-1-6836	御手洗川A(6836)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	宮内北山	I-1-5974	北山(5974)	H22.03.29	県告280号	新規	H22.03.29	県告280号	新規
がけ崩れ	宮浜温泉一丁目	III-1-835	尾立C(835)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	宮浜温泉一丁目	I-1-1747	尾立(1747)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	宮浜温泉二丁目	I-1-6009-1	尾立B(6009-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	玖島	II-1-14280-1	平谷C(14280-1)	R03.11.25	県告1033号	新規	R03.11.25	県告1033号	新規
がけ崩れ	玖島	I-1-1823	正ノ原(1823)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	I-1-1828-1	川上(1828-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	I-1-1828-2	川上(1828-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	I-1-1828-3	川上(1828-3)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	I-1-6042-1	玖島泉水(6042-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	I-1-6042-2	玖島泉水(6042-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	I-1-6042-3	玖島泉水(6042-3)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	I-1-6042-4	玖島泉水(6042-4)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	I-1-6042-5	玖島泉水(6042-5)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	I-1-6042-6	玖島泉水(6042-6)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	I-1-6049	平谷(6049)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	I-1-6054	吉末(6054)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	II-1-14276-1	西山川(14276-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	II-1-14276-2	西山川(14276-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	II-1-14280	平谷c(14280)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	II-1-4461-1	上川上(4461-1)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	II-1-4461-2	上川上(4461-2)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規
がけ崩れ	玖島	II-1-7098	内野(7098)	H30.02.15	県告125号	新規	H30.02.15	県告125号	新規









自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	前空6丁目	I-2-893	前空B(893)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	前空6丁目	I-2-893-1	前空B(893-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	前空6丁目	I-2-893-2	前空B(893-2)	H29.02.23	県告85号	新規			
がけ崩れ	前空6丁目	II-1-6883, 6884	前空C(6883), 前空D(6884)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	多々良	II-1-14300	多々良(14300)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	対蔵山	III-1-825	対蔵山F(825)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	対蔵山	III-1-825-1	対蔵山F(825-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	対蔵山	I-1-5998	対蔵山C(5998)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	対蔵山三丁目	I-1-5998-1	対蔵山C(5998-1)	H29.02.23	県告85号	新規			
がけ崩れ	対蔵山三丁目	I-1-5998-2	対蔵山C(5998-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	対蔵山二丁目	I-1-6015-1	赤崎E(6015-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大元	I-1-1848	大元(1848)	H18.06.26	県告664号	新規			
がけ崩れ	大元	I-1-1848-1	大元(1848-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大元	I-1-1848-2	大元(1848-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大元	I-1-1848-3	大元(1848-3)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大砂利	III-1-1014	大砂利(1014)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大砂利	II-1-14304	大砂利(14304)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大砂利	III-2-0136	大砂利(0136)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大西	I-1-1850	大西(1850)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大町	II-2-0818	大町(0818)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-6016	敬愛病院(6016)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-6016-1	敬愛病院(6016-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-6003-2	深江D(6003-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	III-1-837	熊が浦A(837)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	III-1-837-1	熊が浦A(837-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-6003-1	深江D(6003-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-1762-2	早時B(1762-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-1762-3	早時B(1762-3)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	III-1-837-2	熊が浦A(837-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-1762	早時B(1762)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-1762-1	早時B(1762-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-6013-1	早時E(6013-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-6013	早時E(6013)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-6013-2	早時E(6013-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-2-891	尾中山B(891)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-2-1034	鯛の原(1034)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-872	中山(872)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-872-1	中山(872-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-6875	永慶寺川(6875)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-6875-1	永慶寺川(6875-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-6875-2	永慶寺川(6875-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-6880	高見(6880)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-6880-1	高見(6880-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	III-1-823	永慶寺川B(823)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	III-1-823-1	永慶寺川B(823-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-6000	三鏡谷B(6000)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-6004, 6865	水口A, 水口B(6004, 6865)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-884	鯛ノ原(884)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-884-1	鯛ノ原(884-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-870	下更地B(870)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-2-785	下更地A(785)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-2-785-1	下更地A(785-1)	H29.02.23	県告85号	新規			
がけ崩れ	大野	II-2-785-2	下更地A(785-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	III-1-821, 6864	下更地C, 下更地A(821, 6864)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-2-785-3	下更地A(785-3)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-870-1	下更地B(870-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-1763	別府(1763)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-870-2	下更地B(870-2)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-6885	早時鼻C(6885)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-6890	陣場A(6890)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-2-467	早時B(467)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-2-786, 6879	早時A(786), 早時F(6879)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-2-787, 6014	池田(787), 池田C(6014)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	III-1-829	早時鼻D(829)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-1-6019, 6886	早時鼻B(6019), 早時鼻A(6019)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	I-2-893-3	前空B(893-3)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-874	早時D(874)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-874-1	早時D(874-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-886	池田A(886)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-6866	高畑(6866)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-6867	池田B(6867)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-6879-1	早時F(6879-1)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規
がけ崩れ	大野	II-1-6882	早時G(6882)	H29.02.23	県告85号	新規	H29.02.23	県告85号	新規





自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	地御前2丁目	I-1-5049-1	今市(5049-1)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前2丁目	I-1-5049	今市(5049)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前2丁目	I-1-5994	地御前2丁目(5994)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前2丁目	I-1-5050, 5995	二ツ山(5050), 地御前2丁	H30.03.29	県告331号	新規	H30.03.29	県告331号	新規
がけ崩れ	地御前2丁目	I-1-1699	金剛寺(1699)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前2丁目	I-1-1699-2	金剛寺(1699-2)	H28.06.16	県告429号	新規			
がけ崩れ	地御前2丁目	I-1-1699-1	金剛寺(1699-1)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前4丁目	I-1-1695-3	南町(1695-3)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前4丁目	I-1-1695-4	南町(1695-4)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前4丁目	I-1-1695-1	南町(1695-1)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前4丁目	I-1-1695	南町(1695)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前4丁目	I-1-1695-5	南町(1695-5)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前4丁目	I-1-1695-6	南町(1695-6)	H28.06.16	県告429号	新規			
がけ崩れ	地御前4丁目	II-2-171	神賀(171)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北1丁目	I-1-5985	地御前北1丁目(5985)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北1丁目	I-1-5985-2	地御前北1丁目(5985-2)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北1丁目	I-1-777, 1698	地御前北1丁目(777), 今市	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北1丁目	III-1-810	地御前北1丁目A(810)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北1丁目	I-1-5985-5	地御前北1丁目(5985-5)	R02.05.28	県告679号	新規	R02.05.28	県告679号	新規
がけ崩れ	地御前北2丁目	I-1-5985-3	地御前北1丁目(5985-3)	H30.03.29	県告331号	新規	H30.03.29	県告331号	新規
がけ崩れ	地御前北2丁目	I-1-5985-4	地御前北1丁目(5985-4)	H28.06.16	県告429号	新規			
がけ崩れ	地御前北3丁目	III-1-804	野坂浄水場(804)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北3丁目	I-1-5986	地御前北3丁目(5986)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北3丁目	I-1-5986-2	地御前北3丁目(5986-2)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北3丁目	I-1-5048	大神(5048)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北3丁目	I-1-5048-1	大神(5048-1)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	地御前北3丁目	I-1-5993	地御前北3丁目A(5993)	H28.06.16	県告429号	新規	H28.06.16	県告429号	新規
がけ崩れ	中江町	I-1-1853	中江A(1853)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	中江町	I-1-1853-1	中江A(1853-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	中西	II-1-14301	中西(14301)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	中西	II-1-14301-1	中西(14301-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	中道	III-1-959-1	中道F(959-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	III-1-960	中道G(960)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	III-1-961	中道H(961)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	III-1-962	中道I(962)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	III-1-962-1	中道I(962-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	III-1-962-2	中道I(962-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	III-1-963	中道J(963)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	III-1-965	県道119佐伯錦線(965)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	I-1-6050	中道(6050)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	II-1-7184	栗栖川(7184)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	II-1-7185-1	栗栖川A(7185-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	II-1-7185-2	栗栖川A(7185-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	II-1-7186	中道川(7186)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	II-1-7123	中道(7123)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	II-1-7124	中道A(7124)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	II-1-7124-1	中道A(7124-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	II-1-7125	中道B(7125)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	II-1-7126	中道C(7126)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	II-1-7127	中道D(7127)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	中道	II-1-7128	中道E(7128)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7160	虫所山J(7160)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7161-1	虫所山K(7161-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7162	所山(7162)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7163-1	河面(7163-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7101-1	虫所山B(7101-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7102-1	虫所山C(7102-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7102-2	虫所山C(7102-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7102-3	虫所山C(7102-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7103	虫所山D(7103)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7103-1	虫所山D(7103-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7104	虫所山E(7104)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7105	虫所山F(7105)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7106	虫所山G(7106)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7107	虫所山H(7107)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7108	虫所山I(7108)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7108-1	虫所山I(7108-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7108-2	虫所山I(7108-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7108-3	虫所山I(7108-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7108-4	虫所山I(7108-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7108-5	虫所山I(7108-5)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7109	助籐(7109)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7109-1	助籐(7109-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	虫所山	II-1-7109-2	助藤(7109-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	III-1-1005	虫所山(1005)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	III-1-937	大虫橋(937)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	III-1-937-1	大虫橋(937-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	III-1-937-2	大虫橋(937-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	II-1-7097	虫所山A(7097)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	虫所山	I-1-1827	所山(1827)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	長浜	II-1-0966	長浜B(0966)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	長浜	I-1-1871	長浜A(1871)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	長浜	I-1-1871-1	長浜A(1871-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	長浜	I-1-6074	宮島幼稚園(6074)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-967	岩倉C(967)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-967-1	岩倉C(967-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-967-2	岩倉C(967-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-967-3	岩倉C(967-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-967-4	岩倉C(967-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-967-5	岩倉C(967-5)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-967-6	岩倉C(967-6)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-969	河本(969)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-969-1	河本(969-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-969-2	河本(969-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-969-3	河本(969-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-977	花上D(977)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-977-1	花上D(977-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-979	津田Q(979)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	III-1-979-1	津田Q(979-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-1-6051	林(6051)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-1-6052	河津原(6052)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-1-6041	津田A(6041)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-1-1833	花上(1833)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-1-5064	津田(5064)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-1-5064-1	津田(5064-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-1-6058	林A(6058)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-1-6067	河本(6067)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-2-1042	花上(1042)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-2-1042-1	花上(1042-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-2-1042-2	花上(1042-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-2-1042-3	花上(1042-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-2-896	津田B(896)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-2-896-1	津田B(896-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-2-896-2	津田B(896-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-2-896-3	津田B(896-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-4463	津田E(4463)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-4472	岩倉(4472)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7093	内山(7093)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-1-1824	郷(1824)	H29.03.30	県告224号	新規			
がけ崩れ	津田	II-1-936	津田C(936)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-2-474	津田K(474)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-2-799	花上C(799)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-2-800	津田M(800)	H29.03.30	県告224号	新規			
がけ崩れ	津田	II-2-800-1	津田M(800-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-2-800-2	津田M(800-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-2-800-3	津田M(800-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-2-801	津田N(801)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-2-801-1	津田N(801-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-2-802	津田O(802)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-2-802-1	津田O(802-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-2-808	津田P(808)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-2-813	林C(813)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7191	岩倉A(7191)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7193	津田(7193)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7194	津田G(7194)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7194-1	津田G(7194-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7194-2	津田G(7194-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7195	津田H(7195)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7195-1	津田H(7195-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7199	猪ノ子(7199)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7199-1	猪ノ子(7199-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7199-2	猪ノ子(7199-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7199-3	猪ノ子(7199-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7221	花上A(7221)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7224	津田J(7224)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7225	別府(7225)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	津田	II-1-7135	花上(7135)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7139	花上A(7139)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7139-1	花上A(7139-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	II-1-7139-2	花上A(7139-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	津田	I-1-5064-2	津田(5064-2)	R02.02.13	県告109号	新規			
がけ崩れ	天神	I-1-5053	篠尾(5053)	H30.11.29	県告842号	変更	H30.11.29	県告842号	変更
がけ崩れ	東西連	I-1-1865	東西連A(1865)	H24.09.13	県告752号	変更	H24.09.13	県告752号	変更
がけ崩れ	東西連	I-1-1865-1	東西連A(1865-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	東西連	I-1-1865-2	東西連A(1865-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	東大西	I-1-1851	東大西(1851)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	東大西	I-1-1851-1	東大西(1851-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-988	峠N(988)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-982	越峠A(982)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-4471	峠E(4471)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-4471-1	峠E(4471-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-4471-2	峠E(4471-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-14277	大向井A(14277)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-14278-1	峠L(14278-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-2-895	中峠(895)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-1-1837	友田C(1837)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-1-6061	越峠(6061)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-1-6061-1	越峠(6061-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-1-6063	大宅(6063)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-1-6063-1	大宅(6063-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-1-6063-2	大宅(6063-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-2-1041	峠C(1041)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-2-1043	峠D(1043)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-2-1043-1	峠D(1043-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-2-1043-2	峠D(1043-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-2-1045	下峠(1045)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-2-1045-1	下峠(1045-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-1-6065	峠(6065)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-14261	大向井(14261)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-14266	峠J(14266)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-14268	中峠A(14268)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-14268-1	中峠A(14268-1)	R03.11.25	県告1033号	変更	R03.11.25	県告1033号	変更
がけ崩れ	峠	II-1-14268-2	中峠A(14268-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-14268-3	中峠A(14268-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-14269	中峠B(14269)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-14269-1	中峠B(14269-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-14269-2	中峠B(14269-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-14272-1	下峠A(14272-1)	H30.12.27	県告932号	新規			
がけ崩れ	峠	II-1-14274	下峠(14274)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	II-1-14275	下峠B(14275)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-1-6046	土居垣内(6046)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	I-1-1822	中峠(1822)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-988-1	峠N(988-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-988-2	峠N(988-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-989-1	峠O(989-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-990	峠P(990)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-990-1	峠P(990-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-990-2	峠P(990-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-990-3	峠P(990-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-990-4	峠P(990-4)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-990-5	峠P(990-5)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-992	中峠E(992)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-994	中峠G(994)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-995	中峠H(995)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-996	下峠C(996)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-996-1	下峠C(996-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	峠	III-1-992-1	中峠E(992-1)	R02.05.28	県告680号	新規	R02.05.28	県告680号	新規
がけ崩れ	南町	I-1-1858	南町B(1858)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	南町	I-1-1858-2	南町B(1858-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	南町	I-1-1858-3	南町B(1858-3)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	南町	I-1-1858-4	南町B(1858-4)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	廿日市桜尾本町	I-1-5057	桜尾本町(5057)	H28.12.08	県告718号	新規	H28.12.08	県告718号	新規
がけ崩れ	廿日市市上平良	III-1-811, 1712	入浜J(811, 1712)	H28.02.12	県告63号	変更	H28.02.12	県告63号	変更
がけ崩れ	入浜	III-1-1013	入浜(1013)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	梅原2丁目	II-1-6869-1	沖山B(6869-1)	R02.05.28	県告685号	新規	R02.05.28	県告685号	新規
がけ崩れ	梅原二丁目	I-1-1743	梅原(1743)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	梅原二丁目	II-1-6869	沖山B(6869)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	飯山	II-1-7159	飯山(7159)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	II-1-7159-1	飯山(7159-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7159-2	飯山(7159-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7159-3	飯山(7159-3)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7159-4	飯山(7159-4)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7159-5	飯山(7159-5)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-927	飯山(927)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-927-1	飯山(927-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-927-2	飯山(927-2)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7100	飯山B(7100)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	飯山	Ⅱ-1-7100-1	飯山B(7100-1)	H29.03.30	県告224号	新規	H29.03.30	県告224号	新規
がけ崩れ	浜之町	I-1-1868	浜之町(1868)	H24.09.13	県告752号	変更	H24.09.13	県告752号	変更
がけ崩れ	福面一丁目	I-2-888-2	青葉台A(888-2)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	福面三丁目	I-2-889	青葉台C(889)	H28.09.15	県告555号	新規	H28.09.15	県告555号	新規
がけ崩れ	福面三丁目	I-2-889-2	青葉台C(889-2)	H28.09.15	県告555号	新規			
がけ崩れ	物見西1丁目	I-2-887-4	物見山A(887-4)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見西1丁目	I-2-1033	物見山B(1033)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見西2丁目	I-2-1033-1	物見山B(1033-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見西3丁目	I-2-1036	池田保育園(1036)	H29.09.21	県告505号	変更	H29.09.21	県告505号	変更
がけ崩れ	物見西3丁目	Ⅲ-1-830	池田保育園B(830)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東1丁目	I-2-887-5	物見山A(887-5)	R02.05.28	県告685号	新規	R02.05.28	県告685号	新規
がけ崩れ	物見東1丁目	I-2-887	物見山A(887)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東1丁目	I-2-887-1	物見山A(887-1)	H29.02.23	県告86号	新規			
がけ崩れ	物見東1丁目	I-2-887-2	物見山A(887-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東1丁目	Ⅱ-2-466, 1035	賀津波(466), 前空2丁目(1035)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東2丁目	Ⅱ-1-6859	屋田越A(6859)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東1丁目	Ⅱ-1-6859-1	屋田越A(6859-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東1丁目	Ⅱ-1-6868	屋田越B(6868)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東2丁目	I-2-886-1	屋田越(886-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東2丁目	I-2-886-2	屋田越(886-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東2丁目	I-2-1036-1	池田保育園(1036-1)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東2丁目	I-2-1036-2	池田保育園(1036-2)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	物見東2丁目	I-2-1036-3	池田保育園(1036-3)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	平良2丁目	I-1-1708	伴丈木B(1708)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	平良山手	I-1-5968-1	砂走B(5968-1)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	平良山手	Ⅱ-2-784	平良山手(784)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	平良山手	I-1-1710-1	砂走A(1710-1)	H28.12.22	県告755号	新規	H28.12.22	県告755号	新規
がけ崩れ	平良堂垣内	I-1-1712-1	堂垣内(1712-1)	H22.03.29	県告280号	新規	H22.03.29	県告280号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1011	包ヶ浦(1011)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1011-1	包ヶ浦(1011-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1011-2	包ヶ浦(1011-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1012	包ヶ浦(1012)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1012-1	包ヶ浦(1012-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1012-2	包ヶ浦(1012-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	包ヶ浦	Ⅲ-1-1012-3	包ヶ浦(1012-3)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	峰高1丁目	I-1-5981	峰高1丁目(5981)	H22.03.29	県告280号	新規	H22.03.29	県告280号	新規
がけ崩れ	峰高2丁目	I-1-5996	速谷集会所(5996)	H29.02.23	県告88号	新規	H29.02.23	県告88号	新規
がけ崩れ	網之浦	I-1-1847	網之浦(1847)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	網之浦	I-1-1847-1	網之浦(1847-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	網之浦	I-1-1847-2	網之浦(1847-2)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	網之浦	Ⅲ-1-1007	網之浦(1007)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	網之浦	Ⅲ-1-1007-1	網之浦(1007-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	弥七ヶ谷	Ⅲ-1-1009	弥七ヶ谷(1009)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	弥七ヶ谷	Ⅲ-1-1009-1	弥七ヶ谷(1009-1)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅲ-2-135	河津原U(135)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-2-554	友田E(554)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-2-555	友田F(555)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6062	友田D(6062)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6045	友田D(6045)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-1-7233-1	河津原I(7233-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-1-7234	河津原J(7234)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-1-7234-1	河津原J(7234-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-1-7235-1	友田I(7235-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-1-7236	友田J(7236)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅲ-1-982-1	越峠A(982-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅲ-1-987	岩組A(987)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅲ-1-987-1	岩組A(987-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅲ-1-987-2	岩組A(987-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-807	友田L(807)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-814	友田M(814)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-814-1	友田M(814-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-814-2	友田M(814-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-814-3	友田M(814-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-814-4	友田M(814-4)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	Ⅱ-2-816	友田N(816)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規

自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
				告示年月日	告示番号	告示種別	告示年月日	告示番号	告示種別
がけ崩れ	友田	I-1-1834	友田(1834)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-1835-1	友田A(1835-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-1835-2	友田A(1835-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6060	友田(6060)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6060-1	友田(6060-1)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6060-10	友田(6060-10)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6060-2	友田(6060-2)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6060-3	友田(6060-3)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6060-4	友田(6060-4)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6060-5	友田(6060-5)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6060-6	友田(6060-6)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6060-7	友田(6060-7)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6060-8	友田(6060-8)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	友田	I-1-6060-9	友田(6060-9)	H30.12.27	県告932号	新規	H30.12.27	県告932号	新規
がけ崩れ	陽光台5丁目	I-1-5974-1	北山(5974-1)	H29.02.23	県告83号	新規	H29.02.23	県告83号	新規
がけ崩れ	緑町	I-1-1875	緑町(1875)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	緑町	III-1-1015	緑町(1015)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	緑町	II-1-14303	緑町(14303)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	緑町	II-1-4476	緑町(4476)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
がけ崩れ	林が原一丁目	I-1-1746	片浜(1746)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	林が原一丁目	I-1-1759	林が原A(1759)	H29.02.23	県告86号	新規	H29.02.23	県告86号	新規
がけ崩れ	六本松一丁目	I-1-5987-1	六本松(5987-1)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	六本松一丁目	I-1-5987-2	六本松(5987-2)	H26.12.25	県告815号	新規	H26.12.25	県告815号	新規
がけ崩れ	六本松二丁目	I-1-5987	六本松(5987)	R01.09.26	県告740号	変更	R01.09.26	県告692号	解除
がけ崩れ	榎谷	I-1-6072	榎谷駅(6072)	H18.06.26	県告664号	新規	H18.06.26	県告664号	新規
地すべり	吉和	7	女鹿平(7)	H30.08.09	県告613号	新規			
地すべり	吉和	8	半坂(8)	H30.08.09	県告613号	新規			
地すべり	吉和	9	駄荷(9)	H30.08.09	県告613号	新規			
地すべり	吉和	10	石原(10)	H30.08.09	県告613号	新規			

[維持管理課]

## 1 1 雪崩危険箇所一覧表

市区町村	字	分類	箇所番号	箇所名
廿日市市	吉和 汐原	雪崩危険箇所Ⅰ	1	頓原
廿日市市	吉和 中津原	雪崩危険箇所Ⅰ	2	中津谷
廿日市市	吉和 田尻	雪崩危険箇所Ⅰ	3	田尻
廿日市市	吉和 花原	雪崩危険箇所Ⅰ	360	花原
廿日市市	吉和 熊崎	雪崩危険箇所Ⅰ	361	住建美術館
廿日市市	吉和 頓原	雪崩危険箇所Ⅰ	362	ふれあいホーム
廿日市市	吉和 田中原	雪崩危険箇所Ⅰ	371	田中原
廿日市市	吉和 熊崎	雪崩危険箇所Ⅱ	1	熊崎
廿日市市	吉和 石原	雪崩危険箇所Ⅱ	2	石原
廿日市市	吉和 熊崎	雪崩危険箇所Ⅱ	3	熊崎
廿日市市	吉和 駄荷	雪崩危険箇所Ⅱ	4	駄荷
廿日市市	吉和 熊崎	雪崩危険箇所Ⅱ	5	熊崎
廿日市市	吉和 熊崎	雪崩危険箇所Ⅱ	6	熊崎
廿日市市	吉和 大向	雪崩危険箇所Ⅱ	7	半坂
廿日市市	吉和 大向	雪崩危険箇所Ⅱ	8	半坂
廿日市市	吉和 汐原	雪崩危険箇所Ⅱ	9	汐原
廿日市市	吉和 頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	10	頓原
廿日市市	吉和 頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	11	頓原
廿日市市	吉和 半坂	雪崩危険箇所Ⅱ	12	半坂
廿日市市	吉和 田尻	雪崩危険箇所Ⅱ	13	田尻
廿日市市	吉和 頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	14	頓原
廿日市市	吉和 頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	15	頓原
廿日市市	吉和 石原	雪崩危険箇所Ⅱ	16	石原
廿日市市	吉和 駄荷	雪崩危険箇所Ⅱ	17	駄荷
廿日市市	吉和 駄荷	雪崩危険箇所Ⅱ	18	駄荷
廿日市市	吉和 花原	雪崩危険箇所Ⅱ	19	花原
廿日市市	吉和 汐原	雪崩危険箇所Ⅱ	20	汐原
廿日市市	吉和 汐原	雪崩危険箇所Ⅱ	21	汐原
廿日市市	吉和 頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	22	頓原
廿日市市	吉和 頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	23	頓原
廿日市市	吉和 頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	24	頓原
廿日市市	吉和 汐原	雪崩危険箇所Ⅱ	25	汐原
廿日市市	吉和 頓原	雪崩危険箇所Ⅱ	26	頓原
廿日市市	吉和 駄荷	雪崩危険箇所Ⅱ	27	駄荷
廿日市市	吉和 熊崎	雪崩危険箇所Ⅱ	28	熊崎
廿日市市	吉和 細井原	雪崩危険箇所Ⅱ	29	鍛冶屋原川

[維持管理課]

## 1 2 水防注意箇所

### (1) 重要水防箇所

#### ア 廿日市地域

水系名	河川名 海岸名 (地区)	左岸 右	延長 km	位置		予想される 危険	対策水防 工法
				大字	小字		
可愛川	可愛川	左右	1.0 1.0	平良速谷橋から河口 まで		越水	積土俵
御手洗川	御手洗川	左右	3.5 3.5	宮内砂原から河口ま で		越決 水壊	積土俵 木流し
廿日市海岸	阿品地区		1.35	阿品三丁目		越水	積土俵
地御前漁港海岸	地御前地区		0.8	地御前五丁目		越水	積土俵

#### イ 佐伯地域

水系名	河川名 海岸名 (地区)	左岸 右	延長 km	位置		予想される 危険	対策水防 工法
				大字	小字		
小瀬川	小瀬川	左	0.7	津田岩倉から津田ま で		越決 水壊	積土俵
小瀬川	小瀬川	右	0.5	浅原向井原橋から本 郷まで		決壊	積土俵
小瀬川	玖島川	左右	2.0 2.0	千歳橋から昭和橋ま で		決壊	積土俵

#### ウ 吉和地域

水系名	河川名 海岸名 (地区)	左岸 右	延長 km	位置		予想される 危険	対策水防 工法
				大字	小字		
太田川	太田川	左	0.2	潮原から中津谷まで		越決 水壊	月の輪 木流し

エ 大野地域

水系名	河川 海岸名 (地区)	左 岸 右	延長 km	位 置		予想される 危 険	対策水防 工 法
				大 字	小 字		
永慶寺川	永慶寺川	左右	1.0 1.0	大野字郷中津岡川合 流点から浜まで		越 決 水 壊	積土俵 木流し
大野海岸	鳴川地区		0.90	大野鳴川		越 水	積土俵
大野海岸	宮浜地区		0.88	宮浜温泉		越 水	積土俵
塩屋漁港海岸	塩屋地区		0.08	林が原一丁目		越 水	積土俵
大野海岸	深江地区		0.30	宮島口西一丁目		越 水	積土俵

オ 宮島地域

水系名	河川 海岸名 (地区)	左 岸 右	延長 km	位 置		予想される 危 険	対策水防 工 法
				大 字	小 字		
巖島港海岸	網ノ浦地区		0.15	宮島町大西町		越 水	積土俵
巖島港海岸	有ノ浦地区		0.03	宮島町胡町		越 水	積土俵
巖島港海岸	杉ノ浦地区		0.45	宮島町杉ノ浦		越 水	積土俵

[維持管理課]



(2) 砂防河川

整理番号	水系等級	水系名	水系概要		所在地		指定概要		指定地の概況			
			幹川名	渓流名	大字	字	指定年月日	告示番号	指定種別	面積 (ha)	延長 (km)	
1	その他	その他	その他	紅葉谷川		椿谷		昭和9年3月13日	130	追加	2.15	0
2	その他	その他	その他	大元川		駒ヶ林		昭和9年3月13日	130	新規	1.19	1
3	その他	その他	その他	榎谷川				昭和9年3月13日	130	新規	0.2	0
4	その他	その他	その他	中尾谷川				昭和10年11月28日	600	新規	1.63	0
5	その他	その他	その他	榎谷川		榎町		昭和12年3月27日	149	新規	1.16	0
6	その他	その他	その他	ドンドン川		西連町		昭和12年4月28日	327	新規	2.20	0
7	2級	可愛川	可愛川	可愛川		下平良	道狭	昭和14年2月1日	41	新規	25.9	3
8	2級	可愛川	可愛川	河末川		原	森宗	昭和14年2月1日	41	新規	14	3
9	2級	可愛川	可愛川	長野川		原	半明原	昭和14年2月1日	41	新規	7.18	3
10	その他	その他	その他	毛保川			字滝山	昭和18年11月20日	678	新規	5.98	2
11	2級	御手洗川	御手洗川	入野川		宮内	西畑口	昭和23年7月31日	30	新規	1.88	1
12	その他	その他	その他	白糸川		宮島町		昭和23年10月20日	117	新規	0.25	0
13	2級	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川			高見	昭和23年11月22日	182	新規	20	2
14	2級	永慶寺川	永慶寺川	高見川			高見	昭和23年11月22日	182	新規	19.9	3
15	2級	永慶寺川	永慶寺川	中山川			中山	昭和23年11月22日	182	新規	19	2
16	その他	その他	その他	丸石川			字清水峯	昭和24年12月2日	908	新規	0.55	1
17	1級	小瀬川	林川	林川		大字津田	字小山	昭和25年11月17日	1179	新規	0.69	2
18	2級	永慶寺川	永慶寺川	中津岡川			字矢草	昭和26年11月13日	964	新規	2.1	6
19	1級	小瀬川	玖島川	観音谷川		奥谷尻	下中原	昭和27年7月11日	940	新規	0.15	0
20	1級	小瀬川	玖島川	吉末川		大字玖島	字吉末	昭和27年7月11日	940	新規	2.31	3
21	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川		黒折	辻堂原	昭和27年7月11日	940	新規	1.8	1
22	1級	小瀬川	小瀬川	重山川		大字浅原	字戸屋原	昭和27年7月11日	939	新規	0.28	0
23	1級	小瀬川	林川	道秀原川		大字津田	字別府寺尾	昭和27年7月11日	940	新規	0.22	0
24	1級	小瀬川	小瀬川	冷川		大字浅原	字冷川	昭和27年7月11日	939	新規	1.35	4
25	1級	小瀬川	小瀬川	狼谷川		大字中道	字貫浜	昭和27年7月11日	940	新規	2.6	0
26	1級	小瀬川	玖島川	古道谷川		大字河津原	字本谷山	昭和27年8月6日	1507	新規	9	0
27	その他	その他	その他	森の谷川			字経小屋	昭和27年8月6日	1507	追加	0.28	1
28	1級	小瀬川	小瀬川	大町川		大字玖島	字大町下大町	昭和27年8月6日	1507	新規	1.47	2
29	1級	小瀬川	小瀬川	中道川		佐伯町 中道		昭和27年8月6日	1507	新規	600	3
30	1級	小瀬川	玖島川	登里川		大字後原	字長原	昭和27年8月6日	1507	新規	0.08	0
31	その他	その他	その他	北谷川			字馬ノ口	昭和27年8月6日	1507	新規	0.2	0
32	その他	その他	その他	杉の浦川		杉之浦		昭和27年10月24日	1332	新規	0.21	0
33	1級	小瀬川	玖島川	大滝谷川		大字広原	字下中原	昭和27年11月15日	1386	新規	0.22	0
34	1級	小瀬川	玖島川	町ヶ原川		大字野町大字	後原字町ヶ原	昭和27年11月15日	1386	新規	0.3	0
35	1級	小瀬川	玖島川	堂の谷川		大字野町大字	広原字伊勢ヶ原	昭和27年11月15日	1386	新規	0.26	0
36	1級	小瀬川	小瀬川	二の谷川		大字中道	字中西	昭和27年11月15日	1386	新規	7.2	1
37	1級	小瀬川	林川	八幡迫川		大字津田	字別府・八幡迫	昭和27年11月15日	1386	新規	4.59	1
38	その他	その他	その他	佐方川		佐方	亀ヶ原	昭和28年4月27日	640	新規	0.95	1
39	その他	その他	その他	出合川			字横撫	昭和28年4月27日	640	新規	0.79	1
40	1級	小瀬川	林川	勝成川		大字津田	字林・下山	昭和28年4月27日	640	新規	0.35	1
41	その他	その他	その他	大神川		地御前	大神	昭和28年4月27日	640	新規	0.04	0
42	1級	小瀬川	玖島川	井瀬ヶ原川		大字野町大字	広原字井瀬ヶ原	昭和28年12月11日	1484	新規	0.18	0
43	1級	小瀬川	玖島川	下田川		大字野町大字	広原字下田	昭和28年12月11日	1484	新規	0.21	0
44	1級	小瀬川	玖島川	志津良川		大字野町大字	鴉ヶ岡字鴉ヶ岡	昭和29年2月16日	114	新規	1.65	2
45	1級	小瀬川	玖島川	神宮川		大字河津原	字上本谷	昭和29年2月16日	114	新規	2.4	2
46	1級	小瀬川	玖島川	大才川		大字玖島	字中村・大沢	昭和29年2月16日	114	新規	2	2
47	1級	小瀬川	玖島川	峠ヶ原川		大字友田	字乙丸	昭和29年2月16日	114	新規	0.45	0
48	1級	小瀬川	小瀬川	白河川		大字浅原	字白河釜ヶ谷	昭和30年3月14日	191	新規	0.3	0
49	1級	小瀬川	小瀬川	平岩谷川		大字中道	字板押	昭和30年3月14日	191	新規	1.4	0
50	2級	八幡川	木末川	後畑川		原	後畑	昭和32年5月7日	757	新規	2.7	3
51	1級	小瀬川	林川	林川		大字津田	字郷	昭和32年7月5日	878	追加	0.03	0
52	1級	小瀬川	市野川	市野川		大字浅原	字大滝手山	昭和32年10月7日	1257	新規	8.17	2
53	1級	小瀬川	玖島川	泉水川			字金尾松	昭和33年6月16日	1170	新規	5.1	1
54	2級	可愛川	可愛川	下田尾川		原	川末	昭和35年6月10日	1085	新規	4.45	0
55	その他	その他	その他	佐方川		佐方	平岩	昭和37年11月16日	2886	追加	10.3	2
56	1級	太田川	太田川	鍛冶屋原川		細井原		昭和38年8月29日	2218	新規	18.9	3
57	1級	小瀬川	林川	江尻川及び支川		大字津田	字江尻	昭和39年6月2日	1377	新規	7.35	1
58	1級	小瀬川	林川	別府川		大字津田	字道秀原	昭和39年6月2日	1377	新規	7.77	1
59	1級	小瀬川	小瀬川	戸屋原川		大字浅原	字大原山	昭和41年2月18日	231	新規	1.65	0
60	1級	小瀬川	市野川	小西川及び支川		大字浅原	字青木山	昭和41年2月18日	231	新規	5.33	1
61	その他	その他	その他	大迫川		原	上河末	昭和41年2月18日	231	新規	3.31	0
62	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川		宮内	城ヶ谷	昭和43年5月23日	1503	追加	5.47	1
63	その他	その他	その他	青海苔川			字清水峯	昭和43年5月23日	1503	新規	3.74	1
64	1級	小瀬川	玖島川	千代田川		大字峠	字柳水	昭和43年5月23日	1503	新規	14.8	3
65	1級	太田川	太田川	妙音寺原川		妙音寺原		昭和43年5月23日	1503	新規	3.5	1
66	2級	御手洗川	御手洗川	明石川		宮内	深山	昭和44年3月31日	810	新規	6.61	1

整理番号	水系概要				所在地		指定概要			指定地の概況	
	水系等級	水系名	幹川名	支流名	大字	字	指定年月日	告示番号	指定種別	面積 (ha)	延長 (km)
67	1級	小瀬川	小瀬川	小田原川	大字浅原	字松平山	昭和45年11月27日	1708	新規	10.7	1
68	2級	可愛川	可愛川	長野川	原	長谷	昭和46年12月6日	1948	追加	5.44	1
69	2級	御手洗川	御手洗川	明石川支川	宮内	野福原	昭和46年12月6日	1948	新規	2.44	0
70	1級	小瀬川	中山川	下山川	大字河津原	字下山	昭和47年3月18日	474	新規	5.28	1
71	2級	御手洗川	御手洗川	東谷川及び支川	宮内	東谷	昭和47年3月18日	474	新規	7.27	1
72	1級	太田川	太田川	熊崎川	熊崎		昭和47年12月27日	2187	新規	2.59	0
73	1級	小瀬川	小瀬川	猪迫川	大字浅原	字梅ヶ尾	昭和47年12月27日	2187	新規	6.02	2
74	その他	その他	その他	毛保川		字高馬	昭和47年12月27日	2187	追加	2.59	0
75	1級	太田川	太田川	汐原川	大字汐谷		昭和49年2月13日	130	新規	7.7	1
76	1級	小瀬川	玖島川	小坂川	大字永原	字竹垣内山	昭和50年4月26日	790	新規	6.42	1
77	1級	太田川	太田川	市垣内川		字市惣田	昭和51年6月10日	950	新規	0.75	0
78	1級	太田川	太田川	花原川	大字花原	女鹿平	昭和52年4月20日	739	新規	1.33	0
79	その他	その他	その他	垣の浦川		清水ヶ峰	昭和53年4月18日	857	新規	2.6	0
80	その他	その他	その他	向原川		清水ヶ峰	昭和53年4月18日	857	新規	1.35	0
81	1級	太田川	太田川	市垣内川支川	市垣内		昭和53年7月18日	1197	新規	0.55	0
82	その他	その他	その他	塩屋川		清水ヶ峰	昭和54年4月17日	871	新規	2.7	0
83	その他	その他	その他	下灘川		清水ヶ峰	昭和54年4月17日	871	新規	1.2	0
84	その他	その他	その他	向原川支川		清水ヶ峰	昭和54年4月17日	871	新規	2.2	0
85	1級	小瀬川	玖島川	吉末川	大字玖島	字上吉末	昭和55年4月2日	790	追加	3.44	0
86	その他	その他	その他	西毛保川		城山	昭和55年4月2日	790	新規	1.9	0
87	1級	太田川	太田川	速田川		字田中原	昭和55年4月2日	790	新規	3.17	0
88	2級	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川支川		平岩	昭和55年4月26日	934	新規	1.08	0
89	その他	その他	その他	大迫川及び大迫川支川	原	川末	昭和55年4月26日	934	新規	1.98	0
90	2級	可愛川	可愛川	長野川支川	原	長谷	昭和55年4月26日	934	新規	1.53	0
91	2級	永慶寺川	永慶寺川	十郎原川		亀ヶ岡	昭和56年4月30日	956	新規	4.14	0
92	2級	永慶寺川	永慶寺川	丸子川		亀ヶ岡	昭和57年5月17日	1165	新規	2.36	0
93	2級	永慶寺川	永慶寺川	中津岡川		字馬ノ口	昭和59年3月30日	796	追加	1.07	0
94	その他	その他	その他	佐方川左支川	佐方	切首原	昭和60年2月9日	158	新規	0.4	0
95	その他	その他	その他	四十八坂川		清水峯	昭和60年12月21日	1869	新規	0.49	0
96	その他	その他	その他	丸石川			昭和62年3月16日	670	追加	2.19	0
97	2級	永慶寺川	永慶寺川	高見西川		裏ヶ嶽	昭和62年3月16日	669	新規	2.31	0
98	その他	その他	その他	青海苔川		字清水峯	昭和63年1月9日	36	追加	0.13	0
99	1級	太田川	太田川	汐原川		字西潮原	昭和63年3月18日	810	追加	1.53	0
100	2級	永慶寺川	永慶寺川	中津岡川		馬ノ口・矢草	平成元年11月7日	1862	追加	1.45	0
101	1級	太田川	太田川	鍛冶屋原川	細井原		平成2年11月7日	1815	追加	54	0
102	その他	その他	その他	毛保川	大字	上ヶ原	平成6年8月17日	1802	追加	2.61	0
103	その他	その他	その他	毛保川		大新開	平成6年11月28日	2263	追加	1.17	0
104	その他	その他	その他	丸石川支川		清水峯・尾立	平成8年3月15日	651	新規	0.19	0
105	1級	太田川	太田川	鍛冶屋原川支川		字細井原	平成8年3月15日	651	新規	1.37	0
106	その他	その他	その他	森の谷川	経小屋		平成11年2月18日	234	新規	5.95	0
107	その他	その他	その他	毛保川	高馬・上ヶ原		平成11年2月18日	234	追加	8	0
108	その他	その他	その他	紅葉谷川	宮島町		平成12年1月27日	156	新規	11.4	1
109	2級	八幡川	木末川	後畑川	原	茶臼岩山・虹ヶ谷・南後畑・西後畑・北後畑	平成12年8月9日	1752	追加	3.03	1
110	2級	可愛川	可愛川	長野川	原	長谷	平成12年8月9日	1752	追加	0.41	0
111	その他	その他	その他	垣の浦川支川		清水峯	平成13年12月5日	1703	新規	0.35	0
112	その他	その他	その他	四十八坂川支川		清水峯	平成13年12月5日	1703	新規	0.36	0
113	その他	その他	その他	佐方川	佐方	苜場谷・平岩	平成14年2月13日	63	追加	0.36	0
114	2級	御手洗川	御手洗川	東谷川	宮内	東谷	平成14年2月13日	63	新規	17.8	0
115	2級	永慶寺川	永慶寺川	永慶寺川右支溪	大野町	裏ヶ嶽	平成15年1月9日	11	新規	0.4	0
116	2級	永慶寺川		高見川		亀ヶ岡	平成15年11月13日	1463	新規		
117	2級	永慶寺川		中津岡川		中津岡	平成16年1月28日	49	新規	28.1	
118	2級	御手洗川		御手洗川左支溪 1	四季が丘二丁目		平成16年2月4日	71	新規	0.37	
119	2級	御手洗川		御手洗川左支溪 2	四季が丘二丁目		平成16年2月4日	71	新規	0.46	
120	2級	御手洗川		御手洗川左支溪 3	四季が丘上		平成16年2月4日	71	新規	0.88	
121	2級	可愛川	可愛川	長野川		長谷、茶臼岩山	平成16年12月2日	1482	追加	0.46	0
122	2級	御手洗川		御手洗川左支溪 4、左支溪 5 及び左支溪 6	四季が丘		平成16年12月22日	1605	新規	3.09	
123	2級	御手洗川		御手洗川左支溪 7、左支溪 8 及び左支溪 9	宮園		平成16年12月22日	1605	新規	3.38	
124	2級	御手洗川		御手洗川左支溪 10 及び左支溪 11	宮園		平成17年1月26日	108	新規	1.46	
125	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川右支溪 1	宮内	城ヶ谷	平成17年12月26日	1474	新規	1.33	
126	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川右支溪 2	宮内	城ヶ谷	平成17年12月26日	1474	新規	1.60	
127	2級	御手洗川	御手洗川	御手洗川左支溪 1 2 及び左支溪 1 3	宮内	向井原	平成17年12月26日	1472	新規	4.88	
128	2級	御手洗川		御手洗川左支溪 1 4	宮内	城ヶ谷	平成17年12月26日	1474	新規	2.95	
129	その他	その他	その他	佐方川	佐方	宮ノ上、南小浦、狼倉、雀ヶ堂	平成18年2月10日	240	新規	1.64	0
130	1級	小瀬川	小瀬川	泉水南谷川	玖島		平成18年3月30日	426	新規	3.21	0
131	1級	小瀬川	小瀬川	大久保川	永原	芋ヶ追山	平成18年3月30日	426	新規		0
132	その他	その他	その他	白糸川	宮島町		平成18年3月30日	426	追加	19.8	1
133	2級	御手洗川	東谷川支川	東谷川支川	宮内	東谷	平成18年10月27日	1260	新規	2.98	0

整理 番号	水系概要				所在地		指定概要			指定地の概況	
	水系 等級	水系名	幹川名	支流名	大字	字	指定 年月日	告示 番号	指定 種別	面積 (ha)	延長 (km)
134	1級	小瀬川	玖島川	観音谷川	大野	広原山	平成22年12月8日	1453	追加	0.2	0
135	2級	御手洗川	御手洗川	黒折川	宮内	深山	平成23年4月14日	395	新規	2.38	0
136	その他	その他		樫谷川	宮島町		平成25年4月22日	458	追加	0.08	0
137	その他	その他	その他	毛保川	大野1丁目 梅原1丁目 大野	上ヶ原 高馬 滝山	平成26年8月5日	771	新規	20.6	4
138	2級	永慶寺川水系	永慶寺川	永慶寺川支川2	大野	平岩	平成28年4月7日	638	新規	1.81	1
139	1級	小瀬川水系	林川	道秀原川	津田	寺尾	平成28年4月7日	638	追加	2.82	1
140	1級	小瀬川水系	林川	道秀原川	津田	鷹巣山	平成28年4月7日	638	追加	2.82	1
141	1級	小瀬川水系	林川	道秀原川	津田	大追尻	平成28年4月7日	638	追加	2.82	1

[維持管理課]

### 1.3 水防注意箇所（ため池）

#### (1) 廿日市地域

番号	水系名 (河川名)	ため池名	位 置	受 益			規 模			
				水田 ha	畑 ha	受益戸数 戸	堤高 m	堤長 m	流域面積 ha	貯水量 m <sup>3</sup>
1	可愛川	蛇ノ池	原字牛池山533	20.0	3.0	72	4.9	36.0	6.90	22,000
2	佐方川	苜揚谷	佐方字同免甲845, 乙849						10.34	5,000
3	可愛川	河野原	上平良1871	7.0	—	18	13.3	46.0	34.27	5,000
4	弘法川	八ヶ迫	下平良字八ヶ迫559-2, 564-2	1.3	2.0	24	9.6	30.0	18.30	7,000
5	可愛川	速谷	上平良字堂垣内223, 224, 225, 332	3.7	1.4	15	2.1	43.0	31.28	2,400
6	御手洗川	宮迫	宮内字長尾240, 243, 253, 254	4.4	2.0		3	60.0	34.40	22,000
7	大神川	大神	地御前字大神550, 551-2	1.2	1.6	20	6.4	29.0	8.06	1,400
8	今市川	我迫	地御前字我迫640-2, 658	1.2	0.8	13	5.8	41.0	8.06	5,400
9	有府川	木上	地御前字木上1724						0.71	600
10	阿品川	阿品	阿品二丁目3098-8						—	46,000
11	鱒浜川	鱒浜	阿品二丁目2030	—	—	—	1	30.0	0.007	1,000
12	岡迫川	四季が丘	四季が丘						40.04	500
13	河本川	陽光台	陽光台二丁目150						20.54	22,873

#### (2) 佐伯地域

番号	水系名 (河川名)	ため池名	位 置	受 益			規 模			
				水田 ha	畑 ha	受益戸数 戸	堤高 m	堤長 m	流域面積 ha	貯水量 m <sup>3</sup>
1	玖島川	山田	玖島字大峯山の内1-797-2の一部	0.7	0.1	1	2.6	24.7	0.5	230
2	玖島川	沖	玖島下吉末995	0.2		1	1.2	16.0	0.1	60
3	玖島川	小山根	玖島字小山根1185	1.6		4	2.3	26.5	1.2	200
4	玖島川	大前	玖島字大沢乙2833	0.7		1	2.2	12.0	0.9	190
5	玖島川	大沢細田	玖島字釜ヶ谷231-1				5.3	30.0	3.3	700
6	玖島川	河源地	玖島字大沢2915	—		—	2.4	18.0	—	640
7	玖島川	中村	玖島字景浦乙3371	1.0		6	2.6	22.0	2.8	160
8	玖島川	一丁田景浦	玖島字一丁田景浦乙4104	0.6		1	1.95	18.0	2.6	150
9	玖島川	天堂	玖島字泉水4799	1.5		3	4.5	32.0	61.0	1,400
10	玖島川	山根池	玖島字金尾松山52-19				3.0	19.0		460
12	玖島川	芋ヶ迫	永原字芋が迫山				5.0	10.0		
13	玖島川	舂垣内	永原字舂垣内山甲10094-1				1.0	5.0		7,200
14	玖島川	東谷上	峠字柳水143-4				3.8	45.0	14.3	1,400
15	玖島川	東谷下	峠字柳水164-1				5.2	26.3	1.8	1,000
16	玖島川	東谷西	峠字東谷157	0.2		3	1.7	21.0	—	600
17	玖島川	西谷上	峠字柳水乙121	0.5		3	3.8	25.0	4.5	380
18	玖島川	越峠	峠字越峠1778, 1780				4.9	38.0	1.1	1,100
19	玖島川	大宅	峠字大宅1353	—		—	2.2	12.0	6.3	400

番号	水系名 (河川名)	ため池名	位 置	受 益			規 模			
				水田 ha	畑 ha	受益戸数 戸	堤高 m	堤長 m	流域面積 ha	貯水量 m <sup>3</sup>
20	玖島川	奥ヶ原池	峠字奥ヶ原103-2							
21	玖島川	橋山	友田字氏森190	7.0		20	2.55	41.0	1.2	2,600
22	玖島川	橋桁	友田字橋桁	0.3		2	2.9	27.0	12.4	500
23	玖島川	うるし木	友田字漆木157の一部				5.6	21.0	1.9	1,500
24	玖島川	打森谷	友田字打森10142, 10143-2	2.5		12	5.8	25.0	50.0	1,200
25	玖島川	八幡垣内	河津原下中山	0.3		2	2.0	12.0	—	300
26	玖島川	桧ノ迫B (上)	河津原字中山谷1103	2.0		5	2.8	19.0	2.21	990
27	玖島川	桧ノ迫A	河津原字中山谷1102	0.3		3	1.6	33.0	1.6	530
28	玖島川	水本谷A	河津原	0.5		1	3.0	16.5	3.26	680
29	玖島川	水本谷B	河津原	1.5		6	3.5	18.0	2.56	1,110
30	玖島川	清茂谷	河津原字上中山谷1152外	0.06		1	1.9	10.0	1.08	210
31	玖島川	南ヶ原	河津原字大迫山97-1の一部	0.4		4	4.0	142.0	5.4	14,700
32	玖島川	田原	河津原字上中組479	—		—	1.65	16.0	2.0	500
33	玖島川	梨ヶ谷	河津原字上中山谷	—		—	1.00	5.0		
34	小瀬川	小更1号	津田字鷹巣山1485-2の一部	2.0		7	6.3	40.0	12.7	4,600
35	小瀬川	小更2号	津田字大迫尻山甲90	2.0		7	4.25	24.0	2.2	1,300
36	小瀬川	八幡迫	津田	3.0		10	3.3	29.0	17.89	不明
37	小瀬川	道秀	津田字大迫尻山151	4.0		13	4.2	27.0	16.4	2,000
38	小瀬川	道秀西	津田字道秀原867	0.8		2	2.4	24.0	1.0	200
39	小瀬川	有馬谷	津田字桧迫999-2	0.4		6	3.0	12.0	—	760
40	玖島川	大津谷B (東)	津田字勝成山1463	0.5		1	2.9	10.9	10.0	950
41	玖島川	大津谷A (西)	津田字大迫山97-1の一部	0.5		1	5.3	32.0	6.8	2,500
42	小瀬川	上ヶ原1号	津田字勝成下山1445	1.0		16	7.7	55.0	6.5	21,500
43	小瀬川	上ヶ原2号 (A)	津田字勝成下山1370の一部	5.0		16	4.3	100.0	2.6	6,000
44	小瀬川	上ヶ原3号 (NO1)	津田字勝成下山1384	5.0		16	4.05	39.0	26.4	4,000
45	小瀬川	上ヶ原4号 (B)	津田字勝成山1370の一部	5.0		16	5.5	20.0	19.6	560
46	小瀬川	上ヶ原5号 (NO3)	津田字勝成下1352				6.6	52.0	18.2	6,700
47	小瀬川	上ヶ原6号 (C)	津田字勝成下1346-3, 1346-4	4.7		15	4.7	22.0	1.6	2,000
48	小瀬川	上ヶ原7号 (D)	津田字勝成下1345	4.7		15	2.3	12.0	0.87	290
49	小瀬川	上市谷1号	津田字上市1232	1.0		5	4.8	37.0	16.94	1,860
50	小瀬川	上市谷2号	津田字上市甲956				3.2	17.0	24.1	1,000
51	小瀬川	上市谷3号	津田				5.5	21.0	4.7	1,280
52	小瀬川	上市谷4号	津田	—		—	1.1	17.0	—	80
53	小瀬川	日浦谷	津田字堀ヶ迫1173-2	1.4		7	3.0	31.0	8.1	3,600
54	小瀬川	東谷	津田字下市4301	0.3		5	1.8	18.5	8.0	230
55	小瀬川	堀ヶ迫	津田字堀ヶ迫1151				4.4	14.0	4.5	900

番号	水系名 (河川名)	ため池名	位 置	受 益			規 模			
				水田 ha	畑 ha	受益戸数 戸	堤高 m	堤長 m	流域面積 ha	貯水量 m <sup>3</sup>
56	小瀬川	西谷	津田				4.3	34.0	0.48	2,240
57	小瀬川	田々湯	津田	0.25	0.05	5	2.8	14.0	4.6	400
58	小瀬川	神出谷	津田字立場1065の一部	0.5		3	2.75	24.0	29.9	1,800
59	小瀬川	掛ヶ原	津田字掛ヶ原		0.05	1	3.6	18.0	2.6	200
60	小瀬川	中井	津田字掛ヶ原	0.2		1	4.1	17.0	2.7	500
61	小瀬川	上小原	津田字上小原2640				2.0	10.0		150
62	小瀬川	戸屋原	浅原字鶴頭原3358, 3359	0.25		2	3.1	43.0	4.0	800
63	小瀬川	宗ヶ迫1号	浅原	0.05	0.05	2	2.7	20.0	2.4	500
64	小瀬川	宗ヶ迫2号	浅原字中庫1151-1				3.6	28.0	7.30	900
65	小瀬川	四本木	浅原		0.2	1	3.1	14.0	0.58	350
66	小瀬川	郷中	浅原字中庫山	0.07		2	1.2	9.4	1.0	230
67	小瀬川	中之迫	浅原字中の原	0.3		1	3.3	20.0	0.5	200
68	小瀬川	山下2号 (西)	浅原字青木山698, 699の一部	0.3		2	2.9	16.5	0.6	20
69	小瀬川	山下1号 (東)	浅原字青木山698, 699の一部	0.3		2	2.4	37.5	10.1	330
70	小瀬川	小田原	浅原字松平山	6.0		16	6.3	53.0	0.5	3,400
71	小瀬川	佛ヶ原	浅原字中庫1622	1.5		4	2.8	9.3	3.0	100
72	小瀬川	井迫	浅原字猪ノ鼻山	0.4		1	3.1	12.5	2.3	90
73	小瀬川	松平	浅原字松平山	0.3		2	2.7	20.0	11.3	280
74	小瀬川	釜ヶ谷花 木団地	浅原字長通乙500, 501				2.0	24.0		1,500
75	小瀬川	大久保	浅原字大久保1200				3.0	21.0		380
76	小瀬川	松平第2 ため池	浅原字松平山539-5							

(3) 大野地域

番号	水系名 (河川名)	ため池名	位 置	受 益			規 模			
				水田 ha	畑 ha	受益戸数 戸	堤高 m	堤長 m	流域面積 ha	貯水量 m <sup>3</sup>
1	中津岡川	鴉ヶ岡	鴉ヶ岡2720番地	22.7	0.0	120	17.4	120.0	195.00	246,000
2	四十八坂川	酒井	八坂1684番地9	2.0	0.7	5	2.3	26.0	0.60	900
3	四十八坂川	清水ヶ峰	清水ヶ峰1778番地120	—	—	0	13.9	38.0	24.60	5,700
4	高見川	高見	高見461番地17	0.8	0.2	6	4.5	37.0	5.70	800
5	更地川	伊藤	上更地2140番地1	1.4	—	5	5.3	34.0	12.30	1,600
6	更地川	上更地	上更地2026番地	0.4	—	4	3.5	18.0	5.70	460
7	更地川	上更地	上更地2027番地	0.4	—	4	2.5	17.0	5.70	230
8	永慶寺川	高畑	陣場1264番地	0.7	—	3	2	50.0	5.80	910
9	永慶寺川	高畑	陣場1264番地	0.7	—	3	2	36.0	5.80	240
10	串山川	梅原	梅原6297番地	0.3	—	2	1.8	47.0	0.800	920
11	更地川	下更地	下更地1769番地	2.3	—	8	1.5	14.0	2.10	150
12	更地川	中村	下更地1725番地	0.6	—	5	1.8	14.0	1.90	290
13	更地川	伊藤下	上更地2077-1							
14	更地川	伊藤中	上更地2111							
15		深江西の 谷池	深江3033-1外							

[農林水産課]

## 1 4 調整池一覧表

番号	名 称	所 在 地	施工年月日	事 業 者	工 事 施 工 者	容 量	管 理 者
1	宮園団地第1調整池	宮園7丁目	S.60. 2.26 S.61. 9. 8	東亜地所(株)	フジタ工業(株) 広島支店	71,736	廿日市市
2	宮園団地第2調整池	宮園2丁目11	S.60. 2.26 S.61. 9. 8	東亜地所(株)	フジタ工業(株) 広島支店	3,956	廿日市市
3	四季が丘調整池	四季が丘11丁目	S.60. 5.22 S.62. 4. 1	近鉄不動産(株)	(株)大林組広島支店、 小松建設工業(株)大阪 支店	76,670	廿日市市
4	藤掛ハイツ第1調整池	串戸3丁目6	S.53. 4.26 S.55. 5. 2	(株)共立組	(株)共立組	100	廿日市市
5	藤掛ハイツ第2調整池	新宮2丁目9	S.58. 9.19	廿日市町新宮2丁目 土地区画整理組合	(株)共立組	131.73	廿日市市
6	フジタウン調整池	阿品4丁目50	S.49. 4.20 S.52.12. 6	藤和不動産(株)	フジタ工業(株) 広島支店		廿日市市
7	阿品ハイツ調整池	阿品台山の手2	S.58. 1.31 S.60. 3.29	阿品土地区画整理組 合	(株)共立組	1,562.73	廿日市市
8	地御前金剛寺調整池	地御前2丁目	S.60. 4.15 S.62. 2.28	東洋建物(株)	(株)浅沼組	2,275.24	廿日市市
9	野坂調整池	地御前北3丁目	S.52. 7. 8 S.54.10.17	廿日市町地御前野坂 土地区画整理組合	(株)日成建設	205.3	廿日市市
10	宮内馬ヶ原調整池	宮内馬ヶ原	S.61.12.16	坂本建設工業(株)	坂本建設工業(株)	1,122.35	廿日市市
11	四季が丘第2調整池	四季が丘上	H. 4. 3.23 H. 6. 1.19	近鉄不動産(株)	(株)大林組広島支店、 小松建設工業(株)大阪 支店	29,200	廿日市市
12	地御前住宅団地 (自由ヶ丘)調整池	地御前北3丁目	H. 7. 5.11 H. 9. 9.25	アイエス(株)	清水建設・山陽工 業・住友建設共同企 業体	2,619.56	廿日市市
13	宮内工業団地A調整池	宮内工業団地	H. 5. 3.19 H. 7. 5.19	廿日市市土地開発公 社	(株)フジタ、(株)武田組	5,450	廿日市市
14	宮内工業団地B調整池	宮内工業団地	H. 5. 3.19 H. 7. 5.19	廿日市市土地開発公 社	(株)フジタ、(株)武田組	4,170	廿日市市
15	宮内工業団地C調整池	宮内工業団地	H. 5. 3.19 H. 7. 5.19	廿日市市土地開発公 社	(株)フジタ、(株)武田組	6,658	廿日市市
16	陽光台団地A調整池	陽光台一丁目12 -3	H. 6. 3.14 H.10. 7. 1	七尾土地区画整理組 合	三井建設(株)	9,882	廿日市市
17	陽光台団地B調整池	陽光台二丁目15	H. 6. 3.14 H.10. 7. 1	七尾土地区画整理組 合	三井建設(株)	22,837	廿日市市
18	陽光台団地C調整池	陽光台三丁目10 -10	H. 6. 3.14 H.10. 7. 1	七尾土地区画整理組 合	三井建設(株)	7,571	廿日市市
19	陽光台団地D調整池	陽光台五丁目22 -1	H. 6. 3.14 H.10. 7. 1	七尾土地区画整理組 合	三井建設(株)	4,767	廿日市市
20	大野東中学校1号調整池	大野415-1ほか	S.59.10.13 S.60. 7.31	大野町	(株)共立組	2,200	廿日市市
21	大野東中学校2号調整池	大野418-1	S.59.10.13 S.60. 7.31	大野町	(株)共立組	790	廿日市市
22	対巖山調整池	対巖山三丁目7	S.51. 8.14 S.54. 3.27	対巖山土地区画整理 組合	竹中土木	5,900	廿日市市
23	青葉台調整池	福面二丁目2	S.49. 2. 7 S.51. 9.27	栄泉興産(株)	大成建設(株)	6,900	廿日市市
24	宮島台調整池	前空三丁目3	S.61. 3.20 H. 2. 4.25	藤和不動産(株)	フジタ工業(株)	4,850	廿日市市

番号	名 称	所 在 地	施工年月日	事 業 者	工 事 施 工 者	容 量	管 理 者
25	深江調整池	宮島口西二丁目 10	H. 2. 12. 17 H. 6. 1. 21	大野町深江土地区画 整理組合	(株)ミヤコー	2,000	廿日市市
26	前空台調整池	前空二丁目2	H. 10. 10. 5 H. 12. 9. 5	藤和不動産(株)	(株)フジタ	4,060	廿日市市
27	平等大慧会調整池	大野745-1他	H. 8. 11. 14 H. 10. 4. 30	宗教法人平等大慧会	日本舗道(株)	1,810	平等大慧会
28	早時調整池	大野385他	H. 16. 10. 25 H. 17. 8. 12	(株)中国新聞社	鹿島建設(株)	5,680	廿日市市
29	野坂中学校調整池	地御前北一丁目	H. 1. 3. 11 H. 2. 3. 30	廿日市市	(株)共立組	5,290	廿日市市
30	エコセンター調整池	宮内字入野	S. 62. 8. 3 H. 1. 8. 31	廿日市市	(株)荏原製作所	8,597	廿日市市
31	佐伯スポーツセン ター第1調整池	佐伯町津田	H. 2. 12. 13 H. 4. 1. 30	佐伯町	(株)武田組	4,200	廿日市市
32	佐伯スポーツセン ター第2調整池	佐伯町津田	H. 2. 12. 13 H. 4. 1. 30	佐伯町	(株)武田組	4,300	廿日市市
33	佐伯工業団地調整池	佐伯町峠	H. 3. 10 H. 4. 11	広島県	(株)栗本	34,530	広島県
34	大野清掃センター調 整池	大野字経小屋	H. 6. 10. 4 H. 8. 10. 22	大野町	(株)荏原製作所	2,204	廿日市市
35	アルカディアビレッ ジ調整池	原字虹ヶ谷	H. 7. 5. 11 H. 8. 10. 9	廿日市市	山陽工業(株)	3,035	廿日市市
36	メモリアルパーク調 整池	佐伯町峠	H. 19. 10. 10 H. 21. 11. 25	宗教法人法泉院	今井産業(株)	2,386	法泉院

[維持管理課]



## 15 観測施設

注意報及び警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、廿日市市は「廿日市市」として発表される。

※ 複数の区域で災害の起こる恐れのある場合には、廿日市市は「広島県」、「広島県南部」又は「広島・呉」で発表される。

### (1) 気象観測所一覧表

観測所名	観測地点	設置機関	観測項目	水系名	摘要
廿日市市津田(気)	津田69-1	広島地方気象台	雨量・気温・日照・ 積雪・風向・風速	小瀬川	地域気象観測所 (有線ホット)
後畑	廿日市市原(後畑地区)	広島県	雨量	八幡川	自系テレ
廿日市支所	西部建設事務所 廿日市支所	〃	〃	その他	自系テレ・自記
原養護	原73-1	〃	〃	単独河川	砂防局
友和	友田19	〃	〃	小瀬川	砂防局
浅原	浅原2662-3	〃	〃	小瀬川	砂防局
吉和	吉和市垣内802-2	〃	〃	太田川	自系テレ
吉和支所	吉和3425	〃	雨量・気温・積雪		治山局
十方山	吉和下山国有林294	〃	雨量		治山局
坊主山	吉和西1584	〃	〃		治山局
頓原	吉和西1585	〃	〃		治山局
もみのき	吉和東1593-13	〃	〃		治山局
栗栖	栗栖字小浜271-4	〃	〃	小瀬川	自系テレ
下川上	玖島	〃	〃	〃	他系テレ
佐伯	津田1989(佐伯支所)	〃	雨量・積雪	〃	自記
小瀬川ダム	浅原字前中山1030-23	〃	〃	小瀬川	
津田(国)	津田	中国地方整備局	雨量	〃	弥栄ダム管理所
中道(国)	中道字三島原	〃	雨量	小瀬川	弥栄ダム管理所
檜原(国)	玖島	〃	〃	〃	太田川工事事務所
大野	大野1-1-1(大野支所)	広島県	雨量	その他	自系テレ
馬の口	馬の口2645-1	〃	〃	その他	砂防局
中山	中山212-6	広島県	雨量	その他	土石流監視
矢草北	矢草2734-1	〃	〃	その他	土石流監視
矢草南	矢草2725-10	〃	〃	その他	土石流監視

観測所名	観測地点	設置機関	観測項目	水系名	摘要
玖島	玖島4323	〃	〃	小瀬川	砂防局
奴メリ谷	奴メリ谷1972-134	〃	〃	その他	土石流監視
八坂	八坂二丁目1665-283	〃	〃	その他	土石流監視
経小屋（中継局）	字経小屋1804	〃	中継局	—	土石流監視
大野消防（監視局）	大野一丁目1-6	〃	監視局	—	土石流監視
宮島町	宮島町1170-2	〃	雨量	その他	砂防局
廿日市市消防本部	串戸1-9-33	廿日市市	温度・湿度・風向 風速・雨量・気圧		

(2) 水位観測所一覧表

観測所名	位置	河川名	設置機関
宮内	宮内字西畑口3648-9地先	御手洗川	広島県
平良	平良可愛川公園内	可愛川	〃
岩倉	津田字岩倉	小瀬川	広島県
本郷（廿日市）	浅原字中山1115-3	〃	〃
水ノ越	大野字水ノ越4110-4	永慶寺川	〃
毛保橋	大野中央四丁目	毛保川	廿日市市
新小山橋	大野原四丁目	〃	〃
桂橋	佐方本町	佐方川	〃

(3) 計測震度計一覧表

設置場所	所在地	計測震度計等座標						設置機関
		北緯			東経			
		度	分	秒	度	分	秒	
廿日市	下平良1-11-1 市役所敷地内	34	29	2	132	20	15	広島県
佐伯	津田1989 支所敷地内	34	21	51	132	10	52	広島県
吉和	吉和3425-1 支所敷地内	34	29	2	132	8	44	広島県
大野	大野一丁目1番1号 消防署敷地内	34	17	1	132	18	23	文部科学省
宮島	宮島町1165-6 支所敷地内	34	17	55	132	19	32	広島県

16 備蓄計画

- (1) 食糧及び生活必需品の確保  
 備蓄物資は備蓄計画に基づき順次整備する。

備蓄品目	対象者	集中備蓄						分散備蓄						宮島観光客用	備考																						
		廿日市	佐伯	吉和	大野	宮島	小計	廿日市 肥後県事務所、明 徳高等学校、各市 民センター、備 蓄倉庫（学校 敷地内）	佐伯 各市長センター 備蓄倉庫（学校 敷地内）	吉和 各市長センター 吉和第一集会所 備蓄倉庫（学校 敷地内）	大野 各市長センター 廿日市多世代 センター 活動交流セン ター 備蓄倉庫（学校 敷地内）	宮島 各市長センター 備蓄倉庫（学校 敷地内）	小計			宮島観光ターミナル 宮島団地観光ターミナル 宮島福祉センター 宮島支所																					
ミルク																																					
粉ミルク	0才児	計画数量	11,960 g											2,860 g	130g/人・1日分																						
		現在数量	3,120 g	520 g	260 g	1,560 g	260 g	5,720 g	3,380 g	1,040 g	780 g	780 g	780 g	6,760 g		3,120 g																					
粉ミルク ※アレルギー対応	0才児	計画数量	1,170 g											260 g																							
		現在数量	348 g	174 g	174 g	348 g	174 g	1,218 g								348 g																					
液体ミルク	0才児	計画数量	120本											28本	4本/人・1日分																						
		現在数量	64本					64本	44本	16本	4本	8本	4本	76本		28本																					
粥																																					
アルファ米 (ミキサー粥)	1~2才	計画数量	400食											100食	2食/人・1日分																						
		現在数量	250食					250食																													
白粥	1~2才	現在数量	50食	40食	10食	90食	10食	200食							2食/人・1日分																						
クラッカー・レトルト食品等																																					
クラッカー	3~74才	計画数量	10,792食											5,298食																							
		現在数量	7,140食	980食	140食	2,870食	280食	11,410食	1,330食	490食	210食	420食	280食	2,730食		6,440食																					
レトルト食品 ※アレルギー対応	3~74才	計画数量	11,012食												1食目：クラッカー 2食目：レトルト食 品																						
		現在数量	120食					120食	380食	70食		140食		590食		6,440食																					
ライスクッキー ※アレルギー対応	3~74才	計画数量	220食											96食																							
		現在数量	384食					384食																													
アルファ米																																					
わかめご飯 ※アレルギー対応 梅がゆ ※アレルギー対応	75才以上	計画数量	3,500食											850食	2食/人・1日分																						
		現在数量	50食	150食	0食	200食	0食	400食																													
飲料水	全員	計画数量	6,540ℓ											1,600ℓ	3ℓ/人・1日分																						
		現在数量	<table border="1"> <tr> <th>前掲性貯水施設</th> <th>設置場所</th> <th>総量</th> <th>工事完了年月日</th> </tr> <tr> <td>新宮中央公園</td> <td>廿日市市新宮一丁目15</td> <td>飲料水兼用100ℓ</td> <td>平成10年12月25日</td> </tr> <tr> <td>地神前キラキラ公園</td> <td>廿日市市地神前北三丁目33</td> <td>飲料水兼用100ℓ</td> <td>平成22年3月30日</td> </tr> <tr> <td>廿日市市水邊局</td> <td>廿日市市水邊戸五丁目10番15号</td> <td>飲料水兼用100ℓ</td> <td>平成28年10月5日</td> </tr> <tr> <td>子チャス大野ふれあい公園</td> <td>廿日市市大野字針山295</td> <td>飲料水兼用100ℓ</td> <td>令和3年4月1日</td> </tr> </table>						前掲性貯水施設	設置場所	総量	工事完了年月日	新宮中央公園	廿日市市新宮一丁目15		飲料水兼用100ℓ	平成10年12月25日	地神前キラキラ公園	廿日市市地神前北三丁目33	飲料水兼用100ℓ	平成22年3月30日	廿日市市水邊局	廿日市市水邊戸五丁目10番15号	飲料水兼用100ℓ	平成28年10月5日	子チャス大野ふれあい公園	廿日市市大野字針山295	飲料水兼用100ℓ	令和3年4月1日	2,400ℓ	768ℓ	288ℓ	480ℓ	384ℓ	4,320ℓ		
前掲性貯水施設	設置場所	総量	工事完了年月日																																		
新宮中央公園	廿日市市新宮一丁目15	飲料水兼用100ℓ	平成10年12月25日																																		
地神前キラキラ公園	廿日市市地神前北三丁目33	飲料水兼用100ℓ	平成22年3月30日																																		
廿日市市水邊局	廿日市市水邊戸五丁目10番15号	飲料水兼用100ℓ	平成28年10月5日																																		
子チャス大野ふれあい公園	廿日市市大野字針山295	飲料水兼用100ℓ	令和3年4月1日																																		
受水場等においての想定貯水量 約7,000㎡にて対応																																					
生活必需品																																					
毛布	全員	計画数量	4,500枚												20枚																						
		現在数量	2,866枚	45枚	28枚	1,197枚	15枚	4,151枚	756枚	459枚	43枚	95枚	115枚	1,468枚																							
エアマット	全員	計画数量	4,500枚												30枚																						
		現在数量	3,840枚			60枚		3,900枚	520枚	160枚	50枚	140枚	180枚	1,050枚																							
乳幼児用 紙おむつ	乳幼児	計画数量	2,792枚											816枚	8枚/人・1日分																						
		現在数量	688枚	268枚	224枚	248枚	224枚	1,652枚								462枚																					
大人用 紙おむつ	高齢者	計画数量	815枚											80枚	5枚/人・1日分																						
		現在数量	234枚	66枚	66枚	60枚	66枚	492枚								100枚																					
おしりふき	乳幼児	計画数量	5,584枚											1,632枚																							
		現在数量	480枚	480枚	240枚	720枚	240枚	2,160枚								1,680枚																					
生理用品	女性	計画数量	4,904枚											1,440枚	8枚/人・1日分																						
		現在数量	1,926枚	390枚	78枚	1,170枚	78枚	3,642枚	468枚	156枚	39枚	117枚	78枚	858枚		1,440枚																					
使い捨て哺乳ボトル	0才児	計画数量	304本											88本																							
		現在数量	151本	10本	8本	17本	5本	191本	10本	4本	1本	1本	1本	17本																							



18 雨水ポンプ場・雨水調整池一覧表

(廿日市地域)

ポンプ場 調整池	計画 排水 面積 ha	ポンプ施設								電話	運転管理者	管理者電話	備考
		ポンプ 形式	口径 mm	1台当 揚水量 m <sup>3</sup> /min	台数	全揚水量 m <sup>3</sup> /min	原動機 の種類	1台当 出力 p	全出力 p				
桜尾ポンプ場	80.2	横軸軸流	900	95.1	2	190.2	ディーゼル	105	210	31-1331	㈱水光エン ジニア	082-292-5932	2台(φ900)手動 1台(φ1000)自動 2台(φ900)自動
		横軸斜流	1,000	150	1	150	ディーゼル	180	180				
		立軸斜流	900	124	2	124	ディーゼル	110kw	110kw				
住吉ポンプ場	45.1	横軸斜流	800	111	1	111	ディーゼル	200kw	200kw	32-0936	㈱水光エン ジニア	082-292-5932	3台自動
		横軸斜流	800	111	1	111	ディーゼル	190kw	190kw				
		横軸斜流	800	111	1	111	ディーゼル	200kw	200kw				
榎之窪ポンプ場	63.6	立軸斜流	1,000	120	2	240	ディーゼル	270	540	32-1502	㈱水光エン ジニア	082-292-5932	2台自動
宮内ポンプ場	26.8	横軸斜流	800	74	2	148	ディーゼル	50kw	100kw	32-2590	㈱水光エン ジニア	082-292-5932	3台自動
		横軸斜流	800	87	1	87	ディーゼル	115	115				
扇ポンプ場	76.1	立軸斜流	900	125	2	250	ディーゼル	250	500	36-1704	㈱水光エン ジニア	082-292-5932	3台自動
		立軸斜流	1,000	142	1	142	ディーゼル	250	250				
田尻ポンプ場	43.0	横軸斜流	600	37.8	1	37.8	ディーゼル	37	37	36-1716	㈱水光エン ジニア	082-292-5932	2台(水中)自動 1台手動
		水中ポンプ	400	24	1	24	電動機	37kw	37kw				
		水中ポンプ	300	12	1	12	電動機	22kw	22kw				
嘉永ポンプ場	88.1	立軸斜流	1,000	140	2	280	ディーゼル	350	700	32-0521	㈱水光エン ジニア	082-292-5932	4台自動
		立軸斜流	900	127	1	127	ディーゼル	350	350				
		水中ポンプ	500	31	1	31	電動機	75kw	75kw				
阿品ポンプ	5.5	水中ポンプ	200	9	2	18	電動機	22kw	44kw	36-1709	㈱水光エン ジニア	082-292-5932	2台自動
弘法雨水調整池	7.4	水中ポンプ	300	10	2	20	電動機	22kw	44kw	32-5019	㈱水光エン ジニア	082-292-5932	容量 1,040 2台自動
阿品新開雨水調整池	25.6												容量 1,587
弘法雨水マンホールポンプ		水中ポンプ	400	24	1	24	電動機	37kw	37kw	31-2795	㈱水光エン ジニア	082-292-5932	自動

(大野地域)

ポンプ場 調整池	計画 排水 面積 ha	ポンプ施設								電話	運転管理者	管理者電話	備考
		ポンプ 形式	口径 mm	1台当 揚水量 m <sup>3</sup> /min	台数	全揚水量 m <sup>3</sup> /min	原動機 の種類	1台当 出力 p	全出力 p				
宮島口ポンプ 宮島口駅北ロポンプ	37.3	立軸軸流	400	20.0	1	20.0	電動機	30kw	30kw	56-4693	富士企業㈱	082-923-0188	2台自動
		水中ポンプ	300	9.6	1	9.6	電動機	15kw	15kw				
堤ポンプ場	22.2	立軸軸流	300	11.0	1	11.0	電動機	11kw	11kw	56-3875	富士企業㈱	082-923-0188	2台自動
		水中ポンプ	350	17.0	1	17.0	電動機	22kw	22kw				
小高江ポンプ	22.2	水中ポンプ	200	4.8	1	4.8	電動機	7.5kw	7.5kw		富士企業㈱	082-923-0188	2台自動
		水中ポンプ	200	4.8	1	4.8	電動機	7.5kw	7.5kw				
深江第二ポンプ場	56.1	立軸軸流	600	40.0	1	40.0	電動機	45.0kw	45.0kw	56-2024	富士企業㈱	082-923-0188	5台自動
		横軸軸流	600	40.0	1	40.0	ディーゼル	55.0	55.0				
		横軸軸流	600	40.0	1	40.0	ディーゼル	55.0	55.0				
		水中ポンプ	150	2.3	1	2.3	電動機	11kw	11kw				
		水中ポンプ	300	10	1	10	電動機	22kw	22kw				
早時ポンプ場	23.1	立軸軸流	500	36.0	1	36.0	電動機	37.0kw	37.0kw	56-4346	富士企業㈱	082-923-0188	1台自動
早時第二ポンプ	23.1	水中ポンプ	300	10.0	1	10.0	電動機	2.20kw	22.0kw	56-5041	富士企業㈱	082-923-0188	1台自動
上の浜ポンプ場	33.9	横軸斜流	800	80.0	1	80.0	ディーゼル	110	110	54-2139	富士企業㈱	082-923-0188	2台自動
		立軸斜流	600	38.0	1	38.0	電動機	30.0kw	30.0kw				
妙見ポンプ場	26.3	立軸斜流	500	28.0	1	28.0	電動機	45.0kw	45.0kw	54-2105	富士企業㈱	082-923-0188	2台自動
		立軸斜流	500	28.0	1	28.0	電動機	45.0kw	45.0kw				
片浜ポンプ場	10.6	斜流渦巻	300	10.0	1	10.0	電動機	7.5kw	7.5kw	54-0576	富士企業㈱	082-923-0188	自動
		立軸軸流	500	29.7	1	29.7	電動機	22.0kw	22.0kw				
大国ポンプ場	142.4	立軸斜流	900	102.0	1	102.0	両掛	220	220	54-2183	富士企業㈱	082-923-0188	3台自動
		立軸斜流	1200	200.0	1	200.0	ディーゼル	400	400				
		立軸斜流	1200	200.0	1	200.0	ディーゼル	400	400				
塩屋沖ポンプ	6.5	水中ポンプ	200	3.0	1	3.0	電動機	7.5kw	7.5kw		㈱廿日市環境 エンジニアリ ング	0829-20-5953	自動
宮浜ポンプ	16.3	水中ポンプ	150	4.8	1	4.8	電動機	5.5kw	5.5kw		㈱廿日市環境 エンジニアリ ング	0829-20-5953	自動

[下水道建設課]

## 19 市内指定文化財

文化財の種類		国指定文化財	県指定文化財	市指定文化財	計
有形文化財	美術工芸品	68	21	57	146
	建造物	13	1	3	17
無形文化財				1	1
民俗文化財	有形民俗文化財				
	無形民俗文化財		3	7	10
記念物	特別史跡・特別名勝	1			1
	史跡			17	17
	名勝			5	5
	特別天然記念物	1			1
	天然記念物	3	5	18	26
登録有形文化財		2			2
選択無形民俗文化財		1			1
計		89	30	108	227

(令和4年4月1日現在)

[生涯学習課]

※ 選択無形民俗文化財（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財）

重要無形民俗文化財以外の無形民俗文化財のうち、国が調査報告書・映像記録等の記録を作成する必要があると特に認めたもの。

20 消防機械配置一覧表

区 分	車 種	ポンプ等性能		乗車定員
		積載水量 (L)	規格放水量 (L/分)	
廿日市消防署	指揮車			8
	指揮支援車			10
	多目車			15
	輸送車			3
	救助工作車			6
	梯子付消防自動車 (35m級)			6
	小型水槽付C A F S搭載消防ポンプ自動車	600	2,000	6
	水槽付消防ポンプ自動車	1,500	2,300	6
	小型動力ポンプ付水槽車	10,000	1,320	2
	化学消防ポンプ自動車	1,500	2,520	6
	高規格救急車 (廿救1)			7
	高規格救急車 (廿救2)			7
	高規格救急車 (廿救3)			7
	広報車 (広報1)			4
	広報車 (広報2)			7
	広報車 (広報3)			4
	資機材搬送車			3
西 分 署	水槽付消防ポンプ自動車	1,500	2,864	6
	高規格救急車 (西救1)			7
	高規格救急車 (西救2)			7
	指揮車			8
佐伯消防署	指揮車			8
	輸送車			3
	水槽付消防ポンプ自動車	1,500	2,300	6
	小型動力ポンプ付積載車		1,290	6
	高規格救急車 (佐救1)			7
	高規格救急車 (佐救2)			7
大野消防署	指揮車			8
	輸送車			3
	救助工作車			6
	小型水槽付C A F S搭載消防ポンプ自動車	600	2,000	6
	水槽付消防ポンプ自動車	1,500	2,350	6
	小型水槽付消防ポンプ自動車	900	2,206	6
	高規格救急車 (大救1)			7
	高規格救急車 (大救2)			7
	広報車			4
宮島消防署	指揮車			8
	輸送車			6
	救助資機材付消防ポンプ自動車		2,300	6
	小型水槽付消防ポンプ自動車	1,000	2,300	6
	高規格救急車 (宮救1)			8
	高規格救急車 (宮救2)			8
	消防艇		3,000	30
	救急救助艇			10
	広報車			2

21 消防施設一覧

区 分				車 種	
消 防 団	廿日市分団	団本部		防災学習・災害活動車	
		第1分団	第1部	1・2班	消防団多機能型車両
				3班	小型動力ポンプ付積載車
			第2部	1・2班	消防ポンプ自動車
		第2分団	第1部	1班	小型動力ポンプ付積載車
				2班	小型動力ポンプ付積載車
			第2部	1班	小型動力ポンプ付積載車
				2班	小型動力ポンプ付積載車
			第3部	1班	小型動力ポンプ付積載車
				2班	小型動力ポンプ付積載車
		第3分団	第1部	1班	小型動力ポンプ付積載車
				2班	小型動力ポンプ付積載車
				3班	小型動力ポンプ付積載車
			第2部	1班	小型動力ポンプ付積載車
		2班		小型動力ポンプ付積載車	
	第4分団	第1部	1班	小型動力ポンプ付積載車	
			2班	小型動力ポンプ付積載車	
			3班	小型動力ポンプ付積載車	
	佐伯分団	佐伯分団本部		指揮車	
		第5分団	第1・2部	1・2班	小型動力ポンプ付積載車
		第6分団	第1・2部	1・2班	小型動力ポンプ付積載車
		第7分団	第1部	1・2・3班	消防ポンプ自動車
			第2部	1・2・3班	小型動力ポンプ付積載車
		第8分団	第1・2部	1・2班	小型動力ポンプ付積載車
	第9分団	第1部	1・2班	小型動力ポンプ付積載車	
		第2部	1・2班	小型動力ポンプ付積載車	
	吉和分団	吉和分団本部		指揮車	
		第10分団	第1部	1・2班	消防ポンプ自動車
			第2部	1班	小型動力ポンプ付積載車
				2班	小型動力ポンプ付積載車
			第11分団	第1部	1班
		2班			小型動力ポンプ付積載車
		第2部	1班	小型動力ポンプ付積載車	
			2班	小型動力ポンプ付積載車	
	大野分団	第12分団	第1部	1・2・3班	小型動力ポンプ付積載車
		第13分団	第1部	1班	消防ポンプ自動車
				2班	小型動力ポンプ付積載車
				3班	小型動力ポンプ付積載車
		第14分団	第1部	1・2・3班	小型動力ポンプ付積載車
		第15分団	第1部	1・2班	小型動力ポンプ付積載車
		第16分団	第1部	1・2班	小型動力ポンプ付積載車
		第17分団	第1部	1・2・3班	小型動力ポンプ付積載車
		第18分団	第1部	1・2・3班	小型動力ポンプ付積載車
第19分団		第1部	1・2・3班	小型動力ポンプ付積載車	
第20分団	第1部	1・2・3班	小型動力ポンプ付積載車		
宮島分団	第22分団	第1部	1・2班	救助資機材搭載型消防ポンプ自動車	
		第2部	1・2班	小型動力ポンプ付積載車	
		第3部	1・2班	小型動力ポンプ付積載車	
	第23分団	第1部	1・2班	救助資機材搭載型小型動力ポンプ積載車	
		第2部	1・2班	小型動力ポンプ付積載車	
	第24分団	第1部	1・2班	小型動力ポンプ付積載車	
第2部		1・2班	小型動力ポンプ付積載車		



## 2.2 消防水利の状況

※ 廿日市地域は、佐伯、吉和地域分を含む

R4.4.1

水利種別 地域	消火栓	防火水槽				耐震性貯水槽		池水		井戸水		河川	海水	プール	その他	合計
		公設		私設		公設		20 5	40 m <sup>2</sup> 以上	20 5	40 m <sup>2</sup> 以上					
		20 5	40 m <sup>2</sup> 以上	20 5	40 m <sup>2</sup> 以上	40 m <sup>2</sup> 以上	飲水 (兼) 100m <sup>2</sup>									
		9	304	19	27	3	5	1								
廿日市	1,069	332				30		5		1		66	10	19		1,532
大野	591	1	94		7								3	2		698
		95				7										
宮島	220		27										2	1	1	251
		27														
合計	1,880	10	425		19	34	3		5		1	66	15	22	1	2,481
		454				37		5		1						

[消防本部]

## 2.3 管径別消火栓

※ 廿日市地域は、佐伯、吉和地域分を含む

R4.4.1

管径	75mm	100mm	125mm	150mm	200mm	250mm	300mm	350mm	400mm	計
廿日市	104	333		411	147	46	20	6	2	1069
大野	71	157	3	229	102	25	4			591
宮島	29	35		57	72	10	17			220
合計	204	525	3	697	321	81	41	6	2	1880

[消防本部]

## 24 防災行政無線設備設置場所一覧表

(1) 廿日市地域

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住所	備考
1	佐方会館	ぼうさいはつかいちし さがたかいかん	広島県廿日市市佐方本町3-14	
2	佐方市民センター	ぼうさいはつかいちし さがたこうみんかんいてんぼしよ	広島県廿日市市佐方1丁目318-4	
3	佐方上公園	ぼうさいはつかいちし さがたかみこうえん	広島県廿日市市佐方632-1	
4	廿日市中学校	ぼうさいはつかいちし はつかいちちゅうがっこう	広島県廿日市市桜尾3丁目9-1	
5	桂公園	ぼうさいはつかいちし かつらこうえん	広島県廿日市市桜尾本町1-1	
6	中央市民センター	ぼうさいはつかいちし ちゅうおうこうみんかん	広島県廿日市市天神11-29	
7	広電廿日市駅前広場	ぼうさいはつかいちし はつかいちえきまえちゅうりんじょう	広島県廿日市市駅前2丁目969-8	
8	住吉公園	ぼうさいはつかいちし すみやこうえん	広島県廿日市市住吉2丁目637-9	
9	可愛公園	ぼうさいはつかいちし かあいこうえん	広島県廿日市市可愛1259-3	
10	平良一丁目集会所	ぼうさいはつかいちし へらいちちゅうめしゅうかいしよ	広島県廿日市市平良1丁目11-9	
11	<b>廿日市役所</b>	<b>ぼうさいはつかいちし</b>	広島県廿日市市下平良1丁目11-1	親局
12	新宮公園	ぼうさいはつかいちし しんぐうこうえん	広島県廿日市市新宮2丁目363	
13	平良市民センター	ぼうさいはつかいちし へらこうみんかん	広島県廿日市市平良1丁目7-6	
14	平良体育館	ぼうさいはつかいちし へらたいいくかん	広島県廿日市市平良1355-1	
15	中平良集会所	ぼうさいはつかいちし なかへらしゅうかいしよ	広島県廿日市市上平良1306-1	
16	上平良集会所	ぼうさいはつかいちし かみへらしゅうかいしよ	広島県廿日市市上平良1032-1	
17	平良小学校	ぼうさいはつかいちし へらしょうがっこう	広島県廿日市市陽光台1丁目4-1	
18	陽光台第2公園	ぼうさいはつかいちし ようこうだいいちこうえん	広島県廿日市市陽光台4丁目11-10	
19	橋本集会所	ぼうさいはつかいちし はしもとしゅうかいしよ	広島県廿日市市原560-2	
20	原市民センター	ぼうさいはつかいちし へらこうみんかん	広島県廿日市市原439-2	
21	長野集会所	ぼうさいはつかいちし ながのしゅうかいしよ	広島県廿日市市原164-4	
22	<b>極楽寺入口</b>	<b>ぼうさいはつかいちし こがらくじりぐち</b>	広島県廿日市市原627番地	再送信子局
23	趣いの森	ぼうさいはつかいちし いこいのもり	広島県廿日市市原533番地	
24	後畑集会所	ぼうさいはつかいちし うしろばたしゅうかいしよ	広島県廿日市市原2378-2	
25	一景苑公園	ぼうさいはつかいちし いっけいえんこうえん	広島県廿日市市原1267-88	
26	川末集会所	ぼうさいはつかいちし かわすえしゅうかいしよ	広島県廿日市市原1658番地	
27	峰高台第3公園	ぼうさいはつかいちし みねたかだいいちさんこうえん	広島県廿日市市峰高1丁目815-1	
28	峰高台第1公園	ぼうさいはつかいちし みねたかだいいちさんこうえん	広島県廿日市市峰高2丁目801-6	
29	北山公園	ぼうさいはつかいちし きたやまこうえん	広島県廿日市市宮内字鏡田1005-11	
30	宮内市民センター	ぼうさいはつかいちし みやうちこうみんかん	広島県廿日市市宮内1553番地	
31	的場公園	ぼうさいはつかいちし まとばこうえん	広島県廿日市市宮内字大幸2066-1	
32	佐原田公園	ぼうさいはつかいちし さばらでんこうえん	広島県廿日市市宮内字高通4357-1	
33	黒折集会所	ぼうさいはつかいちし くらおりしゅうかいしよ	広島県廿日市市宮内2443-1	
34	明石集会所	ぼうさいはつかいちし あかししゅうかいしよ	広島県廿日市市宮内2856番地	併設子局あり
35	六本松玉ノ井第1公園	ぼうさいはつかいちし ろっぽんまつたまのいだいいちこうえん	広島県廿日市市六本松1丁目4629-31	
36	串戸市民センター	ぼうさいはつかいちし くしどこうみんかん	広島県廿日市市串戸2丁目13-13	
37	串戸四丁目公園	ぼうさいはつかいちし くしどよんちゅうめしゅうかいしよ	広島県廿日市市串戸4丁目448	
38	地御前ハイテ第2公園	ぼうさいはつかいちし じごぜんはいつだいいちこうえん	広島県廿日市市地御前2丁目995-17	
39	扇園第1公園	ぼうさいはつかいちし おおぎえんだいいちこうえん	広島県廿日市市地御前1丁目1026-77	
40	地御前市民センター	ぼうさいはつかいちし じごぜんこうみんかん	広島県廿日市市地御前3丁目10-5	
41	野坂中学校	ぼうさいはつかいちし のさかちゅうがっこう	広島県廿日市市地御前北1丁目3-1	
42	地御前小学校	ぼうさいはつかいちし じごぜんしょうがっこう	広島県廿日市市地御前4丁目3-1	
43	地御前四丁目集会所	ぼうさいはつかいちし じごぜんよんちゅうめしゅうかいしよ	広島県廿日市市地御前4丁目20-14	
44	廿日市光が丘集会所	ぼうさいはつかいちし はつかいちひかりがおかしゅうかいしよ	広島県廿日市市阿品1丁目2-8	
45	阿品二丁目集会所	ぼうさいはつかいちし あじなにちちゅうめしゅうかいしよ	広島県廿日市市阿品2丁目16-34	
46	阿品市民センター	ぼうさいはつかいちし あじなこうみんかん	広島県廿日市市阿品2丁目23-8	
47	ふじタウン第1公園	ぼうさいはつかいちし ふじたうんだいいちこうえん	広島県廿日市市阿品4丁目4757-4	
48	鼓ヶ浜集会所	ぼうさいはつかいちし つづみがおかしゅうかいしよ	広島県廿日市市阿品3丁目17-15	
49	阿品台一丁目集会所	ぼうさいはつかいちし あじなだいいちちゅうめしゅうかいしよ	広島県廿日市市阿品台1丁目4-42	
50	阿品台中学校	ぼうさいはつかいちし あじなだいいちちゅうがっこう	広島県廿日市市阿品台東1-1	
51	阿品台下水処理場上	ぼうさいはつかいちし あじなだいいちしよりじょううえ	広島県廿日市市阿品台2丁目25	
52	阿品台市民センター	ぼうさいはつかいちし あじなだいいちこうみんかん	広島県廿日市市阿品台4丁目1-41	
53	阿品台北中央集会所	ぼうさいはつかいちし あじなだいきたちゅうおうしゅうかいしよ	広島県廿日市市阿品台北31-13	
54	阿品台第6公園	ぼうさいはつかいちし あじなだいいちろくこうえん	広島県廿日市市阿品台5丁目3138-28	
55	阿品台西小学校	ぼうさいはつかいちし あじなだいにししゅうがっこう	広島県廿日市市阿品台西1-1	
56	阿品台山の手集会所	ぼうさいはつかいちし あじなだいやまのてしゅうかいしよ	広島県廿日市市阿品台山の手1-18	
57	宮園市民センター	ぼうさいはつかいちし みやぞのこうみんかん	広島県廿日市市宮園3丁目1-5	
58	宮園第1公園	ぼうさいはつかいちし みやぞのだいいちこうえん	広島県廿日市市宮園2丁目7-12	
59	宮園第3公園	ぼうさいはつかいちし みやぞのだいいちさんこうえん	広島県廿日市市宮園7丁目5	
60	しばざくら緑地	ぼうさいはつかいちし しばざくらよくち	広島県廿日市市宮園上4丁目307-5	
61	四季が丘中学校	ぼうさいはつかいちし しきがおかちゅうがっこう	広島県廿日市市四季が丘2丁目1-1	
62	四季が丘市民センター	ぼうさいはつかいちし しきがおかくみんかん	広島県廿日市市四季が丘5丁目13-3	
63	四季が丘小学校	ぼうさいはつかいちし しきがおかしょうがっこう	広島県廿日市市8丁目1-1	
64	四季が丘九丁目集会所	ぼうさいはつかいちし しきがおかしゅうちゅうめしゅうかいしよ	広島県廿日市市四季が丘9丁目18番地	
65	さくら緑地	ぼうさいはつかいちし さくらよくち	広島県廿日市市四季が丘11丁目13	

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住 所	備 考
66	昭北緑地	ぼうさいはつかいちし しょうほくりよくち	広島県廿日市市木材港北1061	
67	衛生センター	ぼうさいはつかいちし えいせいせんたー	広島県廿日市市木材港南12-8	
68	佐方西集会所	ぼうさいはつかいちし さがたにししゅかいしよ	広島県廿日市市佐方15-2	
69	どんぐり公園	ぼうさいはつかいちし どんぐりこうえん	広島県廿日市市平良山手806-1	
70	地御前北(地御前キラキラ公園)	ぼうさいはつかいちし じごぜんきた	広島県廿日市市地御前北3-33	
71	木材港1(昭南緑地)	ぼうさいはつかいちし もくざいこういち	広島県廿日市市木材港南1	
72	木材港2(貯木場)	ぼうさいはつかいちし もくざいこうに	広島県廿日市市木材港南10	
73	鯉浜集会所	ぼうさいはつかいちし さわらはましゅうかいしよ	広島県廿日市市阿高1丁目9-28	
74	青少年多目的広場	ぼうさいはつかいちし せいしゅうねんたもくてきひろば	広島県廿日市市木材港北4	

(2) 佐伯地域

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住 所	備 考
1	津田(佐伯支所)	ぼうさいはつかいちし さいきししよ	広島県廿日市市津田1989	
2	上勝成	ぼうさいはつかいちし かみかつなり	広島県廿日市市津田字下山1477-1	中継局
3	吉末	ぼうさいはつかいちし よしすえかんい	広島県廿日市市玖島1122	簡易中継局
4	中道	ぼうさいはつかいちし なかみちかんい	広島県廿日市市中道21	簡易中継局
5	グランドハイツ(グランドハイツ集会所)	ぼうさいはつかいちし ぐらんどわいっつ	広島県廿日市市峠90-267	再送信子局
6	上川上(上川上集会所)	ぼうさいはつかいちし かみかみわかみ	広島県廿日市市玖島403	
7	大町(大町集会所)	ぼうさいはつかいちし おおまち	広島県廿日市市玖島1330	
8	中道(中道集会所)	ぼうさいはつかいちし なかみち	広島県廿日市市中道379	
9	大虫(大虫集会所)	ぼうさいはつかいちし おおむし	広島県廿日市市虫所山1411-2	
10	市野	ぼうさいはつかいちし いちの	広島県廿日市市浅原2176	
11	郷中	ぼうさいはつかいちし ごうなか	広島県廿日市市浅原2642	
12	戸屋原(戸屋原集会所)	ぼうさいはつかいちし とやばら	広島県廿日市市浅原615	
13	栗栖(栗栖集会所)	ぼうさいはつかいちし くりす	広島県廿日市市栗栖426	
14	林(林集会所)	ぼうさいはつかいちし はやし	広島県廿日市市津田4734-5	
15	別府(佐伯中学校)	ぼうさいはつかいちし べふ	広島県廿日市市津田69-1	
16	下友田(友田集会所)	ぼうさいはつかいちし しもともた	広島県廿日市市友田1227-2	
17	友和市民センター(佐伯保健センター)	ぼうさいはつかいちし ゆわししみんせんたー	広島県廿日市市友田407-1	
18	中峠(佐伯工業団地入口)	ぼうさいはつかいちし なかつげ	広島県廿日市市峠864-5	
19	永原(永原集会所)	ぼうさいはつかいちし ながはら	広島県廿日市市永原737-1	
20	玖島市民センター(玖島ふれあいセンター)	ぼうさいはつかいちし くじまししみんせんたー	広島県廿日市市玖島4347-1	
21	大沢(大沢集会所)	ぼうさいはつかいちし おおざわ	広島県廿日市市玖島217	
22	助藤(助藤集会所)	ぼうさいはつかいちし すけとう	広島県廿日市市虫所山1059-2	
23	所山(所山集会所)	ぼうさいはつかいちし ところやま	広島県廿日市市虫所山62-3	
24	飯山(飯山集会所)	ぼうさいはつかいちし いいのやま	広島県廿日市市飯山191-2	
25	中村(農産物加工センター)	ぼうさいはつかいちし なかむら	広島県廿日市市玖島3389-2	
26	永原上(永原上集会所)	ぼうさいはつかいちし ながはらかみ	広島県廿日市市永原340-1	
27	光ヶ丘(広島ひかり園)	ぼうさいはつかいちし ひかりがおか	広島県廿日市市永原5-1	
28	河津原(正念寺)	ぼうさいはつかいちし かわずはら	広島県廿日市市河津原411-1	
29	保曽原(保曽原集会所)	ぼうさいはつかいちし ほうそばら	広島県廿日市市浅原152-1	
30	成ヶ原(成ヶ原集会所)	ぼうさいはつかいちし なるがはら	広島県廿日市市浅原1562	
31	下峠(下峠集会所)	ぼうさいはつかいちし しもとうげ	広島県廿日市市峠1275-2	
32	平谷(平谷集会所)	ぼうさいはつかいちし ひらだに	広島県廿日市市玖島2172	
33	吉末(吉末集会所)	ぼうさいはつかいちし よしすえ	広島県廿日市市玖島970-1	
34	上峠(みゆき団地防火水槽敷地)	ぼうさいはつかいちし かみとうげ	広島県廿日市市峠214-1	
35	冷川(冷川集会所)	ぼうさいはつかいちし ひえがわ	広島県廿日市市浅原992-3	
36	津田市民センター(津田市民センター)	ぼうさいはつかいちし つたししみんせんたー	広島県廿日市市津田4218	FAX局

(3) 吉和地域

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住 所	備 考
1	吉和	ぼうさいはつかいちし よしわ	広島県廿日市市吉和3425-1	
2	妙音寺原	ぼうさいはつかいちし みょうおんじばら	広島県廿日市市吉和1107-73	中継局
3	汐原(第一集会所)	ぼうさいはつかいちし しほばら	広島県廿日市市吉和153	再送信子局
4	伴蔵(冠高原)	ぼうさいはつかいちし ばんざう	広島県廿日市市吉和西1581-81	
5	中津谷	ぼうさいはつかいちし なかつや	広島県廿日市市吉和737-2	
6	花原	ぼうさいはつかいちし はなわら	広島県廿日市市吉和1508-2	
7	熊崎(熊崎消防格納庫)	ぼうさいはつかいちし くまさき	広島県廿日市市吉和4131-1	
8	駄荷	ぼうさいはつかいちし だに	広島県廿日市市吉和3281	
9	吉和支所	ぼうさいはつかいちし よしわししよ	広島県廿日市市吉和1886-1	FAX局

(4) 大野地域

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住 所	備 考
1	大野支所	ぼうさいはつかいちし おおのししよ	広島県廿日市市大野1丁目1-1	
2	物見山配水池	ぼうさいはつかいちし ものみやまはいすいち	広島県廿日市市大野1062-5	簡易中継局
3	中山2(中山防火水槽)	ぼうさいはつかいちし なかやまに	広島県廿日市市大野637-5	再送信子局
4	福面北(福面第2公園)	ぼうさいはつかいちし ふくめんきた	広島県廿日市市福面2-74-154	
5	柿之浦2(フジタウン公園)	ぼうさいはつかいちし かのきうらに	広島県廿日市市宮島口東3-2-7	併設子局あり
6	柿之浦3(柿の浦1号公園)	ぼうさいはつかいちし かのきうらさん	広島県廿日市市宮島口3-10-5	
7	柿之浦4(宮島ニュータウン汚水処理場)	ぼうさいはつかいちし かのきうらよん	広島県廿日市市宮島口東1-5-1	
8	柿之浦5(柿の浦5号公園)	ぼうさいはつかいちし かのきうらご	広島県廿日市市宮島口上2-171-2	
9	中山1(中山集会所)	ぼうさいはつかいちし なかやまいち	広島県廿日市市大野宇戸石田219-2	
10	更地(更地集会所)	ぼうさいはつかいちし さらじ	広島県廿日市市大野宇更地1909-1	
11	深江北1(大野2区集会所)	ぼうさいはつかいちし ふかえきたいち	広島県廿日市市深江3-2860-1	
12	深江南(深江16号線)	ぼうさいはつかいちし ふかえみなみ	広島県廿日市市宮島口西1-2820-4	
13	別府(大野東小学校)	ぼうさいはつかいちし べふ	広島県廿日市市大野宇水口720-1	
14	早時(早時集会所)	ぼうさいはつかいちし そうとき	広島県廿日市市大野宇早時3262-1	
15	高見(大野東中学校グラウンド)	ぼうさいはつかいちし たかみ	広島県廿日市市大野宇尾中山415-1	
16	土井(土井児童公園)	ぼうさいはつかいちし どい	広島県廿日市市大野宇土井987-1	
17	前空1(宮島台集会所)	ぼうさいはつかいちし まえぞらいち	広島県廿日市市前空2-908-636	
18	前空2(宮島台1号公園)	ぼうさいはつかいちし まえぞらに	広島県廿日市市前空3-930-10	
19	前空3(前空台5号公園)	ぼうさいはつかいちし まえぞらさん	広島県廿日市市前空6-890-66	
20	屋田越(物見東集会所)	ぼうさいはつかいちし やたごえ	広島県廿日市市物見東1-3517-2	
21	茂津	ぼうさいはつかいちし しかなづ	広島県廿日市市大野宇沖茂津1369-4	
22	郷(大野シルバー人材センター)	ぼうさいはつかいちし ごう	広島県廿日市市大野宇小田ノ口4137-2	
23	物見山1(物見山住宅)	ぼうさいはつかいちし ものみやまいち	広島県廿日市市物見西2-2003-47	
24	物見山2(物見山住宅)	ぼうさいはつかいちし ものみやまに	広島県廿日市市物見西2-2003-72	
25	油ヶ免(物見山住宅)	ぼうさいはつかいちし あぶらがめん	広島県廿日市市物見東1-2000-1	
26	下の浜(永慶寺川左岸)	ぼうさいはつかいちし しものほま	広島県廿日市市下の浜3862-1地先	

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住 所	備 考
27	小山 (大野中学校)	ぼうさいはつかいちし こやま	広島県廿日市市大野原4-5599	
28	太田新開 (梅原防火水槽)	ぼうさいはつかいちし おおたしんがい	広島県廿日市市梅原2-6209-1	
29	福面南 (対敵山児童公園)	ぼうさいはつかいちし ふくめんみなみ	広島県廿日市市対敵山2-138-5	
30	赤崎北 (赤崎1号線)	ぼうさいはつかいちし あかさききた	広島県廿日市市宮島口上1-127-2地先	
31	柿之浦1 (宮島競艇場第2駐車場)	ぼうさいはつかいちし かきのうらいち	広島県廿日市市宮島口3-2332-1	
32	赤崎中 (赤崎児童公園)	ぼうさいはつかいちし あかさきなか	広島県廿日市市宮島口2-2460-1	
33	赤崎南 (大野1区集会所)	ぼうさいはつかいちし あかさきみなみ	広島県廿日市市宮島口1-2612-12	
34	対敵1 (対敵山配水池)	ぼうさいはつかいちし たいげんいち	広島県廿日市市対敵山3-213-14	
35	対敵2 (対敵山14号線)	ぼうさいはつかいちし たいげんに	広島県廿日市市対敵山2-225-30	
36	深江北3 (深江保育園駐車場)	ぼうさいはつかいちし ふかえきたさん	広島県廿日市市深江2-3000-1	
37	堤 (NTT宮島口電話中継局横)	ぼうさいはつかいちし つつみ	広島県廿日市市宮島口西2-2761-3	
38	高畑 (大野4区集会所)	ぼうさいはつかいちし たかばたけ	広島県廿日市市大野字池田1446-4	
39	いもせ (大野IC入口)	ぼうさいはつかいちし いもせ	広島県廿日市市大野字護安5355-3	
40	中津岡 (中津岡・憩ノ森線)	ぼうさいはつかいちし なかつおか	広島県廿日市市大野字中津岡4288-7	
41	上の浜 (上の浜集会所)	ぼうさいはつかいちし かみのはま	広島県廿日市市上の浜1-8774-119	
42	大野中央 (古川あいあい公園)	ぼうさいはつかいちし おおのちゅうおう	広島県廿日市市大野中央2-759	
43	原の前 (いもせ保育園)	ぼうさいはつかいちし はらのまえ	広島県廿日市市大野原2-5910-2	
44	下原 (下原防火水槽)	ぼうさいはつかいちし しもばら	広島県廿日市市大野原2-6758-2	
45	梅原1 (旧いもせ寮)	ぼうさいはつかいちし うめはらいち	広島県廿日市市梅原2-6271-2	
46	梅原2 (梅原集会所)	ぼうさいはつかいちし うめはらに	広島県廿日市市梅原2-6280-1	
47	塩屋1 (大野8区集会所)	ぼうさいはつかいちし しおやいち	広島県廿日市市塩屋2-7230-2	
48	塩屋2 (塩屋1号線)	ぼうさいはつかいちし しおやに	広島県廿日市市塩屋1-6868-3地先	
49	塩屋沖1 (塩屋児童公園)	ぼうさいはつかいちし しおやおきいち	広島県廿日市市沖塩屋3-6471-21	
50	塩屋沖2 (ふじシーサイド公園)	ぼうさいはつかいちし しおやおきに	広島県廿日市市沖塩屋3-1597-107	
51	沖山 (沖山第1公園)	ぼうさいはつかいちし おきやま	広島県廿日市市沖塩屋2-1586-96	
52	林が原 (林が原防火水槽)	ぼうさいはつかいちし はらがはら	広島県廿日市市林が原2-7561-2	
53	片浜 (片浜児童公園)	ぼうさいはつかいちし かたはま	広島県廿日市市林が原1-7435-26	
54	尾那岡 (丸石集会所)	ぼうさいはつかいちし おなおか	広島県廿日市市丸石1-1606-5	
55	丸石1 (丸石・清水ヶ峯線)	ぼうさいはつかいちし まるいしいち	広島県廿日市市丸石4-1706-4	
56	丸石2 (丸石漁港西側)	ぼうさいはつかいちし まるいしに	広島県廿日市市丸石2-2738-11	
57	宮浜 (宮浜べにまんさくの湯駐車場)	ぼうさいはつかいちし みやはま	広島県廿日市市宮浜温泉1-8130-5	
58	八坂1 (大野10区集会所)	ぼうさいはつかいちし はっさかいち	広島県廿日市市八坂1-1678-7	再送信子局
59	八坂2 (じゅらく山荘東側)	ぼうさいはつかいちし はっさかに	広島県廿日市市大野字八坂1680-2	
60	鳴川 (第21分団格納庫)	ぼうさいはつかいちし なるかわ	広島県廿日市市大野字八坂1664-9	
61	鳴川南 (鳴川1号線)	ぼうさいはつかいちし なるかわみなみ	広島県廿日市市大野字鳴川8623-5	
62	丸石3 (大野西市民センター)	ぼうさいはつかいちし まるいしさん	広島県廿日市市丸石2-7782-2	
63	縄田 (縄田水之越線)	ぼうさいはつかいちし なわだ	広島県廿日市市下の浜4062-4	
64	宮浜温泉 (宮浜温泉源泉地北側道路路面)	ぼうさいはつかいちし みやはまおんせん	広島県廿日市市宮浜温泉3-8154-9	
65	大野東市民センター	ぼうさいはつかいちし おおのひがししみんせんたー	広島県廿日市市宮島口東2-12-5	FAX局
66	渡ノ瀬	ぼうさいはつかいちし わたのせ	広島県廿日市市大野2670-11	

(5) 宮島地域

番号	設置場所名称	呼び出し名称	住 所	備 考
1	宮島支所	ぼうさいはつかいちし みやじまししよ	広島県廿日市市宮島町1165-6	
2	鷹ノ鼻	ぼうさいはつかいちし たかのすかぬい	広島県廿日市市宮島町国有林内	簡易中継局
3	雲香山	ぼうさいはつかいちし ようがいざん	広島県廿日市市宮島町801	再送信子局
4	多々良湯	ぼうさいはつかいちし たたらがた	広島県廿日市市宮島町933-35	
5	大元	ぼうさいはつかいちし おおもと	広島県廿日市市宮島町10-3	
6	北大西	ぼうさいはつかいちし きたおおにし	広島県廿日市市宮島町3	
7	紅葉谷	ぼうさいはつかいちし もみじだに	広島県廿日市市宮島町334-5	
8	長浜	ぼうさいはつかいちし ながはま	広島県廿日市市宮島町782	
9	弥七ヶ谷	ぼうさいはつかいちし やひちがたに	広島県廿日市市宮島町960-2	
10	杉之浦	ぼうさいはつかいちし すぎのうら	広島県廿日市市宮島町990-2	
11	包ヶ浦	ぼうさいはつかいちし つつみがうら	広島県廿日市市宮島町1195	
12	弥山	ぼうさいはつかいちし みせん	広島県廿日市市宮島町1404	
13	大砂利	ぼうさいはつかいちし おおじやり	広島県廿日市市宮島町1400-1	
14	宮島まちづくり交流センター杉之浦	ぼうさいはつかいちし すぎのうらしみんせんたー	広島県廿日市市宮島町993-1	FAX局
15	紅葉谷駅	ぼうさいはつかいちし もみじだにえき	広島県廿日市市宮島町官有無番地	
16	宮島まちづくり交流センター	ぼうさいはつかいちし みやじままちづくりこうりゅうせんたー	広島県廿日市市宮島町412	FAX局

※ 太字の無線局は、中継局や再送信子局などである。

## 2 5 消防団配置一覽表

### (1) 廿日市地域

分団 本部名	分団名	管轄区域
廿日市分団本部	第1分団	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、佐方四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、大東、本町、住吉一丁目、住吉二丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、串戸一丁目、串戸二丁目、串戸三丁目、串戸四丁目、串戸五丁目、串戸六丁目、佐方、廿日市
	第2分団	平良一丁目、平良二丁目、平良山手、下平良、上平良、原、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目、陽光台五丁目
	第3分団	六本松一丁目、六本松二丁目、峰高一丁目、峰高二丁目、宮内一丁目、宮内四丁目、宮内、宮内工業団地、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、宮園六丁目、宮園七丁目、宮園八丁目、宮園九丁目、宮園上、宮園上一丁目、宮園上二丁目、宮園上三丁目、宮園上四丁目、宮園上五丁目、四季が丘、四季が丘一丁目、四季が丘二丁目、四季が丘三丁目、四季が丘四丁目、四季が丘五丁目、四季が丘六丁目、四季が丘七丁目、四季が丘八丁目、四季が丘九丁目、四季が丘十丁目、四季が丘十一丁目、四季が丘上
	第4分団	地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、地御前四丁目、地御前五丁目、阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、阿品台山の手、地御前北一丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、地御前

## (2) 佐白地域

分団 本部名	分団名	管轄区域
佐白分団本部	第5分団	玖島
	第6分団	永原、峠、友田、河津原、渡瀬
	第7分団	佐白分団本部の管轄区域の全域
	第8分団	浅原
	第9分団	虫所山、飯山、中道、栗栖

## (3) 吉和地域

分団 本部名	分団名	管轄区域
吉和分団本部	第10分団	吉和
	第11分団	

## (4) 大野地域

分団 本部名	分団名	管轄区域
大野分団本部	第12分団	宮島口一丁目、宮島口二丁目、宮島口三丁目、宮島口四丁目、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目、宮島口東二丁目、宮島口東三丁目、福面一丁目、福面二丁目、福面三丁目、大野（字柿之浦、字赤崎、字福面）
	第13分団	宮島口西一丁目、宮島口西二丁目、宮島口西三丁目、対巖山一丁目、対巖山二丁目、対巖山三丁目、深江一丁目、深江二丁目、深江三丁目、大野（字深江、字熊ヶ浦、字対巖山）、大野（字下更地、字上更地）、大野（字四郎峠、字中山、字戸石川、字亀ヶ岡の一部）

分団 本部名	分団名	管轄区域
	第14分団	大野（字十郎原、字高見、字鯛ノ原、字水口、字中別府、字別府、字早時、字賀撫津）
	第15分団	前空一丁目、前空二丁目、前空三丁目、前空四丁目、前空五丁目、前空六丁目、物見東一丁目、物見東二丁目、大野（字三鎗谷、字土井、字田屋、字高畑、字池田、字棚田、字知安、字屋田越、字前空、字物見山の一部、字中空の一部）
	第16分団	大野（字陣場、字筏津、字沖筏津、字水之越、字小田ノ口、字中津岡、字滝ノ下、字郷）
	第17分団	物見西一丁目、物見西二丁目、物見西三丁目、上の浜一丁目、上の浜二丁目、下の浜、大野一丁目、大野二丁目、大野（字大手、字上之浜、字住吉、字古川、字橋本、字三郎右衛門新開、字新開、字大国新開、字物見山の一部）
	第18分団	梅原一丁目、梅原二丁目、大野原一丁目、大野原二丁目、大野原三丁目、大野原四丁目、大野（字大新開、字毛保、字護安、字小山、字原、字下原）
	第19分団	塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋一丁目、沖塩屋二丁目、沖塩屋三丁目、沖塩屋四丁目、大野（字塩屋、字上桐）
	第20分団	林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目、丸石二丁目、丸石三丁目、丸石四丁目、丸石五丁目、宮浜温泉一丁目、宮浜温泉二丁目、宮浜温泉三丁目、大野（字林ヶ原、字丸石、字向原、字尾立、字尾那岡、字八坂の一部）
	第21分団	八坂一丁目、八坂二丁目、大野（字四拾八坂、字垣ノ浦、字下灘、字鳴川、字八坂の一部）

(5) 宮島地域

分団 本部名	分団名	管轄区域
宮島分団本部	第22分団	宮島
	第23分団	
	第24分団	

[消防本部]



## 26 IP無線及び消防救急デジタル無線の設置状況

### (1) IP無線

地域	設置場所	IP無線名称
廿日市地域	災対建設部土木対策班	維持管理1 維持管理2 維持管理3 維持管理4 維持管理5
	災対建設部下水道班（水道局）	下水道課01 下水道課02 下水道課03 下水道課04 下水道課05
佐伯地域	災対佐伯地域部	佐伯01 佐伯02 佐伯03 佐伯04 佐伯05
吉和地域	災対吉和地域部	吉和01 吉和02 吉和03 吉和04 吉和05
大野地域	災対大野地域部	大野01 大野02 大野03 大野04 大野05
宮島地域	災対宮島地域部	宮島01 宮島02 宮島03 宮島04 宮島05

### (2) 消防救急デジタル無線

	消防救急デジタル無線局数					備考
	中継局	移動局				
		卓上	可搬	車載	携帯	
廿日市市消防本部	3	2	1		6	中継局 呉娑々山 倉谷山 佐伯消防署
廿日市消防署		1	1	16	33	
西分署		1	1	4	14	
佐伯消防署		1	1	6	20	
大野消防署		1	1	9	23	
宮島消防署		1	1	9	24	
消防団用無線 簡易無線			5	66	99	

[維持管理課・消防本部]

## 27 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

### ●指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から命を守るため避難する場所で災害種別ごとに指定

### ●指定避難所

災害により自宅に戻れない場合等に一定期間避難生活を送る施設

- 災害時には原則として、各市民センターを優先的に開設し、状況に応じて小・中学校やその他の施設を開設する。  
 ○ 「土砂」「洪水」「高潮」「地震」「津波」欄中の階数は、その階数以上の階を避難スペースとして使用することを表している。  
 ○ 学校は、体育館・武道場・講堂を「指定緊急避難場所」「指定避難所」として使用するが、四季が丘小学校・吉和学園は、「指定緊急避難場所」は校舎（多目的教室など）を、「指定避難所」は体育館を使用する。  
 ※1 「新宮中央公園」は、津波の時には、隣接する「山崎本社 みんなのあいプラザ」の2階を避難スペースとして使用  
 ※2 「ゆめタウン廿日市」は、駐車場の4階以上を避難スペースとして使用  
 ※3 「広島総合病院利用者用立体駐車場」は、2階以上を避難スペースとして使用  
 ※4 「etto宮島交流館」は、1・2階を避難スペースとして使用（地下1階を除く）  
 ※5 「宮島学園」体育館は、土砂災害を防止・軽減するための基準を満たしています。

番号	地域	名称	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	
				土砂	洪水	高潮	地震	津波	地震・津波	左記以外
1	廿日市	佐方市民センター	佐方一丁目4-28	○	○	○	○	○	○	○
2		佐方会館	佐方本町3-14	○	○2階	○2階	○	○	○	○
3		佐方小学校	佐方10-1		○	○	○	○	○	○
4		廿日市中学校	桜尾三丁目9-1	○	○	○				○
5		中央市民センター	天神11-29	○	○	○	○	○2階	○	○
6		廿日市小学校	本町2-13	○		○				○
7		桂公園	桜尾本町11		○	○	○	○		
8		廿日市高等学校	桜尾三丁目3-1	○	○	○	○	○2階	○	○
9		廿日市市役所	下平良一丁目11-1	○7階	○7階	○7階	○7階	○7階		
10		平良市民センター	平良二丁目7-6	○	○	○	○	○	○	○
11		平良小学校	陽光台一丁目4-1	○	○	○	○	○	○	○
12		七尾中学校	平良二丁目2-34	○	○	○	○	○	○	○
13		廿日市ケアセンターそよ風	上平良1355-19	○	○					
14		新宮中央公園	新宮一丁目15	○			○	※1		
15		ゆめタウン廿日市※2	下平良二丁目2番1号		○	○		○		
16		原市民センター	原439-2		○	○	○	○	○	○
17		後畑集会所	原2378-2		○	○	○	○	○	○
18		原小学校	原433	○2階	○	○	○	○	○	○
19		宮内市民センター	宮内1553	○	○2階	○	○	○	○	○
20		明石集会所	宮内2856			○	○	○	○	○
21		宮内小学校	宮内1518	○		○	○	○	○	○
22		峰高公園	串戸六丁目1	○	○	○	○	○		
23		宮園市民センター	宮園三丁目1-5	○	○	○	○	○	○	○
24		宮園小学校	宮園一丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○
25		四季が丘市民センター	四季が丘五丁目13-3	○	○	○	○	○	○	○
26		四季が丘小学校	四季が丘八丁目1-1	○2階	○	○	○	○	○	○
27		四季が丘中学校	四季が丘二丁目1-1		○	○	○	○	○	○
28		四季が丘公園	四季が丘三丁目		○	○	○	○		
29		廿日市消防署	串戸一丁目9-33	○5階	○5階	○5階	○5階	○5階		
30		串戸市民センター	串戸二丁目13-13	○	○2階	○2階	○	○2階	○	○
31		金剛寺小学校	地御前二丁目22-1	○	○	○	○	○	○	○
32		広島総合病院利用者用 立体駐車場※3	地御前一丁目1100番2		○	○		○		
33		地御前市民センター	地御前三丁目10-5	○	○	○	○	○2階	○	○

番号	地域	名称	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所		
				土砂	洪水	高潮	地震	津波	地震・津波	左記以外	
34	廿日市	野坂中学校	地御前北一丁目3-1	○	○	○	○	○	○	○	
35		地御前小学校	地御前四丁目3-1	○	○	○				○	
36		地御前キラキラ公園	地御前北三丁目33	○	○	○	○	○			
37		学研廿日市多世代サポートセンター	地御前一丁目3-28	○3階	○3階		○3階	○3階			
38		阿品市民センター	阿品二丁目23-8	○	○	○	○	○2階	○	○	
39		阿品台市民センター	阿品台四丁目1-41	○	○	○	○	○	○	○	
40		阿品台東小学校	阿品台東2-1	○	○	○	○	○	○	○	
41		阿品台西小学校	阿品台西1-1	○	○	○	○	○	○	○	
42		阿品台中学校	阿品台東1-1		○	○	○	○	○	○	
43		阿品公園	阿品台五丁目1		○	○	○	○			
44		廿日市西高等学校	阿品台西6-1	○	○	○	○	○	○	○	
45		日本赤十字広島看護大学	阿品台東1-2	○	○	○	○	○			
46		佐伯	玖島ふれあいセンター	玖島4347-1	○	○		○		○	○
47			平谷集会所	玖島2172		○		○		○	○
48			上川上集会所	玖島128-4	○			○		○	○
49	玖島の里づくり交流拠点施設体育館 (旧玖島小学校体育館)		玖島4323	○	○		○		○	○	
50	権現ハウス		峠245-64	○	○		○		○	○	
51	友和市民センター		友田407-1	○	○		○		○	○	
52	友和小学校		友田19				○		○	○	
53	佐伯中学校		津田69-1		○		○		○	○	
54	水と緑のまち さいき文化センター (廿日市市さいき文化センター)		津田4218	○	○		○		○	○	
55	津田小学校		津田2740	○	○		○		○	○	
56	佐伯高等学校		津田850		○		○		○	○	
57	栗栖集会所		栗栖426		○		○		○	○	
58	中道集会所		中道387-1				○		○	○	
59	所山集会所		虫所山62-3				○		○	○	
60	助藤集会所		虫所山1059-2		○		○		○	○	
61	大虫集会所		虫所山1374		○		○		○	○	
62	浅原中央活性化センター		浅原2654-3	○	○2階		○		○	○	
63	浅原交流拠点施設交流ホール (旧浅原小学校体育館)		浅原2662-3	○	○		○		○	○	
64	吉和	廿日市市吉和ふれあいセンター	吉和1886-1	○	○		○		○	○	
65		吉和福祉センター	吉和1771-1		○		○		○	○	
66		第一集会所	吉和153	○	○					○	
67		第二集会所	吉和738-11	○	○		○		○	○	
68		第三集会所	吉和甲3282-1	○	○					○	
69		吉和学園	吉和1555-1	○2階	○		○		○	○	
70	大野	ボートレース宮島外向発売所 (バルボート宮島)	宮島口一丁目15-60	○2階	○2階	○2階					
71		宮島口旅客ターミナル	宮島口一丁目11-1	○	○	○					
72		大野東市民センター	宮島口東二丁目12-5	○	○	○	○	○	○	○	
73		赤崎集会所	宮島口二丁目2460-1	○	○		○	○	○	○	
74		柿の浦集会所	宮島口東二丁目12-21	○	○	○	○	○	○	○	
75		大野2区集会所	深江三丁目5-10	○	○	○				○	
76		対敵山集会所	対敵山三丁目6-7	○	○	○	○	○	○	○	
77		チチャス大野ふれあい公園 (大野東部公園)	大野字対敵山	○	○	○	○	○			

番号	地域	名称	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	
				土砂	洪水	高潮	地震	津波	地震・津波	左記以外
78	大野	対巖山1号公園	対巖山三丁目6	○	○	○	○	○		
79		対巖山2号公園	対巖山二丁目4	○	○	○	○	○		
80		大野3区集会所	大野582番地5	○	○	○				○
81		大野東小学校	大野720	○	○	○	○	○	○	○
82		大野4区集会所	大野1446番地4	○		○				○
83		宮島台集会所	前空二丁目9-21	○	○	○				○
84		大野5区集会所	大野4521番地	○		○	○	○	○	○
85		フジタ スクエア まるくる大野 (廿日市市多世代活動交流センター)	大野1328	○	○	○	○	○	○	○
86		大野6区集会所	大野中央二丁目14番23号	○		○				○
87		宮島工業高等学校	物見西二丁目6-1	○	○	○	○	○	○	○
88		大野支所	大野一丁目1-1	○3階	○3階	○3階	○3階	○3階		
89		大野7区集会所	大野原二丁目4番24号	○	○2階	○				○
90		大野8区集会所	沖塩屋二丁目2番32号	○	○	○				○
91		大野学園	大野原四丁目2-60	○	○	○	○	○	○	○
92		沖塩屋集会所	沖塩屋四丁目2-1	○	○	○				○
93		大野西市民センター	丸石二丁目5-17	○	○	○	○	○2階	○	○
94		大野9区集会所	丸石三丁目1-5	○	○	○	○	○	○	○
95		大野10区集会所	八坂一丁目12-9		○	○	○	○	○	○
96		大竹市松ヶ原集会所	大竹市松ヶ原町字東河内 445-3	○	○	○	○	○	○	○
97		大竹市農林振興センター	大竹市栗谷町小栗林652番	○	○2階	○	○	○		
98		宮島	etto宮島交流館 (宮島まちづくり交流センター)※4	宮島町412	○	○	○	○	○	○
99	宮島まちづくり交流センター 杉之浦		宮島町993-1	○	○	○	○	○	○	○
100	宮島福祉センター		宮島町960-2		○	○	○	○	○	○
101	国民宿舍みやじま杜の宿		宮島町大元公園内	○2階	○	○	○	○2階	○	○
102	宮島学園		宮島町779-2	○※5	○	○				○
103	宮島ホテル まこと		宮島町755		○	○	○	○		
104	宮島の宿 錦水館		宮島町1133	○	○					
105	ホテル宮島別荘		宮島町1165		○	○				
106	ホテルみや離宮		宮島町849	○2階	○	○2階	○	○2階		
107	宮島グランドホテル 有もと		宮島町364	○2階	○	○	○	○		
108	岩惣		宮島町345-1		○	○				
109	聚景荘		宮島町50		○	○	○	○		
110	宮島シーサイドホテル		宮島町967	○	○	○2階				
111	さくらや		宮島町853-1		○	○2階				
112	巖島いろは		宮島町589-4	○	○	○2階				
113	宮島ホテルニュー寿		宮島町515		○	○				
114	ホテル菊乃家		宮島町335		○	○				
115	巖島東門前菊がわ		宮島町796		○	○				
116	旅荘かわぐち		宮島町469		○	○				
117	宮島ゲストハウス 三國屋		宮島町中江町327		○	○				
118	宮島四季の宿 わたなべ		宮島町215-1		○	○				
119	山一別館		宮島町1162-3		○	○				
120	もみぢ荘		宮島町紅葉谷		○	○				
121	旅彩のお宿 水羽荘		宮島町西大西町		○	○2階	○	○2階		
122	水羽荘別邸葉もれび	宮島町49		○	○					

## 28 福祉避難所一覧

指定避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者などのうち、特別の配慮を必要とする方が避難する施設です。（健常者の方だけでの避難はできません。）

番号	地域	名称	所在地	種別
1	廿日市	インマヌエルホーム	地御前 299-3	高齢者施設
2		デイサービスセンター光の園		
3		アマノリハビリテーション病院	陽光台五丁目 9	医療施設
4		あまのクリニック	串戸五丁目 1-37	高齢者施設
5		特別養護老人ホームまごころ半明原	原 481-1	高齢者施設
6		特別養護老人ホーム清鈴園	原 362-2	高齢者施設
7		特別養護老人ホーム阿品清鈴	阿品四丁目 51-32	高齢者施設
8		くさのみ作業所	串戸五丁目 3-22	障がい者施設
9		ハートインハウス	阿品一丁目 13-5	障がい者施設
10		四季が丘せせらぎ園	四季が丘八丁目 1-3	高齢者施設
11		廿日市記念病院	陽光台五丁目 12	医療施設
12		ふれあいライフ原	原 926-1	高齢者施設
13		あまのコミュニティー ケアプラザ L a L a	串戸五丁目 3-45	高齢者施設 障がい者施設
14		ショートステイそわか地御前	地御前五丁目 21-23	高齢者施設
15		ショートステイエール	佐方 562-2	障がい者施設
16	佐伯	さいきせせらぎ園	津田 854	高齢者施設
17		ゆうわせせらぎ園	友田 280	高齢者施設
18		広島ひかり園やすらぎ	永原 5-1	障がい者施設
19		広島ひかり園まごころ		
20		友和の里入所部	友田 218-38	障がい者施設
21	大野	特別養護老人ホーム洗心園	丸石二丁目 7-47	高齢者施設
22		デイサービスセンター洗心園		
23		グループホームスプリングコート	宮浜温泉一丁目 22-23	障がい者施設
24		アダージョ	大野二丁目 3-18	障がい者施設
25		グループホームつばさ	物見東二丁目 13-2	障がい者施設
26		サービス付き高齢者向け住宅いつくしま	大野町 299-1	高齢者施設
27		丸石こどもの家	丸石一丁目 1-12	児童養護施設
28		なずな	対巖山三丁目 11-2	障がい者施設
29		やすらぎの刻 大野館	大野 958-1	高齢者施設
30		デイサービスやすらぎの刻		
31		レント	物見東二丁目 15-21	障がい者施設
32		大野浦病院	丸石二丁目 3-35	医療施設
33		さくらす大野	対丸石二丁目 4-30	高齢者施設
34		敬愛介護医療院	大野 72	高齢者・医療施設
35		敬愛病院		医療施設
36	宮島	地域密着型介護老人 福祉施設 みやしろ	宮島町 960-2	高齢者施設

[健康福祉総務課]

## 29 応急仮設住宅建設候補地一覧

この一覧表は予め県に報告しているもので、最優先に建設する場所を示す。

No	施設名称	所在地	敷地面積	建設可能戸数
1	桂公園	桜尾本町地内	2,593 m <sup>2</sup>	25 戸
2	峰高公園	串戸六丁目地内	6,136 m <sup>2</sup>	61 戸
3	青葉台2号公園	福面三丁目74番地154	2,551 m <sup>2</sup>	25 戸
4	柿ノ浦4号公園	宮島口東二丁目12番地3	1,398 m <sup>2</sup>	13 戸
5	大野浄化センター	沖塩屋四丁目6385番地35	12,480 m <sup>2</sup>	124 戸
6	佐伯工業団地グラウンド	峠245番地64	7,599 m <sup>2</sup>	76 戸
7	吉和第一集会所	吉和153番地	2,889 m <sup>2</sup>	20 戸
8	宮園野球場外	宮園四丁目1番地	12,593 m <sup>2</sup>	125 戸
9	阿品公園（阿品台野球場）	阿品台五丁目地内	7,224 m <sup>2</sup>	70 戸
10	やまだ屋もみじファミリーパーク（多目的広場）	沖塩屋四丁目6385番地34	5,074 m <sup>2</sup>	50 戸
11	宮島小・中学校	宮島町779番地2	4,853 m <sup>2</sup>	48 戸
計			65,390 m <sup>2</sup>	637 戸

[住宅政策課]

### 30 公園一覧表

#### (1) 都市計画区域内の公園

No.	公園名	区分	供用開始年月日	所在地	面積(ha)
H-1	可愛川公園	街区	S56. 2. 16	平良 2 丁目河川敷	0. 08
H-2	桂公園	近隣	S56. 2. 16	桜尾本町1-1	1. 65
H-3	住吉公園	街区	S56. 2. 16	住吉 2 丁目637-9	0. 12
H-4	後山公園	街区	S56. 2. 16	地御前 3 丁目816-1, 817-1, 822-23	0. 11
H-5	可愛ヶ丘公園	街区	S56. 2. 16	上平良字堂垣内206-22	0. 05
H-6	鱈浜公園	街区	S56. 2. 16	阿品 1 丁目2069-4	0. 11
H-7	田尻公園	街区	S56. 2. 16	阿品 3 丁目2590	0. 14
H-8	野坂公園	街区	S56. 2. 16	地御前北 2 丁目2764-1	0. 30
H-9	大之木公園	街区	S56. 2. 16	平良 2 丁目303-1	0. 12
H-10	ふじタウン第 1 公園	街区	S56. 2. 16	阿品 4 丁目4757-4	0. 48
H-11	ふじタウン第 2 公園	街区	S56. 2. 16	阿品 4 丁目4757-3	0. 17
H-12	ふじタウン第 3 公園	街区	S56. 2. 16	阿品 4 丁目393-141	0. 39
H-13	群塚公園	街区	S56. 2. 16	上平良字郡塚1323-2・13, 1345-4, 1360-3	0. 01
H-14	ひかり公園	街区	S56. 2. 16	宮内字河田、鏡田、北山 (新幹線高架下)	0. 17
H-16	峰高台第 1 公園	街区	S56. 2. 16	峰高 2 丁目801-6	0. 28
H-17	榎之窪公園	街区	S56. 2. 16	下平良 1 丁目23	0. 08
H-18	阿品台第 1 公園	街区	S56. 2. 16	阿品台 1 丁目3032	0. 21
H-19	阿品台第 2 公園	街区	S56. 2. 16	阿品台 2 丁目3023-1	0. 31
H-20	扇園第 1 公園	街区	S56. 2. 16	地御前 1 丁目1026-77	0. 16
H-21	扇園第 2 公園	街区	S56. 2. 16	地御前 1 丁目1081-55	0. 06
H-22	佐方本町公園	街区	S56. 2. 16	佐方本町1525	0. 01
H-23	住吉第 2 公園	街区	S56. 2. 16	住吉 1 丁目841	0. 07
H-24	阿品公園	近隣	S56. 2. 16	阿品台 5 丁目3111-1, 3111-2	7. 00
H-25	野坂第 2 公園	街区	S56. 2. 16	地御前北 3 丁目2794-1	0. 05
H-26	阿品台第 3 公園	街区	S56. 2. 16	阿品台 3 丁目3075-1	0. 34
H-27	阿品台第 4 公園	街区	S56. 2. 16	阿品台 4 丁目3086-4	0. 17
H-28	佐方川公園	街区	S56. 2. 16	城内 1 丁目河川敷	0. 04
H-29	鼓ヶ浜公園	街区	S56. 2. 16	阿品 3 丁目2467-13	0. 01
H-30	阿品台第 5 公園	街区	S55. 9. 16	阿品台西3100-7	0. 20
H-31	峰高台第 2 公園	街区	S57. 3. 27	峰高 2 丁目804	0. 10
H-32	藤掛公園	街区	S57. 12. 13	串戸 3 丁目2-25, 2-26, 2-28	0. 19
H-33	阿品台第 7 公園	街区	S58. 4. 1	阿品台北3153-1	0. 23
H-34	郡塚第 2 公園	街区	S58. 4. 1	上平良字郡塚252-14	0. 02
H-35	阿品台緑地	都緑	S59. 3. 31	阿品台 5 丁目3135	1. 00
H-36	月見台公園	街区	S59. 3. 31	佐方字精石山603-43	0. 03
H-37	新宮公園	街区	S59. 7. 4	新宮 2 丁目363	0. 10
H-38	桜尾公園	街区	S60. 1. 24	桜尾本町904-11	0. 02
H-39	野坂ハイツ公園	街区	S60. 8. 5	六本松一丁目938-10, 944-11, 944-17	0. 02
H-40	阿品ハイツ第 1 公園	街区	S60. 11. 2	阿品台山の手8-1他5筆	0. 19
H-41	阿品ハイツ第 2 公園	街区	S60. 11. 2	阿品台山の手10-13	0. 03
H-42	ガーデンハウス第 2 公園	街区	S60. 11. 30	阿品台 5 丁目3134-72	0. 02
H-43	ガーデンハウス第 3 公園	街区	S60. 11. 30	阿品台 5 丁目3134-18	0. 02
H-44	佐方公園	街区	S61. 4. 1	佐方 2 丁目346-3, 346-2, 324-2	0. 17
H-45	御手洗川公園	街区	S61. 4. 1	串戸 3 丁目4822, 4823-1	0. 15
H-46	おあがり場公園	街区	S61. 4. 1	阿品 1 丁目2080-11・16・18, 352-9, 350-19	0. 20
H-47	峰高台第 3 公園	街区	S61. 10. 1	峰高 1 丁目815-1	0. 07
H-48	河本公園	街区	S61. 12. 19	宮内 1 丁目642-1	0. 02
H-49	阿品台第 6 公園	街区	S61. 12. 19	阿品台 5 丁目3138-28	0. 20
H-50	玉ノ井第 1 公園	街区	S62. 6. 1	六本松 1 丁目4629-31・40, 4630-3	0. 02
H-51	阿品台すみれ公園	街区	S63. 8. 1	阿品台 5 丁目3132-220	0. 01
H-52	阿品台たんぽぽ公園	街区	S63. 8. 1	阿品台 5 丁目3132-223	0. 01
H-53	岩神公園	街区	元. 05. 01	阿品 2 丁目3069-31	0. 18
H-54	玉ノ井第 3 公園	街区	元. 05. 01	六本松 1 丁目4065-4	0. 04

No.	公園名	区分	供用開始年月日	所在地	面積(ha)
H-55	佐方上公園	街区	元. 05. 01	佐方清末632-1	0. 10
H-56	串戸第2公園	街区	元. 05. 01	串戸5丁目404他	0. 09
H-57	昭北緑地	緩緑	元. 05. 01	木材港北1061他	2. 57
H-58	昭南緑地	緩緑	元. 05. 01	木材港南1331他	1. 18
H-59	みずき公園	街区	元. 11. 30	四季が丘1 1 丁目3-18	0. 19
H-60	さつき公園	街区	元. 11. 30	四季が丘1 0 丁目18	0. 14
H-61	くすのき公園	街区	元. 11. 30	四季が丘9 丁目16	0. 29
H-62	やえざくら公園	街区	元. 11. 30	四季が丘7 丁目24	0. 12
H-63	もくれん公園	街区	元. 11. 30	四季が丘6 丁目12	0. 21
H-64	プール パール	緑道	元. 11. 30	四季が丘6 丁目14, 7 丁目25	0. 49
H-65	かしのき緑地	都緑	元. 11. 30	四季が丘1 0 丁目11	0. 05
H-66	さくら緑地	都緑	元. 11. 30	四季が丘1 1 丁目13	0. 09
H-67	にれのき公園	街区	H2. 3. 23	四季が丘1 丁目22	0. 15
H-68	やまざくら公園	街区	H2. 3. 23	四季が丘4 丁目14	0. 12
H-69	ガーデンハウス第1公園	街区	H2. 3. 23	阿品台5 丁目3140-44	0. 02
H-70	佐方本町第2公園	街区	H2. 3. 23	佐方本町1439-1	0. 01
H-71	今市公園	街区	H20. 9. 5	地御前2 丁目180-1	0. 08
H-72	佐方4 丁目公園	街区	H20. 9. 5	佐方4 丁目206-1, 207-1	0. 16
H-73	六本松公園	街区	H20. 9. 5	六本松2 丁目884-128, 129-132・133	0. 10
H-74	丸子山公園	街区	H2. 4. 25	地御前3 丁目19他	0. 12
H-75	宮園公園	近隣	H2. 4. 25	宮園一丁目1-1他	3. 99
H-76	峰高公園	地区	H6. 12. 28	串戸6 丁目12-9他	6. 17
H-77	玉ノ井第2公園	街区	H2. 5. 28	宮内玉ノ井4675-1	0. 09
H-78	上平良公園	街区	H2. 5. 28	上平良大原820-1他	0. 54
H-79	畑口公園	街区	H2. 5. 28	宮内西畑口3651-2他	0. 27
H-80	宮園第1公園	街区	H2. 6. 11	宮園2 丁目7-12	0. 11
H-81	宮園第2公園	街区	H2. 6. 11	宮園6 丁目1427-16他2筆	0. 24
H-82	宮園第3公園	街区	H2. 6. 11	宮園7 丁目5	0. 31
H-83	宮園第4公園	街区	H2. 6. 11	宮園7 丁目1651-18, 19, 26	0. 35
H-84	宮園第5公園	街区	H2. 6. 11	宮園1 丁目4-1	0. 09
H-85	宮園第6公園	街区	H2. 6. 11	宮園5 丁目3-9	0. 12
H-86	宮園第7公園	街区	H2. 6. 11	宮園8 丁目6-10	0. 08
H-87	宮園第8公園	街区	H2. 6. 11	宮園4 丁目8-1	0. 07
H-88	宮園第9公園	街区	H2. 6. 11	宮園9 丁目8-6	0. 19
H-89	宮園中央公園	街区	H2. 6. 11	宮園3 丁目1-6	0. 25
H-90	宮園上第1公園	街区	H2. 6. 11	宮園上2 丁目7-7	0. 25
H-91	宮園上第2公園	街区	H2. 6. 11	宮園上3 丁目307-8	0. 16
H-92	宮園上第3公園	街区	H2. 6. 11	宮園上3 丁目8-4	0. 08
H-93	もみじ緑地	都緑	H2. 6. 11	宮園2 丁目1335-27, 28	0. 22
H-94	あらかし緑地	都緑	H2. 6. 11	宮園2 丁目1335-23	0. 04
H-95	しばざくら緑地	都緑	H2. 6. 11	宮園上4 丁目307-5	0. 15
H-96	地御前ハイツ第1公園	街区	H3. 3. 7	地御前2 丁目73-2他	0. 09
H-97	地御前ハイツ第2公園	街区	H3. 3. 7	地御前2 丁目995-17他	0. 03
H-98	郡塚第3公園	街区	H3. 3. 29	上平良1477-11	0. 02
H-99	田屋公園	街区	H3. 3. 29	地御前4 丁目1847-1他	0. 13
H-100	四季が丘公園	近隣	H3. 5. 8	四季が丘3 丁目406-2他	2. 07
H-101	桜尾三丁目公園	街区	H4. 8. 19	桜尾産丁目858-1018	0. 02
H-102	堀公園	街区	H4. 8. 19	地御前3 丁目19	0. 03
H-103	余田公園	街区	H4. 8. 19	地御前北3 丁目510	0. 02
H-104	やまもも公園	街区	H5. 7. 23	四季が丘2 丁目17	0. 17
H-105	いちょう緑地	都緑	H22. 3. 1	四季が丘3 丁目20	0. 03
H-106	あべりあ緑地	都緑	H22. 3. 1	四季が丘8 丁目27	0. 09
H-107	つばき緑地	都緑	H22. 3. 1	四季が丘9 丁目45	0. 05
H-108	くちなし公園	街区	H5. 8. 26	四季が丘8 丁目52	0. 10
H-109	つつじ緑地	都緑	H5. 8. 26	四季が丘8 丁目34	0. 02
H-110	御手洗川第2公園	街区	H5. 8. 26	宮内字野坂4748-7他2筆	0. 04



No.	公園名	区分	供用開始年月日	所在地	面積(ha)
H-111	可愛公園	街区	H6. 12. 28	可愛1259-3外3筆	0. 10
H-112	北山公園	街区	H6. 12. 28	宮内字鏡田1005-11	0. 07
H-113	串戸四丁目公園	街区	H19. 3. 15	串戸4丁目454-1外1筆	0. 10
H-114	佐方川緑地	都緑	H6. 12. 28	佐方字城内河川敷	0. 27
H-115	桃山公園	街区	H6. 12. 28	地御前4丁目206-187外1筆	0. 02
H-116	もみじ公園	街区	H6. 12. 28	四季が丘上48	0. 19
H-117	ピコパール	緑道	H6. 12. 28	四季が丘上53	0. 12
H-118	一景苑公園	街区	H9. 4. 1	原宇治久保1267-88外	0. 07
H-119	鎗出第1公園	街区	H10. 3. 2	宮内工業団地2-12	0. 40
H-120	鎗出第2公園	街区	H10. 3. 2	宮内工業団地2-24外	0. 52
H-121	鎗出第3公園	街区	H10. 3. 2	宮内工業団地2-33外	0. 29
H-122	余田第2公園	街区	H10. 3. 2	地御前北3丁目110-85	0. 06
H-123	佐原田公園	街区	H11. 4. 1	宮内高通4357-1, 4357-2	0. 13
H-124	阿品プロムナード	都緑	H21. 3. 31	阿品3丁目2533-31, 2533-1, 2533-15	0. 44
H-125	陽光台第1公園	街区	H11. 7. 1	陽光台3丁目10-11, 10-12, 10-7	0. 43
H-126	陽光台第2公園	街区	H11. 7. 1	陽光台5丁目10	0. 15
H-127	陽光台第3公園	街区	H11. 7. 1	陽光台4丁目11-1	0. 37
H-128	陽光台第4公園	街区	H11. 7. 1	陽光台4丁目12-1	0. 27
H-129	陽光台第5公園	街区	H11. 7. 1	陽光台2丁目8-1	0. 34
H-130	陽光台第6公園	街区	H11. 7. 1	陽光台5丁目17-1	0. 38
H-131	峰高台第4公園	街区	H11. 10. 1	峰高2丁目93-5	0. 02
H-132	桜尾二丁目公園	街区	H13. 3. 21	桜尾二丁目858-1144, 1151	0. 02
H-133	阿品西公園	街区	H13. 3. 21	阿品四丁目甲420-12外	0. 04
H-134	阿品二丁目公園	街区	H14. 2. 1	阿品二丁目地内	0. 21
H-135	新宮中央公園	近隣	H14. 4. 1	新宮一丁目7-3外	1. 30
H-136	城内北公園	街区	H14. 11. 15	城内一丁目1103-28	0. 02
H-137	セントピル 峰高公園	街区	H17. 3. 7	峰高二丁目897-14	0. 02
H-138	郡塚第4公園	街区	H18. 4. 3	上平良字郡塚1368-27, 1368-28	0. 03
H-139	ナタリーパーク	街区	H19. 7. 2	阿品三丁目2533-86	0. 03
H-140	的場公園	街区	H20. 3. 30	宮内2066-1, 2067, 2068	0. 10
H-141	佐方西公園	街区	H20. 3. 30	佐方字宮ノ上993-32, 1002-9, 1002-2	0. 02
H-142	伴丈木公園	街区	H20. 9. 5	上平良字伴丈木35-7	0. 02
H-143	桜尾一丁目公園	街区	H20. 9. 11	桜尾一丁目859-49	0. 03
H-144	住吉第3公園	街区	H22. 2. 1	住吉二丁目711-6	0. 02
H-145	地御前キラキラ公園	近隣	H23. 3. 18	地御前北三丁目33	2. 73
H-146	どんぐり公園	街区	H24. 3. 6	平良山手806-1	0. 10
H-147	さくらのおか公園	都緑	H25. 3. 31	陽光台三丁目10番1, 4, 7 23番6 24番5	0. 61
H-148	洞雲寺前公園	街区	H25. 3. 1	平良山手(駅北区画整理番地21街区)	0. 29
H-149	桜尾二丁目公園	都緑	H25. 3. 31	桜尾二丁目859番10	0. 01
H-150	城内三丁目公園	街区	H26. 2. 28	城内三丁目地内	0. 1
H-151	下平良二丁目公園	街区	H27. 6. 9	下平良二丁目1317-34	1. 00
H-152	郡塚第5公園	街区	H28. 3. 31	上平良字郡塚1414番7	0. 02
H-153	東岡迫公園	街区	H30. 5. 15	宮内字東岡迫1797番32	0. 02
H-154	第一王子公園	街区	H30. 10. 11	原字森宗745-15	0. 02
S-1	佐伯総合スポーツ公園	運動	H15. 3. 1	津田545	24. 47
S-2	グランドハイツ公園	街区	H9. 6. 1	峠90-236	0. 10
S-3	横矢公園	街区	H10. 4. 1	津田4181-1	0. 17
S-4	畦巻公園	街区	H11. 4. 1	永原1219-7	0. 03
S-5	河本農村公園	街区	H15. 3. 1	津田3801-1	0. 02
S-6	なかよし広場公園	街区	H23. 3. 18	友田字里地24-81	0. 07
S-7	下友田ふれあい公園	街区	H24. 2. 1	友田字清水1375-4他 計7筆	0. 23
S-8	林ふれあい公園	街区	H25. 3. 31	津田字樽川4566番地1, 3, 4	0. 22
S-9	玖島ふれあい公園	街区	H25. 3. 31	玖島4368番地の一部	0. 02
S-10	友田緑地	都緑	H27. 3. 24	友田字里地35-6他	0. 06
0-1	原公園	街区	S51. 11. 22	大野原二丁目5829-1, 5833	0. 11
0-2	物見第2号公園	街区	S51. 11. 22	物見西二丁目2	0. 14

No.	公園名	区分	供用開始年月日	所在地	面積(ha)
0-3	片浜公園	街区	S51.11.22	林が原一丁目7435-26の一部	0.10
0-4	鯛ノ原公園	街区	S51.11.22	大野(鯛ノ原)582-3	0.10
0-5	塩屋公園	街区	S51.11.22	沖塩屋三丁目6471-21	0.19
0-6	妹背の滝公園	風致	S51.11.22	大野(滝山)	0.51
0-7	宮島口公園	街区	S55.01.30	宮島口一丁目2612-12	0.07
0-8	宮島口団地1号公園	街区	S55.01.30	対巖山二丁目138-3,220-4	0.13
0-9	宮島口団地2号公園	街区	S55.01.30	宮島口上二丁目111-2,138-16	0.06
0-10	青葉台1号公園	街区	S55.01.30	福面三丁目74-433	0.17
0-11	青葉台2号公園	街区	S55.01.30	福面三丁目74-154	0.40
0-13	青葉台4号公園	街区	S55.01.30	福面二丁目74-347	0.11
0-14	土井公園	街区	S55.01.30	大野(土井)987-1	0.11
0-15	下更地公園	街区	S55.01.30	大野(下更地)1905-1,1907-1,-4,1903	0.10
0-16	別府公園	街区	S55.01.30	大野(別府)1650-2	0.10
0-17	赤崎公園	街区	S55.01.30	宮島口二丁目2460-1,-2,2461-1,-2,2462,2463-2	0.26
0-18	宮島台2号公園	街区	S56.03.30	前空二丁目908-24,-529,-530,-531,-629	0.19
0-19	宮島台3号公園	街区	S56.03.30	前空一丁目908-229	0.27
0-20	福面公園	街区	S56.03.30	宮島口上一丁目136-167	0.04
0-21	物見山3号公園	街区	S56.03.30	物見東一丁目17-6	0.13
0-22	対巖山1号公園	街区	S56.03.30	対巖山三丁目218-34	0.25
0-23	対巖山2号公園	街区	S56.03.30	対巖山二丁目225-24	0.52
0-24	上の浜公園	街区	H21.11.30	上の浜一丁目8774-51,-52,-53,-119,-125	0.16
0-25	深江公園	街区	S60.03.06	深江三丁目2860-1の一部	0.10
0-26	宮島台1号公園	街区	S56.03.30	前空三丁目930-11,-429	0.13
0-27	住吉緑地公園	街区	S60.03.06	下の浜	0.11
0-28	物見1号公園	街区	S63.10.01	物見西三丁目6	1.51
0-29	堤公園	街区	S63.10.01	宮島口二丁目174-1	0.04
0-30	深江2号公園	街区	S63.10.01	深江三丁目257-19	0.04
0-31	尾立公園	街区	S63.10.01	宮浜温泉一丁目1703-28	0.02
0-32	ふじシーサイド公園	街区	S63.10.01	沖塩屋三丁目1597-106,-107	0.13
0-33	沖山1号公園	街区	S63.10.01	沖塩屋二丁目1586-135	0.10
0-34	沖山2号公園	街区	S63.10.01	沖塩屋二丁目1586-96	0.05
0-35	中塩屋公園	街区	S63.10.01	塩屋一丁目6911-1,-2	0.06
0-36	宮島台4号公園	街区	H19.03.31	前空一丁目930-65外	0.12
0-37	八坂公園	近隣	H03.03.25	八坂一丁目1665-482,-394,1678-5,8333-2,8332-5	1.49
0-38	棚田公園	街区	H05.04.01	大野(池田)1446-3	0.12
0-39	柿ノ浦1号公園	街区	H08.04.01	宮島口東三丁目10-5	0.09
0-40	柿ノ浦2号公園	街区	H08.04.01	宮島口東一丁目5-1	0.12
0-41	柿ノ浦3号公園	街区	H08.04.01	宮島口東二丁目6-7	0.12
0-42	柿ノ浦4号公園	街区	H08.04.01	宮島口東二丁目12-3	0.37
0-43	深江3号公園	街区	H08.04.01	宮島口西二丁目3004-8	0.11
0-44	やまだ屋 もみじファミリーパーク (小田島公園)	近隣	H08.04.01	沖塩屋四丁目6385-34	1.82
0-45	ふじタウン第4公園	街区	H13.02.13	宮島口東三丁目2-7	0.24
0-46	小山公園	街区	H13.02.13	大野原四丁目5361-4	0.02
0-47	棚田1号公園	街区	H13.02.13	大野(棚田)1633-3	0.04
0-48	柿ノ浦5号公園	街区	H13.02.13	宮島口上二丁目17-12	0.10
0-49	前空台1号公園	街区	H13.02.13	前空五丁目880-59	0.07
0-50	前空台2号公園	街区	H13.02.13	前空五丁目880-197,880-198	0.03
0-51	前空台3号公園	街区	H13.02.13	前空二丁目880-27,908-577	0.10
0-52	前空台4号公園	街区	H13.02.13	前空六丁目884-2,-5,908-241,885-1,-17	0.45
0-53	前空台5号公園	街区	H13.02.13	前空六丁目890-66	0.03
0-54	前空台6号公園	街区	H13.02.13	前空六丁目890-170,-171	0.22
0-57	丸石四丁目公園	街区	H17.11.03	丸石四丁目7808	0.18
0-58	丸石一丁目公園	街区	H17.11.03	丸石一丁目1606-5	0.28
0-59	早時公園	街区	H19.06.18	早時3294-1,3294-4	0.08
0-60	毛保稲荷公園	街区	H21.03.31	大野中央二丁目761	0.10

No.	公園名	区分	供用開始年月日	所在地	面積(ha)
0-61	毛保川公園	街区	H21.03.31	大野中央二丁目762	0.19
0-62	鯛山公園	街区	H21.03.31	大野中央四丁目763	0.18
0-63	郷であい公園	街区	H21.03.31	郷4532-1外	0.15
0-64	深江4号公園	街区	H21.03.31	深江三丁目275-19	0.03
0-65	永慶寺公園	街区	H22.03.31	大野中央二丁目4829-1外	0.23
0-66	古川あいあい公園	街区	H23.02.25	大野中央二丁目759	0.19
0-67	梅原公園	街区	H24.03.06	梅原二丁目6280-1 外	0.16
0-68	三鎗谷公園	街区	H25.10.31	大野字三鎗谷912-6外	0.04
0-69	柿ノ浦6号公園	街区	H26.6.30	宮島口上二丁目134-66	0.03
0-70	早時2号公園	街区	H29.1.4	大野字早時3406-107	0.07
0-71	鯛ノ原2号公園	街区	H29.9.1	大野字鯛ノ原638-10	0.02
0-72	大野原公園	街区	R1.10.1	大野原二丁目5880-6	0.02
0-73	チチヤス大野ふれあい公園 (大野東部公園)	近隣	R3.4.1	大野字対敵山	1.60
M-1	杉之浦公園	街区	H17.11.03	宮島町1006-5	0.08
M-2	西連公園	街区	H17.11.03	宮島町757地先国有地	0.09
M-3	滝町公園	街区	H17.11.03	宮島町214	0.06
M-4	みんなの公園	街区	H29.04.01	宮島町字西連町740-2, 740-3	0.13

(2) 都市計画区域外の公園

No.	公園名	供用開始年月日	所在地	面積(ha)
1	出ヶ原公園	15.3.1	宮内2917-5	0.02
2	栗栖農村公園	15.3.1	栗栖201	0.19
3	所山農村公園	15.3.1	虫所山62	0.08
4	中道農村公園	15.3.1	中道388-6	0.13
5	吉和田尻公園	15.3.1	吉和797-1	0.45

[維持管理課]

### 3 1 廿日市市内医療機関一覧

#### 廿日市地域

医療機関名	TEL	FAX
アイビー眼科	37-3030	37-3131
明石内科クリニック	32-1911	32-8400
阿品土谷病院	36-5050	36-5059
あまのクリニック	31-5151	31-5115
アマノリハビリテーション病院	37-0800	37-0801
網本内科消化器科医院	34-3434	34-3535
あわや内科クリニック	34-0288	34-0288
石田眼科医院	31-0850	32-5117
石津皮ふ科医院	36-5512	58-1536
石橋クリニック	32-5206	32-7553
今田眼科医院	38-1771	38-1770
井村眼科医院	32-7500	32-5700
江川レディースクリニック	31-0461	31-0605
えだひろ内科成人病クリニック	31-1700	31-6900
大田整形外科	31-6211	31-3701
小田耳鼻咽喉科医院	39-7733	39-4599
かぎもと内科皮フ科形成外科	31-3831	31-3830
勝谷医院	31-0350	32-6273
勝谷・小笠原クリニック	36-0262	36-2167
かとうレディースクリニック	36-0135	36-0134
亀田医院	39-2351	20-2212
かめよし皮ふ科・アレルギー科	36-1239	36-1115
かわごえクリニック	37-3859	37-3869
河村小児科	37-4153	050-5524-5798
きむら内科小児科医院	39-2238	39-2501
串戸心療クリニック	30-6014	30-6028
小池皮フ科医院	39-2030	39-2161
小林内科泌尿器科医院	38-5150	38-5160
小山整形外科医院	32-5100	32-0046
斉藤脳外科クリニック	20-1212	20-1200
佐藤皮ふ科クリニック	34-3400	34-3401
四季が丘クリニック	39-5005	39-5115
しげの整形外科スポーツクリニック	20-3333	36-6666
じごぜんクリニック	20-3355	20-3322
重症児・者福祉医療施設 原	38-3333	38-6161
仁愛内科医院	36-3100	36-3101
せいこう胃腸科外科医院	32-0070	32-0085
双樹クリニック	34-3555	34-3556
田口脳心臓血管クリニック	30-7788	30-7733
田辺医院	32-1135	32-6270
たなべ小児科	20-1234	32-6622
たに内科クリニック	20-3711	20-3720
玉川クリニック	37-2111	37-2100
とうげ外科胃腸科	32-6220	32-5033
内藤内科医院	32-8626	32-3363
中尾医院	32-2255	32-2271
なかごう内科	38-2210	38-2606
長谷川医院	31-0744	32-6276
廿日市さくら眼科	32-1150	
廿日市記念病院	20-2300	20-2301
はつかいち乳腺クリニック	34-1001	34-1009
廿日市野村病院	38-2111	38-2171
鼻岡内科医院	39-6555	39-3378

医療機関名	TEL	FAX
半明内科クリニック	39-0111	39-1115
ひらた耳鼻咽喉科アレルギー科	34-3828	34-3858
平田内科小児科医院	39-1155	39-1156
ひろしまこどもクリニック	37-1230	
JA広島総合病院	36-3111	36-5573
ふじかわ心療内科クリニック	34-0035	34-0040
松浦内科医院	31-0752	31-0156
松田整形外科	34-1800	34-1801
みずの耳鼻咽喉科	34-3110	34-3111
みにに泌尿器科クリニック	31-5000	31-5080
宮内総合クリニック	37-1188	37-1177
宮河小児科医院	31-1703	31-1761
むつかど内科呼吸器科	36-2100	36-2107
村上内科医院	39-1666	39-1666
八幡クリニック	32-8118	32-6886
山根クリニック	38-5177	20-2222
吉田内科胃腸科医院	36-3666	36-3023
令和アイクリニック	34-1750	
わき小児科医院	34-0207	34-0208
わたなべ眼科	38-1233	38-1277

#### 佐伯・吉和地域

医療機関名	TEL	FAX
天野医院	72-1181	72-1182
おおくぼ内科	74-3400	74-3511
佐伯中央病院	72-1100	72-1134
友和病院	74-0688	74-3385
廿日市市吉和診療所	77-2780	77-2761

#### 大野・宮島地域

医療機関名	TEL	FAX
青葉レディースクリニック	50-2327	50-2328
井上内科医院	55-0600	55-2180
大野浦病院	54-2426	54-1861
大野キッズ・ファミリークリニック	55-3021	55-3022
大野東クリニック	56-1121	56-1129
くろさきクリニック	30-6805	
杉原外科医院	55-0534	55-3309
松本クリニック	56-4530	56-4531
永井医院	55-0014	55-3614
永井内科胃腸科医院	56-0023	56-3980
永田内科	55-3323	55-0075
中丸クリニック	56-0550	56-0120
長谷川整形外科	55-1011	55-2181
向井クリニック	50-6166	50-6055
にこにこクリニック	56-4752	
安東内科クリニック	50-1231	50-1232
敬愛病院	56-3333	56-2333
広島生活病習慣病・がん健診所大野	56-5505	56-5515
宮島クリニック	44-1770	44-1660

地区医師会事務局	20-0030
地域産業保健センター	20-0032

[健康福祉総務課]  
(令和4年4月1日現在)

### 3.2 災害拠点病院

名 称	住 所	電 話
J A 広島総合病院	地御前一丁目3-3	36 - 3111

[健康福祉総務課]

### 3.3 災害対策車両協力依頼先

#### (1) 廿日市地域

依 頼 先	住 所	電 話
(株) 旭 工 務 店	地御前一丁目23-30	36 - 3436
(有) 宇 山 建 設	六本松二丁目4-8	39 - 0519
占部建設工業(株)広島支店	桜尾二丁目8-3	32 - 1224
(有) 英 伸 建 設	原長谷360-3	39 - 9833
(株) 應 矢 建 設	串戸2-16-11	31 - 0277
(有) 権 現 組	上平良1133-8	38 - 5757
(株) シ ン テ ツ	木材港北5-20	32 - 4627
竹 本 建 設 (株)	原477-3	38 - 0532
日 伸 工 業 (株)	地御前218-20	39 - 6622
(有) 藤 田 工 業	上平良1316-1	38 - 6150
(有) フ タ バ 建 設	原214-3	38 - 3550
(株) 松 山	佐方本町4-31	32 - 2000
(株) ミ ナ ミ 組	地御前四丁目9-17	36 - 1510
(有) 山 下 組	平良一丁目4-17	31 - 1001
(有) フ ラ ワ ー 興 産	木材港北4-33	32 - 8354

#### (2) 佐伯地域

依 頼 先	住 所	電 話
(株) 日 浦 組	津田1029	72 - 0316
(株) 佐 伯 土 木	河津原1408-1	74 - 2158
(株) 中 津 組	友田843-3	74 - 0108
E a r t h (株)	永原1172-6	40 - 0771
佐 北 建 設 (株)	玖島4851	74 - 2828

## (3) 吉和地域

依 頼 先	住 所	電 話
吉 和 建 設 (株)	吉和1718	77 - 2234
(株) ホ サ ナ 建 設	吉和987-1	77 - 2872

## (4) 大野地域

依 頼 先	住 所	電 話
(株) 勝 田 建 設	大野665-5	56 - 0831
(株) 太 洋 土 木	前空2-6-21	54 - 2621
(株) 竹 内	梅原一丁目4-39	55 - 0231
(有) ド プ コ	沖塩屋二丁目10-6	54 - 0955
対 巖 建 設 (株)	対巖山三丁目2-15	56 - 3101
(有) 新 竹 建 設	宮島町747-8	44 - 2621

## (5) 宮島地域

依 頼 先	住 所	電 話
(有) 宮 島 建 設 工 業	宮島町816	44 - 0220
山 口 建 設 (株)	対巖山三丁目8-39	56 - 0359

[ 維持管理課 ]

### 3 4 陸上建設機械等一覧表

名 称	消 防	水 道 局	セ ン タ ー 清 掃	そ の 他	民 間 所 有					合 計
					廿日市	佐伯	吉和	大野	宮島	
ブルドーザー					3	5	2			10
ショベルドーザー										0
モータグレーダー					1	1				2
ロードローラー					2	1	1	2		6
フォークリフト			1		1	1		3	1	7
クレーンカー										0
バケットドーザー										0
トラクターショベル						1	1	1		3
バックホウ				1	14	11	2	4	2	34
パワーショベル					12	3	3	1	2	21
ダンプトラック			3		44	29	6	24	2	108
タイヤショベル					5	5	2	4	2	18
ホイールローダー			1		8	13	2	8	2	34
ユニック					8	6	2	2		18
削岩機	5				9	8	3	1	3	29
エンジンカッター	13				16	12	2	3	2	48
コンプレッサ	5				11	7	2	3	2	30
発電機	35	4		2	33	24	7	13	5	123

[ 維持管理課 ]

### 35 臨時ヘリポート設置箇所一覧表

No.	名 称	場 所	無障害地帯 の広さ	水 利	管 理 者
1	宮園公園	宮園1-1-1	75×93	消火栓	廿日市市建設部維持管理課
2	廿日市浄化センター	串戸1-20-1	50×50	大型水槽車	廿日市市建設部下水道建設課
3	廿日市市立佐伯中学校	津田69-1	90×120	防火水槽	廿日市市立佐伯中学校
4	佐伯総合スポーツ公園 (陸上競技場)	津田545	70×150	防火水槽	廿日市市教育部生涯学習課
5	佐伯総合スポーツ公園 (駐車場)	津田545	74×44 18×32 18×42× 1/2	防火水槽	廿日市市佐伯支所
6	広島県立佐伯高等学校	津田850	100×85	ため池	広島県立佐伯高等学校
7	小瀬川グラウンド	浅原字市井原	100×140	河川	小瀬川ダム管理事務所
8	吉和グラウンド	吉和字市垣内802-2	100×100	防火水槽 河川	廿日市市吉和支所
9	もみの木森林公園芝運動広場	吉和東1593-75	84×88	貯水池	一般財団法人もみの木森林公園協会
10	めがひらスキー場駐車場	吉和字熊崎	180×80	河川	クヴェーレ吉和
11	大野浄化センター	沖塩屋4-4-100	40×40	タンク車	廿日市市建設部下水道建設課
12	包ヶ浦自然公園グラウンド	宮島町1195	180×92.5	消火栓 ため池	廿日市市産業部観光課
13	地御前キラキラ公園	地御前北3-33	100×65	タンク車	廿日市市建設部維持管理課
14	大野東部公園	大野299番地5	100×65	防火水槽	廿日市市大野支所建設係

[消防本部]



### 3.6 宿泊・野営可能場所一覧表

	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	土地状況	宿泊施設 の有無	水 道	トイレ	車両駐車 可能台数	避難場所 の指定
1	宮園野球場 (グラウンド・駐車場)	宮園四丁目1番地	14,838	土	無	有	有	100	無
2	廿日市浄化センター	串戸一丁目20番1号	3,315	土	無	有	有	64	無
3	昭北グラウンド	木材港北1063-1	19,440	土 アスファルト	無	有	有	20	無
4	大野浄化センター	沖塩屋四丁目100番	12,500	土	無	有	有	400	無
5	宮島包ヶ浦自然公園 (駐車場・ケビン・松林)	宮島町1195	83,400	土・芝 カラー舗装	有	有	有	800	無
6	旧吉和中学校	吉和1413	3,549	土	無	有	有	70	無
7	もみの木森林公園 (グラウンド)	吉和東1593-75	23,400	土・芝 アスファルト	無	有	有	460	無
8	魅惑の里 (広場)	吉和潮原132	5,000	土・芝 アスファルト	無	有	有	100	無

### 3.7 気象予報用語解説表

気象庁は、防災気象情報の精度向上と、住民へ分かり易く情報伝達を行うため、気象予報用語解説表を作成、公表した。その内容は、次のとおりである。

(1) 雨の強さと降り方 (平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)

1時間雨量	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っている	災害発生状況
10～20㎖	やや強い	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20～30㎖	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		ワイパーを速くしても見づらい	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる
30～50㎖	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 都市では下水管から雨水があふれる現象
50～80㎖	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある マンホールから水が噴出する 土石流が起こりやすい 多くの災害が発生する
80㎖～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある 恐怖を感じる					雨による大規模な災害の発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要

(2) 風の強さと吹き方 (平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成19年4月一部改正)

平均風速	およその時速	予報用語	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	車に乗っている	建造物の被害
10～15m/秒	～50km	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる 傘がさせない	樹木全体が揺れる 電線が鳴る	道路の吹流しの角度、水平(10m/s)、高速道路で乗用車が横風に流される感覚を受ける	取り付けの不完全な看板やトタン板が飛び始める
15～20m/秒	～70km	強い風	高速道路の自動車	風に向かって歩けない 転倒する人もでる	小枝が折れる	高速道路では、横風に流される感覚が大きくなり、通常で運転するのが困難となる	ビニールハウスが壊れ始める
20～25m/秒	～90km	非常に強い風(暴風)		しっかりと身体を確保しないと転倒する		車の運転を続けるのは危険な状態となる	鋼製シャッターが壊れ始める 風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる
25～30m/秒	～110km			立ってられない 屋外での行動は危険	樹木が根こそぎ倒れ始める		ブロック塀が壊れ、取り付けの不完全な屋外外装材がはがれ、飛び始める
30m/秒～	110km～	猛烈な風	特急列車				屋根が飛ばされたり、木造住宅の全壊が始まる

## 気象庁震度階級関連解説表

## 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

### 39 被災者に必要となる防災業務一覧

項目	事務の概要	担当	内線
避難所への入所	避難先の相談、支部の開設	総務部危機管理課	内線1343
被災者応急生活相談窓口	被災者の支援制度等に係る相談	健康福祉部健康福祉総務課	内線36+402
災害見舞金の支給	住居(居住している建物)が全壊・流失・半壊・床上浸水した場合や市民が死亡・負傷した場合		
生活保護世帯への被服費、家具什器費、学用品費、住宅補修費の支給	生活保護世帯で、衣類、食器、布団類などを失った場合、または家屋の補修を必要とする場合	健康福祉部健康福祉総務課	内線36+402
母子・父子・寡婦福祉資金(住宅・転宅資金)の貸付	災害により、住居を補修する場合、または転居などを行う場合の貸付相談	健康福祉部こども課 (広島県西部厚生環境事務所)	内線36+112 (0829-32-1181)
母子・父子・寡婦福祉資金償還金の支払猶予	災害により支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になった場合の相談		
母子・父子・寡婦福祉資金の据置期間の延長	事業開始資金・事業継続資金・住宅資金について、被害を受けた日から1年以内に貸付を受ける場合の相談	健康福祉部こども課	内線36+112
児童扶養手当の支給に係る相談	住宅・家財などに2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限が適用除外		
保育料の減免	災害により、収入が概ね半額以下に低下し、生活に支障がある人	健康福祉部障害福祉課	内線36+476
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給に係る所得制限の適用除外	住宅・家財などにその価格の2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限の特例		
心身障害者扶養共済制度掛け金の減免	災害により市民税の減免を受けた人	健康福祉部高齢介護課	内線36+481～486
介護保険の利用料の減免	被災者の介護保険の利用料減免申請に係る相談・受付		
長寿医療(後期高齢者医療)の保険料及び一部負担金の減免	保険料:住宅等の価格(保険金等の補填金額を除いた額)の20%以上の損害を受けた人 一部負担金:住宅等の価格(保険金等の補填金額を除いた額)の50%以上の損害を受けたため、一部負担金を支払うことが困難な人	生活環境部保険課	内線1161
老人医療費の一部負担金の減免	老人保健法による医療受給者証(白色)所持者の属する世帯の生計中心者が、住宅・家財その他の財産の価格の概ね2分の1以上の損害を受け、市民税の減免を受けた場合等		
老人医療費の助成対象者の所得制限の緩和	誕生日が昭和14年9月30日以前の65歳以上70歳未満の人で、市民税の免除を受けた人		
乳幼児医療費補助の所得制限の緩和	災害を受けた人で、特別の事情がある人		
国民健康保険一部負担金の減免	災害により住宅・家財などに損害を受けた場合	生活環境部保険課	内線1161
国民年金保険料の免除			
生活福祉資金の貸付	住宅資金の貸付	廿日市市社会福祉協議会	0829-20-0294
	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯などで、住宅の改修に要する経費に困窮した場合の貸付		
	災害援護資金の貸付		
	低所得世帯などで、住宅・家財などに被害を受けた場合の貸付		
災害見舞金の支給	日本赤十字社		
	災害による死亡や、入院(2週間以上)による負傷者。		
災害ごみの収集相談	災害ごみの収集、処分についての相談	生活環境部循環型社会推進課	内線1186



項目	事務の概要	担当	内線
浸水時のし尿の汲み取り	浸水で便槽が一杯になった場合に臨時の汲み取りを行うし尿収集業者の紹介	生活環境部循環型社会推進課	内線1186
土のう袋の配付	災害ごみの排出等に用いる土のう袋の配布	経営企画部公共施設マネジメント課	内線1408
市税の徴収猶予	一定の条件に該当する場合	総務部税制収納課	内線1111
市税等の減免	住宅に対して損害(全壊・半壊)を受け、一定の条件に該当する場合	総務部課税課	内線1061・1071
			内線1074・1081
国税の減額	災害による損失を対象に、一定条件に該当する場合	廿日市税務署	0829-32-1217
上下水道料金の減免	住宅の全半壊による被害を受けた場合。地震により漏水等が発生し、使用水量が著しく増加した場合。地震を直接原因として使用水量が著しく増加した場合。 ※地震を原因としない漏水や水道使用は対象外	広島県水道広域連合企業団 廿日市事務所	0829-32-5295
		建設部下水道経営課	0829-32-5481
市営住宅の入居可能な住宅の相談	市営住宅の入居可能な住宅の入居手続き相談	建設部住宅政策課	内線1682・1685
修繕、建替のための資金の借入手続き	住宅金融公庫資金(修繕、建替資金)の借入手続き相談	建設部建築指導課	内線1621
被災建物の応急危険度判定	被災建築物の応急危険度判定	建設部建築指導課	内線1621
宅地の応急危険度判定	造成宅地(団地)のひび割れ、石積みのクラック等の心配相談	建設部都市計画課	内線1613
家屋の被害判定	家屋の被害の程度を示す全壊、半壊、一部損壊の判定	総務部課税課	内線1081
家屋等の修繕業者の問い合わせ	施工業者の斡旋等の教務(事前に市から対応可能か協会へ要確認)	廿日市市建設協会	0829-31-0196
り災証明書の発行	税金の減免などの公的サービスを受ける場合や保険適用を受ける場合に添付する証明書の発行	総務部危機管理課	内線1343
浸水時の消毒相談	浸水時の伝染病防止のための応急消毒、薬剤配付	健康福祉部健康福祉総務課	0829-20-1610
ボランティア等への依頼	被災家屋等の土砂の撤去などボランティア等の活用を依頼する場合	地域振興部地域振興課	0829-32-3810
		はつかいち災害救援ボランティアネットワーク	0829-20-0294
法律相談	法律相談窓口の案内	生活環境部生活環境課	内線1176・1178
消費者トラブル	消費に係る苦情相談	産業部産業振興課	内線1651
	消費生活相談員による商品やサービスの契約・解約や販売方法などに関する相談	廿日市市消費生活センター	0829-31-1841
暮らしの相談	行政困りごとなんでも相談	広島総合行政相談所	082-223-6030

40 災害リスク区域内の要配慮者利用施設

NO.	名称	所在地	施設種別	土砂災害	洪水災害	津波災害
1	認知症対応型共同生活介護事業所 佐方	佐方四丁目9番13号	高齢者施設	区域外	区域内	区域内
2	小規模多機能型居宅介護事業所 佐方	佐方四丁目9番15号	高齢者施設	区域外	区域内	区域内
3	デイサービス季楽佐方	佐方574番地	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
4	サンライフ廿日市中央デイサービス	下平良一丁目3番36号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
5	サンキ・ウェルビィ小規模多機能センター廿日市	下平良一丁目6番17号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
6	デイサービスセンター清鈴園	原362番地2	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
7	短期入所生活介護事業所清鈴園	原362番地2	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
8	特別養護老人ホーム清鈴園	原362番地2	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
9	特別養護老人ホームまごころ半明原	原481番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
10	デイサービスセンターこすもす半明原	原481番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
11	デイサービスセンターまごころ半明原	原481番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
12	短期入所生活介護事業所まごころ半明原	原481番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
13	短期入所生活介護事業所原	原926番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
14	ユニット型特別養護老人ホーム原	原926番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
15	特別養護老人ホーム原	原926番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
16	介護老人保健施設原	原926番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
17	デイサービス季楽串戸	串戸四丁目4番6号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
18	あまのクリニック	串戸五丁目1番37号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
19	デイサービスセンターゆうゆうあまの	串戸五丁目3番45号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
20	廿日市デイサービス光風	串戸五丁目11番14号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
21	かわごえクリニック	宮内1087番地1	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
22	デイサービスてのひら	宮内1302番地3	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
23	デイサービスセンターひまわり	宮内4190番地1	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
24	グループホームひまわり	宮内4207番地4	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
25	介護老人保健施設ひまわり	宮内4211番地4	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
26	なないろプラス	宮内字高通4298グランカーサ宮内102	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
27	特別養護老人ホーム四季が丘せせらぎ園	四季が丘八丁目1番地3	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
28	リハビリテーションデイサービス風樹	地御前一丁目9番23号	高齢者施設	区域外	区域内	区域内
29	デイサービスセンター光の園	地御前299番地3	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
30	養護老人ホームさいきせせらぎ園	津田854番地	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
31	デイサービスセンターさいきせせらぎ園	津田854番地	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
32	さいきせせらぎ園短期入所生活介護事業所	津田854番地	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
33	特別養護老人ホームさいきせせらぎ園	津田854番地	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
34	セカンドハウスYEAH YEAH YEAH	玖島4340番1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
35	玖島デイサービスもみじ	玖島4851番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
36	デイサービスセンターよしわせせらぎ園	吉和1771番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
37	デイサービスセンターしあわせの里	前空二丁目1番7号1001号室	高齢者施設	区域外	区域外	区域外
38	大野浦病院	丸石二丁目3番35号	高齢者施設	区域外	区域外	区域内
39	ラ・メール大野	丸石二丁目3番35号	高齢者施設	区域外	区域外	区域内
40	さくらすデイサービス	丸石二丁目4番30号	高齢者施設	区域外	区域外	区域内
41	サービス付き高齢者向け住宅さくらす大野	丸石二丁目4番30号	高齢者施設	区域外	区域外	区域内
42	グループホーム大野	大野67番地1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
43	敬愛介護医療院	大野72番地	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
44	デイサービスセンター早時かたらい	大野378番地22	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
45	介護老人保健施設「べにまんさくの里」	大野1320番地	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
46	通所介護事業所デイ・ヴェリタス	大野3406番地17	高齢者施設	区域外	区域外	区域内
47	デイサービスセンターみどり	宮島町960番地2	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
48	地域密着型介護老人福祉施設 みやしろ	宮島町960番地2	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
49	四季が丘せせらぎ園短期入所生活介護事業所	四季が丘八丁目1番地3	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
50	デイサービスやすらぎの刻	大野958番地1	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
51	インマズエルホーム	地御前299番3	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
52	サービス付き高齢者向け住宅いつくしま	大野町299番1	高齢者施設	区域内	区域外	区域外
53	デイサービス季楽・リハ廿日市	可愛11番29号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
54	Gymデイ らいとす廿日市	宮内四丁目10番5号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
55	看護小規模多機能 らいとす廿日市	宮内四丁目10番5号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
56	デイサービス季楽・リハ 宮内串戸	串戸四丁目9番46号	高齢者施設	区域外	区域内	区域外
57	デイサービスココファン廿日市	地御前一丁目3番28号	高齢者施設	区域外	区域内	区域内
58	ココファン廿日市	地御前一丁目3番28号	高齢者施設	区域外	区域内	区域内
59	さくら木荘	住吉一丁目2番35号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
60	ウィルサボキッズ廿日市SSTS	住吉一丁目5番26号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
61	ウィルサボキッズバス廿日市	住吉一丁目5番26号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
62	あうるショートステイ平良	下平良一丁目14番11号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
63	あうるホーム	下平良一丁目14番26号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
64	コーヒーショップあんず	新宮一丁目13番1号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
65	就労継続支援事業所 原	原73番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
66	障害者グループホーム原	原857番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
67	重症児・者福祉医療施設 原 短期入所事業	原926番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
68	短期入所事業所原	原926番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
69	児童デイサービスセンター マリオ	串戸二丁目7番20号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
70	ショートステイ串戸	串戸二丁目16番17号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
71	グループホーム串戸	串戸二丁目16番17号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
72	くさのみ作業所	串戸五丁目3番22号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
73	放課後等デイサービス P I E C E串戸	地御前二丁目29番1号	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
74	広島西こども発達支援センターくれよん	四季が丘11丁目23番	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
75	放課後等デイサービス P I E C Eぐるっば	地御前二丁目29番2号	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
76	短期入所広島ひかり園やすらぎ	永原5番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
77	短期入所広島ひかり園まごころ	永原5番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
78	短期入所事業所エスベランサ	峠500番地	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
79	共同生活援助事業所エスベランサ	峠500番地	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
80	友和の里入所部ショートステイ	友田218番地38	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
81	夢工房	玖島4340番地5	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
82	Raiz廿日市	大野原四丁目5番2号	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
83	グループホーム つばさ	物見東二丁目13番2号	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
84	あいあい作業所	大野中央二丁目6番9号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
85	ショートステイ スマイル	大野一丁目3番13号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外

NO.	名称	所在地	施設種別	土砂災害	洪水災害	津波災害
86	児童デイサービス きらめき	大野原二丁目6番4号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
87	ぼすてる大野原	大野原二丁目12番12号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
88	スプリングコート	宮浜温泉一丁目22番23号	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
89	ジュ・パール	八坂二丁目3番13号	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
90	ぼすてる大野原 クリーニング	大野原二丁目12番12号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
91	広島学びのサポートセンター相談支援事業所	宮内1011番地3	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
92	ワークサポート廿日市ヴィレッジ	津田596番地	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
93	わくサポジュニア廿日市	津田596番地	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
94	わしんち	住吉一丁目5番17号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
95	広島ひかり園まごころ	永原5番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
96	広島ひかり園やすらぎ	永原5番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
97	あうるホームフイーカ	下平良一丁目14番26号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
98	ハートフルあまの	串戸五丁目3番45号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
99	放課後デイサービス オレンジ	串戸五丁目3番45号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
100	放課後デイサービス スマイラー	串戸五丁目3番45号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
101	放課後デイサービス事業所 スタンドバイユー	串戸三丁目11番17号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
102	放課後等デイサービス晴レル家	宮内976番地6	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
103	こどもひろぼういず佐方	佐方四丁目4番38号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
104	リーフ	桜尾本町3番1号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
105	児童デイサービスねっ子	大野一丁目13番22-101号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
106	清風会みやじま	大野原一丁目2番33号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
107	アダージョ	大野二丁目3番18号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
108	あおぞら	峠935番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
109	友和の里入所部	友田218番地38	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
110	友和の里通所部	友田218番地38	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
111	障害者支援施設原	原926番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
112	ショートステイモナミ	宮園七丁目1651番地23	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
113	モナミ	宮園七丁目1651番地23	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
114	こどもサポート教室「きらり」廿日市校	佐方四丁目9番1-101号	障がい者施設	区域外	区域内	区域内
115	ねこぼんち廿日市	串戸四丁目10番33号	障がい者施設	区域外	区域内	区域外
116	障害者グループホーム原 短期入所事業所	原857番地1	障がい者施設	区域内	区域外	区域外
117	双樹クリニック	新宮二丁目1番15号	診療所 (有床)	区域外	区域内	区域外
118	重症児・者福祉医療施設 原	原926番地1	病院 (有床)	区域内	区域外	区域外
119	廿日市野村病院	宮内4209番地2	病院 (有床)	区域外	区域内	区域外
120	JA広島総合病院	地御前一丁目3番3号	病院 (有床)	区域外	区域内	区域内
121	友和病院	峠500番地	病院 (有床)	区域内	区域外	区域外
122	大野浦病院	丸石二丁目3番35号	病院 (有床)	区域外	区域外	区域内
123	敬愛病院	大野72番地	病院 (有床)	区域内	区域外	区域外
124	アトリエREIこども会おおの	沖塩屋三丁目1番11号	保育園	区域外	区域外	区域内
125	公私連携型保育所廿日市保育園	廿日市二丁目1番6号	保育園	区域外	区域内	区域外
126	あい保育園住吉	住吉一丁目2番38号	保育園	区域外	区域内	区域内
127	あい保育園廿日市	下平良一丁目3番36号	保育園	区域外	区域内	区域外
128	にこにこの森保育園	新宮一丁目3番33号	保育園	区域外	区域内	区域外
129	平良保育園	平良一丁目21番8号	保育園	区域外	区域内	区域外
130	公私連携型保育所串戸保育園	串戸二丁目13番3号	保育園	区域外	区域内	区域外
131	あい保育園串戸	串戸五丁目2番6号	保育園	区域外	区域内	区域外
132	宮内保育園	宮内1508番地2	保育園	区域外	区域内	区域外
133	保育所ちびっこいろは園	宮内4241番地2	保育園	区域外	区域内	区域外
134	友和保育園	友田30番地1	保育園	区域内	区域外	区域外
135	吉和保育園	吉和1513番地	保育園	区域内	区域外	区域外
136	深江保育園	深江二丁目11番25号	保育園	区域内	区域外	区域外
137	池田保育園	物見西三丁目7番10号	保育園	区域内	区域外	区域外
138	いもせ保育園	大野原二丁目10番3号	保育園	区域外	区域内	区域外
139	公私連携型保育所丸石保育園	丸石二丁目16番23号	保育園	区域外	区域外	区域内
140	原保育園	原967番地	保育園	区域内	区域外	区域外
141	廿日市聖母マリア幼稚園	可愛11番8号	幼稚園	区域外	区域内	区域内
142	くすのき幼稚園	四季が丘二丁目15番地1	幼稚園	区域内	区域外	区域外
143	かえで幼稚園	対巖山二丁目9番13号	幼稚園	区域内	区域外	区域外
144	宮島幼稚園	宮島町779番地5	幼稚園	区域内	区域外	区域外
145	あい保育園廿日市中央	下平良一丁目7番7号	保育園	区域外	区域内	区域外
146	ひだまり保育園	宮内工業団地1番地9	託児所	区域内	区域外	区域外
147	にこにこキッズみやじま保育園	宮島町960番地2	託児所	区域内	区域外	区域外
148	つきのひかり国際保育園	大野625番地1	保育園	区域外	区域内	区域外
149	あおぞら保育園廿日市	宮内311番地1	保育園	区域外	区域内	区域外
150	フルムーンインターナショナルこども園おおの	大野696番地1	保育園	区域外	区域内	区域外
151	光の園摂理の家	地御前1895番地	児童養護施設	区域内	区域外	区域外
152	母子生活支援施設 いもせハイツ	梅原二丁目14番39号	母子生活支援施設	区域外	区域内	区域内
153	大野子育て支援センター	大野1328番地	子育て支援センター	区域外	区域内	区域外
154	地御前子育て支援センター	地御前一丁目3-28	子育て支援センター	区域外	区域内	区域内
155	佐方小学校	佐方10番地1	学校	区域内	区域外	区域外
156	山陽女学園中等部	佐方本町1番地1	学校	区域内	区域外	区域外
157	廿日市中学校	桜尾三丁目9番1号	学校	区域外	区域内	区域内
158	廿日市小学校	本町2番13号	学校	区域外	区域内	区域内
159	廿日市特別支援学校	宮内877番地2	学校	区域内	区域外	区域外
160	宮内小学校	宮内1518番地	学校	区域外	区域内	区域外
161	四季が丘中学校	四季が丘二丁目1番地1	学校	区域内	区域外	区域外
162	四季が丘小学校	四季が丘八丁目1番地1	学校	区域内	区域外	区域外
163	阿品台中学校	阿品台東1番1号	学校	区域内	区域外	区域外
164	友和小学校	友田19番地	学校	区域内	区域内	区域外
165	佐伯中学校	津田69番地1	学校	区域内	区域外	区域外
166	吉和学園	吉和1555番地1	学校	区域内	区域内	区域外
167	大野学園	大野原四丁目2番60号	学校	区域内	区域外	区域外
168	大野東中学校	大野414番地	学校	区域内	区域外	区域外
169	宮島学園	宮島町779番地2	学校	区域内	区域外	区域内
170	原小学校	原433	学校	区域内	区域外	区域外
171	大野東小学校	大野720	学校	区域外	区域内	区域外

# 廿日市市防災会議条例

(昭和38年 7月23日条例第16号)  
改正 昭和58年10月 4日条例第18号  
昭和63年 4月 1日条例第24号  
平成 5年 3月16日条例第 3号  
平成12年 3月 8日条例第 4号  
平成15年 2月18日条例第 4号  
平成24年 9月26日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、廿日市市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 廿日市市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見をのべること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の規定に基づき、市長からの諮問に応じ、廿日市市水防計画について調査審議するほか、水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は50名以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 広島県の知事の部内の職員
- (3) 広島県警察の警察官
- (4) 市長の部内の職員
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (9) その他市長が必要と認める者

6 前項第7号から第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、広島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年10月4日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日条例第24号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月16日条例第3号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月8日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(廿日市市水防協議会条例の廃止)

2 廿日市市水防協議会条例(昭和58年条例第17号)は、廃止する。

附 則(平成15年2月18日条例第4号)

1 この条例は、平成15年3月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成15年3月31日までの間、廿日市市防災会議の委員の定数については、この条例による改正後の第3条第5項の規定にかかわらず、62人以内とする。

3 この条例の施行後に新たに任命又は委嘱される廿日市市防災会議の委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則(平成24年9月26日条例第25号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後平成26年3月31日までの間に、第1条の規定による改正後の廿日市市防災会議条例第3条第5項第8号及び第9号の規定により新たに任命され、又は委嘱される廿日市市防災会議の委員の任期は、同条第6項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

## 廿日市市防災会議運営規程

(昭和38年10月1日施行)

改正 昭和63年4月1日

改正 平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、廿日市市防災会議条例(昭和38年条例第16号)第5条の規定に基づき、廿日市市市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ随時開くものとする。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議の招集は、開催日時及び場所並びに付議事項を示して書面により通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(定足数)

第3条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(表決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の代理者)

第5条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、会議の議事の参与については、委員とみなす。

(専決処分)

第6条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

3 第1項に定める場合のほか、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

附 則

この規程は、昭和38年10月1日から施行する

附 則(昭和63年4月1日)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

令和5年度 廿日市市防災会議委員名簿

区 分	機 関 名	職 名
指定地方行政機関の職員	広島海上保安部	広島海上保安部長
(第1号)	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所	事務所長
	農林水産省近畿中国森林管理局広島森林管理署	署長
広島県の知事の部内の職員	広島県西部総務事務所	所長
(第2号)	広島県西部厚生環境事務所	所長
	広島県西部保健所	所長
	広島県西部農林水産事務所	所長
	広島県西部建設事務所廿日市支所	支所長
広島県警察の警察官 (第3号)	広島県廿日市警察署	署長
市長の部内の職員	廿日市市	危機管理監(副市長)
(第4号)		副市長
		総務部長
		経営企画部長
		地域振興部長
		生活環境部長
		産業部長
		健康福祉部長
		健康福祉部子育て担当部長
		建設部長
		建設部都市建築担当部長
		建設部都市再生・交通政策担当部長
教育長	廿日市市教育委員会	教育長
(第5号)		教育部長
消防長及び消防団長	廿日市市消防本部	消防長
(第6号)	廿日市市消防団	消防団長
	広島市消防局	局長
指定公共機関又は指定 地方公共機関の職員	西日本旅客鉄道株式会社宮島口駅	駅長
(第7号)	西日本電信電話株式会社中国支店	設備部長
	中国電力ネットワーク株式会社廿日市ネットワークセンター	所長
	広島ガス株式会社	執行役員 廿日市工場長
	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所	所長
	日本郵便株式会社廿日市郵便局	廿日市郵便局長
	広島電鉄株式会社	総務部長
自主防災組織を構成する もの又は学識経験者	広島工業大学	准教授
(第8号)	日本赤十字広島看護大学	教授
	廿日市市町内会連合会	会長
	佐伯地域コミュニティ推進団体連絡協議会	会長
	コミュニティよしわ	事務局長
	大野区長連合会	3区区長
	宮島地域自主防災会	会長
	廿日市市女性連合会	会計
その他市長が必要と 認めた職員	佐伯地区医師会	理事
(第9号)	JR西日本宮島フェリー株式会社	取締役保安部長
	宮島松大汽船株式会社	運航部 部長
	広島県水道広域連合企業団廿日市事務所	事務所長
	廿日市市社会福祉協議会	地域福祉課長補佐
	一般社団法人宮島観光協会	会長
	一般社団法人はつかいち観光協会	代表理事会長
	廿日市市民生委員児童委員協議会	会長

## 廿日市市災害対策本部条例

(昭和38年 7月23日条例第17号)

改正 昭和63年 4月 1日条例第24号

改正 平成24年 9月26日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、廿日市市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長等の職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務をつかさどる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日条例第24号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第25号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 応急対策職員派遣制度に関する要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである応急対策職員派遣制度について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。
- (2) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。
- (3) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第4条第1項に定める幹事県等をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県等のうちいずれか一の幹事県等とする。
- (4) 地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。
- (5) 被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。
- (6) 関係省庁とは、内閣府及び消防庁をいう。
- (7) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。
- (8) 関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。
- (9) 関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。
- (10) 対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。
- (11) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。



- (12) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (13) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

## 第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

(基本的な事項)

第3条 本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- (2) 本制度は、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- (3) 本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。
- (4) 本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。
  - (ア) 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。
  - (イ) 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。
- (5) 前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。
  - (ア) 最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第2段階支援」という。）。
  - (イ) 対口支援方式により応援職員を派遣すること。
  - (ウ) 都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。
- (6) 第4号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

(関係機関の連携)

第4条 関係機関及び総務省は、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

### 第3章 発災時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

(情報の収集及び共有)

第5条 総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。

2 総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。

3 前2項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

4 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

(被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握)

第6条 被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

(2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(3) 総括支援チームの派遣の必要性

(4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

2 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。

3 前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

(被災市区町村応援職員確保調整本部の設置)

第7条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保

調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第5条第1項の総務省の事務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

- 2 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。
- 3 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、関係省庁及び関係都道府県並びに関係団体を通じて地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 第1項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 5 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなつたと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

（被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置）

第8条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

- (1) 第1段階支援に関する調整
  - (2) 前号の規定により調整した事項の確保調整本部への報告
  - (3) 現地における情報収集
  - (4) 現地において収集した情報の確保調整本部への報告
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整
- 2 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。
  - 3 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。
  - 4 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。
  - 5 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があつた場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。
  - 6 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。
  - 7 関係都道府県は、現地調整会議が設置されない場合においても、必要に応じて確保調整本部と調整の上、第1段階支援に関する調整を行うものとする。
  - 8 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による調整等を行う必要がなくなつたと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

## 第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

### 第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第9条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

2 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

- （1）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
- （2）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（対口支援団体の決定）

第10条 現地調整会議は、前条第1項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援の案を作成するものとする。

2 現地調整会議は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援の案を作成するものとする。

- （1）総括支援チームの派遣の状況
- （2）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況
- （3）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間
- （4）対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数
- （5）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績
- （6）災害時相互応援協定等の締結状況
- （7）前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

3 現地調整会議は、確保調整本部に対し、第1項の規定により作成した対口支援の案を速やかに報告するものとする。

4 現地調整会議は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援の案を作成することが困難である場合には、確保調整本部に対し、その旨を速やかに報告するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定による報告を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を考慮す

ることを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

(1) 別表の応援優先順位欄の順位

(2) 第2項各号に掲げる事項

6 確保調整本部は、第3項に規定する現地調整会議からの報告及び前項に規定する確保調整本部での調整結果を踏まえ最終的に対口支援団体を決定するものとする。

7 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第2項第2号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに文書により連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

8 被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

9 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(対口支援団体等による応援職員の派遣)

第11条 対口支援団体は、前条第7項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

2 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第2項第2号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。

(1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）の割り振りの調整

(2) 交通手段、宿泊場所、必要な装備に関する事その他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等

3 対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

4 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。

(1) 応援職員のニーズ等の把握

(2) 前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣

- (3) 被災市区町村の職員、応援職員（自らが派遣する応援職員のほか、システム以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。）等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有
  - (4) 応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援
- 5 対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 6 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第1段階支援に関するその他の事項)

- 第12条 対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。
- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

## 第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

（全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第13条 被災都道府県は、第9条第1項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による第2段階支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第14条 確保調整本部は、前条第1項の規定により第2段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（1）別表の応援優先順位欄の順位

（2）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数

（3）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

（4）前3号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

第15条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。



る。

- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第2段階支援に関するその他の事項)

- 第16条 第14条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。
- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
  - 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第1項、第14条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

### 第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

(追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼)

第17条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

3 被災都道府県は、第1項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

4 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

(確保調整本部における追加の対口支援団体の決定)

第18条 確保調整本部は、前条第3項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第10条第2項及び第14条第1項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第1項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(追加の対口支援団体による応援職員の派遣)

第19条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援

を行うことについて確認の上、第 11 条第 2 項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第 2 項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体と一体的支援を行う市区町村は、都道府県及び当該都道府県と一体的支援を行う市区町村並びに指定都市は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第 11 条第 4 項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。
- 3 前条第 2 項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第 2 項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた都道府県及び指定都市に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(追加の対口支援に関するその他の事項)

- 第 20 条 第 18 条第 2 項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。
- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
  - 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第 17 条第 1 項、同条第 3 項、第 18 条第 2 項及び本条第 1 項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

#### 第4節 独自申出による応援職員の派遣

(独自申出による応援職員の派遣の調整)

第21条 地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第1段階支援及び第2段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあっては全国知事会に、指定都市にあっては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあっては全国市長会に、町村にあっては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

2 前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。

(1) 応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

3 関係団体は、第1項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。

4 確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

## 第5章 総括支援チームの派遣

(災害マネジメント総括支援員等の登録)

第22条 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。

- 2 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。
- 3 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手續等については、別に定めるところによるものとする。

(総括支援チームの派遣の要請等)

第23条 被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前であつては総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

- 2 被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。
- 3 第1項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。
- 4 対口支援団体は、第2項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。
- 5 確保調整本部は、第1項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 6 確保調整本部は、第1項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 7 確保調整本部は、第5項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。
- 8 確保調整本部は、第5項又は第6項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、当該団体に対し、文書によりその旨を連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

る。また、確保調整本部は、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、関係団体を通じて、地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣)

第 24 条 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

2 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

3 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

4 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該団体に対し、総括支援チームの派遣の終了について、文書により連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣に関するその他の事項)

第 25 条 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣を行う被災市区町村について、総括支援チームの派遣人数の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他総括支援チームの支援に関する状況等を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第 1 項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

## 第6章 受援体制

(平常時における受援体制の整備等)

第26条 市区町村は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。

- (1) 庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者
- (2) 応援職員が担う受援対象業務と必要人数
- (3) 各受援対象業務の担当部署における受援担当者
- (4) 応援要請の手順

2 都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。

(応援職員受入時の体制整備)

第27条 被災市区町村は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。

- (1) 応援職員の執務スペースの確保
- (2) 業務に必要な資機材等の準備
- (3) 受援に関する庁内調整会議の開催

## 第7章 その他

(被災都道府県による支援)

第28条 被災都道府県は、被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、応援職員の派遣に関する支援（対口支援団体との連携を含む。）及び被災市区町村が行う災害マネジメントに関する支援（総括支援チームが派遣されている場合には、当該総括支援チームとの連携を含む。）を行うものとする。

2 被災都道府県は、対口支援団体の決定後に当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整を行う場合には、対口支援団体と協議の上行うものとする。

(応援職員の派遣に関する留意事項)

第29条 地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。
- (2) 派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

(応援職員の派遣に関する費用の負担)

第30条 本制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

(平常時における対応)

第31条 総務省は、平常時に、本制度に基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、関係省庁、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

2 関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。

3 地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第2項第4号から第6号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

(訓練の実施)

第32条 総務省は、発災時における本制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施するものとする。



(要綱の見直し)

第33条 総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

(その他)

第34条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

## 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、広島県（以下「県」という。）及び広島県内の市町村は、広島県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料，飲料水，生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動等に必要な車両，舟艇，航空機及び資機材の提供
- (4) 医療，救援，応急復旧等に必要な医療職，技術職，技能職等の職員の人的応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする市町村は、原則として、次の事項を明らかにして、第4条に定める県又は市町村の連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話，ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名，数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れず、災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合には、同項の要請があったものとみなす。

3 他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は、県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。

4 県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾

否を県に通報するものとする。

5 県は、市町村間の応援について必要な指示又は調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成8年12月2日から施行する。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書87通を作成し、県及び各市町村が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成8年12月2日

## 応 援 経 費 の 負 担 基 準

### 1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第3条第1項に定める経費のうち、第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた市町村が負担する経費の額は、応援をした市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした市町村の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が、応援を受けた市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

### 2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした市町村は、第3条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた市町村に請求する。

区 分	経 費
第1条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第1条第1号及び第3号までの資機材 (同条第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。)に 係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は 故障が生じた場合の修理費
第1条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第1条第1号及び第2号の物資に係るもの	借上料
第1条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援をした市町村の市町村長名による請求書により、連絡担当部局を經由して応援を受けた市町村の申町村長に請求するものとする。

- (3) (1)及び(2)により難いときは、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

## 災害時の医療救護活動に関する協定書

廿日市市を甲とし、佐伯地区医師会を乙として、甲乙両当事者は、災害時における救急の万全を期すため、災害時の医療救護活動（以下「医療救急活動」という。）について次のとおり協定書を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）を含むものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動（以下「医療救急活動」という。）を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編制
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 他地区医師会及び広島県医師会と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な

医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定書を実施するために要した実費

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成5年8月13日

甲 廿日市市  
代表者 廿日市市長 山下 三郎 印

乙 社団法人佐伯地区医師会  
代表者 会長 永井 壽雄 印

## 覚 書

廿日市市（以下「甲」という。）と社団法人佐伯地区医師会（以下「乙」という。）は、平成5年8月13日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく医療救護班の派遣要請及び医薬品、医療資器材等の備蓄について次のとおり覚書を締結した。

（医療救護班の派遣要請）

第1条 協定書第2条第1項に規定する医療救護班の編成及び派遣を要請する場合で、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、消防長が直接乙に要請することができるものとする。

（医薬品、医療資器材等の備蓄）

第2条 協定書第3条第2項第5号に規定する医薬品、医療資器材等の備蓄に関する災害医療救護計画は、乙が現在常備している医療救護活動に使用する救急セット（薬品・蘇生器のセット）14セットを活用するものとし、新たに3セットを購入する費用及び医薬品の備蓄に必要な費用を甲は予算の範囲内で乙に支援するものとする。

2 乙は、概ね7年間は甲に対して前項の規定による財政支援に係る要請は行わないものとする。

（疑義の解決）

第3条 この覚書について、疑義の生じた事項及びこの覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記のとおり覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成18年6月1日

甲 廿日市市  
代表者 山下 三郎

乙 廿日市市本町5番1号  
社団法人佐伯地区医師会  
会長 望月 昭



## 災害時における施設の利用に関する覚書

廿日市市を甲とし、日本赤十字広島看護大学を乙として、甲と乙は、災害時における施設の利用について次のとおり覚書を締結した。

(趣旨)

第1条 甲は、市内で災害が発生した場合において、必要に応じ、乙の管理する次の施設を無償で利用できるものとする。

施設名 日本赤十字広島看護大学（駐車場、グラウンド及び体育館）

所在地 廿日市市阿品台東1番2号

2 甲は、次の活動を行う場合において、ヘリコプターの活用が有効なときに乙の管理する施設を利用する。

(1) 被災状況等の偵察、情報収集活動

(2) 救急・救助活動

(3) 救援隊・医師等の人員搬送

(4) 救援物資・資機材の搬送

(5) 大規模火災発生時の空中消火

(6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

(施設の利用についての要請等)

第2条 甲は、施設を利用しようとするときは、事前に乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合、可能な限り協力するものとする。

(原状回復)

第3条 甲は、施設の利用にあたり、施設が棄損した場合には、甲の責任において原状に復するものとする。

(協議)

第4条 この覚書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定める。

以上のとおり覚書の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成14年5月14日

甲 廿日市市  
代表者 廿日市市長 山下 三郎

印

乙 〒738-0052  
廿日市市阿品台東1番2号  
日本赤十字広島看護大学  
学長 稲岡 文昭

印

## 災害時における被災車両の撤去等に関する協定

廿日市市（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部長（以下「乙」という。）とは、被災地における被災車両の撤去等について、次のとおり協定を締結した。

### （目的）

第1条 この協定は、廿日市内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の支援要請を行う場合の手続等について定めるものとする。

### （支援要請の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に支援要請する内容は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項に基づき甲が実施する災害時における被災車両の撤去その他甲が必要と認める業務（この協定において「被災車両の撤去等」という。）とする。

### （支援要請）

第3条 甲は、被災車両の撤去等を乙に行わせる必要があると認めた場合は、乙に支援要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により支援要請を行うときは次の事項を乙に連絡し、被災車両の撤去等の実施を指示するものとする。

- （1）被災の状況と要請の内容（場所及び支援要請内容）
- （2）担当者への連絡方法
- （3）その他必要な事項

3 乙は、甲からの支援要請があった場合は、甲の指示に基づき、速やかに被災車両の撤去等の作業を行うものとする。

### （費用の負担）

第4条 この協定に基づく被災車両の撤去等に要する経費については、乙が負担する。

### （災害補償）

第5条 この協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、出勤した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

### （損害賠償）

第6条 本協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、損害が発生した場合の賠償については、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、1通を保有する。

平成17年9月30日

甲 廿日市市  
代表者 廿日市市長 山下 三郎

印

乙 社団法人日本自動車連盟中国本部  
広島支部 支部長 藤井 一裕

印

## 災害時における応急措置等の協力に関する協定

廿日市市（以下「甲」という。）と廿日市市建設協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、廿日市市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が所管する公共施設等の情報提供、応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を必要とする場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲の協力要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、乙は応急措置等を行うことに緊急性があると判断したときは、甲に電話等で連絡し、自主的に対応するものとする。ただし、現場からの電話連絡等が不可能な場合においては、自主的に対応し、速やかに甲に連絡するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲は乙に、次の各号に掲げる応急措置等の協力を要請することができる。

- (1) 緊急パトロール等による状況報告等の情報提供
- (2) 甲が所管する公共施設等の応急措置及び障害物の除去
- (3) 重機、資材等の迅速な斡旋や調達
- (4) 人命救助、行方不明者の捜索に必要となる土砂及び倒木の撤去等

（協力の実施）

第4条 乙は、会員事業者との調整等により協力体制を構築するとともに、第2条第1項及び第2項の規定による要請を受けたときは、会員事業者への指示等により、優先してその要請事項を実施するための措置をとり、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、第2条第3項の規定により、自主的に対応するときは、必要な資機材及び人員等をもって、自主的判断により、応急措置等を実施するものとする。

3 前2項の場合において、乙は実施後、状況を連絡するとともに、完了後は速やかに甲に文書（様式第2号）により報告するものとする。

(費用負担)

第5条 第3条の応急措置等に要した費用のうち、第2号から第4号については甲が負担するものとし、第1号について甲は負担しないものとする。

2 前項の費用については、甲が価格を決定し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

(災害補償)

第6条 この協定に基づき応急措置等の協力に従事した会員事業者が、当該業務及びこれに付随する業務により従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例（昭和49年2月26日組合条例第3号）を適用し、甲が補償する。

(報告)

第7条 乙は、この協定等による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月末日までに甲に文書（様式第3号）により報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書による終了の意思表示を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の解決)

第9条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年5月22日

甲 広島県廿日市市

廿日市市長 山下 三郎

乙 廿日市市建設協会

会 長 山崎 忠義

## 災害時における応急措置等の協力に関する協定

廿日市市（以下「甲」という。）と有田建設株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、廿日市市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が所管する公共施設等の情報提供、応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を必要とする場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。なお、乙への協力要請は、廿日市市建設協会を通じて行うものとする。

2 甲の協力要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。

（協力の内容）

第3条 甲は乙に、次の各号に掲げる応急措置等の協力を要請することができる。

- (1) 緊急パトロール等による状況報告等の情報提供
- (2) 甲が所管する公共施設等の応急措置及び障害物の除去
- (3) 重機、資材等の迅速な斡旋や調達
- (4) 人命救助、行方不明者の捜索に必要となる土砂及び倒木の撤去等

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条第1項及び第2項の規定による要請を受けたときは、優先してその要請事項を実施するための措置をとり、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は実施後、状況を連絡するとともに、完了後は速やかに甲に文書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の応急措置等に要した費用のうち、第2号から第4号については甲が負担するものとし、第1号について甲は負担しないものとする。

2 前項の費用については、甲が価格を決定し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づき応急措置等の協力に従事した事業者が、当該業務及

びこれに付随する業務により従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例（昭和49年2月26日組合条例第3号）を適用し、甲が補償する。  
（報告）

第7条 乙は、この協定等による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月末日までに甲に文書（様式第3号）により報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書による終了の意思表示を通知しない限り、その効力を持続する。

（疑義の解決）

第9条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成28年11月1日

甲 広島県廿日市市  
廿日市市長 眞野勝弘

乙 廿日市市大野4447-13  
有田建設株式会社  
代表取締役 有田智実

## 災害時における応急措置等の協力に関する協定

廿日市市（以下「甲」という。）と河井建設工業株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、廿日市市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が所管する公共施設等の情報提供、応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を必要とする場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲の協力要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。

（協力の内容）

第3条 甲は乙に、次に掲げる応急措置等の協力を要請することができる。

- (1) 緊急パトロール等による状況報告等の情報提供
- (2) 甲が所管する公共施設等の応急措置及び障害物の除去
- (3) 重機、資材等の迅速な斡旋や調達
- (4) 人命救助、行方不明者の捜索に必要となる土砂及び倒木の撤去等

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条第1項及び第2項の規定による要請を受けたときは、優先してその要請事項を実施するための措置をとり、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は実施後、状況を連絡するとともに、完了後は速やかに甲に文書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の応急措置等に要した費用のうち、第2号から第4号までについては甲が負担するものとし、第1号について甲は負担しないものとする。

2 前項の費用については、甲が価格を決定し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。



(災害補償)

第6条 この協定に基づき応急措置等の協力に従事した事業者が、当該業務及びこれに付随する業務により従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例（昭和49年2月26日組合条例第3号）を適用し、甲が補償する。

(報告)

第7条 乙は、この協定等による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月末日までに甲に文書（様式第3号）により報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書による終了の意思表示を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の解決)

第9条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和元年6月21日

甲 廿日市市下平良一丁目11番1号  
代表者 廿日市市長 眞野勝弘

乙 広島県広島市西区福島町二丁目14番13号  
河井建設工業株式会社  
代表取締役 河井光誠

## 災害時における応急措置等の協力に関する協定

廿日市市（以下「甲」という。）と廿日市市造園緑化建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、廿日市市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が所管する公共施設等の情報提供、応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を必要とする場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲の協力要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、乙は応急措置等を行うことに緊急性があると判断したときは、甲に電話等で連絡し、自主的に対応するものとする。ただし、現場からの電話連絡等が不可能な場合においては、自主的に対応し、速やかに甲に連絡するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲は乙に、次の各号に掲げる応急措置等の協力を要請することができる。

- (1) 緊急パトロール等による状況報告等の情報提供
- (2) 甲が所管する公共施設等の応急措置及び障害物の除去
- (3) 重機、資材等の迅速な斡旋や調達
- (4) 人命救助、行方不明者の捜索に必要な土砂及び倒木の撤去等

（協力の実施）

第4条 乙は、会員事業者との調整等により協力体制を構築するとともに、第2条第1項及び第2項の規定による要請を受けたときは、会員事業者への指示等により、優先してその要請事項を実施するための措置をとり、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、第2条第3項の規定により、自主的に対応するときは、必要な資機材及び人員等をもって、自主的判断により、応急措置等を実施するものとする。

3 前2項の場合において、乙は実施後、状況を連絡するとともに、完了後

は速やかに甲に文書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の応急措置等に要した費用のうち、第2号から第4号については甲が負担するものとし、第1号について甲は負担しないものとする。

2 前項の費用については、甲が価格を決定し、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づき応急措置等の協力に従事した会員事業者が、当該業務及びこれに付随する業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例（昭和49年2月26日組合条例第3号）を適用し、甲が補償する。

（報告）

第7条 乙は、この協定等による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月末日までに甲に文書（様式第3号）により報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書による終了の意思表示を通知しない限り、その効力を持続する。

（疑義の解決）

第9条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成20年 5月12日

甲 広島県廿日市市

廿日市市長 眞 野 勝 弘

乙 廿日市市造園緑化建設業協会

会 長 藤 井 篤

## 災害時等における緊急放送による市民への情報提供に関する協定書

広島県廿日市市を甲とし、株式会社FMはつかいちを乙として、甲と乙は、災害時等における緊急放送による市民への情報提供に関して、次のとおり協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定は、廿日市市地域防災計画等に基づき、甲が行う災害応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害情報等について市民への緊急放送が必要な場合は、乙に対し協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

(協力の内容)

第3条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 地震もしくは風水害による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害情報及び避難情報等の提供。

(2) その他人命の保護等に係る緊急、重大な情報の提供。

(要請方法)

第4条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。

(1) 要請の理由

(2) 要請の内容

(3) その他必要な事項

(防災訓練等への参加)

第5条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練等への参加を要請することができる。

(費用負担)

第6条 この協定により、乙が実施する業務に要する費用は無償とする。ただし、特別な事由がある場合には、甲乙協議のうえ、その都度定めるものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、前項の期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除、又は変更の申し出がないときは、この期間を更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義の解決)

第8条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成20年7月2日

甲 広島県廿日市市  
代表者 廿日市市長 眞野勝弘 印

乙 広島県廿日市市住吉一丁目5番26号  
株式会社FMはつかいち  
代表取締役 岡部 功 印

## 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と廿日市市長(以下「乙」という。)は、廿日市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

### (目的)

**第1条** この協定は、甲及び乙が連携を図り、廿日市市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

### (協力体制)

**第2条** 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

### (現地情報連絡員の派遣)

**第3条** 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、廿日市市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

### (平常時の連携)

**第4条** 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

### (その他)

**第5条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月4日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功 (公印)

乙 廿日市市 廿日市市長 眞野 勝弘 (公印)

## 災害時におけるライフライン復旧活動支援拠点としての 土地の使用に関する協定

広島市（以下「甲」という。）と廿日市市（以下「乙」という。）は、広島市域に災害が発生し、ライフラインに大きな被害が生じた場合、ライフラインの早期復旧を図り、市民生活の復興に資するため、次のとおり乙が管理する土地の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

### （協力の要請）

第2条 甲は、広島市域に災害が発生し、ライフラインの復旧のための拠点となるべき場所が必要と認めた場合、乙が管理する土地のうち宮園野球場（以下「野球場」という。）を、ライフラインの復旧活動のための応援車両の臨時駐車場及び復旧資機材等の仮置場として使用することができる。

2 甲は、前項の規定に基づき野球場を使用するときは、第6条に定める乙の連絡責任者を通じて電話等により協力を要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、特段の事情がない限り、協力するよう努めるものとする。

2 乙は、野球場の使用に際して、あらかじめ又は使用中に使用期限等を付すことができる。ただし、使用期限等を付す場合は、市民の被災状況及びライフラインの復旧状況等に十分配慮するものとする。

### （ライフライン事業者の使用等）

第4条 甲は、広島市地域防災計画に基づく広島市ライフライン連絡調整会議の構成員たるライフライン事業者（以下「ライフライン事業者」という。）及びこれを応援するために参集する関係事業者に、野球場を使用させることができる。

2 甲は、あらかじめライフライン事業者と野球場の使用及び原状復旧等に関する文書を交わし、責任の所在を明らかにするとともに、野球場の使用前に、乙に対して野球場を使用するライフライン事業者の連絡責任者等を連絡するものとする。

3 甲は、野球場を乙に返還するときは、野球場を原状復旧し又はライフライン事業者に前項に規定する文書に基づき原状復旧させなければならない。

(経費の負担)

- 第5条 乙は、第2条第1項及び第4条第1項の規定に基づく野球場の使用に関し、使用料等を徴収しないものとする。
- 2 乙は、甲又はライフライン事業者の故意又は過失により、乙の施設が損傷した場合は、前項の規定に関わらず、甲に対して、施設の修繕を要請し、又は修繕に必要な費用を請求することができる。
- 3 甲は、前項の規定に基づく施設の修繕の要請等について、ライフライン事業者にこれを実施させることができる。
- 4 第2項に基づく費用については、法令その他に特段の定めのあるときを除き、乙が適正な方法により算出し請求するものとし、施設の損傷状況等の必要な書類を添付するものとする。
- 5 前項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、金額を決定する。

(連絡体制の確保)

- 第6条 甲及び乙は、連絡体制を確保するため、あらかじめ連絡担当部局及び連絡責任者を定め、相互に情報交換するものとする。

(協議)

- 第7条 この協定に定めのない事項について必要が生じたとき及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

- 第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各その1通を保有する。

平成24年 3月23日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市  
代表者 広島市長 松井 一實



乙 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
代表者 廿日市市長 眞野 勝弘





## 災害時におけるライフライン復旧活動支援拠点としての 土地の使用に関する協定

廿日市市（以下「甲」という。）と広島市（以下「乙」という。）は、廿日市市域に災害が発生し、ライフラインに大きな被害が生じた場合、ライフラインの早期復旧を図り、市民生活の復興に資するため、次のとおり乙が管理する土地の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

### （協力の要請）

第2条 甲は、廿日市市域に災害が発生し、ライフラインの復旧のための拠点となるべき場所が必要と認めた場合、乙が管理する土地のうち多目的広場を、ライフラインの復旧活動のための応援車両の臨時駐車場及び復旧資機材等の仮置場として使用することができる。

- 2 甲は、前項の規定に基づき多目的広場を使用するときは、第6条に定める乙の連絡責任者を通じて電話等により協力を要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、特段の事情がない限り、協力するよう努めるものとする。

- 2 乙は、多目的広場の使用に際して、あらかじめ又は使用中に使用期限等を付すことができる。ただし、使用期限等を付す場合は、市民の被災状況及びライフラインの復旧状況等に十分配慮するものとする。

### （ライフライン事業者の使用等）

第4条 甲は、電気、ガス、上下水道、情報通信等の事業者（以下「ライフライン事業者」という。）及びこれを応援するために参集する関係事業者に、多目的広場を使用させることができる。

- 2 甲は、あらかじめライフライン事業者と多目的広場の使用及び原状復旧等に関する文書を交わし、責任の所在を明らかにするとともに、多目的広場の使用前に、乙に対して多目的広場を使用するライフライン事業者の連絡責任者等を連絡するものとする。
- 3 甲は、多目的広場を乙に返還するときは、多目的広場を原状復旧し又はライフライン事業者に前項に規定する文書に基づき原状復旧させなければならない。

(経費の負担)

- 第5条 乙は、第2条第1項及び第4条第1項の規定に基づく多目的広場の使用に関し、使用料等を徴収しないものとする。
- 2 乙は、甲又はライフライン事業者の故意又は過失により、乙の施設が損傷した場合は、前項の規定に関わらず、甲に対して、施設の修繕を要請し、又は修繕に必要な費用を請求することができる。
- 3 甲は、前項の規定に基づく施設の修繕の要請等について、ライフライン事業者にこれを実施させることができる。
- 4 第2項に基づく費用については、法令その他に特段の定めのあるときを除き、乙が適正な方法により算出し請求するものとし、施設の損傷状況等の必要な書類を添付するものとする。
- 5 前項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、金額を決定する。

(連絡体制の確保)

- 第6条 甲及び乙は、連絡体制を確保するため、あらかじめ連絡担当部局及び連絡責任者を定め、相互に情報交換するものとする。

(協議)

- 第7条 この協定に定めのない事項について必要が生じたとき及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

- 第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各その1通を保有する。

平成24年 3月23日

甲 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
代表者 廿日市市長 眞野 勝弘 印

乙 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市  
代表者 広島市長 松井 一實 印

## 災害時における提供協力に関する協定書

廿日市市（以下「甲」という。）と株式会社アベックス西日本（以下「乙」という。）とは、廿日市市において地震等による大規模災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき（以下「災害時」という。）における飲料及び物資の提供協力（以下「提供協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における、甲に対する乙の提供協力に関する基本的事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において提供協力が必要となるときは、乙に対し、次の各号に掲げる提供協力を要請することができる。

- (1) 乙が設置した災害対応型カップ式自動販売機の飲料を提供すること。
- (2) 乙の指定した物流拠点において提供協力すること。

2 甲は、前項に定めのない事項について、乙に協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、廿日市市災害対策本部が行う。

2 甲は、要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請することができないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

3 乙は、要請を受けた場合、可能な限り速やかに供給可能な飲料及び物資の数量、運送可能な場所及び日時等を明示した文書により甲に連絡する。ただし、緊急の場合で文書により連絡することができないときは、口頭等で連絡し、事後速やかに文書により連絡するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第4条 甲が乙に供給を要請する飲料及び物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

- (1) 災害対応型カップ式自動販売機の清涼飲料水
- (2) 紙カップ、飲料用原料、トイレットペーパーその他の物資
- (3) ミネラルウォーターその他の缶、ペットボトルの清涼飲料水

（運搬及び引渡）

第5条 飲料及び物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、内容を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第6条 乙は提供協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告するとともに、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 提供した飲料の品目及び数量
- (2) 提供した期間
- (3) 提供した場所
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 第2条第1項第1号に規定する提供協力の実施により、乙の要した費用の負担は別紙別表1のとおり、一定量が無償で提供するものとする。

2 第2条第1項第2号に規定する提供協力の実施により、乙の要した費用は甲が負担するものとする。

3 前項の規定による費用の額は、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

4 乙は、前条の規定による文書提出後、甲の承諾を得て、前項で決定した費用の額を甲に請求するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、別紙別表2のとおりとする。

(訓練)

第9条 甲は、防災訓練時において乙に対し、災害対応型カップ式自動販売機の飲料の提供協力を要請することができる。

2 前項に規定する提供協力は無償とし、提供数についてはその都度、甲乙で協議の上決定するものとする。

3 甲は、要請を行う場合、数量、場所、日時等を明示した文書を持って行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従うものとする。

(協議)

第11条 第7条第1項から第3項までに定めるもののほか、提供協力に関し乙に損失が生じたときは、その負担割合等については甲乙が協議して定める。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成24年11月2日

甲 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市長 眞野勝弘 印

乙 大阪府大阪市福島区吉野1-20-5  
株式会社アペックス西日本  
代表取締役社長 加藤徹郎 印

別 紙

別表1 費用負担（第7条第2項関係）

	10,000 カップ未満	10,000 カップ以上
災害対応型カップ式自動販売機	無料提供	甲、乙で協議

別表2 連絡窓口（第8条第1項関係）

	責 任 者	災害時優先電話
廿日市市総務部危機管理課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 代表電話 0829-20-0001 ダイヤルイン 0829-30-9102 F A X 0829-32-1059 E メール <a href="mailto:bousai@city.hatsukaichi.hiroshima.jp">bousai@city.hatsukaichi.hiroshima.jp</a>	総務部危機管理課長	0829-32-0120

	責 任 者	電話番号	F A X 番号
株式会社アペックス西日本 中国支社 中国支社 広島支店 〒732-0033 広島県広島市東区温品5-9-28 E メール	支社長 支店長	082-508-6092	082-280-0091
株式会社アペックス東京本社 〒102-0074 東京都千代田区九段南2丁目3番14号 靖国九段南ビル6F（サービス品質部） E メール	部長	03-3234-6422	03-3239-5805
株式会社アペックス東京本社 〒102-0074 東京都千代田区九段南2丁目3番14号 靖国九段南ビル6F E メール	お問合せ窓口	03-3234-6465	03-3234-6502

※電話連絡が取れない場合、災害優先電話・メール・災害用伝言ダイヤル等の連絡確保と、地域で連絡体制が不足の場合に備えて、県外の第2・第3の広域的連絡体制を策定する。

## 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

### (目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

### (応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

### (地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府岬町、兵庫県姫路市、兵庫県播磨町、和歌山県海南市、岡山県玉野市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県坂町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県柳井市、山口県周防大島町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、愛媛県松山市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県上島町、大分県姫島村

### (地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには直接幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

- 2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。
- 3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援取りまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係期間に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援取りまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には、幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下の通りとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

(3) この協定の運営に係る連絡及び調整

(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。



## 瀬戸内・海の道ネットワーク 災害時相互応援に関する協定

### 調印自治体

大阪府 堺市 岸和田市 貝塚市 高石市 忠岡町 岬町  
兵庫県 姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 南あわじ市 淡路市  
加古川市 播磨町  
和歌山県 和歌山市 海南市 湯浅町 由良町  
岡山県 玉野市 笠岡市 備前市 浅口市 瀬戸内市  
広島県 広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 大竹市  
東広島市 廿日市市 江田島市 海田町 坂町  
山口県 下関市 宇部市 山口市 防府市 岩国市 光市 柳井市  
周南市 山陽小野田市 周防大島町 上関町  
徳島県 小松島市 松茂町  
香川県 高松市 丸亀市 坂出市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市  
三豊市 土庄町 小豆島町 直島町 宇多津町 多度津町  
愛媛県 松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市  
大洲市 伊予市 四国中央市 西予市 上島町 松前町  
伊方町 愛南町  
大分県 中津市 姫島村 津久見市 佐伯市

## 災害時における救援物資の提供協力に関する協定書

廿日市市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、廿日市市の区域内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が廿日市市災害対策本部を設置したとき（以下「災害時」という。）において乙が甲に対して行う救援物資の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （協力）

第1条 乙は、災害時に甲から救援物資の供給について要請等があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、次の各事項について協力するものとする。

- (1) 甲が廿日市市の区域内の被災者に提供するために必要な飲料水等を、営業拠点より可能な範囲で提供すること。
- (2) 甲が管理する施設内に設置した、乙所有の災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等を無償提供すること。なお、甲が管理する施設内に、乙所有の自動販売機を設置するときは、可能な範囲で災害対応型自動販売機を設置すること。
- (3) 前2号の飲料水等の提供に当たって必要な役務を提供すること。

### （協力要請の手続）

第2条 甲が、前条第1号又は第3号に規定する事項の実施について乙に協力を要請するときは、この協定の定める内容に基づき、必要な事項を記載の上、救援物資提供要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による甲からの協力の要請に基づき、救援物資を提供したときは、救援物資提供報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

3 前条第2号前段に規定する災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等の無償提供についての甲から乙に対する協力の要請は要しないものとし、当該無償提供がされた後、速やかに甲から乙に電話等で口頭により報告するものとする。

### （協力の方法）

第3条 乙は、第1条第1号の事項を実施するときは、甲が指定する場所に搬送するものとする。ただし、道路不通、停電等により搬送に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

(経費の負担)

第4条 甲は、第2条第2項の規定による報告があったときは、甲の要請した内容と相違がないことを確認の上、乙の協力に要した経費について、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。この場合において、当該経費の額の算定に当たっては、運搬に係わる費用を含む、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の適用)

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面によるこの協定の解除の申し出がないときは、この協定を1年間更新するものとみなし、更新後の協定内容は、従前の協定内容と同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月8日

甲 廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
代表者 廿日市市長

東京都渋谷区本町三丁目47-10  
乙 株式会社 伊藤園

# 災害相互支援協定書

## (目的)

第1条 広島県廿日市市、京都府宮津市及び宮城県松島町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定市町において災害が発生し、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）が独自には十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、協定市町間の相互支援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

## (応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供  
又は貸与
- (3) 応急活動に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

## (応援要請の手続)

第3条 被災市町は、応援が必要と判断したときは、次の各号に掲げる事項について、文書により要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を受ける場所及びその経路
- (3) 前条第1号及び第2号に掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (4) 前条第3号に掲げる職員の派遣を要請する場合は、職種、人数、活動内容等
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

## (応援の実施)

第4条 前条の規定による応援の要請を受けた協定市町は、可能な限りこれに

応じるものとする。

- 2 前条の規定による応援の要請がない場合でも、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災市町が前条の規定による応援要請を行うことが出来ない状況にあると判断したときは、自主的に応援を実施することができる。この場合は、前条の規定による応援の要請があったものとみなす。

(物資の輸送)

- 第5条 応援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を実施する協定市町（以下「応援実施市町」という。）が実施するものとする。

(指揮権)

- 第6条 応援実施市町の職員は、応援を要請した協定市町（以下「応援要請市町」という。）の長の指揮下に入り行動するものとする。

(連絡窓口)

- 第7条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、相互に十分な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

- 第8条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、別紙「災害相互支援協定実施細目」に基づき、負担する。ただし、これにより難しい場合は、応援要請市町と応援実施市町で協議し定めるものとする。

(その他)

- 第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

- 第10条 この協定は、平成26年7月20日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各市町が証明押印の上各自その1通を保有する。

平成26年7月20日

広島県廿日市市下平良一丁目11-1

広島県廿日市市長

京都府宮津市字柳縄手345-1

京都府宮津市長

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下19番地の1

宮城県松島町長

[別 紙]

## 災害相互支援協定書実施細目

災害相互支援協定書第8条に規定する経費の負担について定める。

1. 協定第2条第1号から第4号までに規定する応援に要する経費のうち、食料等の購入及び車両等の借上料並びにその輸送に伴う輸送費、燃料費及び修繕費は、応援を要請した市町（以下「応援要請市町」という。）の負担とする。
2. 協定第2条第3号に規定する応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。
  - (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援を要請された市町（以下「応援実施市町」という。）が負担する。
  - (2) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市町が、応援要請市町への往復の途中その他応援業務に従事中とは認めがたい事由により生じたものに係る賠償については応援実施市町が、それぞれ負担する。
  - (3) 応援職員に対し支給する旅費等の額は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288条）第19条の規定に基づき、応援要請市町が条例で定める額で負担する。
3. 前2項に定めるものの他、応援に要する経費については、その都度、協定市町間で協議の上定める。
4. 応援要請市町が負担すべき経費の請求は、応援実施市町の市町長名による請求書に關係書類を添付し、応援要請市町の市町長宛に行うものとする。

## 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

廿日市市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社廿日市営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

### （連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- （1）停電発生時刻
- （2）停電発生地域
- （3）停電発生戸数
- （4）停電復旧見込み
- （5）停電原因
- （6）停電復旧時刻

### （連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

### （協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、必要と認めた場合、協力するものとする。

- （1）防災行政無線、広報車等による住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- （2）市民センター等への掲示物等の設置場所の提供
- （3）避難所へ避難された住民への周知
- （4）住民からの問い合わせ対応
- （5）道路等の被災・復旧状況の情報提供

### （連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、緊急を要すると認めた場合、必要に応じて乙と連携をとり、対応するものとする。

- （1）土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- （2）除雪対応状況の情報提供
- （3）電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪



(要員派遣)

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(取扱の変更)

第7条 この取扱に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この取扱の実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この取扱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成27年1月6日

甲 廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
代表者 廿日市市長 眞野 勝弘

乙 廿日市市串戸六丁目5番12号  
中国電力株式会社 廿日市営業所長 中本 光俊

## 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱の実施要綱

廿日市市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社廿日市営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱（以下「取扱」という。）第8条の規定に基づき、取扱の施行に関する必要な細目を定める。

### （連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

### （連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は、専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。  
電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

### （経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

### （連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

### （連絡体制の解除）

第5条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

### （その他）

第6条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成27年1月6日

甲 廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
代表者 廿日市市長 眞野 勝弘

乙 廿日市市串戸六丁目5番12号  
中国電力株式会社 廿日市営業所長 中本 光俊

## 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社イズミ（以下「事業者」という。）とは、災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、市が被災者に提供する食料・生活必需品（以下「物資」という。）の緊急調達及び供給の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 災害時において市が物資を必要とするときは、事業者に対して物資の供給について協力を要請することができる。

2 市の事業者に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後において文書を提出するものとする。

### （物資の優先供給の協力）

第3条 事業者は、前条の規定により市から要請を受けたときは、物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

### （物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食品関係（主食品、飲料、加工食品、缶詰、調味料等）
- (2) 調理関係（食器類、箸、やかん、鍋、包丁、哺乳びん、ラップフィルム等）
- (3) 衣類関係（外衣、下着等）
- (4) 衛生関係（タオル、ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、歯磨き剤等）
- (5) その他（寝具、電池、ろうそく、マッチ、懐中電灯等）

### （物資の搬送及び引渡し）

第5条 物資の搬送は、原則として事業者が行うものとし、物資の引渡し場所は市が指定するものとする。

2 事情により事業者が物資を搬送できない場合は、事業者が市に対し引渡し場所を指定し、市が指定する者に物資の引渡しを行うものとする。

3 市又は市が指定する者は、事業者の立ち会いのもとで、物資の種類及び数量を確認の上、引渡しを受けるものとする。

### （費用負担）

第6条 この協定に基づき、事業者が供給した物資の対価及び事業者が行った搬送等の費

用については、市がこれを負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、市と事業者が協議の上、決定するものとする。

3 市の事業者に対する費用の支払方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づき、物資の緊急調達及び供給に従事した事業者の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者である事業者の責任において行うものとする。

(廃止届等)

第8条 事業者は、第4条に規定する物資の取扱を廃止又は休止した場合は、市に届け出るものとする。また、その後において物資の取扱を再開した場合も同様とする。

(防災訓練等)

第9条 市及び事業者は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要な訓練等を随時行うとともに、連絡体制、連絡方法等について、常に点検、改善に努め、相互に情報交換するものとする。

(その他)

第10条 市は、災害時の相互応援に関する協定を締結している市町村から物資調達の斡旋を要請された場合、この協定に準じて、事業者に対し物資の供給について協力を要請することができる。

2 この協定に定める事項で疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、市と事業者が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と事業者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年6月6日

廿日市市

代表者 廿日市市長 眞野 勝弘

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

## 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社イズミ（以下「事業者」という。）とは、津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「浸水災害時」という。）における指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、浸水災害時において、住民、滞在者等（以下「住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、事業者が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （使用用途）

第2条 この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の規定による指定緊急避難場所とする。

### （使用施設）

第3条 事業者は、事業者が所有する次の施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

- (1) 施設名称 ゆめタウン廿日市
- (2) 所在地 廿日市市下平良二丁目2番1号
- (3) 所有者 株式会社イズミ
- (4) 構造等 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上5階・地下1階建
- (5) 建築年 平成27年
- (6) 使用範囲 駐車場（4、5階及びR階）、スロープ
- (7) 収容人数 4階約19,100人、5階約17,000人、R階約17,000人

### （使用の通知）

第4条 市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する際、事前に事業者に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

- 2 市は、指定緊急避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定に係らず、事業者の承認した施設を指定緊急避難場所として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、市は事業者に対し使用した旨を文書又は口頭で通知するものとする。

### （使用施設への職員の派遣）

第5条 市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する場合、事業者に対して職員の派遣を要請することができる。

- 2 事業者は、前項の規定により市から要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

### （使用期間）

第6条 指定緊急避難場所としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがあるときから、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が指定緊急避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

### （使用の終了）

第7条 市は、使用施設について指定緊急避難場所としての使用を終了する際は、その旨を文書又は

口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復し、事業者の確認を受けるものとする。

(費用負担)

第8条 使用施設の使用料は、無料とする。ただし、第5条第1項の規定により、事業者が職員を派遣したときの人件費は、市が負担するものとする。

2 市の事業者に対する費用の支払方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

(使用施設の破損時の対応)

第9条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波、暴風等による破損及び住民等の故意による破損は、これに含まれないものとする。

2 事業者は、使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合において、使用施設が破損したことを確認したときは、速やかに市に報告するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 事業者は、使用施設に住民等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、事業者の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(施設変更等の報告)

第11条 事業者は、使用施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、市に報告するものとする。

(指定緊急避難場所の表示及び公開)

第12条 市は、使用施設の住民等から見やすい箇所に「指定緊急避難場所」である旨を表示する看板等を設置し、広報紙、市ホームページ等により住民等に対して周知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と事業者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と事業者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年6月6日

廿日市市

代表者 廿日市市長 眞野 勝弘

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

## 避難所施設利用に関する協定書

広島県立〇〇学校長（以下「甲」という。）と廿日市市長（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合（以下「災害時」という。）において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設利用に関する協定を締結した。

### （目的）

第1条 この協定書は、乙が、甲の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

### （避難所として利用できる施設）

第2条 乙が、避難所として利用できる施設は、〇〇、△△及び□□とする。ただし、乙が前記以外の施設が必要となった場合には、文書により甲に協議し、甲の同意を得て利用するものとする。

### （開設の通知）

第3条 乙は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に甲に対しその旨を、文書により通知するものとする。

2 乙は避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、口頭により甲の了解を得て、避難所を開設できるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、乙は甲に対し開設した旨を、文書により通知するものとする。

### （避難所の管理）

第4条 避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

### （費用負担）

第5条 乙は、避難所の管理運営に関する経費を負担するものとする。

2 乙の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又はき損したときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は甲の管理する設備器具等を滅失、又はき損したときも、同様とする。

### （災害時に備えて貸与する鍵の管理）

第6条 甲は、災害時に備えて避難所開設に最低限必要となる鍵を乙に貸与することができる。

2 乙は、甲から貸与された鍵の管理責任者を定め、甲に文書により通知しなければならない。

3 乙は、甲から貸与された鍵を責任を持って保管し、複製は行わないものとする。鍵を紛失した場合には、遅滞なく甲に届けるとともに、乙の負担で新しい鍵に取り替えるものとする。

4 乙は、管理責任者に変更があった場合には速やかに、甲に文書により通知するも

のとする。

(避難所解消への努力)

第7条 乙は、甲が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第8条 乙は、甲の管理する施設を避難所としての利用を終了する際は、その旨を文書により通知するとともに、その施設を原状に回復し、甲の確認を受けた後、甲に引き渡すものとする。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月1日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成27年3月30日

甲

広島県立 学校  
校長 印

乙 廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市長 眞野 勝弘

印

※ 協定書締結先

1	広島県立宮島工業高等学校	利用施設	第1体育館、第2体育館、食堂、グラウンド
2	広島県立佐伯高等学校	利用施設	体育館、武道場
3	広島県立廿日市高等学校	利用施設	体育館、講堂
4	広島県立廿日市西高等学校	利用施設	屋内運動場(1階、3階)、グラウンド



## 福祉避難所の設置運営に関する協定書（案）

廿日市市（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、災害発生のおそれがある場合又は災害発生時（以下「災害時」という。）において、避難所での生活において特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に要配慮者が避難所生活に支障が生じないよう受託者の運営する福祉施設内において福祉避難所を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （指定する施設）

第2条 受託者が福祉避難所として開設する施設（以下「指定施設」という。）は、別紙のとおりとする。

### （協力の要請）

第3条 委託者は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、受託者（緊急を要する場合は、指定施設の長。以下同じ）に協力を要請するものとする。この場合において、受託者は可能な限り、これを受け入れるよう努めるものとする。

### （要配慮者の受入等）

第4条 受託者は、前条の規定による委託者の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる人数等を委託者に報告し、要配慮者を受け入れるものとする。

- 2 委託者は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを受託者に通知するものとする。
- 3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、委託者及び受託者が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。
- 4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者が行う。この場合において、受託者は可能な範囲で協力を行うものとする。
- 5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

### （管理運営）

第5条 受託者は、福祉避難所の運営に当たっては、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる相談員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者へ食品の給与、生活必需品の給与・貸与等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

### （管理運営の期間）

第6条 福祉避難所の管理運営の期間は、福祉避難所開設の日から原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は委託者及び受託者が協議の上、延長することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。
- 3 前項の当直者を受託者が配置できない場合については、委託者は適切である者を選定し、その職にあたらせるものとする。

### （費用の負担等）

第7条 委託者は、受託者に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

- 2 その他必要な費用の負担については、委託者並びに受託者が協議の上、決定するものとする。

(協力体制)

第8条 受託者は、福祉避難所の相談員等に不足を生じると判断したときは、速やかに委託者に連絡しなければならない。この場合において、受託者は、委託者と協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行うことができる。一方、他の協定締結法人から受託者に協力要請があった場合には、受託者はその協力要請にできる限り応えるものとする。

(損害賠償)

第9条 委託者は、福祉避難所において要配慮者やその家族等（以下「要配慮者等」という。）に生じた損害については、次に掲げる場合を除き、その賠償の責めを負うものとする。

(1) 当該損害が災害その他やむを得ない事情によるものと認められるとき。

(2) 当該損害が受託者の故意又は重大な過失によるものであるとき。

(3) 当該損害が要配慮者等の責めに帰すべきものであるとき。

(個人情報の保護)

第10条 委託者及び受託者は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 受託者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 受託者は、この協定に関する書類等を整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 委託者は、受託者がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和 年 月 日までとする。ただし、委託者、受託者いずれかより異議の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項、その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(委託者) 廿日市市  
代 表 者 廿日市市長 松本 太郎

(受託者) 住 所  
名 称  
代表者職氏名

(別紙)

福祉避難所協定締結事業所(指定施設)

施設名称	種別	所在地	備考

## 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と宮島旅館組合（以下「旅館組合」という。）は、宮島地域で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、旅館組合の組合員（以下「組合員」という。）が所有する宿泊施設（以下「協力宿泊施設」という。）を指定緊急避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、観光客、滞在者及び住民（以下「観光客等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、協力宿泊施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定める。

（使用用途）

第2条 この協定に基づく協力宿泊施設の使用用途は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4の規定による指定緊急避難場所とする。

（指定緊急避難場所の指定）

第3条 市は、協力宿泊施設の中から、次の表の左欄に掲げる災害種別に応じ、同表右欄に掲げる指定基準により指定緊急避難場所として指定するものとする。

災害種別	指 定 基 準
地震災害	建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）及び津波災害の基準を満たすものであること。
津波災害	建築基準法における新耐震基準を満たし、次に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1) 海拔5 m以上かつ浸水想定区域外に立地していること。 (2) 海拔5 m以下又は浸水想定区域内に立地し、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で想定浸水深（浸水が想定されていない協力宿泊施設は海拔3.6 m）以上に避難可能なスペースがあるものであること。
土砂災害	次に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域外に立地していること。 (2) 土砂災害警戒区域内に立地し、かつ構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、2階以上に避難可能なスペースを保有すること。

洪水災害	次に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1) 浸水想定区域外にあること。 (2) 建物が浸水想定区域内にあるが、避難可能なスペースが想定浸水深以上の所にあり、建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
台風による高潮災害	次に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1) 浸水想定区域外にあること。 (2) 建物が浸水想定区域内にあるが、避難可能なスペースが想定浸水深以上の所にあること。 (3) 平成16年台風第18号で浸水した箇所以外に立地していること。

2 前項の規定により指定した指定緊急避難場所は、別表1のとおりとする。

(協力の内容)

第4条 協力宿泊施設を指定緊急避難場所として使用する場合において、組合員が市の要請に基づき協力する内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難してきた観光客等（以下「避難者」という。）に対する被害状況、交通情報の提供
- (2) 大広間、ロビー等での避難者の受入れ
- (3) 安否確認のための避難者リストの作成及び市への報告
- (4) 避難者のトイレ使用
- (5) 避難者に対する飲料水の提供
- (6) 避難者に対する備蓄品の提供
- (7) 宮島栈橋旅客ターミナルへの輸送
- (8) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(要請手続)

第5条 市は、協力宿泊施設を指定緊急避難場所として使用する場合は、事前に旅館組合に対し、文書又は口頭で要請する。

2 旅館組合は、前項の規定による要請を受けたときは、指定緊急避難場所として使用する協力宿泊施設(以下「使用施設」という。)を所有する組合員の下承を受け、市に報告するものとする。

3 市は、緊急を要すると判断したとき、又は旅館組合の連絡責任者と音信不通のときは、第1項の規定に関わらず、使用施設を所有する組合員の下承を得て使用することができる。ただし、速やかに市は、旅館組合に対し、協力宿泊施設を指定緊急避難場所として使用した旨を文書又は口頭で報告するものとする。

(連絡責任者)

第6条 市及び旅館組合は、前条に規定する要請に関する事項の連絡を円滑に実施するため、次の表のとおり連絡責任者を置く。

	第1優先順位	第2優先順位	第3優先順位
市	宮島支所長	宮島支所地域づくり グループリーダー	支所長が指名する者
旅館組合	組合長	副組合長	副組合長

2 市及び旅館組合は、毎年4月末日までに前項に規定する連絡責任者の氏名、連絡先等の情報を交換し、相互に連携を図るものとする。

(使用期間)

第7条 使用施設を使用する期間は、観光客及び滞在者は、帰宅手段が確保されるまで、住民は、市の指定避難所等の避難先が確保されるまでの間とする。ただし、市と旅館組合で協議の上、可能な場合はこれを延期できるものとする。

(使用の終了)

第8条 市は、使用施設の使用を終了する場合は、旅館組合に対し、その旨を文書又は口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復した上で、使用施設を所有する組合員の確認を受けるものとする。

(費用負担)

第9条 第4条の規定による協力を実施した場合の費用のうち、使用施設の光熱費は、当該施設を所有する組合員の負担とし、それ以外の費用負担は、別表2のとおりとする。

(施設破損時の対応)

第10条 指定緊急避難場所として使用した場合の使用施設の破損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波、暴風等による破損及び避難者の故意による破損は、この限りでない。

2 使用施設を所有する組合員は、指定緊急避難場所として使用した場合において、使用施設が破損したことを確認したときは、旅館組合を通じて市に報告するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第11条 使用施設を所有する組合員は、避難者を受け入れた際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、使用施設を所有する組合員の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(施設変更等の報告)

第12条 協力宿泊施設を所有する組合員は、増改築等により、施設の面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、旅館組合を通じて市に報告するものとする。

(指定緊急避難場所の表示及び公開)

第13条 使用施設を所有する組合員は、第7条に規定する使用期間中、観光客等から容易に視認できる箇所に市が用意した看板を設置するものとする。

2 市は、第3条第2項の規定による指定状況を、広報紙、市ホームページ等により公開するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第14条 旅館組合は、本協定の履行を通じて知り得る全ての個人情報に関しては、適切に管理するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、市と旅館組合が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、市又は旅館組合が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と旅館組合が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月24日

廿日市市

代表者 廿日市市長

廿日市市宮島町527-1

宮島旅館組合

組 合 長

※一部変更（平成29年11月13日、令和元年11月28日）

別表1（第3条第2項）※平成29年11月13日、令和元年11月28日一部変更

使用施設の名称	指定緊急避難場所					受入れ施設
	地震 災害	津波 災害	土砂 災害	洪水 災害	高潮 災害	
宮島ホテル「まこと」	○	○		○	○	1階～3階ロビー・広間等
宮島の宿「錦水館」			○	○		地階宴会場(大・小)
ホテルみや離宮	○	△	△	○	△	1階ロビー・2階宴会場
宮島グランドホテル「有もと」	○	○	△	○	○	1階広間・2階宴会場
岩 惣				○	○	1階食事処・2階宴会場×2
聚景荘	○	○		○	○	1階ロビー・広間
宮島シーサイドホテル			○	○	△	本館・別館とも1階・2階
さくらや				○	△	2階宴会場
蔵宿いろは			○	○	△	1階ロビー・2階蔵の間
宮島ホテルニュー寿				○	○	1階バンケットホール
国民宿舎みやじま杜の宿	○	△	△	○	○	1階ロビー・2階宴会場×4
ホテル菊乃家				○	○	1階レストラン・2階宴会場
厳島東門前菊がわ				○	○	1階ロビー
旅荘かわぐち				○	○	1階宴会場
宮島ゲストハウス「三國屋」				○	○	1階リビング
宮島四季の宿「わたなべ」				○	○	2階客室×4
山一別館				○	○	1ロビー
もみぢ荘				○	○	1階客室
旅彩のお宿「水羽荘」	○	△		○	△	1階～3階レストラン等
水羽荘別邸葉もれび				○	○	客室×1・台所
ホテル宮島別荘				○	○	1階ロビー

※津波災害、土砂災害及び高潮災害時の△は、2階以上の避難スペースを使用する。



別表2（第4条）

費用負担内容		費用の負担		
		市	旅館組合	双方協議
(2) 関連	大広間、ロビー等での受け入れ・開放した場所の使用期間終了後の清掃（消臭等）	実費		
	上記の場所で宿泊し、寝具等提供した場合のクリーニング	実費		
	要配慮者等として客室提供が必要と認められる場合			○
(4) 関連	避難者のトイレ使用に関する下水道使用料及びトイレレットペーパー等の附帯品		実費	
	トイレ使用後の清掃		実費	
(5) 関連	使用施設の水道水		実費	
	ペットボトル（自動販売機内の商品は除く。）	実費		
(6) 関連	備蓄品（食料・生活必需品）の購入・保管管理	実費		
	備蓄品以外で避難者に対して、宿泊予約者用の食材を使って賄いをする場合		実費	
	備蓄品以外で避難者に対して、炊き出し等により食事を提供する場合	実費		
(7) 関連	災害によって負傷した避難者の輸送等の支援	実費		

## 災害時における避難誘導等に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）、一般社団法人宮島観光協会（以下「観光協会」という。）及び宮島旅館組合（以下「旅館組合」という。）は、宮島地域で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難誘導、情報伝達等の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、観光客及び滞在者（以下「観光客等」という。）が緊急に避難しなければならない場合に、観光協会及び旅館組合が市と連携して避難誘導、情報伝達等を実施することに関し、必要な事項を定める。

（連携事項）

第2条 観光協会及び旅館組合が市の要請に基づき実施する連携事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 観光客等への災害に関する情報の伝達
- (2) 観光客等を対象として市が指示する場所への案内又は避難誘導
- (3) 市が指示する場所に避難していない観光客等に関する情報の提供
- (4) 前3号に定めるもののほか必要な事項

（要請手続）

第3条 市は、観光客等を緊急に避難させなければならない場合、観光協会及び旅館組合に対し、文書又は口頭で前条に規定する事項を要請する。

- 2 観光協会及び旅館組合は、前項の規定による要請がない場合においても、災害の状況に照らし、特に緊急を要し、市が前項の要請を行ういとまがないと判断したときは、前項の規定による要請を待たず、前条に規定する連携事項を実施するものとする。

（防災訓練）

第4条 市、観光協会及び旅館組合は、第2条に規定する連携事項を円滑に実施するため、市、観光協会又は旅館組合が実施する防災訓練への参加要請があった場合は、可能な限り参加するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定による連携事項の実施及び前条に規定する防災訓練への参加は無償とする。

(連携のための連絡責任者)

第6条 市、観光協会及び旅館組合は、第3条に規定する要請に関する事項の連絡を円滑に実施するため、次の表のとおり連絡責任者を置く。

	第1優先順位	第2優先順位	第3優先順位
市	宮島支所長	宮島支所地域づくり グループリーダー	支所長が指名する者
観光協会	会長	副会長	事務局長
旅館組合	組合長	副組合長	副組合長

2 市、観光協会及び旅館組合は、毎年4月末日までに前項に規定する連絡責任者の氏名、連絡先等の情報を交換し、相互に連携を図るものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、市、観光協会及び旅館組合が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、市、観光協会及び旅館組合が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、市、観光協会及び旅館組合が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月24日

廿日市市

代表者 廿日市市長

廿日市市宮島町1162-18

一般社団法人 宮島観光協会

会長

廿日市市宮島町527-1

宮島旅館組合

組合長

## 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水等による災害において、速やかに被災会員の給水能力を回復できるように、日本水道協会中国四国地方支部（以下「地方支部」という。）が定める、日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱（以下「地方支部要綱」という。）に基づき、日本水道協会広島県支部（以下「県支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 県支部内の正会員を、北部・南部・東部・西部の4ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は別表のとおりとする。

2 県支部長都市に事務局を設置する。

(相互応援体制)

第3条 県支部に第1条に規定する災害が発生した場合は、この要綱の定めるところにより、正会員は被災会員の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力するものとする。なお、地方支部から要請があった場合も同様とする。

2 県支部長都市が被災した場合には、前条第1項に規定するブロック代表都市で協議し、相互応援体制を確立する。

3 ブロック代表都市が被災した場合には、県支部長都市と他のブロック代表都市で協議し、相互応援体制を確立する。

(応援要請の方法)

第4条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援を要請しようとする被災会員（以下「応援要請会員」という。）はブロック代表都市へ応援を要請する。

(2) ブロック代表都市は、前号の応援要請を受けた場合は、速やかに被災状況及び応援活動計画を県支部長都市に報告するとともに、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときには、県支部長都市へ応援を要請する。

(3) 県支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合は、ブロック代表都市の応援活動計画に基づき、県支部内の他のブロック代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときには、地方支部へ応援を要請する。

2 応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により要請先に行く。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

3 応援要請会員は、ブロック代表都市又は県支部長都市から応援要請を受けた会員（以下「応援会員」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

(応援要員の派遣)

第5条 応援会員は、直ちに応援体制を整え応援要請会員に協力するものとする。

2 応援会員は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じて給水用具、作業用工具、衣類、食糧その他日用品のほか、野外で宿営できるようにテント、寝袋、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

3 派遣応援要員は、応援要請会員の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援要員は、応援会員名を表示した腕章等を着用する。

(応援内容)

第6条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 応急復旧用資機材の提供

(4) 工事業者の斡旋

(5) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の受入体制の整備)

第7条 各会員は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から受入体制を確立しておくものとする。

2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ丁寧な対応にできるようにするため、ブロック代表都市は応援要員の宿泊施設及び応戦車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

第8条 第5条の規定に掲げる応援に要した費用は、応援要請に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請会員が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援会員に対して応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請会員の負担額から控除するものとする。

3 応援会員の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援会員の諸規定に基づき、応援要請会員が支弁するものとする。

4 応援会員の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補填は、応援会員の負担とする。ただし、応援要請会員において応急治療

する場合の治療費は、応援要請会員の負担とする。

5 応援会員の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては応援会員が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

6 応援会員の職員と共に応援に従事する管工事業者等に派遣を要する経費は、応援要請会員が応援会員の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第9条 応援会員は、応援要請会員が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請会員に請求するものとする。

(1) 物資については、当該物資の購入及び輸送費に相当する額

(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(防災関係物資等の調査)

第10条 各会員は、防災関係物資等の備蓄状況を様式「防災関係物資等の備蓄状況調査表」により毎年5月末日までに県支部都市に報告する。

(防災連絡会議の設置)

第11条 この要綱に基づく相互応援活動の円滑な実施を図ることを目的として、日本水道協会広島県支部防災連絡会議を設置する。

(正会員以外の地方自治体への応援)

第12条 正会員以外の地方自治体から地震、異常湧水等による災害のため、応援要請があったときは、この要綱に基づき応援活動を行うことができるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、日本水道協会広島県支部規則第4条第1項に規定する役員都市が協議して定める。

附則

1 この要綱は、平成9年7月31日から施行する。

2 水道施設の災害に伴う相互応援対策要綱(昭和61年9月9日制定)は廃止する。

様式(第 10 条関係)

防災関係物資等の備蓄状況調査表

(平成 年度末現在)

会員名 \_\_\_\_\_

項 目	内 訳	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給水車( m <sup>3</sup> )	台	台	
	給水車( m <sup>3</sup> )	台	台	
	ト ラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他			
給水容器	仮設水槽( m <sup>3</sup> )	基	基	
	仮設水槽( m <sup>3</sup> )	基	基	
	給水タンク(1,500ℓ～ )	基	基	
	給水タンク(1,000ℓ～1,499ℓ)	基	基	
	ポリ容器(5ℓ～30ℓ)	個	個	
	給水タンク(～20ℓ)	個	個	ポリ袋
	そ の 他			
	機 材	応 急 給 水 装 置	基	
	ろ 過 機	台		
	発 電 機	台		
	投 光 機	個		
	鉄 管 切 断 機	台		
	電 動 ネ ジ 切 機	台		
	そ の 他			
管 類	直 管 ( m m )	m		
	直 管 ( m m )	m		
	直 管 ( m m )	m		
	継 手 類	個		
缶 詰	水 の 缶 詰	缶		
	食 糧	缶		
その他				

\*ポリ容器の5ℓ未満のものは算入しない。また、ポリ容器の30ℓを超えるものは給水タンク(～999ℓ)として算入すること。

\*ポリ容器(～20ℓ)の欄には、ポリ容器のみを記入すること。

\*その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

(第 11 条関係)

## 日本水道協会広島県支部防災連絡会議設置要領

### 1 設 置

日本水道協会広島県支部相互応援対策要綱(平成 9 年 7 月 31 日制定)第 11 条の規定に基づき、地震、異常渇水等による災害において、被災会員が速やかに給水能力を回復できるよう、相互応援対策活動の円滑な実施を図ることを目的に、日本水道協会広島県支部防災連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

### 2 構 成

日本水道協会広島県支部規則第 4 条第 1 項に規定する役員都市とする。

### 3 会 議

- (1) 会議は、日本水道協会広島県支部事務局長(以下「事務局長」という。)が招集し、年 1 回以上開催する。
- (2) 会議の議長は、事務局長とする。

### 4 協議事項

- (1) 応援派遣の体制
- (2) 応援派遣の受入れの体制
- (3) 資機材の備蓄状況
- (4) 配管図面等の整備保管状況
- (5) 応援活動マニュアルの整備状況
- (6) 机上でのシミュレーション訓練
- (7) その他防災対策

5 この要領は、平成 9 年 7 月 31 日から実施する。



## 警察署庁舎使用不能時における施設使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と広島県廿日市警察署（以下「警察署」という。）とは、廿日市市内において大規模地震又は津波による災害が発生し、警察署の庁舎が倒壊又は損壊により使用不能となった場合（以下「庁舎使用不能時」という。）における警察署の仮庁舎としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、庁舎使用不能時において、警察機能の持続及び回復を図るために、市が所有する施設を警察署の仮庁舎として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （使用施設）

第2条 市は、市が所有する次の施設（以下「協力施設」という。）を庁舎使用不能時における仮庁舎として、警察署に使用させるものとする。

- (1) 施設名称 峰高公園
- (2) 所在地 廿日市市串戸六丁目1番1号
- (3) 使用範囲 廿日市市スポーツセンター及び多目的広場

### （施設使用の要請）

第3条 警察署は、庁舎使用不能時に協力施設の使用を求める必要が生じたときは、市に対して、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面により要請する。

- 2 警察署は、協力施設の使用について緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- 3 市は、前2項の規定により要請を受けたときは、可能な範囲において、施設使用について積極的に協力するものとする。

### （施設の適切な管理）

第4条 警察署は、協力施設を仮庁舎として使用する場合は、市及び施設管理者の指示に従い、警察署の責任において適切に管理するものとする。

- 2 二次災害を防止するため、市が警察署の使用できる施設及び設備に制限を加える場合、警察署はこれに従うものとする。

### （使用期間）

第5条 協力施設を警察署の仮庁舎として使用できる期間は、市と警察署で協議の上、決定するものとする。

### （使用の終了）

第6条 警察署は、仮庁舎としての協力施設の使用を終了する場合には、その旨を書面

により通知するとともに、協力施設を原状に回復した上で、市の確認を受けるものとする。

(費用負担)

第7条 警察署が仮庁舎として協力施設を使用する場合の施設使用料(光熱水費を含む)は、原則として免除とする。ただし、警察署の業務で必要となる非常用発電機、寝具等に係る費用は、警察署が負担するものとする。

(損害賠償)

第8条 警察署が仮庁舎として協力施設を使用した場合の施設、設備等の破損、滅失等については、警察署の責任において速やかに原状回復又は損害賠償するものとする。

ただし、地震、暴風等による破損は、この限りでない。

2 市は、協力施設が警察署の仮庁舎として使用された場合において、協力施設が破損したことを確認したときは、速やかに警察署に報告するものとする。

(事故等に係る責任)

第9条 市は、警察署が仮庁舎として協力施設を使用した場合、協力施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、市の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と警察署が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は警察署が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と警察署が記名(又は署名)押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年8月8日

廿日市市下平良一丁目11番1号  
広島県廿日市市長 眞野 勝弘

廿日市市本町1番10号  
広島県廿日市警察署長 小西 明

## 災害時における避難所等への食糧供給に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と越智製パン株式会社（以下「事業者」という。）は廿日市市内において、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、避難所等への食糧供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における市の要請に応じ、事業者が避難所等への食糧供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（業務協力の要請）

第2条 市は、災害時における災害応急対策業務（以下「業務」という。）の実施にあたり、事業者の避難所等への食糧供給が必要であると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、事業者に対して文書又は口頭で要請するものとする。

- （1） 配送する避難所等（廿日市、大野地域で市が指定する避難所）
- （2） 米飯又はパンを提供する概数量

（業務協力の実施）

第3条 事業者は、市から前条の規定により避難所等への食糧供給の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、直ちに協力体制を整え、事業者の所有する設備で調理を実施し、必要箇所数ごとに必要な数量に分配するものとする。

- 2 食糧の運搬については、事業者が行うものとする。ただし、事業者は必要に応じて市に対し、運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第4条 市の要請により事業者が避難所等への食糧供給に要する費用は、市が負担する。

- 2 費用の負担方法については、市と事業者が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第5条 この協定に基づき、避難所等への食糧供給に従事した事業者の従業員が、当該業務において負傷、若しくは疫病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、事業者の責任において行うものとする。

(実施細目)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、市と事業者が協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、市と事業者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、市又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と事業者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年1月26日

市 廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
市長 眞野勝弘

事業者 廿日市市下平良一丁目7番15号  
越智製パン株式会社  
代表取締役社長 越智行雄

## 災害時におけるLPガス等の調達及び供給に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と広島県LPガス協会広島西地区協議会（以下「事業者」という。）は、災害時におけるLPガス等の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、事業者が市の要請に応じ、避難所等で使用するLPガス等の調達及び供給について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 市は、災害時にLPガス等を調達する必要があると認めるときは、事業者に要請することができる。

2 前項の要請は、市からのLPガス等救援物資供給要請書（別紙様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

### （LPガス等の優先供給）

第3条 事業者は、前条の規定により市の要請を受けたときは、速やかに適切な措置をとるとともに可能な範囲において、優先的に市にLPガス等を供給するものとする。

### （LPガス等の範囲）

第4条 市が事業者に供給を要請するLPガスは次に掲げるものとする。

- (1) LPガス
- (2) その他市が指定するもの（ガスコンロ、ガス炊飯器など）

### （LPガス等の搬送及び引渡し）

第5条 事業者は、LPガス等の搬送及び引渡しについては、市の指示（LPガス等の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

2 LPガス等の搬送及び設置は、原則として事業者が行うものとし、市は、市の指定する場所に職員又は市の指定する者を派遣し、要請に係るLPガス等を確認の上、事業者から引渡しを受けるものとする。

3 事業者は、L P ガス等の引渡しが完了したときは、速やかに文書で市に報告するものとする。

(費用)

第6条 この協定に基づき、事業者が供給したL P ガス等の対価及び事業者が行った搬送等の費用については、市がこれを負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における仕入価格を基準として市・事業者協議の上、決定するものとする。

3 市の事業者に対する費用の支払い方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

(情報の交換)

第7条 市及び事業者は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、同日前までに市又は事業者が、この協定を更新しない旨の意思表示をしない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後この例による。

(その他)

第9条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合又は、この協定に定めのない事項で必要がある場合は、市、事業者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、事業者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年1月29日

市 廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
廿日市市長 眞野勝弘

事業者 広島市佐伯区千同一丁目24番11号  
広島県L P ガス協会広島西地区協議会  
広島西地区協議会会長 畠田恒次

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

広島県LPガス協会広島西地区協議会

企業名

代表者

様

廿日市市長

**LPガス等救援物資供給要請書**

災害時におけるLPガス等の調達及び供給に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（廿日市市連絡担当者）

所 属	
職 名	
氏 名	
連絡先電話番号	

## 災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「事業者」という。）は、廿日市市内において災害等が発生したとき又は災害等が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活関連物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に市が事業者の協力を得て、被災者に対して、より速やかにかつ円滑に物資の供給ができるようにすることを目的とする。

### （要請）

第2条 災害時において市が物資を必要とする場合は、事業者に対して物資の供給を要請する。

2 前項の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した要請書（別紙）をもって行うものとするが、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 事業者は、市から前条の要請を受けたときは、事業者の営業に支障がない範囲において、要請事項について適切な処置を取り、市に対し、速やかに物資を供給するものとする。

### （支援体制の整備）

第4条 事業者は、前条の規定により市から協力要請を受けたときは、事業者が加盟する生活協同組合連合会等（以下「連合会等」という。）に対して、連合会等が保有する物資の供給、輸送等について協力を要請し、連合会等と連携して、市の要請に応えるものとする。

### （物資の種類）

第5条 市が、事業者に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、事業者が調達可能な物資とする。

- (1) 別表「災害支援物資調達リスト」に掲げる物資
- (2) その他市が指定する物資

### （物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は市が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として事業者が行うものとする。ただし、事業者による運搬が困難な場合は、別に市が指定する者が行うものとする。

### （損害の負担）

第7条 第6条の規定に基づく、運搬業務により生じた損害の補償については



市と事業者が協議をして定めるものとする。

(費用負担)

第8条 事業者が供給した物資の対価及び事業者が行った搬送等の費用については、市がこれを負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、市及び事業者が協議して、その都度定めるものとする。

3 市の事業者に対する費用の支払い方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

(平常時の活動)

第9条 市及び事業者は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報の交換や市が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(1) 市の連絡責任者は、総務部危機管理課長とする。

(2) 事業者の連絡責任者は、総合企画室統括部長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた事項については、その都度、市及び事業者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年2月1日

市 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
市長 眞野 勝弘

事業者 広島県廿日市市大野原一丁目2番10号  
生活協同組合ひろしま  
理事長 惠木 尚

## 災害情報の放送に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社ちゅピ COM ふれあい（以下「事業者」という。）は、廿日市市内において災害が発生した場合またはその発生が予想される場合に行う災害に係る情報（以下「災害情報」という。）の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時に市民に対し、災害情報の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図るとともに市民生活の安全を確保するために、市が事業者から災害情報に関する放送（以下「災害緊急放送」という。）を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

### （放送基準）

第2条 災害緊急放送は、次の各号のいずれかに該当するときに実施するものとする。

- （1）市において災害対策本部又は災害警戒本部が設置され、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるとき。
- （2）大規模な火災、事故その他重大な災害の発生により、市民に対し緊急に災害情報を伝達しなければ市内の被害が増大し、市民が混乱に陥るおそれがあるとき。

### （放送）

第3条 事業者は、前条各号に規定する場合において、市からの要請により災害緊急情報の放送及び災害緊急情報のテロップ表示を実施するものとする。

- 2 災害緊急情報の放送及び災害緊急情報のテロップ表示は事業者の所有する放送設備を使用し、事業者の自主放送チャンネルにおいて放送するものとする。
- 3 災害緊急放送の際に放送する災害情報に関連する映像は、事業者が判断し放送するものとする。

### （運用）

第4条 災害緊急放送の運用は、次の各号に定める手順により実施する。

- （1）市はファクシミリ、電話又は電子メールにより、事業者から災害緊急放送の要請である旨を明示して災害情報の概要を伝達する。

(2) 事業者は、災害緊急放送の要請を受けたときは、事業者の自主チャンネルにおいて、状況に応じて適時繰り返し放送を行う。

(費用負担)

第5条 災害緊急放送に係る費用は事業者の負担とする。

(補則)

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、市と事業者が協議して定めるものとする。

(効力発生日)

第7条 この協定は、平成30年2月1日から効力を生じるものとする。  
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市、事業者記名押印のうち、各自1通を保有するものとする。

平成30年2月1日

市 廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
市長 眞野 勝弘

事業者 広島市中区土橋町7番1号  
株式会社ちゅピCOMふれあい  
代表取締役社長 岡谷 義則

## 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社アクティオ（以下「事業者」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、市の要請に応じ、事業者が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （提供の要請）

第2条 市は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、別に定めるレンタル資機材一覧により事業者の可能な範囲で調達できる建設資機材（以下、「建設資機材等」という。）の優先的な提供を要請するものとする。なお、建設資機材等の提供に伴い、運転指導及び維持管理、その他労力を必要とする場合は、災害時において別途協議するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

### （提供等）

第3条 事業者は、前条の規定による要請を受けた時は、建設資機材等を市に優先的に提供するものとする。

2 前項の規定による提供は、市から災害に関する業務を受注した業者（以下「受注業者」という。）への提供も行うことが出来るものとする。

### （費用の負担）

第4条 市及び受注業者は、建設資機材等の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は災害時直前における適正価格とする。

### （費用の請求先）

第5条 事業者は、市に建設資機材等を提供した場合は、当該費用の請求先は市とし、受注業者に建設資機材等を提供した場合は、当該費用の請求先は受注業者とする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、市においては総務部危機管理課長、事業者においては株式会社アクティオ広島西営業所長とする。

2 前項の市及び事業者の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を文書にて行うものとする。

(情報交換)

第7条 市と事業者は、平常時から相互の連絡体制及び建設資機材等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両方協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市または事業者が 文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市、事業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年2月1日

市 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
市長 眞野 勝弘 印

事業者 東京都中央区日本橋三丁目12番2号  
株式会社アクティオ  
代表取締役 小沼 直人 印

## 災害発生時における廿日市市と廿日市市内郵便局の協力に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と廿日市市内郵便局（以下「事業者」という。）は、廿日市市内で発生した地震その他による災害時において、市及び事業者が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

なお、平成9年10月21日に市と事業者との間で締結した「災害時における廿日市市、廿日市市内郵便局間の相互協力に関する覚書」は、本協定締結日の前日を以ってその効力を失うものとする。

### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 市及び事業者は、廿日市市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配

達用車両は除く。）

(2) 市又は事業者が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難

先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 事業者が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の市への情報提

供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取

集、交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）：避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

### （協力の実施）

第3条 市及び事業者は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他の別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、市、事業者協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 市及び事業者は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 市及び事業者は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

市 廿日市市 総務部 危機管理課長  
事業者 日本郵便株式会社 廿日市郵便局長 (総務部長)

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年2月7日～平成30年3月31日までとする。ただし、市又は事業者から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成30年2月7日

市 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
市長 眞野 勝弘

事業者 広島県廿日市市新宮一丁目16番10号  
日本郵便株式会社  
廿日市郵便局 代表者  
廿日市郵便局長 江 角 幸 春

広島県廿日市市宮内1065番地4  
日本郵便株式会社  
廿日市市内郵便局 代表者  
宮内郵便局長 後 藤 浩 之

## 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ（以下「事業者」という。）は、土砂、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、住民、滞在者等（以下「住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、事業者が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （使用用途）

第2条 この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の規定による指定緊急避難場所とする。

### （使用施設）

第3条 事業者は、事業者が所有する次の施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

- (1) 施設名称 ケアセンターそよ風
- (2) 所在地 廿日市市上平良1355番地19
- (3) 所有者 株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造、地上3階
- (5) 建築年 平成19年
- (6) 使用範囲 1階：食堂・機能回復訓練室、会議室、休憩室、相談室、男子・女子更衣室  
2階・3階：廊下、居間・食堂、共同生活室、医務・静養室、エレベーター前ホール

### （使用の通知）

第4条 市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する際、事前に事業者に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

- 2 市は、指定緊急避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定に係らず、事業者の承認した施設を指定緊急避難場所として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、市は事業者に対し使用した旨を文書又は口頭で通知するものとする。

### （使用施設への職員の派遣）

第5条 市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する場合、事業者に対して職員の派遣を要請することができる。

- 2 事業者は、前項の規定により市から要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

### （使用期間）

第6条 指定緊急避難場所としての使用期間は、緊急に避難が必要な土砂、洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときから、発生のおそれが解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が指定緊急避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

### （使用の終了）

第7条 市は、使用施設について指定緊急避難場所としての使用を終了する際は、その旨を文書又は口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復し、事業者の確認を受けるものとする。



(費用負担)

第8条 使用施設の使用料は、無料とする。ただし、第5条第1項の規定により、事業者が職員を派遣したときの人件費及び避難者対応のため施設の物資を使用した場合の費用は、市が負担するものとする。

2 市の事業者に対する費用の支払方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

(使用施設の破損時の対応)

第9条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波、暴風等による破損及び住民等の故意による破損は、これに含まれないものとする。

2 事業者は、使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合において、使用施設が破損したことを確認したときは、速やかに市に報告するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 事業者は、使用施設に住民等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、事業者の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(施設変更等の報告)

第11条 事業者は、使用施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、市に報告するものとする。

(指定緊急避難場所の表示及び公開)

第12条 市は、使用施設の住民等から見やすい箇所に「指定緊急避難場所」である旨を表示する看板等を設置し、広報紙、市ホームページ等により住民等に対して周知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と事業者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と事業者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年3月26日

市 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
代表者 市長 眞野 勝弘

事業者 東京都港区北青山二丁目7番13号  
株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ  
代表者 代表取締役社長 中川 清彦

## 災害時等における車両提供に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と吉和神楽団（以下「神楽団」という。）とは、災害時等における車両の貸与協力（以下、「車両提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、廿日市市地域防災計画にもとづき、吉和地域の災害応急対策活動を円滑に実施するため災害時における神楽団が所有する車両提供（登録番号広島100 せ 4823）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 災害時等において市が車両提供の必要があると判断した時は車両提供について、協力を要請することができる。

2 市の神楽団に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により行い、事後において文書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 神楽団は、前条の規定により市から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに協力するものとする。

### （車両の提供方法）

第4条 市の要請により神楽団が市に提供する車両の引渡し場所は、市が指定した車両の保管場所である花原倉庫とする。

### （費用負担）

第5条 市は、第3条の規定により神楽団が実施した車両提供に要した費用を負担するものとする。

2 車両の賃料は無償とする。

3 前項に規定する費用は、災害時等の直前における適正価格を基準として、市と神楽団が協議の上、決定するものとする。

4 市が指定した車両の保管場所である花原倉庫の使用料は無償とする。

5 市の神楽団に対する費用の支払い方法は、市の通常の支払い方法によるものとする。

6 上記以外の経費が発生した場合は、市と神楽団が協議の上、決定するものとする。

(廃止届等)

第6条 神楽団は、車両の廃車等により車両の提供に協力できない状態になった場合は、すみやかに市へ届け出るものとする。

(防災訓練等)

第7条 市及び神楽団は、協定に基づく協力が円滑に行えるよう、必要な訓練等を随時行うとともに、連絡体制、連絡方法等について、常に点検、改善に努め、相互に情報交換するものとする。

(損害賠償)

第8条 神楽団は、市の要請した活動中に、第三者等に損害を与えた場合は、神楽団が加入している保険を適用し、市への費用請求は行わないものとする。

(疑義の協議)

第9条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、市と神楽団が協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は神楽団が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と神楽団が署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年3月25日

廿日市市

代表者 廿日市市長 眞野 勝弘

廿日市市吉和751番地6

吉和神楽団 団長 能島 文範

## 災害時における災害応急対策業務に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と全日本高速道路レッカー事業協同組合（以下「事業者」という。）とは、災害時における応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風雪水害その他の災害時における災害応急対策業務として災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第76条の6に基づく車両その他の物件（以下「車両等」という。）の移動を実施するため、市及び事業者における基本的事項を定め、早期復旧及び被害の拡大防止に資することを目的とする。

### （業務内容）

第2条 市が事業者に対し、要請を行う業務は、法第76条の6に基づく車両等の移動とする。

2 車両等の移動を行う場合は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」により行うものとする。

### （協力要請）

第3条 市は、車両等の移動の必要があると認めるときは、事業者に対し協力を要請することができるものとする。

2 市は、車両等の移動の要請を書面又は電話等により行い、電話等による場合は、後日速やかに書面を提出するものとする。

### （協力体制）

第4条 事業者は、車両等の移動を行う場合は、市が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

2 市及び事業者は、あらかじめ協議の上、連絡体制を整備するものとする。

### （費用の負担）

第5条 市の要請により、事業者が車両等の移動を行った場合に要する費用は、市が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、市及び事業者が協議して別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

- 第6条 事業者は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、事業者の責任において処理解決に当たるものとする。ただし、車両等の移動に際して、車両等に損失が生じた場合は、法第82条の規定により、通常生ずべき損失について、市が車両等の占有者、所有者又は管理者（以下「占有者等」という。）に補償するものとする。
- 2 車両等の移動に起因する占有者等との紛争については、市及び事業者が協議して、解決に当たるものとする。

(有効期間)

- 第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了日の1月前までに、市又は事業者から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等)

- 第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市及び事業者が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年12月17日

市 廿日市市  
代表者 廿日市市長 松本 太郎

事業者 東京都港区赤坂八丁目7番15号  
全日本高速道路レッカー事業協同組合  
理事長 亀山 善之

## 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

広島県厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）と廿日市市（以下「市」という。）は、津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「浸水災害時」という。）における指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、浸水災害時において、住民、滞在者等（以下「住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、厚生連が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （使用用途）

第2条 この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の規定による指定緊急避難場所とする。

### （使用施設）

第3条 厚生連は、広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院（以下「広島総合病院」という。）の次の施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

- (1) 施設名称 広島総合病院利用者用立体駐車場
- (2) 所在地 廿日市市地御前一丁目1100番2地内
- (3) 構造等 鉄構造、5層6段 自走式駐車場
- (4) 建築年 令和2年
- (5) 使用範囲 駐車場（2～5階及びR階）、スロープ

### （使用の通知）

第4条 市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する際、広島総合病院に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

2 市は、指定緊急避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定に係らず、広島総合病院の承認した施設を指定緊急避難場所として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、市は広島総合病院に対し使用した旨を文書又は口頭で通知するものとする。

### （使用期間）

第5条 指定緊急避難場所としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがあるときから、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が指定緊急避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

### （使用の終了）

第6条 市は、使用施設について指定緊急避難場所としての使用を終了する際は、その旨を文書又は口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復し、広島総合病院の確認を受けるものとする。

### （費用負担）

第7条 使用施設の使用料は、津波、洪水又は高潮に対し、市が避難情報を発令した場合、無料とする。ただし、広島総合病院が職員を派遣した場合の人件費は、市が負担するものとする。

(使用施設の破損時の対応)

第8条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損及び汚損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波、暴風等による破損及び汚損及び住民等の故意による破損及び汚損は、これに含まれないものとする。

2 広島総合病院は、使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合において、使用施設が破損及び汚損したことを確認したときは、速やかに市に報告するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 厚生連及び広島総合病院は、使用施設に住民等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、厚生連及び広島総合病院の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(施設変更等の報告)

第10条 厚生連は、使用施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となる場合には、市に報告するものとする。

(指定緊急避難場所の表示及び公開)

第11条 市は、使用施設の住民等から見やすい箇所に「指定緊急避難場所」である旨を表示する看板等を設置し、広報紙、市ホームページ等により住民等に対して周知するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、厚生連と市が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、厚生連と市が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

(避難施設間の連携)

第14条 広島総合病院利用者用立体駐車場と官民複合施設は避難施設としての連携を図ることとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、厚生連と市が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年3月18日

広島県厚生農業協同組合連合会  
代表者 代表理事理事長 岡田 仁志

廿日市市  
代表者 廿日市市長 松本 太郎

## 日本赤十字社広島県支部廿日市地区災害救援用自動車の使用に関する覚書

- 第1条 日本赤十字社広島県支部廿日市地区を「甲」とし、廿日市市長を「乙」として、日本赤十字社廿日市地区災害救援用自動車「車両番号：広島400ぬ8796」（以下「自動車」という。）の使用について、この覚書を締結する。
- 第2条 自動車は、甲の災害・事故その他緊急を要する救護等の業務を実施するため使用する者であるが、県民の健康・安全の推進を目的とし、甲の業務に支障の無い範囲で、無償で乙の災害救援業務又は福祉業務等の公共又は公用業務に使用することができる。
- 第3条 自動車の維持・管理に要する経費は、原則として甲が負担するものとするが、乙の業務により自動車を使用した際に要した燃料等の実費については、乙が負担するものとする。
- 第4条 乙は自動車の運転者に対して、事故防止に万全を期するよう必要な措置を講ずるとともに、甲が備える運行日誌等に用務内容等を記入させるものとする。
- 第5条 この覚書に定めるもののほか、その他必要な事項については、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。
- 第6条 この覚書について、甲、乙は相互に協力して目的を達成することを誓約し、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ一通を保有するものとする。

令和2年3月31日

甲 日本赤十字社広島県支部廿日市市地区長

乙 廿日市市長



## 災害時における物資供給に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「事業者」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市が事業者と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、市が災害対策本部を設置し、事業者に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （供給等の協力要請）

第3条 市は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、事業者に調達可能な物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第4条 市が、事業者に供給を要請する物資の範囲は、事業者が別表に掲げる物資及び事業者が調達可能な市が必要とする物資とする。

### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第6条 事業者は、前条の規定により市から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 事業者は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により市に報告するものとする。

### （引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、市が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として事業者が行うものとする。ただし、事業者が自ら運搬することができない場合は、市が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 市は、事業者が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、事業者が供給した物資の代金及び事業者が行った運搬等の経費は、市が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、市と事業者が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、事業者の請求により、市が支払うものとする。

2 市は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を事業者に支払うものとする。

(担当者名簿の作成)

第10条 市及び事業者は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第11条 市と事業者は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、市と事業者が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

廿日市市

代表者 廿日市長 松本太郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

事業者 NPO 法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 雄 一 郎

## 災害時における物資の供給に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「事業者」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 市は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、事業者に対し、事業者の保有する物資の供給を要請することができる。

### （物資の範囲）

第2条 市が事業者に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、事業者が保有する物資とする。

- (1) 「災害時における供給可能な物資の範囲（別表）」に掲げる物資
- (2) その他市が指定する物資

### （要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の供給要請は、原則として文書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （物資の取引価格）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格を基準として、市及び事業者が協議の上、定めるものとする。

### （物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、市が指定する場所で行うものとし、市は当該場所へ職員を派遣し、供給物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 事業者は、物資を納品した場合、速やかに文書（別記第2号様式）により報告するものとする。

### （代金の支払い）

第6条 事業者は、第5条の引渡し後に物資の代金を市に請求するものとし、市は、事業者に速やかに物資の代金を支払うものとする。

(担当者名簿の作成)

第7条 市及び事業者は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第8条 市及び事業者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、その都度、市及び事業者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する1箇月前までに市又は事業者が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、市及び事業者それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年5月25日

市 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
市長 松本 太郎

事業者 島根県益田市下本郷町206番地5  
株式会社ジュンテンドー  
代表取締役社長 飯塚 正

## 別表（第2条関係）

## 災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
作業関連用品	作業シート、標識ロープ、カラーコーン、誘導灯、投光器、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ショベル、移植ゴテ、ホースリール、散水ノズル、噴霧器、高圧洗浄機、エンジンポンプ、はしご、脚立
保存・掃除関連用品	ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、ほうき、竹ぼうき、ちりととり、ぞうきん、デッキブラシ、水モップ
衛生関連用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプー含）、歯ブラシ、練り歯磨き、スプレー式殺虫剤、蚊取り線香
飲食・炊事関連用品	紙食器（コップ、皿、椀等）箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、魔法瓶、鍋、やかん、包丁、ラップ、ホイル
暖房・灯火用品	発電機、石油ストーブ、扇風機、カセット式ガスコンロ、ガスボンベ、木炭、練炭コンロ、練炭、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ローソク、ライター、マッチ、使い捨てカイロ
衣類	肌着、運動靴、靴下、防寒着、スリッパ、サンダル
寝具関連用品	タオル、毛布、枕、敷物
飲料品	ペットボトル入りミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク等
住宅資材関連	木材・合板各種、壁紙、ふすま紙、障子紙、フローリング材
その他	簡易トイレ、携帯トイレ、拡声器

## 災害に係る情報発信等に関する協定

廿日市市（以下「市」という。）及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させるため、市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

する。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、市から提供を受ける情報について、市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、市又はヤフーが文書をもって本協定の終了を通知しない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、市とヤフー両者記名押印の上各1通を保有する。

令和2年5月25日

市 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
市長 松本太郎

ヤフー 東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊健太郎

## 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と広島県（以下「県」という。）とは、土砂、洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における指定緊急避難場所としての宮島口旅客ターミナルの使用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、観光客、市民、施設利用者等（以下「観光客等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、県が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （使用用途）

第2条 この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の規定による指定緊急避難場所とする。

### （対象施設）

第3条 県は、県が所有する次の施設（以下「対象施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

施設名称	宮島口旅客ターミナル
所在地	廿日市市宮島口一丁目11番1号
施設の種類	共同住宅、事務所、店舗、立体駐車場、 <u>その他</u> （旅客ターミナル）
構造等	鉄骨造
面積、階数等	建築面積 2637.63 m <sup>2</sup> 延面積 2174.39 m <sup>2</sup> 地上2階
工事着手（建築確認）年月日 （不明な場合は建築年月日）	<input type="checkbox"/> 工事着手 平成 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 建築年 令和2年2月29日完成
耐震診断の評価、耐震工事の状況 （新耐震設計基準施行前の建物のみ）	（※昭和56年6月以前に着工した建物のみについて回答）
常時避難可能状況	解放外階段・ <u>常駐警備員</u> ・その他（ ）
所有者承諾 （承諾者が所有者以外の場合）	住所 会社名 職・氏名 電話番号 印



(使用範囲)

第4条 市は、次に掲げる範囲を指定緊急避難場所として使用する。

避難場所	2階 多目的スペース、会議室1、会議室2、多目的室 等
収容人数	約170人程度 ※1.65㎡あたり1人で算定
避難経路	物販施設横の階段、JRF切符売り場横の階段を使用して避難
入口	中央部2か所

(使用期間)

第5条 対象施設の使用期間は、災害時に、公共交通機関が停止する等により、宮島口付近に観光客等の滞留が見込まれる場合において、市が、当該施設を指定緊急避難場所として開設する時から、公共交通機関が復旧し、避難者の帰路の安全が確保された場合や、他の避難所に避難者を誘導した場合など、指定緊急避難場所を閉鎖するまでとする。

(指定緊急避難場所の使用等にかかる留意事項の周知)

第6条 市は、指定緊急避難場所の使用等に関し、自主防災組織等と連携して観光客等に対して次の事項の周知に努める。

- (1) 避難については、災害発生前の気象情報や市が発令する避難勧告等に従って、早期に安全な場所へ避難することが基本であること。
- (2) 指定緊急避難場所は、市が開設する指定避難所への避難途上等において、目前急迫の災害の危険にさらされた場合等の緊急一時的に身の安全を守るために使用するものであり、当該施設に依存し、早期の避難行動を怠ることがあってはならないこと。
- (3) 指定緊急避難場所は、全ての避難者の確実な収容が保障されるものではないこと。
- (4) 指定緊急避難場所は、前条に定める期間において一時的に使用するものであり、市が開設する指定避難所とは異なり、避難者の長期的な滞在等を対象としたものではないこと。

(解錠)

第7条 使用施設の門扉等の解錠は市（施設管理者）が行うものとする。

(施設変更の報告)

第8条 県は、対象施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により指定緊急避難場所としての使用が不能となるときは、市に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 対象施設を指定緊急避難場所として使用する場合等の費用は無償とする。

(対象施設の原状復旧)

第10条 対象施設を指定緊急避難場所として使用したことにより、施設(第4条に定める使用範囲にある物品を含む。)に破損等(地震による揺れ等、災害による破損等を除く。)が生じた場合は、原則として市が原状復旧に要する費用を負担する。

(避難時の事故等に係わる責任)

第11条 県は、対象施設に緊急避難した観光客等に事故が生じた場合において、一切の責任を負わないものとする。

(指定緊急避難場所の表示及び公開)

第12条 市は、対象施設に、「指定緊急避難場所」である旨を表示する標識板等を設置し、市の所管するホームページ等により観光客等に対して周知するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、文書をもって協定の終了の通知がないときは、引き続き1年間更新するものとし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市と県が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と県が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年8月31日

廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
市長 松本 太郎

広島市中区基町10番52号  
広島県  
県知事 湯崎 英彦

## 災害発生時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）及び広島県行政書士会（以下「行政書士会」という。）は、廿日市市内で地震、風水害等の自然災害その他大規模災害（火災、爆発等その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事件、事故等を含む。）が発生したとき（以下「災害時」という。）における、行政書士会が被災者への支援として実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において行政書士会が実施する支援可能な行政書士業務（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定める。

### （業務の範囲）

第2条 支援業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務
- (2) 被災者支援相談センターの開設
- (3) その他、市が必要とする業務

2 行政書士会は、被災者支援相談センターを開設する際、その開設場所について、あらかじめ市と協議するものとする。ただし、市が被災等により協議することができない場合は、この限りでない。

### （支援業務の要請）

第3条 市は、災害時において、被災者支援のため市が必要と認める場合は、行政書士会に対して支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

### （行政書士の派遣）

第4条 行政書士会は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに要請内容による支援業務を実施するための措置を行い、その措置の状況を市に報告するとともに、市の要請場所に会員を派遣するものとする。

### （報告）

第5条 行政書士会は、支援業務を実施した場合は、市の定める期限までに、その状況について書面で報告を行うものとする。

### （連絡体制）

第6条 市及び行政書士会は、災害時における被災者支援に支障のないように、常に連絡体制に努めるものとする。

2 行政書士会は、支援業務の実施に当たり、広島県行政書士会県内支部に対して必要な調整を行うものとする。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の要請に基づき行う第4条に規定する行政書士の派遣に要する費用は、行政書士会の負担とする。

2 支援業務の実施に要する費用は、行政書士会の負担とする。ただし、第2条第1項第1号に掲げる業務のうち行政書士法第1条の2及び第1条の3第1項第1号から第3号までに掲げる業務に係る費用は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

(損害への対応)

第8条 この協定に基づく支援業務を行う際、行政書士会又は行政書士会の会員に損害が生じた場合、市の責めに帰すべき事由によらないものについては、行政書士会の責任において対処する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに市、行政書士会双方又はいずれか一方から何らの意思表示がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、市と行政書士会が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、市、行政書士会両者が署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年3月16日

市 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市

市 長

行政書士会 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ10階  
広島県行政書士会

会 長

## 災害時等における電気自動車等の支援に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）、広島三菱自動車販売株式会社（以下「広島三菱」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「三菱自動車」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し、次の条項により協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、廿日市市内で自然災害や大規模停電、その他市民の生命・身体及び財産に重大な被害が生じる緊急の事態が発生した場合において、市、広島三菱及び三菱自動車が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、市、広島三菱及び三菱自動車が共に理解醸成に努めるものとする。

### （電動車両等の種類）

第2条 広島三菱または三菱自動車が市に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

### （貸与の要請）

第3条 市は、災害の発生時における応急対策のため、広島三菱が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、三菱自動車に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた三菱自動車は、広島三菱が貸与することが可能な電動車両等を確認し、広島三菱と調整の上、当該要請に係る対応について市に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、市は広島三菱に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 広島三菱は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、広島三菱が保有する電動車両等を市に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 三菱自動車は、第2項の規定により市が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、広島三菱が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

### （電動車両等の引き渡し等）

第4条 広島三菱は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を市に貸与する場合は、市の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、市が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 広島三菱は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により市に連絡し、市に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、市と広島三菱、三菱自動車が協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 広島三菱が市に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、市、広島三菱及び三菱自動車が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等の係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、市が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、市、広島三菱及び三菱自動車が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、若しくは 電動車両等に生じた損害については、市が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、市、広島三菱及び三菱自動車が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 広島三菱は、電動車両等の貸与に当たり、広島三菱または三菱自動車の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、市は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに広島三菱へその旨を連絡し、広島三菱又は三菱自動車の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則市が負担するものとする。

(費用の支払い)

第10条 市、広島三菱及び三菱自動車は、この協定に基づく正当な費用について支払いの請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 市は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 広島三菱又は三菱自動車が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用

する。

(2) 原則として、廿日市市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、広島三菱に速やかに連絡する。

#### (電動車両等の管理)

第12条 市は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

#### (連絡責任者)

第13条 市、広島三菱及び三菱自動車は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

#### (電動車両等の情報提供)

第14条 広島三菱及び三菱自動車は、市から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を市に提供するものとする。

2 市は、広島三菱及び三菱自動車から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、広島三菱及び三菱自動車に提供するものとする。

3 市は、貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに広島三菱に連絡し、市、広島三菱及び三菱自動車で対応を協議するものとする。

#### (平時の取り組み)

第15条 市、広島三菱及び三菱自動車は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 広島三菱及び三菱自動車は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、市が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として広島三菱の負担とする。

#### (不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

#### (協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、市、広島三菱及び三菱自動車が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、市、広島三菱又は三菱自動車のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、市、広島三菱、三菱自動車それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年3月16日

市

広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
市長 松本 太郎

広島三菱

広島県広島市中区南竹屋町9-25  
広島三菱自動車販売株式会社  
代表取締役社長 岡本 精二

三菱自動車

東京都港区芝浦三丁目1番21号  
三菱自動車工業株式会社  
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄



## 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と宮島ボートレース企業団（以下「事業者」という。）とは、土砂、洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、観光客、市民、利用者等（以下「観光客等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、事業者が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （使用用途）

第2条 この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の規定による指定緊急避難場所とする。

### （使用施設及び使用範囲）

第3条 事業者は、事業者が所有する次の施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

### 【建 物】

施設名称	ボートレース宮島 外向発売所（パルボート宮島）	
所有者	所在地	廿日市市宮島口1丁目15番60号
	名称	宮島ボートレース企業団
構造等	鉄骨造	
建築年	平成27年	
避難場所	パルボート宮島内 「ROKU宮島」	
収容人数	90人程度	

### （使用時間）

第4条 指定緊急避難場所の使用時間は原則、パルボート宮島の営業時間（7時30分～21時15分）とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

### （使用の目的）

第5条 市は、使用施設を災害時にのみ観光客等の指定緊急避難場所として使用するものとする。

### （目的外使用の禁止）

第6条 市は、使用施設を前条に定める目的以外に使用してはならない。

### （使用期間）

第7条 使用施設の使用期間は、災害時に、公共交通機関が停止する等により、宮島口付近に観光客等の滞留が見込まれる場合において、市から避難場所の開設要請があった時から、公共交通機

関が復旧し、避難者の帰路の安全が確保された場合や、他の避難所に避難者を誘導した場合など、市が避難場所を閉鎖するまでとする。

(解錠)

第8条 使用施設の門扉等の解錠は事業者が行うものとする。

(使用の通知)

第9条 市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する際、事前に事業者に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

- 2 市は、指定緊急避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定に係らず、事業者の承認した施設を指定緊急避難場所として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、市は事業者に対し使用した旨を文書又は口頭で通知するものとする。
- 3 市及び事業者は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の連絡先担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(避難者対応)

第10条 使用施設内での避難者に対する対応（避難者数、氏名・住所等の避難状況の確認等）については、市が行うものとする。ただし、市の職員が到着するまでの避難者誘導等については事業者が行うものとする。

(使用の終了)

第11条 市は、使用施設について指定緊急避難場所としての使用を終了する際は、その旨を文書又は口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復し、事業者の確認を受けるものとする。

(費用負担)

第12条 使用施設の使用料は、無料とする。

(土地、施設及び備品の破損時等の対応)

- 第13条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の土地、施設及び備品の破損については、市が原状に復するものとする。ただし、地震や津波等の災害自体によって被害を被った場合については、市は補償を行わないものとする。
- 2 使用施設が観光客等の故意による汚損又は破損が生じた場合、汚損又は破損させた者に対して、市が責任をもって対処することとする。
  - 3 事業者は、使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合において、使用施設が破損したことを確認したときは、速やかに市に報告するものとする。

(避難時の事故等に係る使用責任)

第14条 事業者は、使用施設に観光客等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、事業者の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(施設変更等の報告)

第15条 事業者は、使用施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、市に報告するものとする。

(指定緊急避難場所の表示及び公開)

第16条 市は、「指定緊急避難場所」である旨を広報紙、市ホームページ等により観光客等に対して避難場所の災害種別が分かるように周知するとともに、避難場所開設時には、使用施設の観光客等から見やすい箇所に「指定緊急避難場所」である旨を表示する看板等を設置する。

(運営マニュアルの作成)

第17条 市は、指定緊急避難場所の運営に関するマニュアルを事業者と協議して作成するものとする。

(有効期間)

第18条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と事業者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と事業者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

廿日市市平良一丁目11番1号

廿日市市

代表者 廿日市市長 松本 太郎

廿日市市宮島口一丁目15番60号

宮島ボートレース企業団

企業長補佐 鈴木 準市

## 災害時における物資供給に関する協定

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社ナフコ（以下「事業者」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する市の計画に対する事業者の協力について必要な事項を定める。

### （要請）

第2条 市は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、事業者に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 廿日市市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 廿日市市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

### （協力）

第3条 事業者は、市から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

### （調達物資の範囲）

第4条 市が事業者に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他市が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、事業者は、市の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

### （要請に基づく事業者の措置）

第6条 事業者は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を市に連絡するものとする。

### （価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、市および事業者が協議して定めるものとする。

### （運搬および引渡し）

第8条 事業者は、物資の運搬および引渡しについては、市の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として事業者が行うものとし、市は、市の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、事業者が搬送できない場合は、市の指定する運送業者が、事業者の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

- 3 市は、前項の職員の派遣を市の指定する者に代行させることができる。この場合、市

は文書（別記第2号様式）をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

4 事業者は、物資を納品した場合、速やかに文書（別記第3号様式）により報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 市は事業者が物資を運搬および供給する際は、事業者および事業者の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）

第10条 事業者は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を市に請求するものとし、市は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、市においては廿日市市役所総務部危機管理課とし、事業者においては株式会社ナフコ総務部とする。

（担当者名簿の作成）

第12条 市および事業者は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第13条 市および事業者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、市および事業者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、市と事業者が記名押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

市 廿日市市  
代表者 廿日市市長 松本 太郎

事業者 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号  
株式会社ナフコ  
代表取締役 石田 卓巳

## 別紙①

## 供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぼ、木炭、木炭コンロなど

## 大規模災害時の支援協力に関する協定

広島県を甲、廿日市市を乙、一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部を丙として、甲、乙及び丙は、広島県内で異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、広島県内に暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における丙及び丙の会員の支援協力について必要な事項を定め、公共土木施設の被災箇所の情報収集・調査・把握、その後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第6条第1項の規定による申請（以下「災害査定」という。）及び復旧工事を実施するための測量・設計を迅速に行うことを目的とする。

### (対象となる災害)

第2条 広島県内において、特別警報（気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の2第1項に規定する警報をいう。）が発表され発生した災害又は甲若しくは乙がこれに準じて必要と認めた災害をこの協定の対象とする。

### (支援協力の内容)

第3条 この協定に定める支援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲又は乙が管理する公共土木施設の被災状況に係る情報収集・調査・把握
- (2) 甲又は乙が管理する公共土木施設の災害査定及び復旧工事に係る被災箇所の測量及び設計
- (3) 支援協力にあたっての必要な情報提供
- (4) その他甲又は乙が特に必要と認める支援

### (支援協力の要請)

第4条 甲は、災害の発生後、乙と調整の上、この協定に定める支援協力が必要と認めるときは、書面により丙に支援協力の要請をすることができるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに書面を交付するものとする。

### (支援協力の要請に対する回答等)

第5条 丙は、前条の要請があったときは、書面により、支援協力の実施体制を速やかに甲に回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに書面を交付するものとする。

2 丙は、甲の依頼に基づき、毎年度当初に、あらかじめ、支援協力の実施体制の見込みを甲に回答するものとする。

### (契約の締結及び経費の支払い)

第6条 支援協力に係る委託契約の締結及び経費の支払については、支援協力の対象となった公共土木施設を所管する甲の建設事務所（支所）長若しくは広島港湾振興事務所長又は乙と

支援協力に当たる丙の会員との間において適切に処理するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙又は丙のいずれからこの協定を延長しない旨の意思表示がない場合は、更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名・押印をして、各自その1通を保有する。

令和3年6月11日

甲 広島市中区基町10-52  
広島県  
代表者 広島県知事 湯崎英彦

乙 廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
廿日市市長 松本太郎

丙 広島県広島市中区八丁堀1番8号エイトビル8階  
一般社団法人建設コンサルタント協会中国支部  
支部長 小田秀樹



## 大規模災害時の支援協力に関する協定

広島県を甲、廿日市市を乙、一般社団法人広島県測量設計業協会を丙として、甲、乙及び丙は、広島県内で異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、広島県内に暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における丙及び丙の会員の支援協力について必要な事項を定め、公共土木施設の被災箇所の情報収集・調査・把握、その後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第6条第1項の規定による申請（以下「災害査定」という。）及び復旧工事を実施するための測量・設計を迅速に行うことを目的とする。

### (対象となる災害)

第2条 広島県内において、特別警報（気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の2第1項に規定する警報をいう。）が発表され発生した災害又は甲若しくは乙がこれに準じて必要と認めた災害をこの協定の対象とする。

### (支援協力の内容)

第3条 この協定に定める支援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲又は乙が管理する公共土木施設の被災状況に係る情報収集・調査・把握
- (2) 甲又は乙が管理する公共土木施設の災害査定及び復旧工事に係る被災箇所の測量及び設計
- (3) 支援協力にあたっての必要な情報提供
- (4) その他甲又は乙が特に必要と認める支援

### (支援協力の要請)

第4条 甲は、災害の発生後、乙と調整の上、この協定に定める支援協力が必要と認めるときは、書面により丙に支援協力の要請をすることができるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに書面を交付するものとする。

### (支援協力の要請に対する回答等)

第5条 丙は、前条の要請があったときは、書面により、支援協力の実施体制を速やかに甲に回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに書面を交付するものとする。

2 丙は、甲の依頼に基づき、毎年度当初に、あらかじめ、支援協力の実施体制の見込みを甲に回答するものとする。

### (契約の締結及び経費の支払い)

第6条 支援協力に係る委託契約の締結及び経費の支払については、支援協力の対象となった公共土木施設を所管する甲の建設事務所（支所）長若しくは広島港湾振興事務所長又は乙と

支援協力に当たる丙の会員との間において適切に処理するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙又は丙のいずれからこの協定を延長しない旨の意思表示がない場合は、更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名・押印をして、各自その1通を保有する。

令和3年6月11日

甲 広島市中区基町10-52  
広島県  
代表者 広島県知事 湯崎英彦

乙 廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
廿日市市長 松本太郎

丙 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル5階  
一般社団法人 広島県測量設計業協会  
会長 森脇克彦

## 廿日市市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定

廿日市市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的等）

- 第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。
- 2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

### （対象）

- 第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。
- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
  - 二 その他甲と乙の協議により定めるもの
- 2 この協定の対象となる下水道施設は、別記のとおり（以下「協定下水道施設」という。）とする。

### （災害支援の内容）

- 第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。
- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
  - 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
  - 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
  - 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
  - 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

### （災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、対象施設及び支援内容を記載した文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メール又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合には、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、広島県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 廿日市市建設部下水道建設課

二 乙の事務局 日本下水道事業団中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年9月30日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年7月19日

甲 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
代表者 廿日市市長 松本 太郎

乙 東京都文京区湯島二丁目31番地27  
地方共同法人日本下水道事業団  
理事長 森岡 泰裕

別記（第2条関係） 協定の対象となる下水道施設の名称

- 一 廿日市浄化センター
- 二 大野浄化センター
- 三 宮島水質管理センター
- 四 友和浄化センター
- 五 吉和水質管理センター
- 六 昭北污水中継ポンプ場
- 七 太田污水中継ポンプ場
- 八 宮浜污水中継ポンプ場
- 九 塩屋沖污水中継ポンプ場
- 十 網之浦中継ポンプ場
- 十一 大元中継ポンプ場
- 十二 杉之浦中継ポンプ場
- 十三 包ヶ浦中継ポンプ場
- 十四 桜尾ポンプ場
- 十五 住吉ポンプ場
- 十六 榎之窪ポンプ場
- 十七 宮内ポンプ場
- 十八 扇ポンプ場
- 十九 田尻ポンプ場
- 二十 嘉永ポンプ場
- 二十一 宮島口ポンプ場
- 二十二 堤ポンプ場
- 二十三 小高江ポンプ場
- 二十四 深江第2ポンプ場
- 二十五 早時ポンプ場
- 二十六 上の浜ポンプ場
- 二十七 妙見ポンプ場
- 二十八 片浜ポンプ場
- 二十九 大国新開ポンプ場
- 三十 鱒浜ポンプ場

## 災害時における応急措置等の応援に関する協定書

廿日市市水道局（以下「甲」という。）と第一環境株式会社 広島支店（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害または大規模な事故（以下「災害等」という。）の発生時における応急対策を円滑に遂行するための措置（以下「応急措置等」という。）の応援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合の応急措置等の応援について、必要な事項を定めるものとする。

### （応援の要請）

第2条 甲は、甲の給水区域内で災害等が発生した場合で必要と認めたときは、乙に対して応急措置等の応援協力を要請することができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、甲の給水区域以外で災害等が発生し、当該地域を管轄する地方公共団体への応援措置等の支援を行う場合で必要と認めたときは、乙に対して応急措置等の応援協力を要請することができるものとし、乙は、要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

3 前2号に定める要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにした災害時応援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害等の発生状況
- (2) 応援の内容
- (3) 応援を必要とする人員数
- (4) 応援を必要とする資機材及び数量
- (5) 応援を必要とする場所及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### （要請に対する応援）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急措置等を行うための体制を確立のうえ、甲の指示に従い、応急措置等に従事するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対する応援が困難な場合は、理由を明らかにした文書により、甲に回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭（電話等も含む。）で回答することができるものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

### （応援の内容）

第4条 乙の行う応援の内容は、次の各号に掲げる業務のうち、甲が認めるものとする。

- (1) 給水活動の支援

- (2) 住民への広報活動
- (3) 住民からの電話対応
- (4) 災害情報等の収集及び甲への提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務

(応援の実施報告)

第5条 乙は、第2条に定める要請に基づき応援を行った場合は、応援活動報告書(第2条様式)により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が、この協定に基づく応援に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。ただし、第2条第2項または特別の事由があるときは甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙がこの協定に基づく応援を実施するにあたり、甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害を与えたときは損害賠償の責めを負うものとする。ただし、特別の事由があるときは甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 乙は、この協定に基づく応援の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の損害の対象は、応急措置等の従事者並びに第三者の身体又は財物を含むものとする。

(免責事項)

第8条 次の各号に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 天災事変、暴動その他の不可抗力による場合
- (2) 第三者の故意又は過失による場合

(危険負担)

第9条 乙は、この協定に基づく応援の実施にあたり、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において対処しなければならないものとする。

(補償)

第10条 乙は、この協定に基づく応援に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。



(状況の把握)

第11条 乙は、この協定に基づく応援に従事できる人員及び資機材等の把握に努めるものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この協定に基づく応援を実施する上で知り得た個人情報等を他に漏らしはならない。

(緊急連絡応援体制)

第13条 甲及び乙は、応援要請及び情報共有のため、あらかじめ緊急連絡応援体制を確立するものとする。

2 甲及び乙は、前項の体制に変更が生じた場合には、相互間において速やかに修正を行うものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が何らかの意思表示をしないときは、甲と乙が締結する廿日市市水道料金徴収等業務委託の期間内において、その効力は継続するものとする。

2 前項の意思表示は、文書によって行うものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

以上の協定締結の証として、本書2通を作成し、双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年(2021年)9月1日

甲 廿日市市水道事業  
廿日市市長 松本 太郎

乙 第一環境株式会社 広島支店  
支店長 根岸 弘行

## 災害に係る情報発信等に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社テレビ新広島（以下「T S S」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結した。

### （目的）

第1条 この協定は、市とT S Sが連携を図り、警戒レベルや警戒レベル相当情報等の防災情報及び発災後の生活支援情報等について、迅速かつ正確に情報発信することを目的とする。

### （情報発信の内容）

第2条 市とT S Sは、連携して次の事項について情報発信する。

- (1) 地震、風水害その他の災害に対する「警戒レベル」、「警戒レベル相当情報」、「避難所等の開設情報」等
- (2) 発災後における生活支援情報
- (3) 平時における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域等に関する情報、防災関連の取組に関する情報

### （情報発信の方法）

第3条 市からT S Sへの情報伝達は、Lアラート等により行うものとする。

2 T S Sは、前項で得た情報のうち特に「警戒レベル3」以上の情報については、T S Sの番組、速報スーパー、L字放送等のいずれかによって報道するとともに、T S Sのホームページ、公式SNS等でインターネットを通じて情報発信する。

### （費用の負担）

第4条 市及びT S Sは、この協定の運用に要する経費負担を一切求めないこととする。

(担当者名簿の作成)

第5条 市及びTSSは、この協定の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、市又はTSSが各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定める事項について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、市とTSSが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市とTSSが記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年12月21日

市 廿日市市

代表者 廿日市市長 松 本 太 郎

TSS 広島市南区出汐二丁目3番19号

株式会社テレビ新広島

代表者 代表取締役社長 箕 輪 幸 人

## 防災パートナーシップに関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と広島テレビ放送株式会社（以下「広島テレビ」という。）は、災害による被害の軽減と平常時における防災に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市と広島テレビが連携して災害の被害を軽減するための防災情報の発信及び平常時の防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において生ずる被害をいう。
- 3 防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

### （緊急時の情報発信の要請）

第3条 市は、目的で定める災害被害を軽減するために、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、広島テレビに対して電話、電子メール、ファックス等により情報発信を要請することができる。広島テレビは、市から要請を受けた際は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努める。

### （平常時の連携）

第4条 市及び広島テレビは、防災のために使用する目的のもと、市が見舞われた災害の映像・写真・画像等、防災関連資料の提供を、相手方に可能な範囲で協力する。

- 2 市及び広島テレビは、本協定の趣旨に基づき、それぞれが防災対策に資

する取組みを行うときは、可能な範囲で協力する。

(連絡担当者)

第5条 市及び広島テレビは、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先・連絡手段等を運用連絡表に記載し、互いに確認する。

2 市及び広島テレビは、毎年4月1日及び人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先・連絡手段等を運用連絡表に記載し、互いに確認する。

(協定期間)

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、市又は広島テレビが相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第7条 この協定の定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、市と広島テレビが協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、市と広島テレビ双方が記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和3年12月22日

市 廿日市市

代表者 廿日市市長 松本 太郎

広島テレビ 広島市東区二葉の里3丁目5番4号

広島テレビ放送株式会社

代表者 代表取締役社長 飯田 政之

## 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と日本赤十字広島看護大学（以下「大学」という。）とは、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、住民、滞在者等（以下「住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、大学が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （使用用途）

第2条 この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の規定による指定緊急避難場所とする。

### （使用施設）

第3条 大学は、大学が所有する次の施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

- (1) 施設名称 日本赤十字広島看護大学
- (2) 所在地 廿日市市阿品台東1番2号
- (3) 所有者 学校法人 日本赤十字学園
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造、地上3階
- (5) 建築年 平成12年
- (6) 使用範囲 1階：アリーナ（体育館）・ソフィアホール・学生食堂

### （使用の通知）

第4条 市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する際、事前に大学に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

### （使用施設の開設）

第5条 市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する場合、大学に対して施設の開設を要請することができる。

- 2 大学は、前項の規定により市から要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

### （使用期間）

第6条 指定緊急避難場所としての使用期間は、緊急に避難が必要な土砂、洪水、高潮、津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、浸水等が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が指定緊急避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

### （使用の終了）

第7条 市は、使用施設について指定緊急避難場所としての使用を終了する際は、その旨を文書又は口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復し、大学の確認を受けるものとする。

(費用負担)

第8条 使用施設の使用料は、無料とする。ただし、避難者対応のため施設の物資を使用した場合の費用は、市が負担するものとする。

2 市の大学に対する費用の支払方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

(使用施設の破損時の対応)

第9条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、暴風等による破損及び住民等の故意による破損は、これに含まれないものとする。

2 大学は、使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合において、使用施設が破損したことを確認したときは、速やかに市に報告するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 大学は、使用施設に住民等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、大学の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(施設変更等の報告)

第11条 大学は、使用施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、市に報告するものとする。

(指定緊急避難場所の表示及び公開)

第12条 市は、使用施設の住民等から見やすい箇所に「指定緊急避難場所」である旨を表示する看板等を設置し、広報紙、市ホームページ等により住民等に対して周知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と大学が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は大学が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と大学が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年3月31日

市 廿日市市

代表者 廿日市市長 松本 太郎

印

大学 廿日市市阿品台東一丁目1番2号

日本赤十字広島看護大学

代表者 学長 田村 由美

印

## 廿日市市被災者生活サポートボランティアセンターの設置運営等に関する協定書

廿日市市（以下「甲」という。）と廿日市市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、廿日市市被災者生活サポートボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、廿日市市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

### （センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

### （センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

### （センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

### （協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

### （センターの業務）



第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 廿日市市災害対策本部等との以下の情報の共有
  - ア 被災状況・避難情報
  - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
  - ウ ボランティアによる支援活動の状況
  - エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
  - オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務  
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む)、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営するセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 4年 3月 1日

甲 廿日市市  
代表者 廿日市市長 松本 太郎

乙 廿日市市新宮一丁目13番1号  
社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会  
代表者 会長 益本 住夫